

# 第Ⅱ編 一般災害対策

---



# 第1章 災害予防

## 第1節 総則

### 第1項 防災協働社会の形成推進

#### 1 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは非常に困難であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができる限り少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。その際、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限り推進し、ハード・ソフトを組み合わせた防災対策を実施していくことが必要である。

また、自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、住民一人ひとりの自覚に根ざした自助、発災時の避難・救助を隣近所で支えあう近助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」（平成18年、中央防災会議）を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるとともに、町、県、住民、民間事業者等、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めることとする。

#### 2 推進体制

##### (1) 減災に向けた住民運動の推進

町は、県と連携して、個人や家庭、地域、民間事業者、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う住民運動の展開に努めるものとする。

また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図ることに努めるものとする。

##### (2) 災害被害の軽減に向けた自発的な防災活動の推進

町は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努める。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や民間事業者等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

##### (3) 男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立

町は、多様な視点に配慮した防災を進めるため、坂祝町防災会議の委員への任命など防災の現場における女性の参画拡大など男女共同参画その他の多様な視点に配慮した防災体制の確立に努めるものとする。

##### (4) 関係機関と連携した防災対策の整備

平常時から県及び他市町村等関係機関間や、民間事業者等との間で協定の締結や連絡手段の確

保などの連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

さらに町は、県と連携して、幹部職員を対象とした研修を実施し、町の災害対応能力の向上に努めるものとする。

また、民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、町及び県は、民間事業者等との間で協定を締結し、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者等のノウハウや能力等を活用する。

#### (5) 罹災証明書の発行体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

町は、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

## 第2項 防災業務施設・設備等の整備

### 1 気象等観測施設・設備等

町は、気象等の自然現象の観測等に必要な気象等観測施設・設備を整備し、観測体制の充実、強化を図るとともに、取得した観測情報等を関係機関に提供する。

(注) 気象業務法（昭和27年法律第165号）では、気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象観測を行う場合には、国土交通省令で定める技術上の基準に従って、気象庁長官の登録を受けた者が行う検定に合格した気象測器でなければ、使用してはならない。また、観測施設を設置した場合は、その旨を届け出なければならない。

### 2 消防施設・設備等

町は、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制を確立する。

### 3 防災施設・設備等

町及び県は、防災関係機関の協力を得て、県が導入する防災ヘリコプター及びドクターヘリコプターの緊急離着陸場について実態の把握と、離着陸試験等を計画的に実施し、機能の確保を図るものとする。

### 4 通信施設・設備等

町は、防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、集落、市町村、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに、有線通信が途絶した場合でも通信を確保するため、無線通信施設等を整備し、その機能の充実と交信範囲の充実及び信頼性の向上に努めるとともに、万一これら施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め通信連絡機能の維持を図るものとする。

#### 5 水防施設・設備等

町は、重要水防区域、危険箇所等について把握し、水防活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の水防資機材を備蓄する。

#### 6 救助施設・設備等

町は、人命救助に必要な救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材及び乾パン、飯缶等の救助用食糧、生活必需品等の物資について適切に運用できるよう整備改善及び点検する。

#### 7 災害対策本部施設・整備

町は、災害対策活動の中核拠点として、迅速かつ正確な災害情報の収集伝達及び迅速かつ的確な指揮指令機能を有する災害対策本部機能の強化を推進するとともに、大規模な災害により本庁舎が損壊し、災害対策活動が実施不可能になることを避けるため、災害対策本部機能をもった代替施設の整備を図るものとする。また、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。

災害情報を一元的に把握し、共有することできる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

災害情報を一元的に把握し、共有することできる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

#### 8 迅速な参集体制の整備

災害発生時に速やかに応急対策体制を確保するには、職員の迅速な参集が不可欠である。町は、災害発生時の監視及び災害情報の迅速な収集・伝達体制等を確保するため、勤務時間外における日直体制の実施とともに、職員の徒歩等による参集時間参集ルート of 事前確認の実施など、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、より迅速な職員参集体制の整備を推進する。

その際、専門的知見を有する防災職員の確保及び育成、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の職場近傍での宿舍の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討する。

#### 9 広域防災拠点施設の指定

町は、大規模災害発生時に町内の迅速な災害対策活動のため、次の機能を有する広域防災拠点施設の指定を行うものとする。

##### (1) 救助活動拠点

県外から派遣される多数の警察、消防、自衛隊等の救助部隊を受け入れるための拠点

##### (2) 地域内輸送拠点

県外から、又は市町村域を越えて届く多種・大量の支援物資を被災地に効率的に配分するための拠点

(3) ライフライン復旧活動拠点

電気、ガス、上下水道等のライフラインの寸断が広域になった場合、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域応援体制等）の確保のための拠点

**10 その他施設・設備等**

町は、災害のため被災した道路・河川等の損壊の復旧等に必要な資機材の調達方法を検討する。

また、特に防災活動上必要な公共施設、指定緊急避難場所又は指定避難所に指定されている施設等の防災点検を定期的実施するとともに、緊急輸送道路の確保を早期に確実に図るため、あらかじめ輸送ルート確保計画を策定し、ネットワーク機能の向上を図るものとする。

## 第2節 防災教育・防災知識の普及

### 第1項 防災教育

#### 1 方針

災害を最小限に食い止めるには、町、県及び防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが日頃から「自分の生命は自分で守る」、「みんなの地域はみんなで守る」という基本理念と正しい防災知識を身に付け、平素から災害に対する備えを心掛けることが必要であり、生活単位や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図る。このための災害の予防あるいは災害応急対策等の関係職員に対する教育、研修及び町内住民に対する知識の普及は、本計画の定めるところによるものとする。

また、町は、防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な情報や各種データを分かりやすく発信し、さらに、「超」広域災害や、複数の災害が同時に発生するような災害が起り得ることを周知し、それらの災害に対する備えの必要性を併せて啓発するものとする。

なお、その際には乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

#### 2 総合防災における教育

町地域防災計画の関係の機関及び職員に対する防災意識の徹底は、町において計画書の配布をするなど、その徹底を図るものとする。また、町は、県による指導・助言を受け、危機管理の重要性を認識し、防災対策の推進を図るものとする。

#### 3 住民に対する防災知識の普及

住民に対する総合的な防災知識の普及は、パンフレット、チラシ等の配布、県広域防災センターの展示教育設備の利用の促進によるほか、防災知識普及のための広報については、総務課が次の方法によって行うものとする。

##### (1) 普及の方法

防災知識の普及は、次の媒体を利用して行うものとする。

- ア 広報紙（印刷物）による普及
- イ インターネット等による普及
- ウ 講演会、座談会等開催による普及
- エ 自主防災組織、PTA等の会合等による普及

##### (2) 広報すべき内容

防災知識の普及に当たっては、特に防災関係職員及び町内住民に関して周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及する。なお、普及すべき事項は、次のとおりである。

##### ア 町地域防災計画の周知

「坂祝町地域防災計画」の要旨の公表は、町地域防災計画を作成し、又は修正したときは、次の機関あるいは関係者に配布し、その内容の徹底を図る。

町内各機関、防災関係団体、町内の公共的機関及び防災上重要な施設の管理者、近隣市町、各地域奉仕団（ボランティア）

イ 説明会の開催

毎年度計画の検討をし、修正をしたときは、直ちに関係機関に対し説明会を開催し、特に総合的実施を要する対策に重点をおいてその徹底を図るものとする。

ウ 災害予防の概要

各世帯における防災知識の徹底によって災害による被害が防止される事項、例えば火災の予防あるいは台風時における家屋の保全方法等を、それぞれの災害が発生しやすい季節の前に各世帯に徹底するように努めるものとする。

エ 災害時の心得

災害が発生し、又は発生すると予測されたときにおいて、各世帯で承知しておくべき次の事項を徹底するように努めるものとする。

(ア) 気象警報の種別と対策

(イ) 早期避難の重要性

(ウ) 避難する場合の携帯品

(エ) 避難予定場所と経路等

(オ) 被災世帯の心得ておくべき事項

オ 防災訓練への積極的参加

防災知識の普及や災害時における防災対応行動力の向上を図るため、住民、自主防災組織、民間事業者等に対して防災訓練への積極的な参加について啓発に努めるものとする。

カ 避難行動要支援者への配慮

避難行動要支援者に十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

#### 4 災害救助等についての教育

町は、災害時における救助に当たって、一般住民に周知する事項等については、本項3(1)及び災害関連の手引書、パンフレットの配布等により、普及に努めるものとする。

#### 5 火災予防及び消防についての教育

本章第8節第1項「火災予防対策」の定めるところによる。

#### 6 水防等についての教育

町は、関係機関と協力して、水防その他土木災害に関連した対策で一般住民等に周知徹底を要する洪水時の避難、道路・橋りょうの被災時の通報等について、水害等が発生しやすい季節の前に、本項3(1)及び防災ハザードマップ、土砂災害ハザードマップの配布により、普及に努めるものとする。

#### 7 火薬、ガスについての教育

本章第26節「危険物等保安対策」の定めるところによる。

#### 8 保健衛生についての教育

町は、防災対策に従事する職員及び住民に対し、次により保健衛生に関する知識の普及と教育に当たるものとする。

(1) 教育

町は、防災業務従事職員に対しあらゆる機会をとらえて町地域防災計画の内容を徹底するとともに、防災に関する保健衛生上必要な科学的、専門的な知識、技術の教育訓練に努めるものとする。



(2) 知識の普及

町は、保健所及び関係の諸団体を通じ、梅雨期、台風季節前に重点をおいて、一般住民を対象に災害時における防疫、環境衛生、飲料水の確保（飲料水の滅菌使用）、救急看護等について、本項3(1)及びポスター、パネルの掲示による普及により教育するとともに、保健衛生知識の普及に努めるものとする。

**9 農地防災についての教育**

本章第16節第4項「農地防災対策」の定めるところによる。

**10 林業についての教育**

町は、県及びその他関係団体と協力して、災害による林業被害の軽減と円滑な災害対策を図るため、活動の要領を作成するとともに、関係職員及び一般林業家に対し、林業被害の応急対策等について平常時から防災知識の教育に努めるものとする。

教育は、あらゆる機会をとらえ、特に林野災害が発生しやすい季節の前及び緑化週間に重点を置いて次の方法によりその徹底を図る。

(1) 技術的な対策の教育

林業改良指導員、自然保護員、山地防災ヘルパー等の講習会において災害応急対策に関する科学的、専門的知識、技術を習得させるものとする。

(2) 森林所有者等に対する防災知識の普及

森林所有者等に対する風倒木の応急措置等林業に関する防災知識の普及徹底は、本項3(1)の方法によるほか次によるものとする。

ア 「岐阜県の林業」等関係機関の機関紙等により普及する。

イ 現地指導その他によって普及する。

**11 防災知識の学校教育**

本章第21節「教育・文化財関係の対策」の定めるところによる。

**12 職員に対する防災教育**

町及び防災関係機関等は、防災上必要な知識及び技能の向上を図るため、防災事務又は業務に従事する職員はもとより、一般職員等に対しても機会を得て防災関係法令、地域防災計画、非常配備の基準、各部局において処理すべき防災事務又は業務等に関する講習会、研究会、研修会等を実施し、その指導を行うものとする。また、研修会等の町単独の開催だけでなく、美濃加茂定住自立圏域等において、共同開催を試み、職員の参加を促す。

**13 民間事業者等の防災の推進**

町は、民間事業者等の防災意識の向上を図るとともに、民間事業者等の防災力向上の促進を図る。また、民間事業者等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

**14 防災訓練への積極的参加**

町は、防災知識の普及や災害時における防災対応行動力（共助・近助の行動の実践）の向上を図るため、地域住民、自主防災組織、民間事業者等に対して防災訓練への積極的参加について啓発に努め、必要に応じ指導、協力する。

**15 「岐阜県防災点検の日」の設定**

毎月28日（明治24年10月28日発生の濃尾大震災にちなむ）を「岐阜県防災点検の日」と定め、個

人、家庭、学校、職場それぞれで防災点検を実施する。

町は、「県防災点検の日」に当たり、町の防災体制、個々の職員の防災活動体制等について点検するとともに、地域住民等へ点検の啓発を実施する。

防災点検10ヶ条の例

個人	家庭	地域
① 消火器の操作方法	① 家族の役割	① 自主防災体制
② 応急手当での処置方法	② 非常持ち出し品	② 地域住民の把握
③ 緊急避難カードの作成	③ 火災防止対策	③ 避難行動要支援者の避難対策
④ 非常持ち出し品	④ 家具等の落下・転倒防止	④ 地域住民への連絡系統
⑤ 災害情報の入手方法	⑤ 灯油等危険性物質確認	⑤ 防災資機材
⑥ 緊急時の連絡先	⑥ 家族の連絡方法、集合場所	⑥ 警察・消防への連絡系統
⑦ 災害が発生した時の行動	⑦ お年寄り等の避難対策	⑦ 消防水利・施設
⑧ 家具等の落下・転倒防止	⑧ 家の外回り	⑧ 物資等の搬送場所
⑨ 指定緊急避難場所、指定避難所	⑨ 指定緊急避難場所、指定避難所までの危険箇所	⑨ 危険箇所
⑩ 避難路	⑩ 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路	⑩ 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路

## 第2項 防災訓練

### 1 方針

災害発生時において、計画に基づく応急対策を迅速かつ的確に実施するため、平常時から防災訓練を積極的かつ継続的に実施し、年々その内容を高度なものとするとともに、防災環境の変化に対応したより実効性のあるものとするように努める。

### 2 当町の災害特性を考慮した訓練の実施

町及び町地域内の防災関係者、防災上重要な施設の管理者は、訓練の目的を具体的に設定した上で、水害、火災等それぞれ地域において発生が予測される災害の具体的な想定に基づき、あらかじめ設定した訓練の効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、実地又は図上において、それぞれ機関別にあるいは合同して訓練を行うものとする。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

当町における災害と対象地区は、本章第16節「町土保全施設整備対策」に定めるとおりであり、各地区の災害要因に対応した訓練の実施を図る。

- (1) 火災の発生⇒消火器・消火栓・可搬ポンプ等の取り扱い訓練、避難訓練等
- (2) 水害の発生⇒水防訓練、避難訓練等
- (3) 土砂災害等の発生⇒避難訓練等

### 非常時に有効な実践的訓練例

(1) 消火器、消火栓、可搬式ポンプの取扱い訓練
(2) 倒壊家屋等からの救出訓練
(3) 負傷者の手当及び救命訓練
(4) 避難行動要支援者の参加する避難訓練
(5) セーフティタワーの操作、飲料水兼用耐震性貯水槽の操作
(6) 炊き出し訓練

#### 訓練実施時の留意事項

- ① 防災関係機関の応急対策の体制  
防災訓練を通じて、防災関係機関の組織体制の機能を確認、評価等を実施し、危機管理体制の実効性について検証するとともに、防災関係機関相互の協力の円滑化を図る。
- ② 住民の防災意識の高揚  
住民一人ひとりが防災訓練に際して、日常及び災害発生時に「自らがなにをすべきか」を考え、危機（自然災害、事故等）に対して十分な準備を講じることができるよう実践的な訓練により住民の防災意識の高揚と知識向上を図る機会とする。
- ③ 避難行動要支援者等への配慮  
避難行動要支援者等に十分配慮し、地域で支援する体制の整備とともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に立った配慮が十分行われるよう努める。

### 3 水防訓練

町及び可茂消防は、水防計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により訓練を実施するほか、岐阜国道事務所、木曾川上流河川事務所、加茂警察署等関係団体が合同で行う訓練を実施する。

#### (1) 実施の時期

洪水による災害が発生しやすい季節の前の最も訓練効果のある時期において実施する。

勝山陸閘操作訓練については、9月第1日曜日に実施する。

#### (2) 実施地域

河川からの越水・氾濫等による洪水危険箇所において実施する。

#### (3) 方法

実地又は図上において水防活動、仮道、仮橋の架設等について関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じ他の関連する訓練と併せて実施する。また、随時、幹部への水防工法その他の講習会等を併せて実施する。

### 4 消防訓練

町は、町の消防に関する計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じて大火災を想定し、隣接市町又は県と合同して実施するものとする。実施に当たっては、関係機関が緊密な連絡をとり必要に応じて他の関連訓練と併せて実施する。

### 5 避難等救助訓練

町及び防災関係機関は、関係計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防御活動と併せ、又は単独で訓練を実施する。

なお、学校、病院、社会福祉施設、事業所、作業場等にあつては、収容者等の人命保護のため特に避難についての施設を整備し、訓練を実施する。

また、社会福祉施設における具体的な訓練は、災害が発生したときの指定緊急避難場所又は指定避難所、避難（誘導）方法、その他細部にわたる計画を施設管理者が策定し、年2回以上（児童福祉施設においては月1回）の避難訓練を可茂消防等の協力を得て行うものとする。このうち、入所型の社会福祉施設においては、夜間又は夜間を想定した避難訓練を1回以上実施する。

## 6 その他の訓練

町及び防災関係機関は、応急対策を実施するため必要な事項について関係機関と緊密な連絡をとり、それぞれの計画に基づいて円滑な遂行を図るため、他の訓練と併せ又はそれぞれ単独で次の訓練を実施する。

- (1) 気象警報等の伝達
- (2) 災害応急対策従事者の動員
- (3) 災害情報等収集・伝達
- (4) 道路交通対策及び緊急輸送対策
- (5) その他

## 7 総合防災訓練

町は、各部門別応急対策実施機関と合同して、災害が発生しやすい季節の前において、おおむね次の対策を総合して訓練の実施について検討する。

防災訓練一覧

訓練科目	訓練、実施機関
気象予警報伝達訓練	町、関係防災機関、住民
通信、通報訓練	町、防災機関
救助訓練	可茂消防、加茂警察署
救護訓練	可茂消防、医療機関
避難訓練	町、可茂消防、消防団、学校、幼稚園、保育園、住民
炊き出しその他救助訓練	町、奉仕団体、町赤十字奉仕団
消防、水防訓練	町、可茂消防、消防団
その他の訓練	各関係機関

## 8 広域災害を想定した防災訓練

町及び防災関係機関は、複数県に及ぶ様々な広域災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い広域災害を想定し、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

## 9 防災関係機関等の実施する防災訓練の支援

町は、防災関係機関あるいは防災組織と連携し、関係機関が実施する防災訓練について積極的に協力、支援し、避難行動要支援者や女性の参画を含めた多くの住民の参加を図るものとする。

## 10 部門別避難訓練

保育園及び幼稚園 月1回実施

小、中学校 每学期1回実施

社会福祉施設 年2回実施

(うち入所型の社会福祉施設については、夜間又は夜間を想定した訓練を1回実施)

上記の訓練は、加茂警察署、可茂消防職員の指導を受けて実施する。

#### 11 図上演習

可茂消防、加茂警察署、学校等関係機関の協力を得て水害、火災等を想定した図上演習を実施するよう努めるものとする。

#### 12 訓練の検証

町は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図り、訓練の成果を取りまとめ、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じた上で、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

## 第3節 自主防災組織の育成と強化

### 1 方針

大規模な災害が発生した場合、防災関係機関の活動が遅延または阻害されることがあるため、「みんなの地域はみんなを守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく防災活動が不可欠であり、自主防災組織の重要性について認識を広め、育成強化を推進する。

当町においては、18の自治会を母体とする自主防災組織が組織されており、一層の育成強化を推進する。

### 2 住民の自主防災組織

#### (1) 住民の自主防災組織づくりの推進

町は、住民の自主防災組織の育成を推進する。

#### (2) 住民に対する自主防災組織の重要性の啓発

町は、本章第2節第1項「防災教育」に掲げる住民に対する防災教育等により、県、防災関係機関等と連携し、自主防災組織の重要性の啓発に努めるとともに、多様な世代が参加できるような環境を整備するよう努めるものとする。

#### (3) 防災士や消防・警察OBのリーダー的役割による自主防災組織の育成・強化

町は、町内の防災士や消防団OBのうちから自主防災組織への参加を呼びかけ、その専門知識をいかした地域に密着した指導により、自主防災組織の活動の充実を図る。

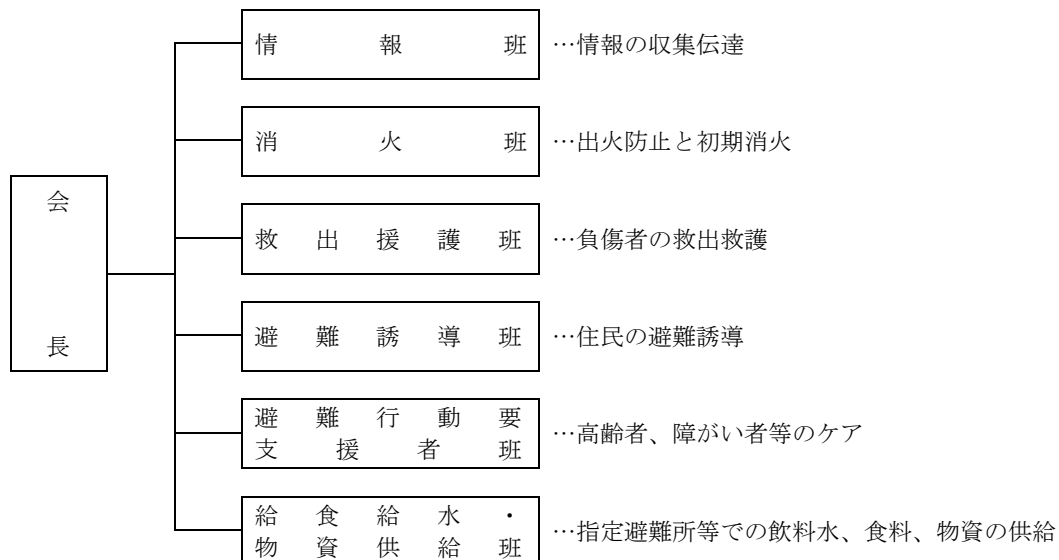
#### (4) 各自主防災組織の防災計画の作成

ア 町は、自主防災組織の組織・編成、活動内容等を明確にし、迅速かつ的確な活動を確保するため、各自主防災組織が防災計画を作成するよう、その具体的なモデル案を示す等により指導する。

イ 自主防災組織の防災計画は、組織・編成、平常時及び災害時の活動を中心に具体的に定める。

ウ 各自主防災組織は、町が示したモデル案を参考にして防災計画を作成し、各構成員に対し、そのとるべき行動等の周知を図る。

#### エ 自主防災組織の組織（例）



オ 自主防災組織の活動例

平常時の活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災知識の習得・普及活動……講演会、啓発チラシ等の発行</li> <li>2 防災カルテ、防災マップの作成……地域の防災設備や災害危険性について、マップにまとめて住民に周知徹底</li> <li>3 防災訓練の実施……情報収集伝達、消火、避難、救出救護、給食給水、物資供給</li> <li>4 生活必需品、防災資機材の備蓄……災害直後に必要な生活必需品と初期防災活動に必要な資機材の備蓄</li> <li>5 防災点検の実施……「防災点検10ヶ条」の策定とそれに基づく点検</li> <li>6 地域内の他組織との連携……地域内の事業所、団体等との連携を密にし、総合的な自主防災活動推進</li> </ol>
災害発生時の活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報収集伝達……地域内の被害状況・被災者のニーズを町等へ報告 防災関係機関提供情報を住民に伝達</li> <li>2 初期消火……消火器、バケツ、可搬式小型動力ポンプ等で初期消火</li> <li>3 救出救護……救出用資機材による生理め者の救出、負傷者の応急手当、救護所等へ搬送</li> <li>4 避難誘導……避難指示の伝達、指定緊急避難場所又は指定避難所、経路の安全確保、避難行動要支援者の避難補助</li> <li>5 給食給水・物資供給……炊き出しや救援物資の調達、集積、搬送、配分の協力</li> </ol>

(5) 自主防災組織の防災拠点の位置付け

ア コミュニティ防災拠点

自主防災組織の活動の拠点となる施設（以下、「コミュニティ防災拠点」という。）として各自治会公民館と定める。

イ コミュニティ防災拠点の機能

- (ア) 防災知識の習得・普及の場
- (イ) 資機材、生活必需品等の備蓄
- (ウ) コミュニティの災害応急活動の拠点

(6) 自主防災資機材の整備

地域の実情に応じて、耐震性貯水槽等を始め、自主防災活動に必要な資機材等の整備に努める。

自主防災資機材（例）

情報伝達用具	ハンドマイク、携帯無線機
消火用具	街頭用消火器、消火器格納庫、バケツ、砂袋、可搬式ポンプ
救護用具	担架（車付き）、救急セット、毛布
避難用具	強力ライト、標旗、腕章、ロープ（200m）、小型発電機
救出・障害物除却用具	バール、ジャッキ、折り畳み梯子、のこぎり、チェーンソー、掛矢、斧、スコップ、つるはし、鋏、もっこ、石み、なた、ペンチ、鉄線ばさみ、大ハンマー、片手ハンマー、ロープ、ゴムボート
給食・給水	釜（釜戸付き）、鍋、受水槽（1 t）、ろ水器
その他	テント・天幕、ビニールシート、井戸、リヤカー、燃料

(7) 研修の実施

ア 自主防災組織のリーダー研修

町は、県、その他防災関係機関と連携して、自主防災組織のリーダーを中心とした研修を実施し、防災上の知識・技術の向上を図ることにより、自主防災組織活動の充実を図る。

イ 各団体における防災研修

町は、県と連携して、地域に根ざした各種の団体（シニアクラブ・女性団体等）に対して、防災に関する研修活動等に参加するよう指導する。

(8) 消防団等との連携強化

ア 町は、県と連携して、自主防災組織と消防団等との連携強化に努め、迅速かつ的確な自主防災活動を推進するとともに、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

イ 町は、住民の自主防災組織と女性防火クラブ等他の自主的な防災組織との連携強化を図る。

(9) 自主防災組織（自治会）への補助制度

町では、風水害等による被害の防止及び軽減のため、自主防災組織の母体である自治会に対して次の補助金を交付している。

ア 地域活性化補助金

自治会を単位として、地域の防災備品等を整備し災害等に備えた場合、その経費の一部補助

イ 自主防災訓練補助金

自主防災訓練の実施にあたり必要な資機材等開催に要する経費の一部補助

ウ 防災倉庫設置補助金

自治会が行う防災備蓄倉庫の設置に要する経費の一部補助

**3 その他の（「地域」を基準としない）自主防災組織**

(1) 施設、民間事業者等の自衛消防組織等

一定規模以上の施設、民間事業者等にあつては、消防法により消防計画を定め、自衛消防の組織を設置する義務を有する。

ア 町は、施設、民間事業者等の自衛消防組織の整備・充実を指導する。また、地域住民の自主防災組織と施設、民間事業者等の自衛消防組織等との連携を図る。

イ 施設、民間事業者等においては、組織的な防災活動を行い、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域の一員として、被害の防止又は軽減に努めるものとする。

(2) 坂祝町建設防災協力会

ア 坂祝町建設防災協力会は、町が災害応急対策を実施する場合には、建設機械、資材、労力等を確保し、被災現場へ赴き、自主防災組織、加茂警察署、可茂消防、その他の行政機関と連携し、倒壊家屋や土砂等からの被災者の救出を支援する。

イ 被災者救出支援に緊急を要するとき又は災害により通信連絡が不能となり、町が要請できないときには、坂祝町建設防災協力会の判断により被災者救出の支援を行う。

(3) ため池の自主防災組織

ため池の損傷に伴う二次災害を防止するため、町、受益者、地域住民による自主防災組織を設立し、必要な措置、下流住民の避難誘導等を行う。



## 第4節 ボランティア活動の環境整備

### 1 方針

大規模災害発生時におけるボランティア活動の必要性や重要性から、ボランティア活動が円滑に行われるようその活動環境の整備を図る必要があり、ボランティアの登録及び養成を行い、数の確保と質の向上を図るとともに、活動の調整機能を整備し迅速かつ円滑な活動を担保する。

### 2 ボランティア意識の啓発

町社会福祉協議会（町）は、町赤十字奉仕団並びに各種ボランティア団体との連携のもとに、ボランティアの手引き、ポスター作成配布等住民のボランティア意識の啓発に努める。

その際、ボランティアの活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

### 3 ボランティアの組織化推進

町社会福祉協議会は、関係団体による連絡協議会を中心に、ボランティアの自主性を尊重した組織化を推進する。

### 4 災害救援ボランティアの登録

町社会福祉協議会は、次の要領で災害救援ボランティアの登録受付を行う。

#### (1) 対象者

ア 18歳以上で災害救援ボランティア活動が可能な者

イ 15歳以上18歳未満で次の条件を満たす者

- ・グループ活動であること。
- ・グループに20歳以上の指導者がいること。
- ・原則として県内の活動に限ること。

ウ 災害救援活動を希望するグループ又は団体

#### (2) 登録後の活動要請

次の場合には、県社会福祉協議会を通じてボランティア活動を要請する。

ア 災害が発生し、関係機関から派遣要請があった場合

イ 災害が発生し、災害救援ボランティア活動が必要と認められる場合

町は、県及び町社会福祉協議会が行う迅速かつ円滑な災害救援ボランティア活動を可能にするための受入体制づくりについて、指導・支援を行うとともに、ボランティアの登録状況について把握しておく。

### 5 ボランティア活動の推進

町社会福祉協議会（町）は、ボランティア活動の推進を図るため、次の活動を行う。

#### (1) ボランティアセンターの設置

町社会福祉協議会は、ボランティアセンターを設置し、広報啓発、福祉教育、養成・研修、受入側との連絡調整等を行い、ボランティア活動の推進を図る。

#### (2) ボランティアコーディネーターの育成

町社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようボランティアコーディネーター（在日外国人を含む。）の育成に努める。また、町は、ボランティアコーディネーターの育成について指導・支援する。

ボランティアコーディネーターの活動内容については次のとおりである。

ア ボランティアと避難行動要支援者との調整・連絡

イ ボランティア活動に関する助言・相談

ウ ボランティアの発掘、登録、あっせん等

(3) ボランティア支援を担う職員の養成

町は、大規模災害発生時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、災害ボランティア支援を担う職員を養成するものとする。

**6 ボランティア活動拠点の整備**

町は、災害時におけるボランティア活動の拠点となる施設、及び活動に必要な設備等の確保を図る。

## 第5節 広域応援体制の整備

### 1 方針

大規模災害発生時において、町だけでは対応が不十分となることが考えられ、速やかに災害対策活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け、または支援をすることができるよう、支援及び受援に関する計画等について策定するよう努める。

### 2 災害対策基本法に基づく応援要請

#### (1) 県及び他の市町村に対する応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合において他の市町村等の応援を受けようとするときは、災害対策基本法第67条に基づき、他の市町村長に対して応援を要請することができる。また、災害対策基本法第68条により知事に対して応援を要請することができる。その際、次の事項を明らかにし、無線又は電話をもって行い、後に文書を送付する。

ア 災害の状況

イ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量

ウ 応援を必要とする職員の職種別人員数

エ 応援を必要とする場所及び期間

オ その他職員の応援について必要な事項

#### (2) 指定地方行政機関等に対する派遣要請

町長は、災害対策基本法第29条第2項に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関の職員の派遣を要請することができる。

また、町長は、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

ア 町長が直接派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文書により行う。(災害対策基本法施行令第15条)

(ア) 派遣を要請する理由

(イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) その他職員の派遣について必要な事項

イ 町長が、知事に対し職員の派遣についてあつせんを求める場合は、次の事項を記載した文書により行う。(災害対策基本法施行令第16条)

(ア) 派遣のあつせんを求める理由

(イ) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

### 3 相互応援協定に基づく応援要請

町は、大規模災害の発生に備え、資料編のとおり他市町村等と相互応援協定を締結している。

なお、大規模災害発生時には、近隣市町も同時に被災するおそれが高いため、同時に被災する可能性の少ない県内外の市町村との相互応援協定の充実に努めるものとする。

資料編 (p. 資-27)	・ 相互応援協定締結状況一覧
資料編 (p. 資-34)	・ 岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書
資料編 (p. 資-38)	・ 災害支援協力に関する覚書
資料編 (p. 資-40)	・ 岐阜県水道災害相互応援協定
資料編 (p. 資-42)	・ 可茂地区市町村消防団消防相互応援協定書
資料編 (p. 資-44)	・ 岐阜県広域消防相互応援協定書

### 4 その他の応援体制

次の機関等について、応援要請を行う体制を確立する。

#### (1) 岐阜県広域消防相互応援

大規模災害時における人命救助活動をより効果的かつ充実したものとするため、岐阜県内の消防機関相互による迅速な援助体制として設置

坂祝町 ⇒ 可茂消防 ⇒ 中濃ブロック代表 ⇒ 県代表消防機関

#### (2) 緊急消防援助隊

大規模災害時における人命救助活動を、より効果的かつ充実したものとするため、全国の消防機関相互による迅速な援助体制として設置

坂祝町 ⇒ 県知事 ⇒ 消防庁長官

#### (3) 警察災害派遣隊

大規模災害時に都道府県の枠を越えて広域的に即応でき、高度の救出能力と、自活能力を有し、管区警察局単位に設置

#### (4) 広域航空消防応援

消防組織法第44条の規定に基づき、他の都道府県等にヘリコプターの応援要請を行うときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」により、応援の要請を行う。

坂祝町 ⇒ 県知事 ⇒ 消防庁長官

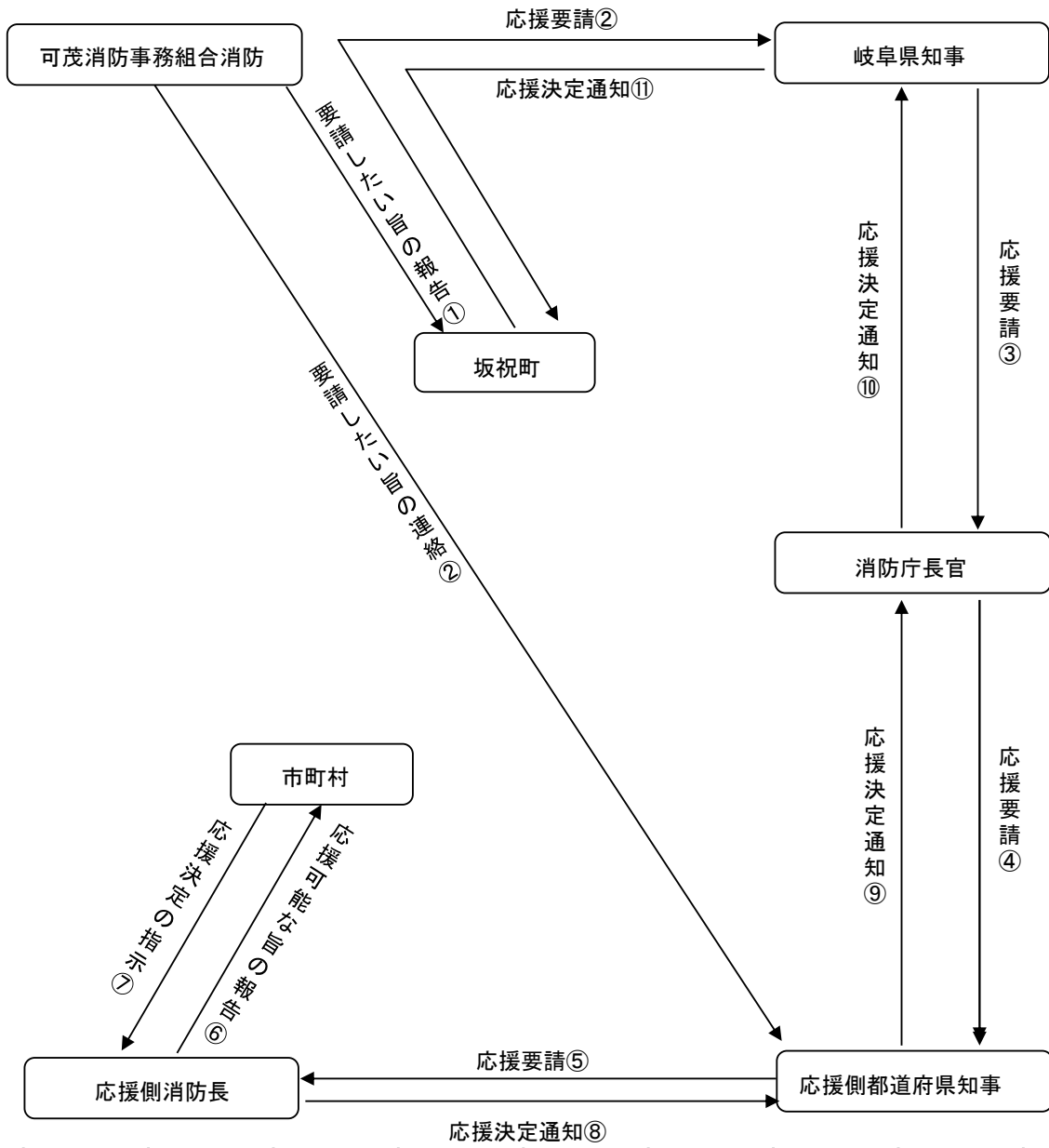
#### ア 応援要請の際明示すべき事項

- (ア) 要請先都道府県
- (イ) 要請者、要請日時
- (ウ) 災害の発生日時、場所、概要
- (エ) 必要な応援の概要

#### イ 応援の種別

- (ア) 調査出場…現場把握、情報収集、指揮支援等
- (イ) 火災出場…消火活動
- (ウ) 救助出場…特別な人命救助活動（付随する救急搬送含む。）
- (エ) 救急出場…救急搬送（(ウ)を除く。）
- (オ) 救援出場…救援物資、資機材、人員等の輸送

緊急消防応援隊応援要請ルート



## 第6節 緊急輸送網の整備

### 1 方針

大規模災害発生時には、道路、橋りょう等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多い。災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、そのルート確保が重要であるため、あらゆる交通手段を活用した緊急輸送のネットワーク化を図るものとする。

### 2 緊急輸送道路の指定

町は、災害発生後の緊急輸送の確保の観点から、県が指定した第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路、第3次緊急輸送道路から坂祝町庁舎、中央公民館、各指定避難所、地域内輸送拠点施設等への有効なネットワークを指定する。

### 3 緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路の管理者は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、整備計画を策定する。

緊急輸送道路の管理者は、計画に基づき、町中心部と国道21号バイパス・国道248号バイパス等とのアクセス強化等ネットワーク機能の向上を図るものとする。また、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を強化し、緊急輸送道路のネットワーク機能の保持を念頭においた早期復旧が可能な耐震化を図るものとする。

### 4 道路被害状況の迅速な把握

町は、災害発生後、早期に緊急輸送道路を確保するため、道路の被害状況を迅速に把握し、それに基づく応急復旧への早期着手及び復旧資機材の速やかな調達体制づくりに努める。また、道路啓開を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

### 5 地域内輸送拠点施設の設置

町は、災害が発生した場合において、被災地への物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するため、町へ搬入する食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として、地域内輸送拠点施設を指定又は設置する。

### 6 緊急通行車両の周知・普及

輸送協定を締結した民間事業者等の車両について、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなる。

町は、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

## 第7節 防災通信設備等の整備

### 1 方針

超広域・大規模災害発生時には、通信機器の損傷、情報の過剰な集中に伴う機能不全等により、情報の断絶・混乱は必至である。情報の収集・伝達の遅れは応急対策活動の遅れにつながるものであり、被災者のニーズにあった対策を講ずるうえからも、情報通信体制の確立が必要である。

また、災害時の情報通信体制の信頼性を高めるため、衛星系通信・地上系通信・移動系通信によるシステムの三重化の推進・整備を図る。

### 2 防災通信網の整備

#### (1) 町防災行政無線

町は、住民に対する災害広報を即時かつ一斉に実施するための同報無線通信施設、災害現場、各地域との通信を確保するための移動無線通信施設を備えているが、そのデジタル化、音声拡張子局との相互音声通信機能を有する設備の充実及び一層の信頼性の向上を図る。また、平常時から定期及び随時に保守点検を実施するとともに、運用の習熟に努める。さらに、災害時における町と防災関係機関との間の通信を確保するための個別受信機を備えた地域防災無線の整備に努める。

町防災行政無線の設置状況は、資料編のとおりである。

資料編 (p. 資-14) ・町防災行政無線設置場所等一覧
-------------------------------

#### (2) 岐阜県防災行政無線

県は、岐阜県防災情報通信システムの更新（平成27年4月運用開始）により、県本部、県支部、市町村、国や他の都道府県の関係機関、その他防災関係機関及び災害現場等との間の通信を確保しており、その機能及び交信範囲の充実のほか信頼性の向上に努める。

また、平常時から定期及び随時に保守点検を実施するとともに、関係機関相互の連絡に積極的に活用し、運用の習熟に努める。

#### (3) 消防団等その他防災関係機関の防災用無線の整備

町は、消防団、<sup>ひ</sup>樋管管理人との連絡体制を確保するため、無線機の充実・点検に努める。

#### (4) 防災相互通信用無線等

町は、可茂消防等の防災関係機関と災害現地等において、相互の連絡を密にし、災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、防災相互通信用無線局の整備に努める。

町は、消防機関相互間の連絡を密にするため消防無線の共通波を備えた無線局を整備するよう努めるものとする。

#### (5) 非常通信

町は、県及び防災関係機関とともに、災害時に、加入電話や自己の所有する無線通信施設等が使用できない場合又は利用することが困難となった場合に対処するため、電波法（昭和25年法律第131号）第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、岐阜地区非常通信協議会の活動を通して、非常通信体制の総点検、非常通信の円滑な運用に努める。

なお、主な非常通信依頼可能機関無線局は、次のとおりである。

非常通信依頼可能機関無線局

警察無線	加茂警察署坂祝駐在所	坂祝町取組35-10
消防無線	可茂消防	美濃加茂市加茂川町3-7-7
鉄道無線	東海旅客鉄道(株)美濃太田駅	美濃加茂市太田町2484
電力会社無線	中部電力(株)加茂営業所	美濃加茂市中富町1-10-16
	関西電力(株)今渡電力システムセンター	可児市今渡1510-1

(6) その他の通信網の整備

町は、通信の途絶を回避するため、通信手段の確保に努める。

ア 移動体通信（衛星携帯電話等）

移動体通信のサービス未提供地域の解消に向け、関係機関と連携を図り、整備促進に努める。

イ アマチュア無線

県が平成9年2月24日に「アマチュア無線による災害時の情報伝達に関する協定」を(社)日本アマチュア無線連盟岐阜県支部と締結したのを受け、町においても管内アマチュア無線団体との個別協定を検討するなど、アマチュア無線の活用体制を整備する。

ウ インターネット等

町は、町内外へ被災情報、支援情報、生活情報等を提供するため、インターネット等の積極的な活用によって、より有効な災害時通信体制の整備を図る。

エ タクシー無線

町は、機動的な災害時緊急情報を収集するため、関係機関と協議し、タクシー無線の活用を検討する。

(7) 通信システムを作動させるための人的・物的備え

町及び防災関係機関は、非常電源設備及び要員の緊急体制等を多重的に整備する。

3 情報の収集・伝達方法の多様化

(1) ヘリコプターによる情報収集

県防災ヘリコプター及び県警ヘリコプターは、災害が発生した場合、必要に応じ上空から情報収集活動を行う。

(2) 職員による情報収集

ア 町は、職員の参集経路及びチェックポイントをあらかじめ定め、職員による参集途上での情報収集に努める（それぞれマップを携行し、被害情報ばかりでなく生活物資等の供給可能情報等も収集する。）。

イ 町は、防災関係機関の近くに住所を有する職員を指定し、直接当該機関に赴き情報収集に当たらせる。

(3) 被災現場からの情報収集

町は、あらかじめ、被災現場に赴き情報収集に当たる職員を指定するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、被災現場情報等の収集に努める（あわせてバイク、モーター付き自転車等の配備も図る。）。



#### 4 情報システムの高度化

##### (1) 道路被害情報通信システム

道路管理者は、災害時の道路に関する被害・規制情報について、オンラインにより関係機関を結ぶ情報ネットワークシステムの構築を調査・研究する。

##### (2) 画像情報収集・連絡システム

町は、画像監視カメラ等による画像情報収集・連絡システムの導入について調査・研究するとともに、防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、行政情報メール等、情報収集や連絡のシステムの整備に努め、伝達手段の多重化、多様化を図る。

## 第8節 災害予防対策

### 第1項 火災予防対策

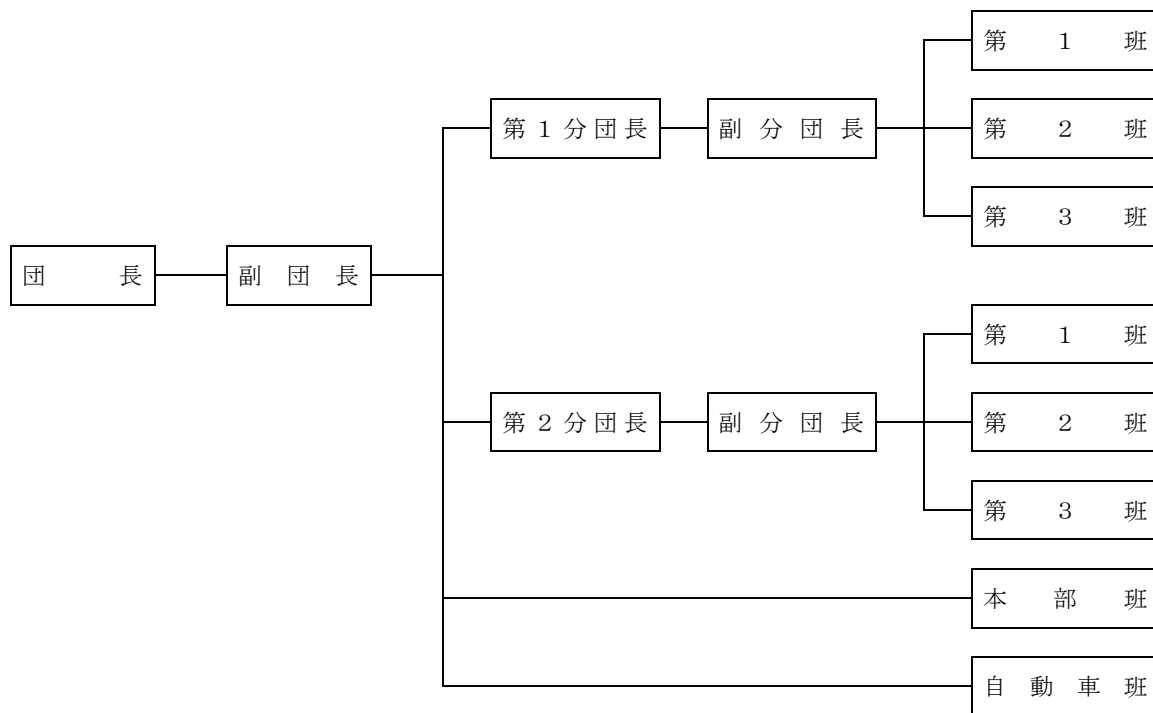
#### 1 方針

大規模災害の発生時は、多くの場合、火災が同時に多発し、時間、季節、風向等によっては大火災となる可能性がある。そのため、消防水利の損壊、応援団体相互の通信混乱等予期せぬ事態も踏まえ、効果的、機能的な消火活動ができる体制を整備する。

#### 2 消防体制の現況

当町の消防体制は、常備消防として可茂消防が、隣接する美濃加茂市に設置されているほか、非常備消防として2分団定員100名で構成される坂祝町消防団が組織されており、互いに連携をとりながら消防・防災活動を行っている。

当町の消防団の組織は、次のとおりである。



資料編 (p. 資-10) ・消防団現勢

#### 3 住民に対する火災予防の徹底

町は、可茂消防及び県と連携して、自主防災組織、女性防火クラブ等火災予防に関する各種団体の育成を図るとともに、住民に対し、災害時における火災防止知識の普及を図るための指導を行う。

全国的にみると、住宅の火災による死者は、建物火災による死者数の約9割を占めており、特に65歳以上の高齢者が約半数を占めることから、今後、高齢化社会が進むにつれて、火災による死者が増加していくことが懸念される。このため、住宅の火災による死者の大幅な低減を図るべく、特に高齢者に係る防災対策を中心とした住宅の防火安全性を高めるため、住宅用火災警報器の設置等により、対策を総合的に推進する。

具体的な指導内容及び火災防止知識の普及方法は、次によるものとする。

(1) 火気使用器具の使用方法、周囲の整理整頓

(2) 初期消火の重要性の啓発、各家庭、民間事業者等での消火器、消化用水の準備とその指導

火災時に備えて初期消火体制を確立するため消火器、防火用水、水バケツ等を設置するよう指導する。

(3) 火災予防条例の周知・徹底

ア 普及の時期

防火知識の普及はあらゆる機会をとらえて行うが、特に「全国火災予防運動（春・秋年2回）」あるいは「文化財防火デー」の期間に重点を置いて町内広く強力に展開する。

イ 協力機関

町は、県消防協会、危険物安全協会、女性防火クラブ等の関係団体と協力して行うものとする。

ウ 普及の媒体

防火知識の普及は、次の媒体を通して行うものとする。

(ア) 広報紙による周知徹底

(イ) ポスター、パンフレットによる啓発宣伝

(ウ) インターネット等による啓発

(エ) 広報車による巡回宣伝

(オ) 消防関係行事への積極的参加

#### 4 消防団員に対する教育訓練

町及び可茂消防は、災害の予防あるいは防火活動等の万全を期するため、消防団員に対して専門的な知識、技術の教育訓練に努めるものとする。

また、民間防災組織である女性防火クラブ、町内の防災士、その他地域住民が一丸となった総消防体制の確立を図るため、消防訓練等を実施する。

#### 5 防火対象物の関係者に対する火災予防の徹底

町及び可茂消防は、防火対象物の関係者に対し、防火等に関する専門的な知識、技術の指導あるいは施設に対する立入検査を行い、火災予防の強化徹底を図るものとする。なお、学校、病院等の特定防火対象物（特殊建築物）の対策は、本計画に定めるほか本章第18節「建築物災害対策」の定めるところによるものとする。

(1) 可茂消防は、学校、病院、社会福祉施設、事業場等多数の者が出入し、勤務し又は居住する防火対象物について防火管理の徹底を期するため、立入検査を強化する。

(2) 可茂消防は、多数の者が出入りする特定防火対象物のうち一定規模以上のものを対象に、表示公表制度を実施し、当該施設の防火安全上の不備事項の是正に努めるとともに、利用者の安全確保に努める。

(3) 可茂消防は、危険物製造所等の立入検査を行い、その指導と取締りを強化する。

#### 6 自主防災組織消火班による初期消火体制の確立

町は、各家庭等で消火し切れない火災について、自主防災組織消火班による初期消火活動を行えるよう、次のとおり整備、指導する。

(1) 街頭消火栓の設置場所の周知と、その使用方法

(2) 可搬式動力ポンプの使用方法及び組織的消火活動

## 7 消防力の整備強化

町及び可茂消防は、消防力の整備指針に定める水準を目標として消防組織の充実強化及び消防施設の整備増強を図ることはもとより、同時多発災害の発生等に対応できる消防力の整備に努めるものとする。

町内における消防組織の整備、消防施設等の整備、消防水利等の確保、並びに通信の効率的な運用は次によるものとする。

### (1) 消防組織の整備

#### ア 消防体制の確立

町及び可茂消防は、消防職員及び消防団員の人的確保に努めるとともに、各種の災害に対処し得る体制を確立する。

#### イ 予防査察体制等の強化

町及び可茂消防は、災害予防のための査察及び火災調査を徹底するため、予防査察体制の強化充実を図るものとする。

#### ウ 広域消防応援体制の強化

町及び可茂消防は、「岐阜県広域消防応援基本計画」に基づき、応援隊の派遣、応援隊の受け入れ等具体的計画を整備し、広域消防応援体制の強化を図るものとする。

### (2) 消防施設等の整備

町は、消防活動の万全を期するため、消防施設及び資機材の整備に努めるものとする。整備に当たって留意を要する点は、次のとおりである。

#### ア 通信施設の整備

町は、火災の早期通報と適切な消防活動を行うため、通信施設を計画的に整備する

#### イ 消防力の充実

町は、消防団及び消防関係団体等が安全かつ効果的に消防活動を行えるよう、各種消防関係備品の配備を行うとともに、消防の近代化に努める。

#### ウ 機械器具の整備点検

町及び可茂消防は、非常災害時に消防用機械器具の最高能力を発揮するよう、平常時から常に点検整備に努めるとともに定期的に性能検査を実施する。

### (3) 消防水利等の確保

町は、消防水利の基準に適合するよう適正配置と同時多発災害、消火栓使用不能事態等に備えた水利の多様化を図る。

#### ア 防火水槽の整備

イ 緊急水利として利用できる河川、池、プール、井戸等の把握による水利の多様化

ウ 水を輸送できる民間車両（散水車、ミキサー車等）の利用についての関係団体との協議

資料編 (p. 資-10) ・消防水利の状況
------------------------

### (4) 通信の効率的運用

町及び可茂消防は、通信施設の効率的運用について計画を策定する。

## 8 総消防体制の確立

町は、消防知識の啓発浸透を図り、愛郷意識を基礎とした自衛消防体制の強化と工場、事業場等に対する自衛消防組織の確立を図るため、民間防火組織である女性防火クラブ、自衛消防組織の結成を促進し、「総消防体制」を確立するとともに、次により火災予防知識の普及あるいは自衛消防活動の万全を図るものとする。

- (1) 学校防火訓練、女性防火教室等を開催し、女性防火クラブ等を通じて家庭における防火知識の普及を図る。
- (2) 多数の従業員が勤務する工場、事業場等に自衛消防組織の結成を促進し、防火訓練その他について指導する。特に化学工場等危険性の高い工場、事業場等については化学消火設備の完備、予備化学消火剤の備蓄等に努めさせる。

## 第2項 水害予防対策

### 1 方針

当町における重要水防箇所は、「岐阜県水防計画」において木曾川上流河川事務所の国直轄管理区間に14箇所存在している。これらは、堤防の破堤、河川からの溢水、氾濫により人命、財産に重大な被害を及ぼすおそれがあるため、水防活動を重点的に行うよう、関係機関に促していく。

資料編 (p. 資-11)	・重要水防箇所(国直轄管理区間)
資料編 (p. 資-12)	・水防施設資機材一覧
資料編 (p. 資-12)	・排水機場
資料編 (p. 資-13)	・樋管及び陸閘の所在地

### 2 貯木対策

製材業者等貯木をする者は、例え一時的なものであっても、災害発生時における貯木に伴う被害を軽減するため、次の事項について万全を期する。

なお、各関係機関はその指導に当たるものとし、特に洪水が発生しやすい季節においては、その徹底に努めるものとする。

- (1) 河川敷へは、貯木をしてはならないこと。
- (2) 貯木は、流木化するおそれのある地域はできる限り避けるとともに、出水等により流失のおそれがある時は、ロープによる結束等流出の防止に努めなければならないこと。
- (3) 平常時より流出防止柵を設ける等その施設を整備しておくこと。

### 3 道路施設対策

道路管理者は、道路施設について、防災点検等により状況把握を行う。防災対策を必要とする施設については、社会資本整備重点計画等に基づき、緊急を要するもの等から順次防災対策を進めるとともに、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、加茂警察署及び可茂消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

### 4 水害リスクの開示

町は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。

### 5 防災知識の普及

町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を

示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

### 第3項 渇水等予防対策

#### 1 方針

飲料水の枯渇又は災害により断水等のおそれのある水道施設（町等が運営する飲料水供給施設を含む。以下この項において「施設」という。）について、安定した給水等を行うため、施設の改善整備、協力体制の整備等を行う。各施設の管理者等は、飲料水の確保を図るため、生活用水の需要計画を策定するとともに施設の改善整備に努めるものとする。

なお、災害等による飲料水の供給は、本編第2章第6節第5項「給水活動」の定めるところによるものとする。

#### 2 現状の把握と施設対策

町は、飲料水の利用と施設の状況を把握し、緊急時における給水拠点の設定等飲料水の給水計画を策定するとともに、常に安定した水源を確保し、住民の日常生活を混乱させることのないよう、その対策に努めるものとする。

#### 3 水道等の普及

町は、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するため、水道事業の整備と普及に努めるものとする。

#### 4 渇水期の広報と給水

水源が長期にわたり枯渇し、飲料水等を得ることができない場合における広報及び給水は、次によるものとする。

##### (1) 広報

広報活動は、次のいずれかにより実施する。

- ア 同報無線、インターネット等の利用
- イ 広報車、掲示板等の活用
- ウ 自主防災組織、大口利用者等に節水協力の要請

##### (2) 給水

あらかじめ策定した給水計画により実施する。なお、給水計画の内容については、本編第2章第6節第5項「給水活動」4給水の方法の定めるところによるものとする。

- ア 給水車（給水タンク車、給水タンク搭載車）
- イ 街頭給水タンク
- ウ 各戸給水容器
- エ 共同給水栓の設置（暫定）
- オ 他の水源からの導水等

#### 5 給水資機材の確保等

町では大規模災害時の飲料水を確保するため、現在、給水タンク3個（1,000リットル：2個、1,500リットル：1個）、ポリ容器、発電機を常備し、飲料水兼用耐震性貯水槽を取組、深萱に各1箇所設置している。

また、生活用水に使用可能な緊急用飲料水備蓄タンク「セーフティタワー」を東館・西館ほか3箇所に設置している。

今後も、緊急時における飲料水の供給が不能となった場合の応急用資機材として、給水計画に基づく給水に必要な給水車、給水タンク（搭載用）、ポリ容器、ろ水器、非常用電源、非常用ポンプ等の確保又は備蓄に努めるものとする。

資料編 (p. 資-7) ・給水用資機材等保有状況

## 6 飲料水の緊急給水等

緊急時における飲料水の確保が当該施設の範囲で困難な場合は、他の施設の設置者等に対し応援を求めるものとし、水道事業にあつては、岐阜県水道災害相互応援協定に基づき他の市町村等に対し応援等を要請する。

また、緊急給水の実施に際し、水源を河川に求める場合には、木曾川水系緊急水利調整協議会（担当窓口、河川課）と緊密な連絡をとり実施する。

なお、木曾川水系以外の水系についても、木曾川水系に準じて実施する。

資料編 (p. 資-40) ・岐阜県水道災害相互応援協定

## 7 自衛隊の災害派遣による給水

渇水又は災害等により飲料水の供給が不能となった場合に他の施設からの応援によっても、なお飲料水の確保ができないときは、町にあつては本編第2章第2節第4項「自衛隊災害派遣要請」に基づき自衛隊の災害派遣を知事に要請する。

# 第4項 観光施設等の予防対策

### 1 方針

当町には、運動施設公園等（以下この項において「観光施設」という。）が存在している。

町は、利用者の安全を図るため、災害発生時に備えた体制の整備に努める。

### 2 責任体制の整備

各観光施設の経営者又は管理者（以下この項において「管理者」という。）は、施設ごとに防災責任者を定め、平常時から危険箇所の点検を行うとともに、救助その他の組織を整備しておくものとする。また、可能な限り滞留旅客の把握及びその情報の保全に努め、災害発生時に備えるものとする。

### 3 気象予警報等の把握と避難

管理者は、テレビ、ラジオ等の放送で災害に関する気象の把握に努め、観光施設の利用者に周知徹底を図るとともに、町及び加茂警察署との緊密な連携のもとに、緊急時における避難誘導方法を定め、さらに「避難の心得」、「避難順路」等を標示して、利用者の早期避難に努めるものとする。

### 4 町との連絡体制

管理者は、観光施設に危険が及ぶことが予測される場合は、町との連絡体制を整えるとともに、町長が適切な避難の指示若しくは勧告が行えるようにしておくものとする。

また、町が、気象予警報等の情報を覚知したときは、できる限りその情報を管理者に伝達するよ

うに努めるものとする。

#### 5 周知徹底

町は、利用者の安全を図るため、管理者に対して、上記2～4の対策を講じるよう指導する。



## 第9節 避難対策

### 1 方針

災害が発生し、又は発生するおそれのある区域の住民等は、速やかに安全な場所に避難することが何よりも大切であり、安全、迅速な避難のための方策を講ずる必要がある。また、建物の倒壊や浸水、火災等により住居が奪われるなど、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が生じることもあることから、質的にも、量的にも整備された指定避難所を確保しておくことが必要である。

そのため、避難路の安全を確保し、避難誘導體制を整備するとともに、指定避難所における良好な生活環境の確保に努める。

### 2 避難計画の策定

町は、避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

特に、避難準備・高齢者等避難開始の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、計画に沿った避難支援を行うものとする。

また、防災訓練の実施や各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をするとともに、住民が防災訓練等において直接活用できるように配慮することにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

#### 計画の内容

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 避難の勧告又は指示の伝達方法</li><li>② 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口</li><li>③ 避難方法、指定緊急避難場所及び指定避難所への経路、誘導方法、誘導責任者等</li><li>④ 指定避難所避難場所及び指定避難所の整備に関する事項<ul style="list-style-type: none"><li>・ 収容施設</li><li>・ 給水施設</li><li>・ 情報伝達施設</li></ul></li><li>⑤ 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項</li></ul> |
|---|

### 3 行政区域を越えた広域避難の調整

町は、国の協力を得て、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図るものとする。

- (1) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
- (2) 被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

### 4 指定緊急避難場所の指定等

町は、指定避難所へ避難する前に組織的避難が円滑に行えるように自主防災組織ごとに一時的に

集合して待機する場所として指定緊急避難場所を災害の種類ごとにあらかじめ指定し、住民に周知する。

#### 指定緊急避難場所の基準

- ① 洪水やがけ崩れ、土石流、高潮、津波、地すべり、大規模な火事等の異常な現象が発生した場合において、人の生命又は身体に危険がおよぶおそれがない土地の区域（「安全区域（仮称）」）内に立地するものであること。
- ② 発災時に居住者等に開放される管理体制を有していること。
- ③ 異常な現象等による安全区域外に立地する施設などについては、当該異常な現象等に対して安全な構造であることのほか、洪水等に係る施設については、その想定される水位よりも上に居住者等の受入用部分等があること。

### 5 指定避難所

町は、住家の倒壊等により生活の本拠を失ったとき又は避難が長期間に及び宿泊を要するときの施設として、指定避難所をあらかじめ指定し、住民に周知する。

#### (1) 指定避難所の基準

##### 指定避難所の基準

- ① 被災者が避難生活しやすい（物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性）公共の施設であること。
- ② 地区住民を十分収容することができる面積を有すること。
- ③ 洪水、地すべり、がけ崩れ等に対して地形的に安全な場所であること。
- ④ 町が管理する以外の施設にあっては、利用についての協定等が締結されていること。
- ⑤ 選定の順序は次のとおりとする。(1)公立小中学校、(2)公民館・集会所、(3)その他の公立学校、(4)その他の公共的施設、(5)私立学校、旅館、(6)神社・寺院・教会等

#### 資料編 (p. 資-3) ・指定緊急避難場所、指定避難所一覧

#### (2) 指定避難所の施設設備の整備

指定避難所の運営に必要な次の設備を整備する。

ア 指定避難所開設に必要な施設設備…貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器、テレビ、ラジオ等

イ 指定避難所生活の環境を良好に保つための設備…換気、照明、間仕切り等

ウ 避難行動要支援者への配慮…スロープ、障がい者用トイレ、文字を表示できるラジオ等

このほか、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、排水経路を含めた災害に強いトイレ（マンホールトイレ）等の整備を図る。また、男女のニーズの違いを考慮し、男女双方の視点に立った整備を図るとともに、空調、洋式トイレ等の整備や、避難行動要支援者に配慮した福祉避難所の確保に努める。

#### (3) 指定避難所における生活物資の確保

指定避難所又はその近くで避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。町は、資料編に掲げるとおり現行の防災備蓄を充実させ、県及び県内市町村との「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」を締結し、災害時の指定避難所における生活物資の確保を行っている。

- |               |                     |
|---------------|---------------------|
| 資料編 (p. 資-5)  | ・防災用資機材、物資等備蓄状況     |
| 資料編 (p. 資-34) | ・岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書 |

## 6 「指定避難所等運営マニュアル」の整備

町は、避難所の運営を確立するため、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

また、指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等に当たっては、車中泊避難者等が発生することも想定した対策を検討しておくものとする。

### 指定避難所等運営マニュアルの内容

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 指定緊急避難場所、指定避難所の開設・管理責任者</li><li>② 避難者の自治組織（代表者、意思決定手続等）に係る事項</li><li>③ 指定避難所生活の基本ルール<ul style="list-style-type: none"><li>・居住区画の設定・配分</li><li>・共同生活上のルール（トイレ・ゴミ処理等）</li><li>・プライバシーの保護等</li></ul></li><li>④ 避難状況の確認方法</li><li>⑤ 避難者に対する情報伝達、避難者からの要望等の集約</li><li>⑥ その他指定避難所の生活に必要な事項</li><li>⑦ 平常体制復帰のための対策</li></ol> |
|---|

## 7 指定緊急避難場所及び指定避難所開設状況の伝達

町は、指定緊急避難場所及び指定避難所が開設されていることを住民に伝達する手法について、定めておくものとする。

## 8 避難道路の指定

町は、市街地の状況に応じ、住民の理解と協力を得て、避難道路を指定し、住民に周知する。

### 避難道路の選定基準

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 相互に交差しないものとする。</li><li>② 道路沿いには、火災、爆発等の危険がある大きな工場等がないよう配慮する。</li><li>③ アーケードのない道路とし、窓ガラス、看板等の落下物も考慮する。</li><li>④ 地盤が比較的強固で、浸水等の危険のない道路であること。</li><li>⑤ 自動車の交通量が極力少ないこと。</li><li>⑥ 複数の道路を選定するなど周辺地域の状況を勘案する。</li></ol> |
|---|

## 9 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等の基準の策定

町は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等について、国及び県等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等を整備し、住民への周知徹底に努める。

また、マニュアル等に基づき、避難準備・高齢者等避難開始の発令による高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の

居住者等の自主的な避難を促進するものとする。

あらかじめ気象警報、避難勧告等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくとともに、町長不在時における避難勧告、避難指示（緊急）等の発令について、その判断に遅れを生じることがないように代理規定等を整備する。

その際、躊躇なく、避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。

#### 10 浸水想定区域における避難確保のための措置

町は、洪水予報河川または水位周知河川において、浸水想定区域に指定があったときは、町地域防災計画において、次に掲げる事項について定めるとともに住民への周知を図るものとする。

- (1) 洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- (2) 浸水想定区域内に主として高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称
  - ・坂祝保育園(坂祝町取組435番地1)
  - ・坂祝小学校(坂祝町取組35番地2)
  - ・坂祝町コミュニティセンター(坂祝町35番地4)
  - ・キッズドリームワールド(坂祝町取組35番地24)
- (3) 上記(2)に該当する施設について、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法
  - ・防災無線個別受信機等

#### 11 土砂災害等に対する住民の警戒避難体制

町は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準について、土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すものとする。このうち、避難勧告等の発令基準として、土砂災害警戒情報の発表を位置づける。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

#### 12 避難に関する広報

町は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、指定緊急避難場所、指定避難所、災害危険地域等を明示した防災マップや（土砂災害）ハザードマップ、広報紙、PR紙等を活用して広報活動を実施する。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の

災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとし、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

### 13 帰宅困難者対策

大規模災害発生時に、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、町及び県は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、民間事業者等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

## 第10節 緊急離着陸場等の整備

### 1 方針

災害情報の収集、人命救助、救援物質の輸送等、迅速な災害救助を行うため、町内に緊急離着陸場を設定するとともに、町は、県や防災関係機関の協力を得て、常に緊急離着陸場の機能を有するようその実態の把握と、離着陸試験等を計画的に実施し、整備を図るものとする。

### 2 緊急離着陸場の選定

町及び可茂消防は、道路の損傷により陸上輸送が不可能となった場合のヘリコプターによる空輸、あるいはヘリコプターによる救急・救助、林野火災の空中消火の基地としてヘリコプターの離着陸の可能な空地を選定・確保し、緊急離着陸場を設けるものとする。

資料編 (p. 資-23) ・ 県所有のヘリコプター緊急離着陸場及び飛行場外離着陸場一覧
--

### 3 ヘリポート等の整備

町は、ヘリコプターが災害時のみならず訓練、広報等においても常時使用できるヘリポート、飛行場外離着陸場（ヘリストップ）の整備促進に努め、また緊急離着陸場においても、ヘリコプターの離着陸場においてもヘリコプターが安全に離着陸できるように、周囲に障害物となるものが生じないよう維持管理に努めるものとする。

## 第11節 必需物資の確保対策

### 第1項 食料、飲料水、生活必需品の確保対策

#### 1 方針

大規模災害発生時には、公共備蓄、流通在庫の確保等が図られている場合でも、調達先の被災や搬送の遅れ等で被災直後の需要が賄えない状況が起こる可能性があることから、個人や地域での備蓄や広域応援が必要である。また、被災者の種別、時間の経過によりニーズは異なり、それぞれに適合する物資の確保が必要である。

そのため、家庭、地域、民間事業者等での自主的備蓄を推進するとともに、他県・市町村との相互応援協定や関係機関及び保有業者との協力体制を整備し、また最小限の公共備蓄を行う等により、円滑な食料・物品等の確保を図る。合わせて、被災者に物資を確実に届けるよう、輸送体制の整備を図る。

#### 2 備蓄の基本的事項

町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や供給事業者との連携に努める。

#### 3 住民による個人備蓄の促進

大規模災害の発生初期の飲料水や食料、生活物資の確保は、個人の備蓄を中心に対応するほか、自主防災組織において共同備蓄を進めることとする。

なお、町はそれらの啓発に努める。

#### 4 町における公共備蓄

大規模災害の発生時の飲料水や食料、携帯トイレ、トイレトペーパー等の生活物資等災害発生後直ちに必要な物資の確保は町があたるものとし、個人の物資確保及び災害発生後の救助に必要な資機材の分散備蓄等の支援を行うものとする。

##### (1) 町の備蓄状況

当町においては、資料編に掲載のとおり、食料、防災用資機材、生活必需物資、応急給水用資機材等を備蓄しているが、「県と町との役割分担例」の備蓄品目等を参考に、公共備蓄が必要な物資等については種類及び数量を把握し、計画的に備蓄を行うものとする。

資料編 (p. 資-4)	・食料備蓄状況
資料編 (p. 資-5)	・防災用資機材、物資等備蓄状況
資料編 (p. 資-7)	・給水用資機材等保有状況

##### (2) 公共備蓄の基準

町が公共備蓄すべき基準は、次のとおりとする。

- ア 緊急に必要なもの
- イ 業者の在庫から調達が困難なもの
- ウ 流通在庫の不足量を補完するためのもの

##### (3) 町の備蓄物質

町は、水、食料、生活必需品等災害発生後直ちに必要なものについて、効率的な備蓄を行うも

のとする。

#### 町の備蓄物資

種類	備蓄物資
食料 飲料水	水、携帯用ストロー浄水器 乾パン、米、缶詰（主食、副食）、粉ミルク、クラッカー、飴、氷砂糖、梅干し、みそ汁
生活必需品	懐中電灯、ロウソク、毛布、寝袋、下着、軍手、生理用品、ゴミ袋、ポリタンク、ポリバケツ、プロパンガス、タオル、簡易便座及び収納袋、トイレトーパー、ガムテープ、ちり紙、紙おむつ、汚水処理用の水、食器、割ばし、ほ乳瓶、雨具、石けん、洗面具
炊飯装置	炊飯設備（薪、LPG用）、携帯コンロ、ガスボンベ

#### (4) 集中備蓄と分散備蓄

ア 備蓄は、集中備蓄と分散備蓄とに区分する。

(ア) 集中備蓄は、大型で数量が少なく、緊急性を有しないものを対象とし、防災倉庫（防災拠点）等を備蓄場所とし、近隣市町との共同備蓄も考慮する。

(イ) 分散備蓄は、大量で、災害発生後直ちに必要となるもの又は分散して備蓄しないと危険なもの（炊飯用燃料等）を対象とし、各指定避難所等を備蓄場所とする。

イ 備蓄は、流通備蓄（流通在庫調達）を原則とする。

備蓄経費の節減を図るため、公共備蓄すべきもの以外は流通在庫により、食料、生活必需品等の確保を図る。

#### (5) 備蓄施設の確保

備蓄に当たっては、指定された指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努めるものとする。

### 5 物資供給事業者の協力

町は、災害応援対策または災害復旧の実施に際して、救援物資の提供、物資の輸送、災害情報の放送等に関して物資供給事業者等の協力を得ることを必要とする事態に備え、あらかじめ、発動条件や内容、費用負担等について双方が合意した内容で協定の締結、その他の円滑に物資供給事業者等の協力を得ることができるよう必要な措置を講ずるよう努める。

### 6 緊急輸送拠点の整備

町及び県は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

### 7 食料及び生活必需品の確保

(1) 町は、災害が発生した場合、緊急に必要とする食料及び生活必需品を確保・供給するため、あらかじめ次の措置を講ずる。

ア 緊急食料及び生活必需品の調達・備蓄計画の策定（被災者、特に避難行動要支援者等のニーズを十分配慮する。）

イ 町内における緊急物資流通在庫調査

ウ 緊急物資調達に関する機関、業者との調達協定の締結

大量調達が可能であり、流通の混乱の少ない製造業者、卸売業者等を中心に、調達に関する協定を締結する。



- エ 緊急物資調達に関する相互応援協定の締結
- オ 公共備蓄すべき物資の備蓄
- カ 緊急物資の集積場所の選定
- キ 住民、民間事業者等に対する緊急物資確保の啓発、指導
- ク 炊き出し要請先リスト作成（学校給食施設、炊飯業者・外食事業者等の給食施設、自衛隊施設等）、必要に応じ炊き出しに関する協定締結

#### 緊急食料及び生活必需品の調達・備蓄計画の内容

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 確保すべき品目、数量</li><li>② 流通在庫の定期的調査</li><li>③ 緊急物資調達に関する機関、業者との調達協定の締結</li><li>④ 緊急物資調達に関する相互応援協定の締結</li><li>⑤ 調達体制</li><li>⑥ 緊急輸送体制（輸送方法、輸送経路等）</li><li>⑦ 緊急物資の集積場所</li><li>⑧ 備蓄物資の品目、数量、備蓄場所</li><li>⑨ 配分計画</li></ul> |
|---|

(2) 町は、住民に対して次のとおり、災害が発生した場合の緊急物資の確保に努めるよう呼びかけを行う。

- ア 最低1週間程度の生活を確保できる緊急物資の備蓄（乳幼児、高齢等の家族構成に配慮）
- イ アのうち、非常持出品の準備（2～3日程度の食料、防災用品（懐中電灯、携帯ラジオ、救急用品等）等）
- ウ 自主防災組織等を通じての助け合い運動の推進（共同備蓄の推進等）

(3) 病院、社会福祉施設、民間事業者等に対して、利用者、入所者等の特性に応じた物資の備蓄の推進を指導する。

### 8 飲料水の確保

(1) 町は、災害が発生した場合の応急飲料水を確保するため、あらかじめ次の措置を講じる。

- ア 「岐阜県水道災害相互応援協定」に基づく他の水道事業者からの応急給水等を含む応急給水計画の作成
- イ 応急給水用資機材等の整備
  - (ア) 飲料水兼用型貯水槽、鋼板プール
  - (イ) 給水タンク、ろ過装置、給水車
- ウ 湧き水、井戸水等の把握
- エ 水道工事事業者等との協力体制確立
- オ 復旧資材の備蓄
- カ 住民、民間事業者等に対する貯水、応援給水について指導

#### 応急給水計画の内容

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 臨時給水設置場所の指定、その周知方法</li><li>② 臨時給水所運営体制（本部・現地）、通信連絡体制</li><li>③ 応急給水用資機材の確保方法</li></ul> |
|--|

資料編 (p. 資-7)	・給水用資機材等保有状況
資料編 (p. 資-40)	・岐阜県水道災害相互応援協定

(2) 町は、住民に対して次のとおり、災害が発生した場合の応急飲料水の確保に努めるよう呼びかけを行う。

ア 家庭における貯水

- (ア) 1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の1週間分を目標に貯水する。
- (イ) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。
- (ウ) 貯水容器は、衛生的で安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。

イ 自主防災組織を中心とする飲料水の確保

- (ア) 給水班の編成
- (イ) 地域の井戸、泉、河川、貯水槽等の水質検査等による飲料水の確保

ウ 応急給水用資機材の確保

ろ水器、ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム、ポリ袋、燃料等

## 第2項 防災資機材の確保対策

### 1 方針

大規模災害発生時には、現在の町、加茂警察署、可茂消防等の保有資機材では効率的な応急活動ができないこともあることから、防災資機材の確保を図ることが必要である。また、自主防災組織等地域住民による活動も重要であり、地域における防災資機材の整備も必要である。

そのため、救出能力の向上を図るため、防災資機材の充実強化を促進するとともに、地域における資機材の整備を進め、地域防災力を高める。

### 2 防災活動上の資機材、救助活動上の資機材等の備蓄

町は、次のとおり県との役割分担を図り、効率的な備蓄を行うものとする。

- ・町一防災・救助活動用資機材
- ・県一防災・救助活動用資機材のうち費用負担の大きいもの、特殊用途のもの、活用頻度の少ないもの

### 3 業者等との協力体制

町は、重機類の確保及び要員の借上げ等のため、建設業者等との協力体制を整備するものとする。

### 4 地域における防災資機材の整備

町は、自主防災組織が、迅速かつ効果的な救出・救助活動が行えるよう、防災備蓄倉庫の設置、防災資機材の整備に協力する。

## 第12節 要配慮者・避難行動要支援者対策

### 1 方針

近年の災害においては、乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多くなっており、今後、高齢化によって要配慮者は益々増加することが予想される。県、町及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、関係団体、地域住民等の協力を得て、要配慮の状況、特性等に応じた防災対策が的確に講じられるよう、個別かつ専門的な支援体制を調整する。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

### 2 避難行動要支援者の範囲

生活の基盤が自宅にある者のうち、次の要件に該当する者をいう。

- (1) 要介護認定3～5を受けている者
- (2) 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く）
- (3) 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- (4) 精神障がい者保健福祉手帳1・2級を所持する者で、単身世帯の者
- (5) 町の生活支援を受けている難病患者
- (6) 上記以外で自治会等が支援を必要と認めた者
- (7) 避難支援関係者とされた者の判断により、避難行動要支援者として名簿掲載を必要とされた者
- (8) 上記要件から漏れた者で、自ら避難することが困難で、避難行動要支援者名簿への登録を望む者

ただし、地域の避難支援等関係者の人数に限りがあることから、避難行動要支援者名簿の対象は在宅者を優先する。

### 3 避難支援等関係者となる者

町内の各地域及び町内全域において、次の者を避難支援等関係者とする。なお、避難行動要支援者の避難支援には、マンパワー等の支援する力が不可欠であり、災害発生時には、町内のすべての住民が避難支援者となる必要があることを認識する必要がある。

- (1) 各地域  
各自主防災組織、各地域支えあい団体、民生児童委員
- (2) 町内全域  
可茂消防、加茂警察署、町社会福祉協議会

### 4 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報及びその入手方法は次の通りとする。

- (1) 掲載する個人情報  
氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、その他の連絡先、避難支援を必要とする理由、その他避難支援等の実施に必要な事項を掲載する。

(2) 個人情報の入手方法

ア 町は、避難行動要支援者名簿の作成にあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部局で把握している本項2「避難行動要支援者の範囲」にて規定する者の情報を集約する。

イ 情報の集約に際し、要介護状態別区分や障がい種別、自治会別、支援区分別に把握する。

ウ 難病患者に係る情報等、町で把握していない情報については、県知事又はその他の者に対して、情報提供を求めるなど、必要な情報取得に積極的に努める。

**5 名簿の更新**

町は、避難行動要支援者の異動など情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を常に更新し、名簿の情報を最新の情報にしておくものとする。また、登録、更新又は削除された避難行動要支援者名簿の情報は、避難支援等関係者と共有する。

**6 情報漏えいを防止するための措置**

町は、避難行動要支援者名簿の作成、更新及び削除にあたって、名簿情報の提供に際する情報漏えいを防止するため、次の措置を求め、あるいは講じるものとする。

- (1) 避難行動要支援者名簿には、秘匿性の高い個人情報が含まれるため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- (2) 災害対策基本法に基づき提供されている避難行動要支援者名簿に関する事項は、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- (3) 施錠可能な場所に避難行動要支援者名簿を保管するよう指導する。
- (4) 受け取った避難行動要支援者名簿を複製しないよう指導する。
- (5) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体の内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。
- (6) 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取り扱いに関する研修を開催する。

**7 名簿登録者への情報伝達**

(1) 避難準備高齢者等避難開始の伝達

避難行動要支援者が避難を開始する目安となる避難準備情報等の情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難にあたって重要な情報である。また、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報が入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいる。

そのため、町は、避難支援等関係者が避難行動要支援者に対して、確実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、避難準備・高齢者等避難開始の発令及び伝達に当たっては、特に配慮する。

(2) 緊急通報システム等の活用

町は、避難行動要支援者自身の災害対応能力に配慮した緊急通報システム、避難行動要支援者の所在等を把握した防災マップシステム及び避難行動要支援者への情報提供設備の導入・普及を図るものとする。

なお、緊急通報システムについては、おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯を対象に電話機及びペンダントの貸与事業を実施しているので、災害時にもこれらのサービスを有効に活用していくものとする。

## 8 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者が名簿情報に基づいて避難支援を行う際には、避難支援等関係者本人及びその家族等の生命や身体の安全を守ることが大前提である。

避難支援等関係者の安全確保の措置を決めるにあたっては、地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作って周知する。

## 9 避難行動要支援者に配慮した防災知識の普及等

(1) 町は、地域における避難行動要支援者の支援に向けて、また、避難行動要支援者が自らの災害対応能力を高められるよう、地域住民、避難行動要支援者、避難支援等関係者等を対象に防災知識の普及、啓発を行うとともに、地域、社会福祉施設等において適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導する。

(2) 施設等管理者は、職員、入所者等に対し、避難行動要支援者を災害から守るため、また、避難行動要支援者が自らの災害対応能力を高められるよう、防災訓練、防災教育等を行う。特に、職員が手薄になる夜間に対応する訓練を充実する。

町地域防災計画に名称及び所在地を定められている要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時又は土砂災害に係る避難確保計画を作成するほか、洪水時に係る避難確保計画に基づく自衛水防組織の設置に努める。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告するとともに、当該計画に基づき避難誘導等の訓練を実施するものとする。

(3) 避難行動要支援者は、自分の身体状況等に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、日常生活に必要な用具、補装具、医療品等の入手方法を明確にしておくよう努める。

(4) 住民は、積極的にボランティアとして活動するなど、避難行動要支援者の生活について知識の習得に努める。

## 10 外国人等に対する防災対策

町及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進

(2) 地域全体で避難行動要支援者への支援システムや救助体制を整備

(3) 多言語による災害時の行動マニュアルの作成及び配布

## 第13節 応急住宅対策

### 1 方針

災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、住むことが不可能な場合、被災者を収容するための住宅を仮設する必要があることから、迅速かつ的確な応急住宅対策を行うための体制を整備する。

### 2 供給体制の整備

町は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

### 3 民間賃貸住宅の借上げ体制の確立

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備する。また、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

## 第14節 医療救護体制の確保対策

### 1 方針

大規模な災害の発生による、多数の負傷者、被災者等へ医療を提供するため、災害医療救護（助産を含む。以下同じ。）体制を確立する。

### 2 医療救護計画の策定

町は、医療救護体制を確立し、医療救護活動に万全を期すため、町内医療機関の協力を得て、医療救護活動のための計画及びマニュアルを作成するとともに、軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応急救護や医療救護班等の活動支援などについて、自主救護体制を確立するための計画を定める。

計画の内容は、次のとおりである。

(1) 医療救護施設（救護所、救護病院）設置

(2) (1)以外の医療機関への対応

(3) 搬送体制

ア 救護所、医療機関から他の医療機関への車両搬送

イ 県防災ヘリコプター、県ドクターヘリコプター、自衛隊ヘリコプター等の応援要請による移送

(4) 医療ボランティア受入体制整備

### 3 県の救急医療体制

県は、医療提供の拠点となる病院をあらかじめ選定、指定し、災害時における緊急医療体制を整備している。

これらの拠点病院の保有する施設、機能は次のとおりである。

(1) 医療救護チーム育成、耐震化促進、貯水槽・自家発電装置整備

(2) 食料・飲料水・医療品・非常電源用燃料の備蓄、ヘリポートの整備等

(3) 災害医療支援機能

ア 重篤救急患者の救急医療を行う高度診断機能

イ 患者の受入、搬出を行う広域搬送機能

ウ 自己完結型医療救護チームの派遣機能

エ 地域医療機関への応急資機材の貸出機能

指定医療機関

区分	指定医療機関
基幹災害医療センター	岐阜県総合医療センター、岐阜大学医学部附属病院
地域災害医療センター	岐阜赤十字病院、岐阜市民病院、松波総合病院、大垣市民病院、木沢記念病院、中濃厚生病院、中津川市民病院、岐阜県立多治見病院、高山赤十字病院

※岐阜県地震災害等医療救護計画より

### 4 救護所、救護病院の整備

町は、傷病者を処置、収容等を行う施設として、救護所及び救護病院をあらかじめ指定しておくとともに、住民への周知を図るものとする。

## 5 トリアージ知識の普及・啓発

災害時には、重傷病者を優先して治療にあたる必要があるため、負傷程度の判定を行うことが重要である。

したがって、町内医療機関及び加茂医師会等と協力してトリアージ技術の習得及びその体制の整備に努める。

### (1) トリアージ

「緊急度判定に基づく治療順位の決定」のこと。災害発生時などに多くの傷病者が同時に発生した場合に、それに対応する医療スタッフや器具・薬剤等が不足する。このため、傷病者の緊急度や重傷度に応じて、治療優先順位を決めて適切な処置や病院への搬送を行う。

#### トリアージの基準

優先度	処置	色別	疾 病 状 況	診 断
1	最優先	赤	生命、四肢の危機的状態で直ちに処置の必要なもの	気道閉塞又は呼吸困難、重傷熱傷、心傷害、大出血又は止血困難、開放性胸部外傷、ショック
2	待機的	黄	2～3時間処置を遅らせても悪化しない程度のもの	熱傷、多発又は大骨折、脊髄損傷、合併症のない頭部外傷
3	保留	緑	軽度外傷、通院加療が可能な程度のもの	小骨折外傷、範囲小熱傷（対表面積の10%以内）で気道の熱傷を含まないもの、精神症状を呈するもの
4	死亡	黒	生命兆候のないもの	すでに死亡しているもの

### (2) トリアージタグ

トリアージには、「トリアージタグ」と呼ばれる「札」を使用する。

これには、傷病者の「名前」「住所」「年齢」などの一般情報と、「トリアージ実施年月日・時刻」「搬送機関名」「収容医療機関名」などのトリアージ情報を記載する。

## 6 災害医療の普及・啓発

町は、可茂消防、日赤岐阜県支部加茂地区等と連携し、心肺蘇生法、応急手当、トリアージの意義等に関し、住民への普及・啓発を行う。

## 7 医療品等の確保体制の確立

町は、県及び岐阜県赤十字血液センター等と連携し、次のとおり医療品等の確保体制の確立に努める。

- (1) 救急医療品、医療用資機材の備蓄、調達体制の整備、在庫量の把握
- (2) 医療用血液の備蓄（岐阜県赤十字血液センター）、輸送体制の確保、献血促進

## 8 緊急情報セットの活用

発災時や救急時に、救急隊等が迅速な救助活動や救急処置を行い救命率を高めるため、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に対し緊急情報セットの整備・活用を推進する。

また、災害時においては、身元確認や親族への連絡等のため緊急情報セットの必要性が高いことから、一般世帯への普及にも努める。

- (1) 地域包括支援センターや介護支援専門員等による情報の管理と更新
- (2) 情報の共有と円滑な運用を目的として、可茂消防と協定を締結
- (3) 緊急情報セットの有効活用のため、支え合い団体等を活用した周知・啓発活動の推進



## 第15節 防疫対策

### 1 方針

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生とその蔓延の危険性が増大することから、防疫対策の徹底が必要であり、迅速かつ的確な防疫活動を行うための体制を確立する。

### 2 防疫体制の確立

町は、災害時における防疫体制の確立を図る。

### 3 防疫用薬剤等の備蓄

町は、防疫用薬剤及び資機材について備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図る。

### 4 感染症患者に対する医療提供体制の確立

町は、感染症患者又は保菌者の発生に備え、県内の感染症指定医療機関等の診療体制の把握に努め、患者の搬送体制の確立を図る。

## 第16節 町土保全施設整備対策

### 第1項 河川改修対策

#### 1 河川の現況

当町は、南部に太平洋に注ぐ木曾川が流れているほか、寿後川・加茂川・迫間川などの河川を有している。特に木曾川周辺においては土地が低く、過去には大洪水に見舞われたこともあった。このため、一度破堤したときには平野が一瞬にして水没するおそれがあり、排水も困難となり、大きな被害をもたらす危険性が高い。

#### 2 河川の改修事業の促進

当町においては、これまでも国の行う木曾川の築堤工事や迫間川等の河川の改修事業を上位機関と一体となって推進してきた。また、その一方で小河川等の改修・整備を行うなど、危険箇所の解消を図ってきたが、さらに万全を期すため、河川の改修事業の促進、維持補修等に努める。

#### 3 河川管理施設の安全性の確保

災害時における排水機等の施設の被害を防止するため、それぞれの施設について破壊影響等の調査を実施し、補強対策工事の必要な箇所を指定し、整備を図る。

資料編 (p. 資-13) ・樋管及び陸閘の所在地

#### 4 河川管理施設等の整備拡充

万一の災害及び決壊の事態が生じた場合、人家や公共施設に重大な影響を及ぼすことが懸念されることから、緊急時に備えて、管理施設（観測施設）等の整備拡充を図る。

### 第2項 内水災害対策

#### 1 内水災害の概要

内水災害とは、梅雨の長雨や集中豪雨、台風のもたらす大雨など、河川の流下能力を上回る降雨により河川の水位が増して、一時的に河川の流下能力が飽和状態となり、辺り一帯に滞水状態を引き起こす排水不良による水害のことである。

当町には、加茂川や迫間川をはじめとする中小河川が流れており、近年における山地の開発や異常気象等によって内水災害が起こるおそれがある。

#### 2 内水対策事業の現状と町の対策

加茂川流域では、洪水による内水氾濫から、住民の生命・財産を守るため、国土交通省が加茂川排水機場を設置、岐阜県が加茂川の改修を行うこと等で流域の治水安全度を向上させている。

しかし、近年では、流域の開発による出水の増大や降雨特性の変化などにより、浸水被害が頻発している。

そのため、国土交通省、岐阜県、美濃加茂市、坂祝町及び地域住民代表による加茂川総合内水対策協議会を立ち上げ、加茂川総合内水対策計画を策定し、効果的な浸水被害の軽減を目指し、雨水排水対策を計画的に進めている。

資料編 (p. 資-12) ・排水機場

### 3 水害予防対策

#### (1) 洪水予報

町は、国及び県が指定した「浸水想定区域」ごとに、洪水予報の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を町地域防災計画に定めるとともに、記載した印刷物「洪水ハザードマップ」などを作成して住民への周知に努めるものとする。

#### (2) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

町は、国又は県が指定した河川について、少なくとも国及び県が指定した「浸水想定区域」ごとに、水防法第15条第1項に掲げる事項について、町地域防災計画に定めなければならない。

##### ※水防法第15条第1項に掲げる事項

- ・洪水予報等の伝達方法
- ・避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- ・浸水想定区域内に地下街等又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

当町の一部は、木曾川の浸水想定区域に指定されている。このため、町長は、町地域防災計画に定められた水防法第15条第1項に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（いわゆる「洪水ハザードマップ」）の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

#### (3) その他（川の防災情報）

インターネット・携帯電話により雨量や河川水位、ダム情報、河川の映像情報等を住民に提供することによって、水防活動に役立てる。

## 第3項 砂防対策

### 1 方針

荒廃した山地、溪流からの集中豪雨等による土石流、土砂流出、同じく急傾斜地の崩壊等による災害から人命や財産を守るため、土砂災害が発生した箇所や土砂災害の危険性が極めて高い箇所の対策をはじめ、避難行動要支援者関連施設が立地する箇所及び指定緊急避難場所又は指定避難所や避難道路が立地する箇所での対策を重点的に実施する。

### 2 砂防事業

当町には、土石流危険溪流として、9箇所が指定されている。町は、砂防堰堤<sup>えんてい</sup>を設置する砂防事業の実施を県に要請し予防措置を講ずるとともに、土石流危険溪流の周知や警戒避難体制の確立などのソフト面の対策を含めた総合的な土石流対策の推進を図る。

資料編 (p. 資-8) ・土石流危険溪流一覧
-------------------------

※土石流危険溪流とは、土石流危険溪流及び危険区域調査等により、土石流の発生の危険性があり、1戸以上の人家（人家がなくても、官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場所を含む。）に被害を生ずるおそれがあるとされる川や沢で、最近の災害の特徴として、一見安定した河状、林相を呈している平穏な川や沢が、異常な集中豪雨により、ひとたび土石流が発生すると、兩岸を浸食し、土砂を押し流して、下流の人家集落に多大な被害をもたらす例が多い。

### 3 急傾斜地崩壊防止対策事業

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づき、県は急傾斜地崩壊危険区域を指定している。当町には、現在のところ指定区域は存在しないが、急傾斜地の崩壊による危険のおそれがある箇所が、14箇所所在する。これらの箇所では、一定行為の制限を行うとともに、必要な箇所については、対策工事を実施する。

#### (1) 防災パトロールの強化

急傾斜地におけるがけ崩れ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限度にとどめるために、まず事前措置として平素から危険箇所の把握と、この危険箇所に対する警戒体制、すなわち防災パトロールを強化する。

##### ア 実施機関

巡回による危険箇所の把握とこれに対する警戒措置は、町長が関係機関と協力して実施する。

##### イ 実施時期

最も警戒を要する梅雨期及び台風期の前の最も効果ある時期並びにその期間中はもとより、豪雨が予報された場合等事前に適切な措置がとれるよう随時実施する。

##### ウ 実施内容

すでに把握した危険箇所については、その土質、地層、地下水、危険度等を重点に調査内容を再確認するとともに、必要に応じこれを修正するなど適正化を図り、また新たな危険箇所については、同様に実態を把握し、改善措置あるいは避難措置等の対策を講ずるものとする。

#### (2) 所有者等に対する改善措置の強化

防災パトロールの結果、必要に応じ危険箇所について、その所有者、管理者、占有者に対して十分な擁壁、排水施設その他必要な防災工事を施すなど改善措置をとることを強力に指示する。

#### (3) 避難措置と防災知識普及の徹底

##### ア 避難措置

危険箇所に対する安全措置が不完全である間は、まず、その住民に対する避難措置の確立が最も必要である。がけ崩れ災害の発生するおそれがある場合、あるいは危険が切迫した場合には、避難計画に定めるところにより避難させるものとする。また、避難のための立退きの万全を図るため指定緊急避難場所、経路及び心得をあらかじめ住民に徹底させておくものとする。

##### イ 雨量計の設置

緊急時に際して、危険地域の住民に対し、直接適切な措置がとれるよう雨量計を設置し、観測、予警報の伝達、避難措置等の方法を定めて、警戒体制の整備を図るものとする。

##### ウ 知識の普及

がけ崩れ災害の特殊性から、住民、特に危険地域の住民に対するがけ崩れ災害の予防並びに応急対策等に関する知識の普及は、常に留意すべき事項である。

この普及に当たっては、危険地域の住民に対して周知徹底を図る必要のある事項を重点的に行うものとする。

資料編 (p. 資-8) ・急傾斜地崩壊危険箇所一覧

※急傾斜地崩壊危険区域とは、傾斜角30度以上、高さ5メートル以上の斜面で、その崩壊により人家5

戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場合を含む。）に著しい被害を及ぼすおそれのある地域を指し、指定地域内では、行為を制限するとともに防災措置の勧告、改善の命令を行い、必要な箇所については防止工事を実施する等次の対策を行うこととなっている。そのため、未指定の急傾斜地崩壊危険箇所については、関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して指定を要請していく。

#### 4 土砂流出防止対策

土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等の対策を講じるため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」が平成13年4月1日から施行された。

このことにより、宅地造成に伴い、がけ崩れ、土砂流出のおそれが著しい市街地又は将来市街地になることが適切な区域について、県から区域の指定を受けた場合は、宅地造成に関する工事について、町は、災害の防止を図るものとする。

また、町は、土、岩石等の採取及び宅地造成等の事業場において、異常気象等により土砂の流出、崩壊等災害の発生のおそれがあるときは、直ちに必要な措置命令、停止命令等を発し、災害を未然に防止する。

#### 5 総合的な土砂災害対策の推進

県は、町と連携して、土砂災害（土石流、急傾斜地の崩壊）から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定し、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

土砂災害警戒区域等指定後の具体的な土砂災害予防対策は、次による。

##### (1) 危険区域の周知

町は、土砂災害警戒区域等の関係図書を町役場等において住民に縦覧するとともに、土砂災害ハザードマップ等の配布や説明会を開催することにより警戒避難に関する事項の周知を行う。

県は、土砂災害危険箇所表示看板の設置や土砂災害ハザードマップの原案作成等の支援を行う。

##### (2) 警戒避難体制の整備

町防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、町地域防災計画において、当該警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警戒の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

岐阜地方気象台及び県は、緊急時における避難のタイミングを知らせるために、雨の状況に基づく「土砂災害警戒情報」または「大雨の特別警報」を発表し、県は町へ情報提供する等の支援を行う。

## 第4項 農地防災対策

### 1 方針

農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

### 2 たん水防除事業

県では、昭和36年の豪雨による農地の冠水を契機にたん水防除事業を制度化し、平成16年度までに県内のたん水区域をほぼカバーすることができた。

今後においては、緊急度の高いものから、順次改修を進めるよう県に要請していく。

### 3 老朽ため池整備事業

農業用ため池の築造後の自然的・社会的状況の変化による機能低下や老朽化、流木の流火等による決壊漏水等に伴う農用地及び農業用施設等に発生する災害を未然に防止するため、損朽が進んでいるため池の堤体、取水施設等の改修、補強に努めるとともに、雨期のため池管理に当たっては次の点に注意する。

- (1) 洪水の発生が予測される場合には、事前に巡回点検に努める。
- (2) 堤体、取水施設等の補修に努める。
- (3) 必要に応じ土のう、杭等の応急資材の準備をする。

なお、当町における老朽ため池の状況は、次のとおりである。

老朽ため池の状況

ため池名	所在地	受益面積 ha	堤高 m	貯水量 千m <sup>3</sup>	危険箇所			危険 判定	診断 区分	被害想定 人命・公共施設
					余水吐	堤体	樋管			
西郷部池	酒倉1551	7.0	3.0	7.0	○	○	○	2	要請	○
八幡池	深萱906	12.5	2.5	8.0		○		1	定期	○
輪形池	深萱1268	46.0	3.0	1.0		○	○	2	要請	○
新池	黒岩301	2.0	4.0	1.5	○	○	○	1	要請	○

### 4 その他防災事業

町は、風水害等によって土砂崩壊の危険を生じた箇所においては、農用地及び農業用施設の災害を防止するために土砂崩壊防止工事を、急傾斜地で耕土の流失による被害を受けるおそれのあるところには農地保全事業をそれぞれ実施する。

## 第5項 治山対策

### 1 県治山事業への働きかけ

当町には、町域の約4割を占める森林がある。現在、木材生産は行われていないが、森林は町土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、土砂の流出・崩壊の防止等の機能を有している。

現在、町内には、土石流危険渓流が9箇所、急傾斜地崩壊危険箇所が14箇所、崩壊土砂流出危険地区が5箇所、山腹崩壊危険地区が5箇所存在している。人命、財産に直接被害を与えるおそれがあるため、緊急度の高いものから、県に対して予防治山事業の早期実施を働きかけていく。

資料編 (p. 資-8)	・土石流危険溪流一覧
資料編 (p. 資-8)	・急傾斜地崩壊危険箇所一覧
資料編 (p. 資-9)	・山地災害危険区域

## 2 森林所有者への適正管理の促進

森林所有者に対してその適正管理を促すとともに、治山事業の推進や森林病虫害の防除などに努めていく。

# 第6項 土地災害対策

## 1 方針

分譲宅地やレジャー施設等の事業に伴う土地開発に関連した災害を予防するため、民間事業者等に対する適切な指導と防災措置の助言・勧告を行うよう、県に促していく。また、土地開発事業の施行に伴い、土地利用関係計画や関係法令等の一体的な運用による適正な規制と誘導に努め、無秩序な開発行為の未然防止や土地利用計画に応じた適正な土地利用への誘導を図る。

## 2 施行上の管理

町は、土地開発事業の施行に伴い、土砂の流出、崩壊などによる災害が発生するおそれがあるときは、民間事業者等に対して必要な措置をとることを指示し、災害を未然に防止するよう努めるものとする。

## 第17節 都市災害対策

### 第1項 都市計画

#### 1 方針

都市地域において地域地区を定め、土地区画整理事業等による面的整備を行い合理的かつ秩序ある土地利用計画を確立するとともに、道路等交通施設、公園緑地等の公共空地、下水道等の都市施設は、火災、風水害等の防災面に重点をおいて都市計画事業を推進する。

#### 2 土地区画整理事業

町等は、市街地内の未整備地域において、土地区画整理事業を実施し、道路、公園、上下水道等を整理して、計画的に市街地を整備する。

#### 3 街路の整備

町は、都市内道路の整備、拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、災害時には緊急輸送道路及び避難路としての機能を確保する。

#### 4 公園緑地の整備

町は、主に市街地の公園緑地の規模と配置の適正化に留意しつつ、公園緑地の拡充整備を図る。また、施設面で外周部に植栽し緑化を行い、火災の拡大防止及び災害時の避難地、被災者の収容地として、災害の防止並びに復旧に対処する。

### 第2項 都市排水対策

#### 1 方針

市街地の浸水解除を重点とした生活環境の整備を図り、快適な都市生活を確保するため、公共下水道事業等の排水施設整備事業を推進する。

#### 2 公共下水道事業

町は、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除を図るため、マンホールポンプ、下水管渠の新設又は改修を行い、被害を未然に防止する。また、必要に応じて調整池等を設ける。マンホールポンプの新設、改修にあたっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。



## 第18節 建築物災害対策

### 1 方針

災害による建築物に関連した被害の防止あるいは被害の拡大を防止するため、平常時から建築物の予防対策に取り組む。

### 2 建築物防災知識の普及

#### (1) 実施者

建築物防災知識の普及は、町が県及び関係機関の協力を得て行うものとする。

#### (2) 実施の方法

建築物防災知識の普及は、あらゆる機会を捉え、必要に応じ災害が発生しやすい季節の前に重点を置き、次の方法によって行うものとする。

ア 写真等による方法

イ ポスター掲示による方法

ウ 広報紙による方法

エ インターネット等による方法

オ 講演会、説明会、座談会等による方法

#### (3) 知識の普及事項

建築物の防災に関し必要な次の事項について行うものとする。

##### ア 既存建物の保全対策

災害時に住宅等建物の保全を期するため、一般住民に対して火災、台風等に対する既存建築物の平常時や台風来襲時等における維持補修や補強の方法等を普及する。

##### イ 建築基準法等の遵守

建築物の敷地、構造及び用途等が建築基準法（昭和25年法律第201号、平成25年6月改正）に適合するよう県及び指定確認検査機関による建築確認審査業務を行っているので、町においても一般住民に対して法の遵守の広報を行う。

### 3 特殊建築物の災害予防

学校、病院、社会福祉施設、共同住宅等特殊建築物に関する平常時の災害予防は、本章第8節第1項「火災予防対策」に定めるほか、次によるものとする。

#### (1) 管理者の保全義務

特殊建築物の管理者は、建物の不燃堅牢化に努めるとともに、防災上必要な出入口、非常口、避難設備等の施設の整備保全に努める。

#### (2) 防火管理者の選任

消防法の規定に基づき防火管理者を置かなければならない施設にあつては、適法な防火管理者を選任し、その任務を明確にしておくものとする。

#### (3) 計画の策定

多人数を収容し災害により人命に危険が及ぶ可能性のある特殊建築物の管理者は、気象警報等の情報の把握あるいは初期消火等災害の防除活動と収容者避難誘導等の組織及び方法等防火に関する計画を策定し、災害時の万全を期する。

#### 4 公共的建築物の防災体制等

公共的な建築物は、防災上、避難、救護等における重要な施設であるが、一部施設において、すでに無人化が進められている。設置者及び管理者は、これらの施設の重要性にかんがみ、防災対策の万全を期するとともに、防災設備の整備に努めるものとする。

また、発災時の応急対策の拠点ともなる公共施設のうち、老朽化した建物の改築促進及び補修等を次により実施する。

- (1) 老朽度の著しい建物については、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震耐火構造建物へ改築を図る。
- (2) 建物の定期点検などを実施して破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

#### 5 防災査察（可茂消防）

旅館、ホテル、病院等不特定多数の人の用に供する特殊建築物へ定期的に防災査察を実施し、建築物の安全性の維持と災害予防を図る。

## 第19節 防災営農対策

### 1 方針

災害による農業被害の軽減と農業経営安定のため、防災営農に関する指導その他の対策を行う。

### 2 指導等の実施

#### (1) 指導事項等

町及び農業団体は、あらゆる機会を利用し、農業災害の予防、応急措置あるいは災害復旧の実施に当たって必要な知識と技術を徹底するものとし、特に防災業務従事職員に対しては、災害の原因あるいは実施する対策の科学的、専門的な事項の教育を、また一般農業者に対しては、災害に対しての必要な基本的知識、技術の普及を重点に行うものとする。

#### (2) 指導等の方法

町及び農業団体は、講習会、研究会、印刷物の発行や配布、ラジオ、テレビ等による普及、現地指導等によって行うものとする。

## 第20節 ライフライン施設対策

### 1 方針

ライフライン施設は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであることから、災害発生時における各施設の被害を最小限にとどめ、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずる。

### 2 水道施設

水道事業者（水道環境部）は、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備等を行うものとする。

(1) 水道水源の多元化による災害時の水道水の安定確保

(2) 浄水場施設等の安全性の確保

ア 取水、浄水、配水施設等の安全性の確保

イ 緊急時給水拠点としての配水池・調整池の整備推進

(3) 管路施設の整備

2以上の配水系統を有する水道施設及び2以上の水道施設間の幹線で相互連絡管の整備

(4) 電力設備の確保

水道施設用電力の停電に配慮した受電方式の採用及び受電設備（自家用発電設備を含む。）の整備

(5) 緊急時給水拠点の設定

緊急時に応急給水を行う場所（配水池、給水車配置場所等）をあらかじめ設定する。

(6) 資機材の備蓄等

ア 復旧工事用資材の備蓄及び調達（製造業者と優先調達に関する契約締結）

イ 応急給水用機材の備蓄

町の応急給水活動を支援するための給水タンク等の整備

(7) 広域的相互応援体制の整備

「岐阜県水道災害相互応援協定」及び「東海四県水道災害相互応援に関する覚書」に基づき、応援体制、受入れ体制を整備

資料編 (p. 資-40) ・岐阜県水道災害相互応援協定
------------------------------

### 3 下水道施設（農業集落排水を含む）

下水道管理者（水道環境部）は、災害発生時の下水道施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の予防対策を行うものとする。

(1) 下水道施設点検の定期的実施による危険箇所の把握

(2) 下水道施設設備の安全性の確保

ア マンホールポンプ及び処理場内の重要施設について安全性の確保

イ その他の施設については施設の複数化、予備の確保等で機能確保を図り、また、補修の容易な構造とし、復旧対策に重点を置いて整備

ウ 緊急用として管きょ及び処理場にバイパス等の整備

エ 停電及び断水に対して速やかに対応できる設備の整備

オ マンホールポンプ及び処理場内での各種薬品類、重油及びガス等の燃料用設備の設置に当たっては、災害による漏洩、その他の二次災害が発生しないよう整備

- (3) 下水道施設が損傷した場合においても、最低限の処理機能が確保されるよう施設の弾力的運用（雨水貯留池の沈殿池への転用）
- (4) 下水道施設が損傷した場合においても、その機能を代替できるよう管きよ、マンホールポンプ、処理場のネットワーク化について検討
- (5) 下水道台帳の整備
- (6) 中部ブロック災害応援体制の整備

#### 4 電気施設

電気事業者は、災害発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の予防対策を行うものとする。

- (1) 電力供給施設の安全性の確保
- (2) 防災資機材及び緊急資機材の整備
- (3) 要員の確保
- (4) 被害状況収集体制の整備
- (5) 広域的相互応援体制の整備

#### 5 鉄道施設

鉄道事業者は、災害発生時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の対策を行うものとする。

- (1) 鉄道施設の安全性の確保
- (2) 防災資機材の整備点検
- (3) 要員の確保

#### 6 電話（通信）施設

##### (1) 電気通信施設

電気通信事業者は、災害発生時に電話通信設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の電話通信の混乱を防止するため、次の対策を行うものとする。

- ア 電話通信施設、設備の安全性の確保
- イ 災害対策機器の配備
- ウ 重要通信の確保
- エ 要員の確保

##### (2) 特設公衆電話の事前設置

西日本電信電話株式会社は、災害発生時に避難した住民等の通信手段を確保するため、指定避難所等における特設公衆電話の事前設置について町と調整する。また、設置後の施設について、災害が発生した場合の通信を確保するための対策を行うものとする。

#### 7 放送施設

放送事業者は、災害発生時における住民への情報伝達手段としての放送の有効性を認識し、大規模災害発生時の機能を確保するため、次の対策を行うものとする。

- (1) 送信所、放送所の建物、構築物の安全性の強化
- (2) 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の安全性対策

- (3) 放送設備等重要な設備について、代替又は予備の設備の設置
- (4) 二次災害の発生防止のための防止設備等の設置
- (5) 建物、構築物、放送設備等の安全性等についての定期的自主点検

## 8 電線類

道路管理者は、調整のうえ、電線類の無電柱化を推進するものとする。

## 9 ライフラインの代替機能の確保

町は、ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、代替機能（ライフラインからの自立機能）の確保に努めるものとする。

- (1) 指定避難所その他公共施設での井戸の掘削
- (2) 飲料水の貯留が可能な貯水槽の設置
- (3) 指定避難所その他公共施設への自家発電装置の設置
- (4) 指定避難所へのプロパンガス及びその設備の備え付け
- (5) 仮設トイレ、バキュームカーの配備（業者との協定）
- (6) 各種通信メディアの活用…アマチュア無線、タクシー無線、インターネット等
- (7) 新エネルギーシステムの導入

## 第21節 教育・文化財関係の対策

### 第1項 教育対策

#### 1 方針

学校、その他の教育機関、研究機関等（以下「学校等」という。）の土地、建物、その他の工作物及び設備（以下「教育施設」という。）を災害から防護し、教育の確保と園児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命、身体の安全を図るため、教育施設の保全管理、防災知識の普及、訓練の実施等の災害予防対策は、別に定める計画のほか、本計画に定めるところによるものとする。

また、各施設の経営者又は管理者は、それぞれの災害条件を考慮し、施設別にその計画を作成して実施の推進を図るものとする。

#### 2 教育施設の不燃化構造の促進

学校等の経営者又は管理者は、学校等の教育施設を火災、台風等の災害から防護し、教育の確保と児童生徒等の安全を図るため、施設の建設に当たっては、適切な構造物による建築に努めるものとする。

#### 3 教育施設の予防対策

学校等の経営者又は管理者は、常に教育施設の保全管理に努め、特に次の事項には十分に留意して災害の予防に当たるものとする。

##### (1) 組織の整備

教育施設の補強、補修等（台風時における準備作業等）が迅速かつ的確に実施できるよう、職員の任務の分担あるいは作業員の配置等、平常時からその組織を整備しておくこと。

##### (2) 補修、補強

平常時から教育施設の点検、調査を実施し、危険箇所あるいは不備施設（避難施設等）の早期発見に努めるとともに、これの補修、補強あるいは整備に当たること。

##### (3) 資材等の整備

災害時の教育施設の補修、補強に必要な資材、器具等を整備しておくこと。

#### 4 危険物の災害予防

化学薬品その他の危険物を取扱い、あるいは保管する学校等は、関係法令の定めに従って厳重に保管管理するとともに、適切な取扱いに努めなければならないが、特に災害発生時における安全の確保について適切な予防措置を講じておくものとする。

#### 5 防災教育

町教育委員会は、県教育委員会と連携して、関係職員に対して防災指導資料を作成配布し、あるいは講習会、研究会等を開催して防災に関する知識の醸成及び技術の向上に努めるものとする。また、学校等においては、全職員の協力を得て、常に児童生徒等の防災知識の普及に努めるとともに、児童生徒等を通じてその地域における防災意識の普及徹底を図り、あわせて災害の未然防止と災害時の応急対策についても十分に周知させるものとする。このため学校等は、次の点に留意してその普及に努めるものとする。

(1) 防災知識の普及は、正規な教育課程に位置づけて実施すること。特に、学校行事等において実

施される講話、避難訓練、消火訓練、水泳指導等の場合においては、事前の指導として防災知識の普及に努めること。

- (2) 災害時においては、児童生徒等の生命尊重、安全退避を第一義とし、火災、風水害等それぞれの場合における生命の安全確保について万全を図るため、施設、設備の状況、気象条件、地形条件等を十分考慮して、それぞれの災害の場における適切な退避計画を策定し、事前に児童生徒等に周知を図ること。この場合、特に低学年の児童や身体的障害のある児童生徒等にはよく理解させ徹底しておくものとする。
- (3) 学校災害の未然防止を図るため、火気取扱いの注意、危険薬品の管理、配電施設の安全、老朽危険箇所の補修等に細心の注意を払い、児童生徒等に対しても火遊び等をしないよう指導すること。
- (4) 児童生徒等の通学路に沿う危険箇所については、学校は、事前に調査し、登下校の指導や災害予防の知識について理解させ徹底しておくこと。
- (5) 児童生徒等が消火作業や搬出作業等の救援活動に従事する場合は、まず身体生命の安全を確保した上で考えること。この場合学校の施設、設備の状況や、作業活動の組織等について十分検討を加え、無理な活動を要求しないよう慎重を期すること。

## 6 登下校の安全確保

学校等の管理者は、児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図るものとする。

なお、町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

## 7 避難その他の訓練

学校等の管理者は、児童生徒等及び関係職員に対して防災に対する心構えを確認し、災害時に適切な処置がとれるよう災害の状況を想定し、警報の伝達、児童、生徒の避難、誘導等防災上必要な計画を策定するとともに、訓練を実施する。なお、訓練計画の策定及び訓練の実施に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 計画及び訓練は、学校種別、学校規模、施設設備の状況、児童生徒等の発達段階等それぞれの実情に応じた具体的かつ適切なものとする。
- (2) 訓練は、学校行事等に位置づけて計画し、全職員の協力と、児童生徒等の自主的活動とあいまって十分な効果を収めるように努めること。
- (3) 火災、風水害、震災等それぞれの場合における計画を策定し、訓練を実施すること。なお、この場合それぞれの災害の特色や災害状況の相違等を検討し、形式的なものにならぬよう注意すること。
- (4) 訓練は保育園、幼稚園は月1回、小学校は每学期1回以上、中学校は年2回以上実施すること。
- (5) 訓練の実施に当たっては、事前に施設設備の状況、器具、用具等について点検し、常に十分活用できるよう充足するとともに訓練による事故防止に努めること。
- (6) 平素から災害時における組織活動の円滑を期するため、全職員及び児童生徒等の活動組織を確立し、各自の任務を周知徹底しておくこと。



(7) 計画の策定及び訓練の実施に当たっては、関係機関と事前に連絡を密にし、専門的な立場から助言、指導を受けること。

(8) 訓練実施後は、十分な反省を加え、関係計画の修正整備を図ること。

## 8 気象予報警報等の把握・伝達

学校等における災害に関する注意報、警報、特別警報及び情報等の把握並びに伝達については、次により徹底を期し事故防止に努めるものとする。

### (1) 町立学校

教育委員会及び各施設管理者は、小・中学校等学校施設における災害対策実施のための気象状況に留意し、災害に関する注意報、警報、特別警報及び情報の把握に努めるものとする。なお、気象情報等の伝達は、本編第2章第4節第1項「特別警報・警報・注意報・情報等の受理伝達」に基づき、教育委員会が各学校長に伝達するものとする。

### (2) 保育園及び幼稚園等

園長等は、関係機関と連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意して、災害に関する気象の把握に努め、災害予防の適正を期するものとする。

## 9 臨時休業

災害が発生すると予測される場合の町立学校及び幼稚園等の臨時休業については、園長・学校長が決定し、教育委員会へ報告するものとする。

なお、私立保育園等については、園長が決定しこども課へ報告するものとする。

## 第2項 文化財保護対策

### 1 方針

文化財の保護のため、住民の愛護精神の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護、管理体制の確立、防災施設の整備促進を図る。

### 2 防災知識の普及

指定文化財等の所有者及び管理者は、文化財に対する住民の愛護精神を高め、防災知識の普及を図る。

### 3 文化財施設の予防対策

#### (1) 指定文化財等の所有者及び管理者

指定文化財等の所有者及び管理者は、施設を災害から保護するため、不燃化建築による保存庫、収蔵庫等の設置を行い、文化財の保存に努める。また、建造物等には消火栓、消火器等を設置し防災に努めるとともに、指定文化財等での火気の使用制限、施設内の巡視等を行い、災害予防に努める。

#### (2) 町、県

ア 国指定、県指定文化財の所有者ごとに文化財防災台帳を作成し、文化財の保存（保管）状況の把握に努める。

イ 所有者及び管理者に対する防災知識の普及を図るために文化財の防災の手引きを発行し、その管理・保護対策について指導助言をする。

ウ 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。

エ 文化財保護指導員を委嘱し、文化財に関する定期的な点検を実施する。

資料編 (p. 資-78) ・町内文化財一覧
------------------------

#### 4 防災教育

指定文化財等の所有者及び管理者は、毎年防火管理、防火知識の普及を図るため、施設職員に対して講習会等を開催して、火災予防の徹底を期する。

#### 5 避難その他の訓練

指定文化財等の所有者及び管理者は、毎年1月26日を文化財防火デーと定め、文化財防火訓練を実施するよう努める。

#### 6 応急協力体制

指定文化財等の所有者及び管理者は、災害が発生した場合に備え、県、可茂消防等との連絡・協力体制を確立する。

町教育委員会は、県に協力して、緊急避難用保管場所の提供など文化財の安全確保に努めるとともに、文化財の専門知識を有する者を派遣し、適切対応できるよう応急協力体制の確立を図る。

## 第2.2節 行政機関の業務継続体制の確保対策

### 1 方針

大規模災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤が失われ、行政の業務継続に大きな支障をきたすことが考えられる。

そのため、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、行政にとって災害時に必要な業務の継続、あるいは早期に立ち上げるための業務継続計画の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

### 2 業務継続体制の確保

町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うとともに、町機能が壊滅した場合、県職員や他市町村職員などを速やかに派遣できる体制の確立を図るものとする。

### 3 行政機関における個人情報等の分散保存

町における業務継続のために重要な個人情報を含むデータ（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等）の分散保存の促進を図る。

## 第23節 民間事業者等の防災の促進

### 1 方針

民間事業者等の事業継続及び早期再建は、住民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期復旧を可能とする予防対策を推進する必要がある。そのために民間事業者等は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、民間事業者等にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan（以下「BCP」という。））の策定・運用に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

町及び商工団体等は、県と連携し、民間事業者等の防災意識の向上を図り、災害時に民間事業者等が果たす役割が十分に実施できるよう、BCPの策定等、民間事業者等の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

### 2 民間事業者等の取り組み

民間事業者等は、大規模災害発生時の民間事業者等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各民間事業者等において、災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、想定される被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

### 3 民間事業者等の防災促進のための取り組み

町及び商工団体等は、県と連携し、民間事業者等のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、BCPの策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により民間事業者等の防災力向上の推進を図る。また、民間事業者等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

#### (1) BCPの策定促進

##### ア 普及啓発活動

民間事業者等の防災の重要性やBCPの必要性について積極的に啓発していく。

##### イ 情報の提供

民間事業者等がBCPを策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、町及び県は、それぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表する。

#### (2) 相談体制の整備

民間事業者等が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災民間事業者等の事業再開に関する各種支援についてあらかじめ整理しておく。

## 第24節 防災上重要地域の対策

### 第1項 災害対策に関する調査研究

#### 1 方針

災害による被害を最少限にとどめる対策を実施するため、基礎的調査及び研究を推進する。

#### 2 災害危険地予察

町は、県、自衛隊等の協力を得て、毎年管内の山崩れ、がけ崩れ、河川氾濫等災害が発生する危険性のある箇所の予察を行い、災害危険地を調査する。また、県が行う防災ヘリコプターによる災害危険地の調査結果もあわせ、その結果を町地域防災計画に反映するものとする。

#### 3 風水害対策基礎調査

当町は、地勢その他に恵まれた地であり、昭和34年の伊勢湾台風、昭和36年の第2室戸台風、昭和58年の台風10号による災害以外、大型災害は少ない。しかし、県内における大規模災害発生状況をみると、風水害とりわけ水害による災害が多く、風水害による災害を最少限度に防止する対策を確立するため、町は、県と連携して、次の事項等につき基礎的調査及び研究を推進する。

- (1) 町における既往の風水害
- (2) 降水量と山腹等の崩壊災害
- (3) 降水量と土石流・がけ崩れ等の土砂災害
- (4) 降水量と河川災害
- (5) 浸水想定区域図の作成・公表
- (6) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

#### 4 火災対策基礎調査

火災は、人為的災害の代名詞として災害の中核に位置しており、年々増加の傾向をたどっているばかりでなく、科学の進歩に伴って特殊火災の発生等消防活動のいかんによっては、大規模災害をひき起こす素因を多くもっている。

幸い町内においては、近年、災害救助法の適用を受けるような大火は発生していないが、消防対策を確立するため、町は、県その他関係機関と相互協力して調査研究を推進する。

#### 5 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備

町においては、各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実情に即して的確に把握するための、防災アセスメントを積極的に実施する。また、コミュニティレベル（集落単位、学区単位、自主防災組織単位等）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。

## 第2項 地域別災害危険雨量

### 1 方針

最近の災害では、集中豪雨等に伴うがけ崩れ、急傾斜地の崩壊、土石流の発生などにより多くの人命、財産が失われている。

これらの災害から住民の安全を図るため、町は、次の事項について危険の表示を行い、住民による自主防災組織、自主避難等の体制を確立し、災害による被害の軽減に努めるものとする。

### 2 雨による災害が発生するおそれがある基準

当町において、雨による浸水害や土砂災害等の災害が発生するおそれのある基準は、岐阜地方気象台が定める注意報・警報・特別警報の発表基準に準じると次表のとおりとなる。この基準を目安として、低地の浸水危険地区や土石流の災害危険地区ごとに、注意・警戒を行い、情報の伝達や避難体制等の確立・徹底を図るものとする。

雨による災害が発生するおそれがある基準

地区名	災害の種類	注意を要する基準	警戒を要する基準	特別な警戒を要する基準
坂祝町	浸水害	表面雨量指数基準が10を上回った場合	表面雨量指数基準が23を上回った場合	3時間の降水量が184mmを超えたとき
	土砂災害	土壌雨量指数基準が113を上回ったとき	土壌雨量指数基準が153を上回ったとき	土壌雨量指数基準が251を上回ったとき

(注)ここで示す降水量や土壌雨量指数基準は、一応の目安であって、これ以下の降水量や土壌雨量指数基準であっても災害の発生するおそれがあることに注意すること。

資料編 (p. 資-7) ・土石流危険溪流一覧

### 3 雨量計の設置

町は、雨による災害を防止するため、庁舎並びに前記2の災害危険地区に雨量計を設置し、自ら観測を行うとともに、集中豪雨等における住民の避難等が適切にできるよう努めるものとする。

(注)「気象業務法」により、気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象観測を行う場合には、一部の測器(雨量計含む。)について技術上の基準に従って、検定に合格した測器を使用すること。観測施設を設置した場合はこれを届けることを義務づけている。

## 第25節 事故災害対策

### 第1項 航空災害対策

#### 1 方針

航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対応するため、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う。

#### 2 情報の収集・連絡関係

##### (1) 情報の収集・連絡体制の整備

ア 町は、県、航空運送事業者及びその他防災関係機関と連携して、航空災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

イ 町は、機動的な情報収集活動を行うため、県と連携して、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

##### (2) 通信手段の確保

ア 町は、県及びその他防災関係機関と連携して、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一體的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。

イ 町における災害時の情報通信手段については、平常時からその確保に努めるものとする。

#### 3 災害応急体制の整備関係

##### (1) 職員の体制

ア 町は、職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

イ 町は、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

##### (2) 防災関係機関相互の連携体制

町は、県、航空運送事業者及びその他防災関係機関と応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時から連携の強化に努めるものとする。

#### 4 救助・救急、医療及び消火活動関係

##### (1) 消火救難及び救助・救急、消火活動関係

町及び可茂消防は、照明車等の車両及び応急の実施に必要な救急救助用資機材、化学消火薬剤等の備蓄及び消火ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

##### (2) 医療活動関係

町は、県及び日本赤十字社岐阜県支部と連携して、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医療品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

##### (3) 搜索活動支援関係

町は、迅速かつ効率的な搜索支援活動を実施するため、ヘリポートの整備等支援基盤の確保に努めるものとする。

#### 5 緊急輸送活動関係

町は、関係機関と連携して、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

#### 6 関係者等への的確な情報伝達活動関係

- (1) 町は、県及び放送事業者等と連携して、航空事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。
- (2) 町は、被害者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

#### 7 防災関係機関の防災訓練の実施

##### (1) 防災訓練の実施

町は、県、加茂警察署、航空運送事業者及びその他防災関係機関と、相互に連携した訓練を実施する。

##### (2) 実践的な訓練の実施と事後評価

ア 町は、県、加茂警察署、航空運送事業者及びその他防災関係機関との訓練を行うに当たっては、航空事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定することで、実践的なものとなるよう工夫する。

イ 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

## 第2項 鉄道災害対策

### 1 方針

鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対応するため、安全情報の充実、安全な運行の確保、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う。

### 2 情報の収集・連絡関係

#### (1) 情報の収集・連絡体制の整備

ア 町は、県、鉄軌道事業者及びその他防災関係機関と連携して、鉄道災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

イ 町は、機動的な情報収集活動を行うため、県と連携して、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

#### (2) 通信手段の確保

ア 町は、県及びその他防災関係機関と連携して、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一體的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。

イ 町における災害時の情報通信手段については、平常時からその確保に努めるものとする。

### 3 災害応急体制の整備関係

#### (1) 職員の体制

ア 町は、職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

イ 町は、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に



訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

町及び可茂消防は、県、鉄軌道事業者及びその他防災関係機関と、応急活動及び復旧活動に関し、平常時から連携の強化に努めるものとする。

**4 救助・救急、医療及び消火活動関係**

(1) 救助・救急活動関係

町及び可茂消防は、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

(2) 医療活動関係

ア 町は、県及び日本赤十字社岐阜県支部と連携して、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材の備蓄に努めるものとする。

イ 町は、あらかじめ、鉄軌道事業者、医療機関、消防との連絡体制の整備を図るよう努めるものとする。

(3) 消火活動関係

町は、平常時から関係機関との連携の強化を図るものとする。

**5 緊急輸送活動関係**

町は、情報板等の道路交通関連施設について、関係機関と連携して、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

**6 関係者等への的確な情報伝達活動関係**

(1) 町は、県及び放送事業者等と連携して、鉄道事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

(2) 町は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

**7 防災関係機関の防災訓練の実施**

(1) 防災訓練の実施

町は、県、加茂警察署、鉄軌道事業者及びその他防災関係機関と、相互に連携した訓練を実施する。

(2) 実践的な訓練の実施と事後評価

ア 町は、県、加茂警察署、鉄軌道事業者及びその他防災関係機関との訓練を行うに当たっては、鉄軌道事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫する。

イ 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うこと。

**8 鉄軌道交通環境の整備**

町は、県、道路管理者及び鉄軌道事業者と連携して、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努めるものとする。

## 第3項 道路災害対策

### 1 方針

トンネル、橋りょう等の道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対応するため、安全情報の充実、道路施設等の整備、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う。

### 2 情報の収集・連絡関係

#### (1) 情報の収集・連絡体制の整備

ア 町は、道路管理者及びその他防災関係機関と連携して、道路災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

イ 町は、機動的な情報収集活動を行うため、県と連携して、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

#### (2) 通信手段の確保

ア 町は、県及びその他防災関係機関と連携して、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。

イ 町における災害時の情報通信手段については、平常時からその確保に努めるものとする。

### 3 災害応急体制の整備関係

#### (1) 職員の体制

ア 町は、職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

イ 町は、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

#### (2) 防災関係機関相互の連携体制

町は、県、道路管理者及びその他防災関係機関と、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時から連携の強化に努めるものとする。

### 4 救助・救急、医療及び消火活動関係

#### (1) 救助・救急活動関係

町は、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

#### (2) 医療活動関係

ア 町は、県及び日本赤十字社岐阜県支部と連携して、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

イ 町は、あらかじめ、道路管理者、医療機関、消防との連絡体制の整備を図るものとする。

#### (3) 消火活動関係

町及び道路管理者等は、平常時から関係機関との連携の強化を図るものとする。

### 5 緊急輸送活動関係

町は、情報板等の道路交通関連施設について、関係機関と連携して、災害時の道路交通管理体制

の整備に努めるものとする。

また、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。

#### 6 危険物等の流出時における防災活動関係

町は、県及び道路管理者と連携して、危険物等の流出時に的確な防災活動を行うことができるよう資機材の整備促進に努めるものとする。

#### 7 関係者等への的確な情報伝達活動関係

(1) 町は、県及び放送事業者等と連携して、道路災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

(2) 町は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

#### 8 防災関係機関の防災訓練の実施

##### (1) 防災訓練の実施

町は、県、加茂警察署、道路管理者及びその他防災関係機関と相互に連携した防災訓練を実施する。

##### (2) 実践的な訓練の実施と事後評価

ア 町は、県、加茂警察署、道路管理者及びその他防災関係機関との訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫する。

イ 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

#### 9 施設、設備の応急復旧活動関係

(1) 町は、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

(2) 町は、応急復旧を円滑に行うため、関係業界団体の保有する労働力、資機材等についてあらかじめ把握しておくものとする。

#### 10 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

#### 11 防災知識の普及

町は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

#### 12 再発防止対策の実施

町は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

## 第4項 原子力災害対策

### 1 総則

#### (1) 方針

本項は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下、「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（原子炉運転、使用済み核燃料貯蔵、核燃料物質等の事業所外運搬）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（事業所外運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、町及び防災関係機関、並びに住民がとるべき措置を総合的かつ計画的に定め、住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

平成23年3月に発生した福島第一原発の事故を受け、県が行った放射性物質の拡散シミュレーションの結果（平成24年9月発表・同11月追補版公表）では、当町は外部被ばく実効線量が年間20 mSv以上となる可能性は示されていない。しかし、発生した事故の規模、気象条件等によっては、当町へも放射性物質による影響が及ぶ可能性があることから、不測の事態に備えるため、県の地域防災計画（原子力災害対策計画）で定める対策強化地域に準じた必要な措置を講じるものとする。

#### (2) 計画の性格

ア 本項は、当町における原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画及び県の地域防災計画に抵触することがないように、緊密に連携を図った上でまとめたものである。町及び関係機関は、想定される事態に対応できるよう対策を講じ、不測の事態が発生した場合においても、迅速に対処できるよう体制を整備する。

イ 本項の修正に際しては、国の原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成25年6月5日改定、以下「指針」という。）を遵守する。

#### (3) 計画の周知徹底

この計画は、県、関係行政機関、関係公共機関及びその他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、住民への周知を図る。

また、各関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成するものとする。

#### (4) 計画の基礎とするべき災害の想定

##### ア 対象とする原子力事業所

当町は、最寄りの原子力事業所から最短距離で約95kmに位置しているが、町周辺の原子力事業所において原子力災害が発生した場合、その直接的な影響が当町にも及ぶ可能性があることを想定し、県の地域防災計画を踏まえ対象とする原子力事業所を以下の通りとし、町として必要な対策を進める。

(ア) 原災法施行令第2条の2の規定により、岐阜県が関係周辺都道府県となる原子力事業所

事業者名	日本原子力発電株式会社		
発電所名	敦賀発電所		
所在地	福井県敦賀市明神町		
距離	坂祝町役場（加茂郡坂祝町取組46-18）から約95km		
号機	1号機	2号機	
電気出力	35.7万kW	116.0万kW	
原子炉型式	沸騰水型軽水炉	加圧水型軽水炉	
熱出力	107.0万kW	342.3万kW	
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	
運転開始	S45. 3. 14	S62. 2. 17	

事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構		
発電所名	高速増殖原型炉もんじゅ		
所在地	福井県敦賀市白木		
距離	坂祝町役場（加茂郡坂祝町取組46-18）から約97km		
号機	—		
電気出力	28.0万kW		
原子炉型式	高速増殖炉		
熱出力	71.4万kW		
燃料種類	プルトニウム・ウラン混合酸化物、劣化ウラン		
運転開始	未定		

事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構		
発電所名	原子炉廃止措置研究開発センター（通称「ふげん」）		
所在地	福井県敦賀市明神町		
距離	坂祝町役場（加茂郡坂祝町取組46-18）から約95km		
号機	—		
電気出力	16.5万kW		
原子炉型式	新型転換炉		
熱出力	55.7万kW		
燃料種類	二酸化ウラン燃料、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料		
運転開始	S54. 3. 20（運転終了H15. 3. 29）		

事業者名	関西電力株式会社		
発電所名	美浜発電所		
所在地	福井県三方郡美浜町丹生		
距離	坂祝町役場（加茂郡坂祝町取組46-18）から約98km		
号機	1号機	2号機	3号機
電気出力	34.0万kW	50.0万kW	82.6万kW
原子炉型式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	103.1万kW	145.6万kW	244.0万Kw
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S45. 11. 28	S47. 7. 25	S51. 12. 1

(イ) 岐阜県が原子力事業者との間で取り交わした交換文書「原子力事業所の安全の確保及び異常時の通報並びに平常時の情報交換について」(以下、「通報・情報交換体制」という。)に基づく通報・連絡並びに情報交換体制を確立している原子力事業所

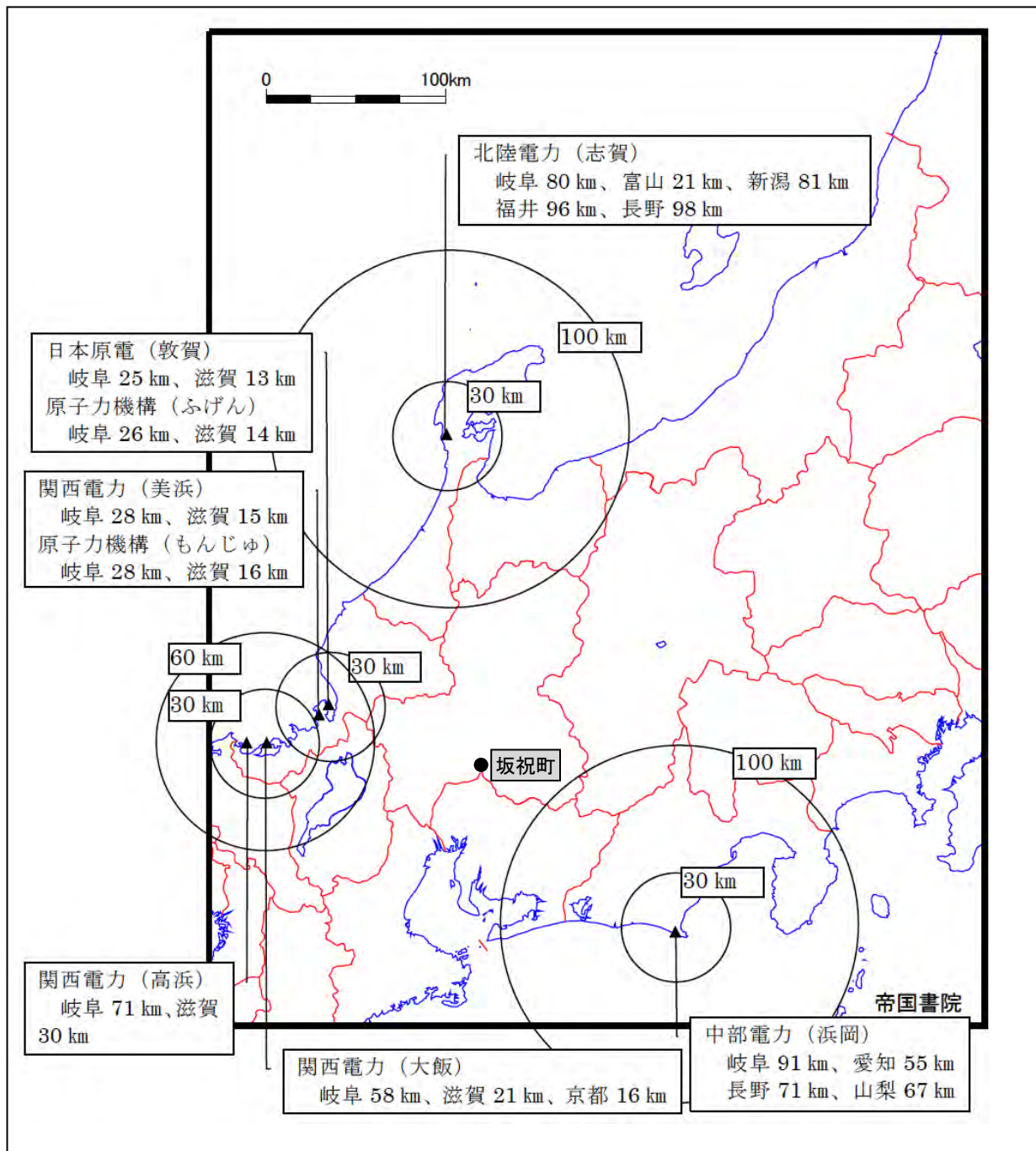
事業者名	関西電力株式会社			
発電所名	大飯発電所			
所在地	福井県大飯郡おおい町大島			
距離	坂祝町役場(加茂郡坂祝町取組46-18)から約122km			
号機	1号機	2号機	3号機	4号機
電気出力	117.5万kW	117.5万kW	118.0万kW	118.0万kW
原子炉型式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	342.3万kW	342.3万kW	342.3万kW	342.3万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S54.3.27	S54.12.5	H3.12.18	H5.2.2

事業者名	関西電力株式会社			
発電所名	高浜発電所			
所在地	福井県大飯郡高浜町田ノ浦			
距離	坂祝町役場(加茂郡坂祝町取組46-18)から約135km			
号機	1号機	2号機	3号機	4号機
電気出力	82.6万kW	82.6万kW	87.0万kW	87.0万kW
原子炉型式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	244.0万kW	244.0万kW	266.0万kW	266.0万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S49.11.14	S50.11.14	S60.1.17	S60.6.5

事業者名	中部電力株式会社				
発電所名	浜岡原子力発電所				
所在地	静岡県御前崎市佐倉				
距離	坂祝町役場(加茂郡坂祝町取組46-18)から約140km				
号機	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機
電気出力	54万kW	84万kW	110万kW	113.7万kW	138万kW
原子炉型式	沸騰水型軽水炉	沸騰水型軽水炉	沸騰水型軽水炉	沸騰水型軽水炉	改良型沸騰水型軽水炉
熱出力	159.3万kW	243.6万kW	329.3万kW	329.3万kW	392.6万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S51.3.17 (運転終了H21.1.30)	S53.11.29 (運転終了H21.1.30)	S62.8.28	H5.9.3	H17.1.18

事業者名	北陸電力株式会社	
発電所名	志賀原子力発電所	
所在地	石川県羽咋郡志賀町赤住	
距離	坂祝町役場(加茂郡坂祝町取組46-18)から約180km	
号機	1号機	2号機
電気出力	54万kW	120.6万kW
原子炉型式	沸騰水型軽水炉	改良型沸騰水型軽水炉
熱出力	159.3万kW	392.6万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	H5.7.30	H18.3.15

岐阜県周辺の原子力事業所位置図



イ 核燃料物質等の運搬中の事故への対応

町内で核燃料物質等の運搬中の事故が発生した場合には、旧原子力安全委員会防災指針付属資料「核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価について」では、想定事象に対する評価結果として、「原災法の原子力緊急事態に至る可能性は極めて低く、仮に緊急事態に至った場合においても事故の際に対応すべき範囲は、一般に公衆被ばくの観点から半径15 m程度」とされていることから、これを基本として必要な対策を進める。

2 原子力災害事前対策

(1) 情報の収集・連絡体制等の整備

町は、県、その他防災関係機関との原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行う

ため、次のとおり体制を整備する。

ア 情報の収集・連絡体制の整備

(ア) 町及び関係機関相互の連絡体制

町は、原子力災害に対し万全を期すため、県及びその他防災機関との情報収集・連絡体制を確保する。

(イ) 機動的な情報収集体制

町は、機動的な情報収集活動を行えるよう、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備に努める。

イ 情報の分析・整理と活用体制の整備

(ア) 人材の育成・確保

町は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努める。

(イ) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

町は、県を通じて平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。

(ウ) 防災対策上必要とされる資料の整備

町は、応急対策が必要となった時に的確に対応するため、必要に応じて人口、世帯数、地域の地図等の社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の知識向上に資する啓発資料等を整備し、定期的に更新するよう努める。

(2) 通信手段の確保

町は、関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話等による移動通信系の活用体制の整備を図る。また、県や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるように、その操作方法の習熟に努める。

その他、ここに定めのない事項については、本章第7節「防災通信設備等の整備」を準用する。

(3) 組織体制等の整備

町は、原子力災害時に応急対策活動が必要となった場合に備え、あらかじめ必要な体制を整備しておく。

ア 準備体制

町は、次の場合に準備体制をとる。

(ア) 県から、対象とする原子力事業所において警戒事象発生連絡があったとき

(イ) 町内において核燃料物質等の事業所外運搬中の事故発生連絡があったとき

(ウ) 町長が必要と認めたとき

イ 警戒体制

町は、次の場合に警戒体制をとる。

(ア) 県から、対象とする原子力事業所における特定事象発生連絡があったとき

(イ) 町内において核燃料物質等の事業所外運搬中の特定事象発生連絡があったとき

(ウ) 町長が必要と認めたとき

ウ 非常体制

町は、次の場合に災害対策本部を設置し、非常体制をとる。

(ア) 県の地域の一部が原災法第15条第2項に規定される原子力緊急事態に係る緊急事態応急



対策実施区域となったとき

(イ) 県の地域の一部が、原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域とならない場合であっても、対象とする原子力事業所において原子力緊急事態（原災法第15条に規定される事態）が発生した場合

(ウ) 町長が必要と認めたとき

(4) 長期化に備えた動員体制の整備

町は、事態が長期化する可能性も考慮した動員体制をあらかじめ検討しておく。

(5) 広域防災体制の整備

町は、県及び防災関係機関と連携して原子力防災体制の充実に努める。

ア 防災関係機関相互の情報交換

町は、平常時から県、その他防災関係機関と、原子力防災体制に係る相互の情報交換を行い、防災対策の充実に努める。

イ 広域的な応援協力体制の整備

町は、緊急時における広域的な応援体制の整備を図るため、他の市町村等との相互応援協定の締結等、他の市町村との連携を図る。

ウ 緊急消防援助隊の受入体制の整備

町は、消防相互応援体制を整備するとともに、緊急消防援助隊の派遣要請のための手順や受入体制の整備に努める。

緊急消防援助隊の派遣要請手続きは、本章第5節「広域応援体制の整備」による。

エ 自衛隊の災害派遣要請等の体制の整備

町は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡窓口、連絡の方法を決めておくとともに、受入体制の整備等必要な準備を整えておく。

自衛隊の派遣要請手続きは、本編第2章第2節第4項「自衛隊災害派遣要請」による。

(6) 緊急時モニタリングへの協力体制の整備

町は、県、国、関係機関等が実施する緊急時における環境放射線量等のモニタリング（緊急時モニタリング）が円滑に行われるよう、必要な情報の提供、要員の移送手段の提供等、緊急時に協力できる体制を整備しておく。

(7) 屋内退避等活動体制の整備

町は、原子力緊急事態となった場合は、事態の進展に応じ屋内退避を行うこと、及び放射性物質の放出後は、避難の判断基準（O I L）に基づく避難を行うことを基本とした県が策定する「原子力災害避難マニュアル」（以下「避難マニュアル」という。）等を踏まえた屋内退避等を行えるよう、体制の整備等に努める。

ア 屋内退避方法等の周知

町は、原子力災害時の、屋内退避等の方法や留意事項等について、日ごろから住民等への周知徹底に努める。

(8) 物資の備蓄・調達

町は、県及び民間事業者と連携し、必要とされる食料その他の物資の確保に努める。

(9) スクリーニング、安定ヨウ素剤配布・服用指示等に係る体制整備

町は、必要に応じ、県が実施するスクリーニングや安定ヨウ素剤の配布・指示等の活動に協力

するための体制の整備に努める。

(10) 飲食物の摂取制限等に関する体制の整備

町は、県及び国による飲食物の摂取制限指示が出された場合に備え、住民への指示伝達、周知方法等をあらかじめ定めておくとともに、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておく。

(11) 防災業務関係者の安全確保に必要な資機材等の整備

町は、県及び関係機関と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備に努める。

(12) 住民への情報提供体制の整備

原子力災害が発生した場合、住民に対し、災害情報等を迅速かつ的確に提供するため、町は、住民に提供すべき情報項目の整理や、多様なメディアの活用等情報提供体制の整備に努める。

ア 情報項目の整理

町は、警戒事象発生後の経過に応じて住民に提供すべき情報の項目について整理しておくものとする。

なお、原子力災害においては、専門的な用語を用いた情報が多くあることから、分かりやすく正確な表現を用いることを念頭に置き、情報項目の整理を行う。

イ 情報提供体制の整備

町は県と連携し、住民及び報道関係機関に対しの確な情報を継続的に提供できるよう、その体制の整備に努める。

情報提供体制の整備に当たっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、避難行動要支援者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ的確に提供されるよう、自主防災組織、民生・児童委員等との協力・連携に努める。

ウ 相談窓口の設置等

町は、住民からの問い合わせに対応する相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておく。

エ 多様なメディアの活用体制の整備

町は、報道機関の協力のもと、ソーシャルメディア等のインターネット、CATV等多様なメディアの活用体制の整備に努める。

(13) 原子力防災に関する住民に対する知識の普及

住民に対する原子力防災に係る知識の普及啓発を図るため、町は、県と連携し、継続的な広報活動等の実施に努める。

(14) 防災訓練の実施

町は、県と連携し、定期的に訓練を実施し、防災業務関係者の技術の習熟及び連携等を図るよう努める。

(15) 防災業務関係者の人材育成

町は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、県等が実施する原子力防災に関する研修に、防災業務関係者を積極的に参加させるなどして、人材育成に努める。

(16) 町内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する防災体制整備

町内における核燃料物質等の運搬中の事故による原子力災害の発生及び拡大の防止のため、町内において核燃料物質等の運搬を予定する原子力事業者及び運搬を委託された者（以下「輸送に

係る事業者等」という。)、町及び県、加茂警察署、可茂消防等は、事故発生場所があらかじめ特定されないこと等運搬中事故の特殊性を踏まえつつ、事故時の措置を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図る。

#### ア 輸送に係る事業者等

輸送に係る事業者等は、以下に掲げる事故時の措置が迅速かつ的確にとれるよう、応急措置の内容、対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際には、これらの書類、必要な非常信用資機材及び防災資機材を携行するものとする。また、事故時の措置を迅速かつ的確に実施するために、必要な要員を適切に配置するものとする。

##### 【事故時の措置】

- ①町、国、県、警察、消防機関等への迅速な通報
- ②消火、延焼防止の措置
- ③核燃料輸送物の安全な場所への移動、関係者以外の者の立ち入りを禁止する措置
- ④モニタリングの実施
- ⑤運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- ⑥核燃料物質等による汚染・漏えいの拡大防止及び除去
- ⑦放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- ⑧その他核燃料物質等による災害を防止するために必要な措置 等

#### イ 町及び県

町及び県は、事故の状況把握及び関係機関への連絡体制を整備するとともに、国の指示又は県独自の判断に基づき、事故現場周辺の住民の避難等、一般公衆の安全を確保するための必要な措置を実施するための体制を整備する。

#### ウ 警察

加茂警察署は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて警察職員の安全確保を図りつつ、輸送に係る事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するための体制を整備する。

#### エ 消防機関

可茂消防は、事故の通報を受けた場合は直ちにその旨を県に報告し、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図り、輸送に係る事業者等と協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。

## 第26節 危険物等保安対策

### 1 方針

危険物、ガス、毒物劇物及び火薬類（以下「危険物等」という。）の漏えい流出、火災、爆発等による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害を防止し、あるいは災害発生時における危険物等の保安を確保するため、必要な措置を行う。

### 2 危険物等関係施設の安全性の確保

#### (1) 規制、立入検査等

危険物等の貯蔵・取扱事業者は、法令で定める技術基準を遵守する。また、可茂消防は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努めるものとする。

#### (2) 自主保安体制の整備

町及び危険物等の貯蔵・取扱事業者は、予防規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進する。

#### (3) 教育、指導

可茂消防は、危険物等の貯蔵・取扱事業者団体と連携して、危険物等の貯蔵・取扱事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関連施設における保安体制の強化を図るものとする。

##### ア 危険物

危険物取扱者保安講習

##### イ 高圧ガス

(ア) 高圧ガス製造保安係員再教育講習

(イ) 液化石油ガス業務主任者再教育講習

(ウ) 液化石油ガス設備士再教育講習

(エ) 充てん作業員再教育講習

##### ウ 火薬類

(ア) 保安手帳所持者及び従事者手帳保持者保安教育講習

(イ) 発破技士講習

#### (4) 安全性の向上

町は、危険物等の貯蔵・取扱事業者と連携して、危険物等災害が生じた場合にその原因の徹底的な究明に努め、必要な再発防止対策を講じることにより、危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。

### 3 危険物等の輸送対策（移送、移動も含む。）

町は、県と連携して、危険物等の運搬等について、容器、積載の方法等についての基準の厳守を指導強化するとともに、イエローカード携行の普及を推進する。また、車両火災の予防などについて指導するものとする。

### 4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

#### (1) 情報の収集・連絡関係

##### ア 情報の収集・連絡体制の整備

(ア) 町は、県、危険物等の貯蔵・取扱事業者及びその他防災関係機関と連携して、それぞれ

の機関及び機関相互間において危険物等災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

(イ) 町は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じて県にヘリコプターの出動を要請するとともに、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。また、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

#### イ 通信手段の確保

町は、県及びその他防災関係機関と連携して、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。また、災害発生時の情報通信手段について、平常時からその確保に努めるものとする。

### (2) 災害応急体制の整備関係

#### ア 職員の体制

(ア) 町は、職員の非常参集体制の整備を図る。

(イ) 町は、必要に応じ、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

#### イ 防災関係機関相互の連携体制

町、県、危険物等の貯蔵・取扱事業者及びその他防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時から連携を強化しておくものとする。また、危険物等の貯蔵・取扱事業者は資機材の調達に係る相互応援体制の整備を推進する。

### (3) 救助・救急、医療及び消火活動関係

#### ア 救助・救急活動関係

町は、照明車等の車両、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

#### イ 医療活動関係

(ア) 町は、県及び日本赤十字社岐阜県支部と連携して、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄、調達体制の整備及び在庫量の把握に努めるものとする。

(イ) 町は、県及び危険物等の貯蔵・取扱事業者と連携して、あらかじめ可茂消防と医療機関、危険物等の貯蔵・取扱事業者と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

#### ウ 消火活動関係

(ア) 町は、平常時から可茂消防、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

(イ) 町は、可茂消防と連携して、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図るものとする。

(ウ) 可茂消防及び危険物等の貯蔵・取扱事業者は、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等

の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努めるものとする。

(4) 危険物等の流出時における防除活動関係

ア 町及び可茂消防は、危険物等が流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるものとする。

イ 町及び可茂消防は、危険物等が流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図るものとする。

ウ 町及び可茂消防は、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

(5) 避難収容活動関係

本章第9節「避難対策」に定めるところによるものとする。

(6) 施設、設備の応急復旧活動関係

危険物等の貯蔵・取扱事業者は、施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。

(7) 防災業務関係者の安全確保関係

町及び可茂消防は、応急対策活動中の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。

(8) 被災者等への的確な情報伝達活動関係

ア 町及び可茂消防は、危険物等災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備を図るものとする。

イ 町は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

(9) 防災関係機関等の防災訓練の実施

ア 防災訓練の実施

(ア) 消防機関は、様々な危険物等災害を想定し、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施する。

(イ) 町、県、加茂警察署、可茂消防、自主防災組織及び地域住民等は、相互に連携した訓練を実施する。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

(ア) 町、自衛防災組織、及び地域住民等が訓練を行うに当たっては、危険物等災害及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫すること。

(イ) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うこと。

(10) 災害復旧への備え

町は、県及び危険物等の貯蔵・取扱事業者と連携して、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

## 5 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

ア 町は、県と連携して、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、指定緊急避難場所又は指定避難所での行動等

防災知識の普及、啓発を図るものとする。

イ 町は、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する。

ウ 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

エ 防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ等訴求効果の高いものを活用する。

(2) 防災知識の普及、訓練における避難行動要支援者への配慮

町は、防災知識の普及、訓練を実施する際、避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

## 6 危険物保安対策

危険物による災害の防止あるいは災害時における危険物の保安を確保するため、次により検査、指導等の徹底を期する。

(1) 危険時の通報

危険物施設において危険物の流出、火災、その他の事故が発生したときは、災害を防止するため応急の措置を講ずるとともに直ちにその旨を町、可茂消防及び加茂警察署に通報する。

(2) 教育、訓練等

各危険物等の貯蔵・取扱事業所においては、毎年6月の第2週の日曜日から土曜日までの1週間を全国的に展開される「危険物安全週間」と位置付け、また、毎月8日を「危険物安全の日」と定め、危険物施設の安全の確保を図るため従業員に対する安全教育並びに防火訓練を実施する。

(3) 自主保安体制の強化

危険物施設の増大、大規模化に伴い自主保安体制の強化を図るため、各危険物等の貯蔵・取扱事業所は、次の事項を実施する。

ア 危険物施設の整理、清掃

イ 危険物施設の点検、整備

ウ 危険物施設の事故に備え、消火剤及び土のう、油処理剤等の備蓄強化

資料編 (p. 資-10) ・危険物施設の状況
-------------------------

## 7 高圧ガス保安計画

高圧ガス事業者等は、次により、自主保安体制の確立に努める。

(1) 危険時の通報

高圧ガスの製造所、販売所、貯蔵所等の施設（以下「高圧ガス施設」という。）又は、高圧ガス充てん容器からのガス漏れ等危険な状態を発見した者は、直ちにその旨を町、可茂消防及び加茂警察署に通報する。

(2) 災害保全運動

各高圧ガス事業者は、毎年10月下旬の一週間を「高圧ガス保全活動促進週間」、毎年10月を「LPガス消費者保安月間」とし、従業員に対して保安教育に努めるものとする。

(3) 訓練等

各高圧ガス事業者は、高圧ガスによる危害発生時の適切な処置と災害時における高圧ガスの保安確保のため、それぞれの状況に応じた計画を策定し、これに基づき連絡通報、応急措置等必要な訓練を実施する。

## 8 火薬類保安計画

火薬類の爆発等による災害を防止し、あるいは災害時における火薬類の保安を確保するため、火薬類取扱い事業者等は、次により危険時の措置についてあらかじめ対策を講じておくものとする。

### (1) 危険時の通報

火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態となり、又は火薬類の流失のおそれ等危険な状態を発見した者は、直ちにその旨を町、可茂消防及び加茂警察署に通報する。

### (2) 災害保全運動

毎年6月中旬の1週間を「火薬類危害予防週間」とし、県が事業場に配布する保安啓発用のパンフレットあるいは危害予防用ポスターにより、その啓発を図るものとする。また、各火薬類取扱い事業者は、週間行事として従事者に対して保安教育に努めるものとする。

### (3) 訓練等

火薬類取扱い事業者は、火薬類爆発時の処置あるいは災害時の安全確保のため、それぞれの状況に応じた計画を策定し、これに基づき連絡、通報、応急措置等必要な訓練を実施する。

## 9 毒物劇物保安計画

毒物劇物による災害の防止あるいは災害時の保安を確保するため、次により危険時の措置、検査、指導等の徹底を期する。

### (1) 危険時の通報

毒物劇物が各種災害等により飛散、流出その他危険な状態となっていることを発見した者は、直ちに中濃地域保健所、加茂警察署、町、可茂消防に通報する。

### (2) 自主保安体制の強化

ア 毒物劇物営業者等は、部門責任者（保管、販売、保安）を置き、管理部門を明確にして危害の防止に当たらせるものとする。

イ 部門責任者は、相互に連携を密にして業務の円滑な推進に努めるものとする。

ウ 毒物劇物営業者等は、取扱い施設等の安全確保を図るための従業員に対する安全教育を実施する。



## 第27節 林野火災対策

### 1 方針

当町の中央部は郷部山丘陵が占め、西部は、城山など急峻な山地が連なっており、町域の約4割を山林が占めている。

山林において発生する火災は、当町においてはほぼ人為的なものと考えられる。火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災に対応するため、関係機関との協力のもとに、林野火災に強い地域づくり、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う。

### 2 林野火災に強い地域づくり

#### (1) 防火林道、防火森林の整備

町は、必要な地域に防火林道、防火森林の整備等を実施するものとする。

#### (2) 火の使用制限

町は、火災警報発令時の火の使用制限の徹底を図るとともに、多発危険期等における巡視及び監視等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行うものとする。なお、火災警報が発令された場合、町及び林野の所有（管理）者は、「可茂消防事務組合火災予防条例」の定めるところによりおおむね次のとおり火の使用制限を行うものとする。

ア 山林、原野において火入れをしないこと。

イ 煙火を消費しないこと。

ウ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。

エ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと。

オ 残火（たばこの吸いがらを含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

カ 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

#### (3) 森林保全管理活動の促進

林野の所有（管理）者等は、自主的な森林保全管理活動を推進するように努めるものとする。

### 3 林野の所有（管理）者の管理上の指導

町は、可茂消防と連携して、林野火災に関し、林野の所有（管理）者に対し必要な施業を行うよう指導するものとする。特に次の事項については積極的にを行うものとする。

(1) 防火線、防火樹帯の設置及び造林地に防火樹の導入を図る。

(2) 自然水利の活用等による防火用水の確保を図る。

(3) 林道構築に当たっては、必要に応じて林野火災を考慮した路線及び施設の設定を図る。

(4) 事業地には、防火処理を行う。

(5) 火入れに当たっては、森林法（昭和26年法律第249号）及び坂祝町火入れに関する条例（昭和59年条例第9号）に基づくほか、消防機関と緊密な連絡を図る。

(6) 火災多発危険期においては、自衛のため積極的に見回りを行う。

### 4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

#### (1) 情報の収集・連絡関係

##### ア 情報の収集・連絡体制の整備

(ア) 町、県及びその他防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において林野火災に

対する情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

(イ) 町は、機動的な情報収集活動を行うため、関係機関と連携しながら車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

#### イ 情報の整理

町は、平常時から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。

#### ウ 通信手段の確保

(ア) 町は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。

(イ) 町、県及びその他防災関係機関の災害時の情報通信手段については、平常時からその確保に努めるものとする。なお、その際、山間地での広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備に配慮するものとする。

### (2) 災害応急体制の整備関係

#### ア 職員の体制

(ア) 町は、職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

(イ) 町は、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、関係機関と連携しながら定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

#### イ 防災関係機関相互の連携体制

町は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関と相互応援の協定を締結する等平常時から連携を強化しておくものとする。

### (3) 救助・救急、医療及び消火活動関係

#### ア 救助・救急活動関係

町及び可茂消防は、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

#### イ 医療活動関係

(ア) 町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

(イ) 町は、あらかじめ、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

#### ウ 消火活動関係

(ア) 町は、可茂消防と連携して、防火水槽、貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、農業用水、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

(イ) 町は、県防災ヘリコプター等による空中消火を積極的に推進するため、ヘリポートの整備、広域航空応援体制の整備、活動拠点及び資機材の整備等を積極的に実施できる体制づく

りを推進するものとする。

(ウ) 町は、平常時から可茂消防、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

(4) 緊急輸送活動関係

町及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の管理体制の整備をするものとする。

(5) 避難収容活動関係

本章第9節「避難対策」の定めによるものとする。

(6) 施設、設備の応急復旧活動関係

町は、所管する公共施設、・設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

(7) 関係者等への的確な情報伝達活動関係

ア 町は、林野火災に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備を図るものとする。

イ 町は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

(8) 防災関係機関等の防災訓練の実施

ア 防災訓練の実施

(ア) 消防機関は、様々な林野火災を想定し、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

(イ) 町、県、消防機関、民間事業者等及び地域住民等は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

(ア) 町が訓練を行うに当たっては、林野火災及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。

(イ) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

## 5 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

ア 町は、山火事予防期間、林野火災予防運動等を通じて、林野火災に対する住民の防火意識の高揚を図るとともに、林業従事者、林野周辺住民、ハイカーなどの入山者等への啓発を実施するものとする。なお、住民等への啓発は、多発危険期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向に十分留意するものとし、媒体については、おおむね次のものを利用するものとする。

(ア) 展覧会、講演会開催等による方法

(イ) 映画、スライド等映写による方法

(ウ) 標識板、ポスターの掲示、パンフレット等の配布による方法

(エ) 学校、諸団体等への宣伝委嘱の方法

(オ) 林業従事者等を対象した講演会を行う方法

(カ) 林野火災の訓練、演習を通じて行う方法

イ 町及び県は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、標識板、立看板の設置や防火水槽を設置するなど防火知識の普及と初期消火に対応するための施設の配備を促進するものとする。

ウ 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

エ 防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ等訴求効果の高いものを活用するものとする。

(2) 防災知識の普及、訓練における避難行動要支援者への配慮

町は、防災知識の普及、訓練を実施する際、避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

(3) 防災活動の環境整備

ア 町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設装備の充実、青年層や女性の団員への参加促進等消防団の活性化を促進し、その育成を図るものとする。

イ 林野火災の予防活動については、地域住民や林業従事者等の協力が不可欠であるので、町は、住民や民間事業者等の自主防災活動を育成・助長するものとする。

## 第2章 災害応急対策

### 第1節 町災害対策本部活動体制

#### 1 方針

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町地域内における災害応急対策に対処するため必要があるときは、本計画の定めるところにより「坂祝町災害対策本部（以下、「町本部」という。）」を置くものとする。町本部の運営の方法、配備体制等については、防災活動に即応できるように定めるとともに、災害情報の収集、災害対策の実施方針を作成し、必要に応じ関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努めるものとする。また、町本部を置くにいたらない程度の災害時にあつては、平常時における組織をもって対処する。

#### 2 体制等

注意報、警報等が発表されたとき、あるいは町本部が設置されたときの体制等は、次によるものとする。

体制	基準	動員内容	配備職員	摘要
準備体制	次の注意報、警報のうち、いずれかが発表されたとき。 大雨注意報 洪水注意報 大雪警報	情報収集及び連絡活動を主とし、状況により他の職員を動員できる体制	総務課	1 災害対策本部は設置されない。 2 各種情報の収集及び連絡活動を行う。
	その他町長がこの体制を命じたとき。			
警戒体制	①次の警報のうち、いずれかが発表されたとき。 大雨警報 洪水警報 暴風警報 暴風雪警報	警戒活動にあたり、事態の推移に伴い、速やかに本部を設置できる体制	総務課 産業建設課 (必要により町長が指名した課)	1 町長が必要と認めるときは、災害対策本部が設置される。 2 各課の体制は、各々の計画による。
	②今渡ダム、丸山ダム、川辺ダムの合計放水量が4,000トンを超えたとき			
	③加茂川光徳橋の水位が2mに達したとき			
	その他町長がこの体制を命じたとき。			
非常体制	災害が発生し、町内の広範囲にわたって大規模な被害が予測されるとき。	災害が発生し、町域に大規模な災害が予測され、全町的に応急対策がとれる体制	全職員	1 災害対策本部が設置される。 2 災害救助法が適用される。 3 分担任務は、第Ⅰ編総則第6章「災害対策本部の組織」に定める任務とする。
	災害救助法を適用する災害が発生したとき。			

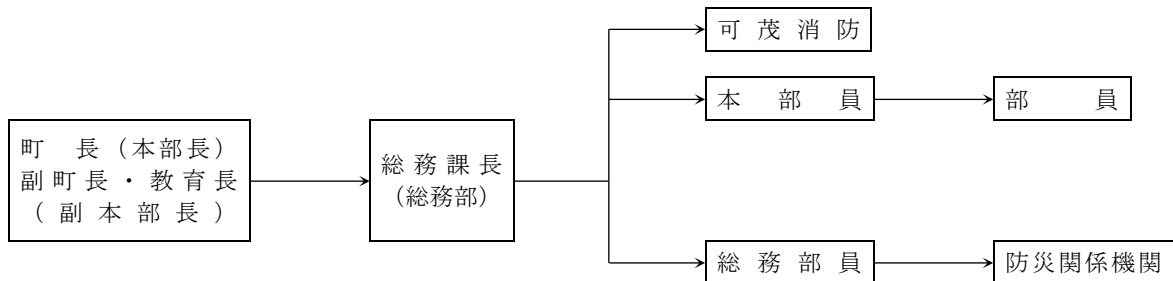
#### 3 体制等の特例

町長（本部長）は、災害の種類、状況その他により、前記2に定める体制により難しいと認めると

きは、特定の課に対してのみ体制を指示し、又は種類の異なる体制を指示することができる。

#### 4 体制等の伝達

町本部の設置、閉鎖あるいは体制等が決定したときは、次の系統によって関係機関に伝達する。ただし、準備体制については省略することができる。



(注) 庁内放送可能時における庁内各課への伝達は、放送によって行うものとする。

#### 5 本部員会議

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長（不在時は、副本部長又は代理者）が、その必要を認めるときは、「本部員会議」を開催し、次の事項を協議する。なお、本部員会議を開催するいとまがないとき、あるいは災害の規模がその程度に達しないとき等にあつては、町本部の開設その他について関係のある本部員が協議し、その結果に基づき、本部長が決定する。

- (1) 災害対策本部の体制及び職員の動員、応援に関すること。
- (2) 必要により現地災害対策本部の設置・廃止及び現地指揮者の選定又は視察、見舞等に関すること。
- (3) 災害予防（拡大防止）対策に関すること。
- (4) 被災者の救助、保護対策に関すること。
- (5) 交通、通信その他総合的に実施を要する対策の調整、推進に関すること。
- (6) その他災害対策に関連した重要な事項

#### 6 職員の配備

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各職員は、町本部の設置又は配備のいかんにかかわらず、それぞれの任務につくものとする。各部は、職員別に配備場所を定めておくものとするが、本部員は直ちに本部室に集合できるようそれぞれ所属課において待機（勤務）する。

#### 7 町本部の設置及び廃止の基準等

##### (1) 設置基準

- ア 災害が発生し、又は発生の危険性が切迫し、町内の広範囲にわたって大規模な被害が予測されるとき
- イ 災害救助法を適用する災害が発生したとき
- ウ 町長が必要と認めるとき

##### (2) 廃止基準

- ア 当該災害に係る災害の予防及び応急対策が完了したとき
- イ 想定される災害に係る危険がなくなつたと認めるとき

##### (3) 開設場所

災害対策本部は、町役場庁舎に設置する。ただし、町役場庁舎が被災等により使用できない場

合には、中央公民館を代替場所として使用し、職員、防災関係機関等に周知する。

## 8 本部長の職務代理者の決定

本部長（町長）不在時の指揮命令系統の確立のため、命令権者の順位を次のとおり定めておくものとする。

第1順位	副町長（副本部長）
第2順位	教育長（副本部長）
第3順位	総務課長

## 9 現地災害対策本部の設置

- (1) 本部長は、災害対策基本法第23条の2第5項の規定に基づき、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置することができる。
- (2) 現地災害対策本部に現地本部長及び現地災害対策本部員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもってあてる。
- (3) 現地災害対策本部は、防災関係機関と連携して、本部長の特命事項を処理する。
- (4) 現地災害対策本部は、被災地に近い学校、公民館等公共施設を利用して設置する。この場合、できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とする。

## 10 町本部職員の証票等

### (1) 身分証明書

町本部職員の身分証明書は、「職員身分証明書」をもって兼ねるものとし、災害対策基本法第83条第2項（強制命令の執行に伴う立入検査時の身分証票）及び災害救助法第27条第4項（物資の保管場所等への立ち入り時の身分証票）による身分を示す証票も本証をもって兼ねるものとする。

### (2) 腕章

町本部職員のうち災害応急対策の実施又はその事務に従事するものは、別表の1に掲げる腕章を着用する。

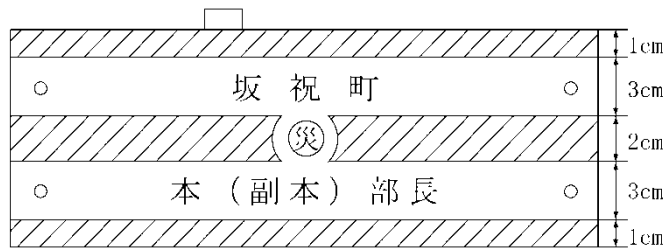
### (3) 標旗

町本部を開設した場合は別表の2の標旗を掲げるものとする。

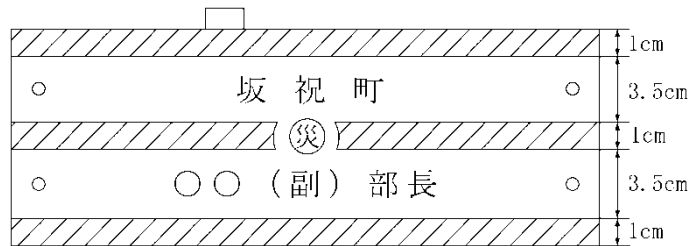
別表

1 腕章

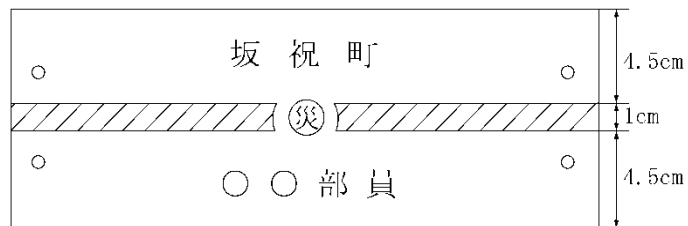
① 本部長、副本部長腕章



② 部長、副部長腕章



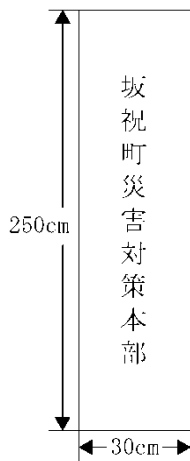
③ 部員腕章



- (注) 1 腕章の大きさは、長さ38cm、幅10cmとする。  
 2 地は白地、字は黒色とし、線は赤色とする。  
 3 ホック止めとする。

2 標旗

① 町本部標旗





## 第2節 災害対策要員

### 第1項 職員の動員

#### 1 方針

大規模災害の発生時において、緊急に必要となる膨大な応急対策業務を迅速かつ確実に処理するため、各部においてその実情に即した災害対策要員を確保する。

各部は、あらかじめ動員の系統、職員の動員順序、連絡の方法について具体的に計画しておくものとする。

#### 2 動員計画

町本部における職員の動員は、次によるものとする。

##### (1) 職員の心得

町本部職員は、常に気象状況あるいは消防及び水防信号等に注意し、災害の発生を承知したとき、又は発生のおそれがあるときは、速やかにそれぞれの配備場所につき、待機する。

##### (2) 動員の方法

職員の動員は、各部において定める配備計画に基づいてそれぞれに行うものとするが、退庁後に突発的な災害が発生した場合等で職員がその発生を承知することが困難なときにあつては、電話、職員メール、町防災行政無線及び伝令によって動員する。なお、消防部における動員は、前記のほか消防及び水防信号によるサイレンによるものとする。

##### ア 連絡責任者の任命及び責務

(ア) 各部ごとの業務連絡の責任者は、本部連絡員を各部より任命した場合は本部連絡員とし、特段指名しない場合は部長とする。

(イ) 連絡上の責務は、災害情報、被害状況の調査、把握及び各種災害関係情報、指示等の発受に関する連絡等とする。

##### イ 動員の伝達

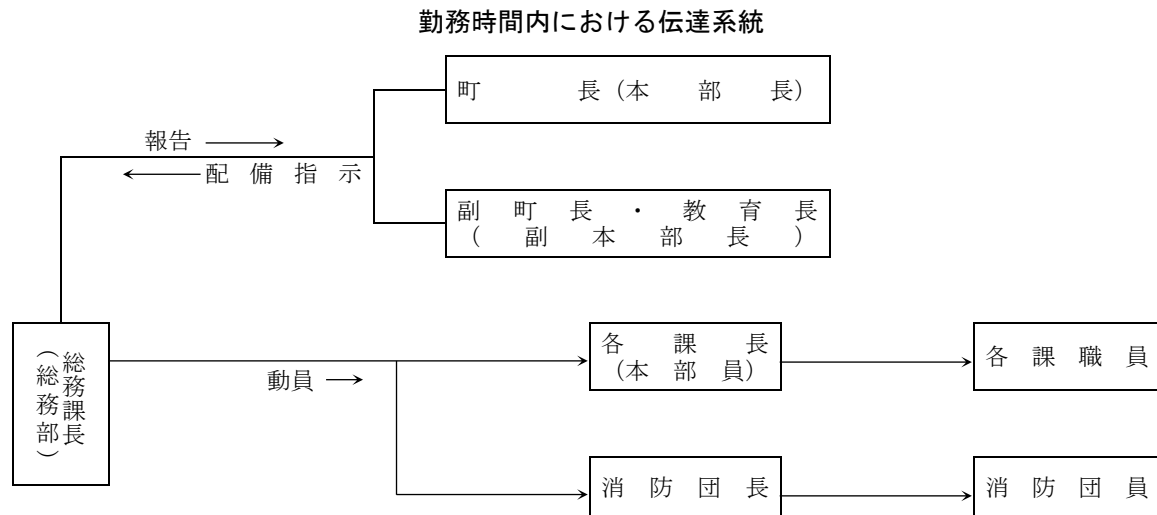
非常配備の職員等への伝達は、次により行う。

##### (ア) 勤務時間内における伝達

a 気象情報の通知を受け、災害発生が予測される場合又は災害が発生した場合、総務部長（総務課長）は、本部長（町長）の指示により非常配備を決定し、各部長（各課長等）にこれを伝達するとともに庁内放送によりこれを徹底する。

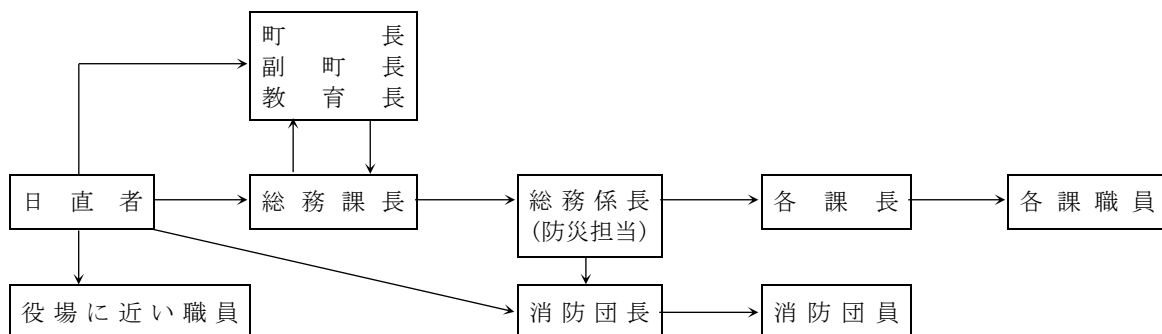
b 各部長（各課長等）は、直ちに関係職員に連絡し、関係職員をして所定の配備による事務又は業務に従事させるものとする。

c 総務部長は、可茂消防及び消防団長に非常配備を伝達する。



(イ) 勤務時間外、休日における伝達及び配備

- a 日直、夜間勤務者及び警備員は、非常配備に該当する気象情報が防災関係機関から通知され、又は災害発生が予測されるときは、速やかに状況判断し、適宜次の処置をとるものとする。
  - (a) 本部長又は副本部長、総務部長に電話等により処置について指示を仰ぐ。
  - (b) 総務課職員（総務係長・防災担当）を電話等により登庁させる。
  - (c) 役場に近い職員を電話等により動員を図る。
  - (d) 災害の種類により関係職員を防災行政無線又は電話、携帯電話（メールを含む。）等により伝達動員する。
  - (e) 緊急災害のため消防団員の出動を要する場合で前記(a)～(c)に示す処置をとるいとまがないと判断したときは、防災行政無線及びサイレン作動による処置をとるものとする。
- b 職員は、常に気象情報等に注意し、その状況に応じ連絡責任者からの連絡を待たず、積極的に登庁するよう心掛けるものとする。



3 警報発令時の職員体制

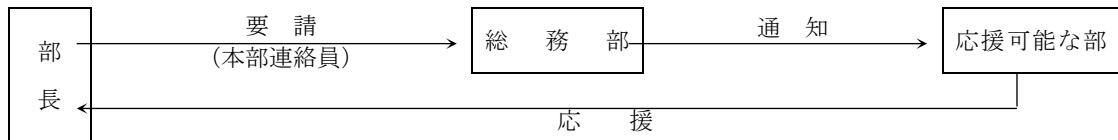
警報発令時の職員体制は、総務課防災担当を含めた2人以上、産業建設課2人以上とする。

4 職員の応援

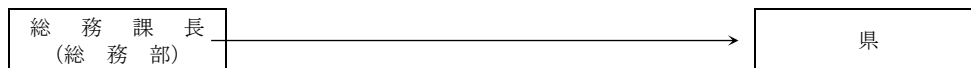
各部における災害応急対策の実施に当たって職員が不足するときは、総務部を通じ各部に応援を要請する。総務部は、本部員会議で決定された応援方針に基づき応援可能な部のうちから適当な部を決定し、通知する。

なお、町本部内における応援でなお不足するときにあつては、県に職員の応援又は派遣を要請する。その他応援に関する計画は、本編第1章第5節「広域応援体制の整備」及び本章第2節第5項「災害応援要請」に定めるとおりとする。

(1) 町内における応援要請系統



(2) 町内で不足する場合の県への応援要請



## 第2項 災害対策要員の確保

### 1 方針

災害応急対策実施のため必要な人員の確保は、次によるものとする。

### 2 動員の順序及び担当者(部)

- (1) 災害対策本部職員の動員(本部長又は副本部長)
- (2) (1)以外の職員の動員(総務部)
- (3) 奉仕団員の動員(関係各部)
- (4) 労務者等の雇上げ(関係主管部)

応急対策の内容によっては、この順序を異にすることができる。

### 3 奉仕団の編成

当町における奉仕団と担当機関は、次のとおりである。

- (1) 自主防災組織(総務課)
- (2) 女性防火クラブ(総務課)
- (3) 町赤十字奉仕団(福祉課)
- (4) 加茂地区交通安全協会坂祝支部(総務課)

### 4 奉仕団活動要領

奉仕団の動員及び活動は、次によるものとする。

#### (1) 動員

各団員の動員は、奉仕団長がその地域に災害が発生し、団員の動員が必要と認めたとき、又は本部長から動員の要請があつたとき、必要な人員を動員する。

団員の動員に当たっては、奉仕団長は、団の役員と協議し、被災世帯員は除くようにする等配慮する。

#### (2) 連絡及び状況の通報

ア 奉仕団は、常に町本部、可茂消防、加茂警察署等と連絡を保つとともに、それらの機関から要請のあつたときは、積極的に協力し、その対策の実施に奉仕する。

イ 奉仕団役職者は、町本部職員不在時にあつては、状況を速やかに、町本部に通報する。

#### (3) 従事作業

奉仕作業は、主として次の作業に従事する。

- ア 炊き出しその他災害救助の実施
- イ 清掃の実施
- ウ 防疫の実施
- エ 災害対策用物資の輸送及び配分
- オ 上記作業に類した作業の実施
- カ 軽易な事務の補助

(4) その他

ア 奉仕団の活動は、小規模災害時にあっては各奉仕団が従前からの慣習に従ってそれぞれに実施するが、大規模災害時にあっては、町本部（総務部）が連絡調整を行い、その要請に基づいて奉仕活動を行うものとする。

なお、奉仕団員は、作業の実施に当たっては、その対策の実施責任者の指示に従って奉仕活動を行うものとする。

イ 奉仕団の奉仕を受けた場合は、次の事項について「奉仕団活動記録表」（様式集・様式1号）に記録し保管しておくものとする。

- (ア) 奉仕団の名称及び人員又は氏名
- (イ) 奉仕した作業内容及び期間
- (ウ) その他特記事項及び参考事項

5 県への応援要請

町内で動員した奉仕団のみでは必要数を確保できないときは、本編第1章第5節「広域応援体制の整備」により県に応援の要請をする。なお、緊急を要する場合にあっては、直接隣接市に応援の要請をする。

6 災害対策基本法第71条に基づく従事命令等

災害応急対策実施のための要員が一般の動員、災害対策作業員の雇上げ等の方法によってもなお不足し、他に供給の方法がないとき若しくは緊急の必要があると認め、岐阜県知事から委任を受けた場合は、本計画の定めるところにより、従事命令又は協力命令を発する。

(1) 従事命令等の種類と執行者

従事命令及び協力命令は、次表に掲げるところによる。

対象作業	命令区分	法律根拠	執行者
消防作業	従事命令	消防法（昭和23年法律第186号）第29条第5項	消防吏員又は団員
水防作業	〃	水防法（昭和24年法律第193号）第24条	水防管理者、水防団長、消防機関の長
災害応急対策作業 （除災害救助）	〃	災害対策基本法第71条	県知事 市町村長（委任を受けた場合のみ）
	協力命令	災害対策基本法第71条	県知事 市町村長（委任を受けた場合のみ）
災害応急対策（全般）	〃	災害対策基本法第65条第1項	町長

(2) 従事命令の対象者

命 令 区 分	従 事 対 象 者
消 防 作 業	火災現場付近にある者
水 防 作 業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災害救助その他の作業 (災害救助法及び災対法 による知事の従事命令)	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師又は看護師 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職 5 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 6 鉄道事業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従業者 8 自動車運送事業者及びその従業者 9 船舶運送事業者及びその従業者 10 港湾運送事業者及びその従業者
災 害 応 急 対 策 全 般	町域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者

(3) 公用令書の交付

従事命令を発するとき、及び発した命令を変更し、又は取消すときは、次に定める令書を交付する。なお、県知事（県知事が町長に委任をした場合は町長を含む。）が発する以外の従事命令については令書の交付は必要ないものとする。

ア 災害救助法による従事命令	様式集・様式2-1号
イ 同上命令の取消命令	様式集・様式2-2号
ウ 災害対策基本法による従事協力命令	様式集・様式2-3号
エ 同上命令の変更命令	様式集・様式2-4号
オ 同上命令の取消命令	様式集・様式2-5号

上記命令書を発したときは、従事者から令書の受領書を徴する。

(4) 損害補償

従事命令等により災害応急対策に従事した者で、そのことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の遺族等に対する損害補償は、坂祝町消防団員等公務災害補償条例（昭和45年条例第12号）、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和39年条例第10号）及び災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例施行規則（昭和39年規則第3号）による。

(5) その他

ア 従事者台帳の作成

従事命令又は協力命令を発したときは、従事者台帳（様式集・様式3-1号）を作成整備し、総務部に提出する。

イ 従事できない場合の届出

公用令書の交付を受けた者がやむを得ない事故により作業に従事することができない場合には、次に掲げる書類を添付して町長に届け出るものとする。

(ア) 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書

(イ) 前号以外の事故により従事することができない場合においては、町長、警察官等の証明書

#### 7 技術者等の雇上げ

災害応急対策の実施に当たって特殊な作業のため、技術者あるいは特別な労力を必要とするときは、その作業の関係事業主管部が行うものとする。

#### 8 給与の支払

賃金等の給与額は、その時における雇上げ地域の慣行料金以内によることを原則とする。ただし、法令その他により別に基準のあるものは、この限りでない。

#### 9 労務者従事記録

労務者を雇上げたときは、次の記録を作成し、整備保管しておくものとする。

(1) 労務者出役表（様式集・様式3-2号）

日々の出役の状況を確認記録する。

(2) 賃金台帳（様式集・様式3-3号）

日々の出役状況を記録し、賃金等の計算、支払状況等を記録する。

#### 10 国、県及び他市町村に対する職員の応援要請

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、国（指定地方行政機関）又は指定公共機関の職員、県及び他市町村の職員の派遣をその長に対し要請し、又は知事に対し派遣のあつせんを要請する。

要請方法は、本編第1章第5節「広域応援体制の確立」に掲げるとおりである。

#### 11 災害救助法による基準等

災害救助法による救助実施のための賃金職員等雇上げの範囲その他の基準等は、岐阜県災害救助法施行細則によるものとする。

#### 12 惨事ストレス対策

(1) 救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

(2) 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

## 第3項 ボランティア対策

### 1 方針

大規模災害が発生した場合、ボランティア活動への期待が大きくなるが、被災地において、ボランティア活動が無秩序に行われると現地が混乱する。そのため、災害時のボランティア活動が円滑に行われるように、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、その活動拠点の提供等環境整備に努める。

### 2 町本部の活動

(1) 災害直後の情報提供

町本部は、町社会福祉協議会に指示し、ボランティア活動が円滑に行われるよう、近隣市町、

報道機関の協力を得て、最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行うものとする。

(2) ボランティア活動拠点の確保等

町本部は、災害ボランティア活動拠点を、日本ラインふれあいセンターの敷地内に確保する。また、活動に必要な設備等の確保を行う。

(3) ボランティアを行っている者への配慮

町本部は、ボランティアの活動状況を把握するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

### 3 町社会福祉協議会の活動

(1) 町社会福祉協議会は、災害のため必要があると認めるときは、ボランティアセンターを設置し、被災地におけるボランティア活動への支援を行うものとする。

(2) ボランティアからの情報・ニーズ等を把握し、ボランティア活動に対する適切な支援に努めるものとする。

### 4 専門分野のボランティアの受入・派遣

救出、消火、医療、看護、介護、建築等の専門知識・技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、関係機関と連携を密にし、受入・派遣に係る調整等を行う。

### 5 災害時のボランティア活動

災害時のボランティアが行う活動は、次のとおりである。

(1) 被災者の人命救助や負傷者の手当て

これらの活動は、専門技術や重い責任が要求され、医師、看護師等の活動が中心となる。

(2) 被災建物の危険度調査

被災した建物が、その後の余震に耐えられるかどうかを判定する業務であり、建築士等で専門的な技術を習得した人が中心となる。

(3) 被災者の生活支援

一般ボランティアが行う活動内容としては、次のようなものがある。

ア 指定避難所援助

食料・飲料水の提供、炊き出し、救援物資の仕分け、洗濯・入浴・理美容サービス、高齢者・身体障がい者等援助（手話通訳、外出援助）、話相手、子どもの世話、学習援助・メンタルケア・指定避難所入所者の名簿作成、生活情報の提供（ホームページ、ミニコミ紙の作成・配布）

イ 在宅援助

高齢者・身体障がい者等の安否確認の協力と援助（手話通訳、外出介助）、食料・飲料水・生活物品の提供、生活情報の提供（ホームページ、ミニコミ紙の作成・配布）、メンタルケア、家屋後片付け、洗濯・入浴・理美容サービスなど

ウ その他

被災者のニーズ把握・援助、被災者の健康状態のチェック、家屋修繕、ホームステイ・里親、営業マップの作成・配布、引っ越しの手伝いなど

## 第4項 自衛隊災害派遣要請

### 1 方針

災害に際し、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合に、自衛隊に対し、自衛隊法（昭和29年法律第165号）の規定により部隊の災害派遣を要請する。

### 2 災害派遣要請

#### (1) 災害派遣要請の基準

ア 災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき

イ 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき

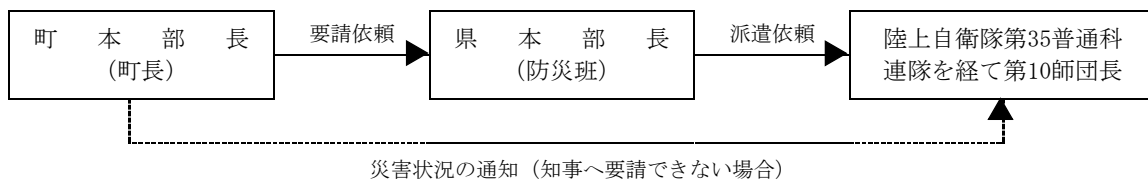
#### (2) 要請手続

ア 町長は、町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応援措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊法第83条第1項の規定による応援を求めることができる。

イ 要請を行った場合、町長は、必要に応じて、その旨及び町の災害の状況を自衛隊に通知する。

ウ 町長は、アの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知し、部隊の派遣を促すものとする。

エ 町長は、イの通知をしたときは、速やかに県知事にその旨通知する。



#### (3) 要請の方法

要請は、次の事項を記載した書類「災害派遣要請依頼書」（様式集・様式4-1号）により県知事に要請の依頼を行う。ただし、急を要する場合は、口頭又は電話で行い事後速やかに文書を提出する。

要請を行った場合、町長は、必要に応じて、その旨及び当該地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。ただし、県知事に派遣要請を求めることができない場合には、町長は、その旨及び該当地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。なお、事後速やかに通知した旨を県知事に通知する。

#### (4) 要請の窓口

要請の窓口は、次のとおりである。



要請機関	所在地	電話番号等
県（防災課）	岐阜市藪田南 2－1－1 岐阜県庁 4階	T E L : 058－272－1125 F A X : 058－271－4119
陸上自衛隊 第35普通科連隊（守山） 第3科	名古屋市守山区守山 3－12－1	T E L : 052－791－2191（内線461） 052－791－2191（内線477）（夜間） F A X : 052－791－2191（内線411） 防災行政無線：7－651－712（事務室） ：7－651－711（当直室） ：651－710（F A X）
航空自衛隊 小牧基地 防衛部運用班	小牧市春日寺 1－1	T E L : 0568－76－2191（内線432） F A X : 0568－76－2191（内線404） 防災行政無線：7－653－711（事務室） ：7－653－712（当直室） ：653－710（F A X）
航空自衛隊 岐阜基地	各務原市那加官有無番地	T E L : 0583－82－1101（内線2314） F A X : 0583－82－1101（内線2318） 防災行政無線：7－652－712（事務室） ：7－652－711（当直室） ：652－710（F A X）

### 3 災害派遣部隊の活動範囲

#### (1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。

#### (2) 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

#### (3) 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。

#### (4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

#### (5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

#### (6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

#### (7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

#### (8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

#### (9) 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

(10) 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。

(11) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(12) その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

#### 4 災害派遣部隊の受入れ体制

町長は、自衛隊の作業が他の防災関係機関と協力して効率的に実施できるように、特に次の事項については留意のうえ、その受入れ体制に万全を期する。

(1) 派遣部隊と町との連絡窓口及び責任者の決定

派遣部隊との連絡を緊密にするため連絡場所を設け、責任者を定めて常に自衛隊との連絡窓口を統一し、作業の実施についても現地指揮官と協議して行うものとする。また、必要に応じてマップ、略図等を準備し、作業地区ごとに連絡員を定め、災害情報の伝達、資材の調達等が円滑に行えるよう努めるものとする。

(2) 作業計画及び資材等の準備

町本部は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく先行性のある計画を樹立するとともに、作業実施に必要な十分な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮する。

(3) 宿泊施設等の準備

派遣部隊を宿泊させる施設（小中学校、公共用建物等が適当）又は野営施設を準備し、あわせて駐車場等を確保する。また、派遣部隊と関係所在自衛隊との情報連絡を確保するため、必要に応じて臨時電話を架設する。

(4) 活動状況の報告

自衛隊の活動状況について随時知事に報告する。

#### 5 経費の負担区分

(1) 自衛隊の救援活動に要した経費のうち町の負担区分は、原則として下記を基準とする。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地建物等の使用料及び借上料

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備品以外の資材、機材等の調達、借上げ、運搬及びその修理費

(2) 上記負担区分に疑義が生じたときは、県本部に照会し、その都度決定する。

#### 6 災害派遣部隊の撤収

町長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに県知事に対して、「自衛隊の撤収要請依頼書」（様式集・様式4-2号）を提出する。

#### 7 自衛隊ヘリコプター派遣要請の依頼に関する留意事項

(1) 派遣要請

ア 派遣要請は、「災害派遣要請依頼書」（様式集・様式4-1号）にその旨を明示し、事前又は早期に行うこと。

イ 派遣要請は、事実を確認し、他に方法がないときのみ行うこと。

(2) 発着場選定基準及び離着陸場の標示等

発着場選定基準及び離着陸場の標示等は資料編（ヘリコプター発着場選定基準及び離着陸場の標示等）掲載のとおりである。

(3) 緊急ヘリポートの確保

緊急時に発着可能なヘリポートの確保に努める。なお、ヘリポートは、周辺における建柱、架線その他工作物の建設に際しては、ヘリコプターの発着の障害とならないようにすること。

資料編 (p. 資-23)	・ 県所有のヘリコプター緊急離着陸場及び飛行場外離着陸場一覧
(p. 資-24)	・ ヘリコプター発着場選定基準及び離着陸場の標示等

## 第5項 災害応援要請

### 1 方針

大規模災害発生時においては、その被害が大きくなる傾向にあり、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に支障をきたすため、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。

### 2 相互応援協定に基づく応援要請

当町は、大規模災害の発生等に備え、資料編掲載のとおりあらかじめ他市町村等と相互応援協定を締結している。大規模な災害が発生し、応援協定に基づく応援が必要と判断した場合には、あらかじめ定められた手続に従い応援を求めるものとする。

資料編 (p. 資-29)	・ 相互応援協定締結状況一覧
(p. 資-36)	・ 岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書
(p. 資-40)	・ 災害支援協力に関する覚書
(p. 資-42)	・ 岐阜県水道災害相互応援協定

### 3 消防活動に関する応援要請

(1) 大規模災害時における消防活動については、消防組織法第39条の規定に基づき締結された「岐阜県広域消防相互応援協定」又は可茂地区市町村間で締結した「可茂地区市町村消防団消防相互応援協定」により相互応援を行う。

(2) 応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救急等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

(3) (1)によってしても対処できないと判断したときは、消防組織法第44の規定に基づき知事に対し消防庁長官への緊急消防援助隊の出動要請依頼を行う。

資料編 (p. 資-44)	・ 可茂地区市町村消防団消防相互応援協定書
(p. 資-46)	・ 岐阜県広域消防相互応援協定書

#### 4 受援担当

応援職員との調整等を行う庁内全体の受援担当者として、企画課長の他1名を充てる。

### 第3節 交通・通信の応急対策

#### 第1項 道路交通

##### 1 方針

災害により道路、橋りょう等の交通施設（以下、本節において「道路施設」という。）に被害が発生し、若しくは発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき又は災害時における交通確保のため必要があると認められるときの通行禁止及び制限（以下「規制」という。）並びにこれに関連した応急の対策は、次によるものとする。

##### 2 規制の種別等

災害時における規制の種別及び根拠は、次によるものとする。

(1) 道路法（昭和27年法律第180号）に基づく規制（同法第46条）

災害時において道路施設の破損、決壊等によりその保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めたときは、道路管理者が道路の通行を禁止し、又は制限（重量制限を含む。）する。

(2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく規制（同法第4条から第6条まで）

災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、加茂警察署は、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限する。

(3) 災害対策基本法に基づく規制（同法第76条）

災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められるときは、公安委員会は緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

##### 3 規制実施者

町地域内の道路施設にかかる規制は、次の区分によって行うものとするが、災害の状況によっては実施者（下記区分）による規制が遅れ、時期を失することもあることから、町本部（産業建設部）は、県、加茂警察署等と緊密な連絡をとり適切な規制がなされるよう配慮する。

区 分	実 施 者	範 囲
道路管理者	国（岐阜国道事務所）	町地域内国道
	県（県支部可茂土木班）	町地域内県道
	町本部（産業建設部）	町地域内町道（林道、農道を含む。）
警察機関	公安委員会（県本部） 警察部	隣県に影響を及ぼす規制、規制区域が2警察署以上にわたるもの又は期間が1箇月を超えるもの
	加茂警察署長（県支部） 警察班	自署の管轄区域内であり、かつ、適用期間の短い（1箇月以内）規制
	警察官	緊急を要する一時的な規制
自衛隊	自衛官	緊急を要する一時的な規制（警察官がその場にいない場合）

#### 4 道路の巡視

災害のため道路、橋りょう等の道路施設に被害あるいは危険な状況にあると判断されるとき、町本部（産業建設部）は、部員を現地に派遣巡視させ、その早期発見に努める。なお、巡視は緊急輸送道路及び災害危険箇所・区域等に重点をおいて行う。

#### 5 発見者の通報

災害発生時に、道路施設の被害その他により通行が危険であり、又は交通が極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに加茂警察署、町本部（総務部）又は可茂消防にその旨通報する。町本部は、通報を受けた場合、その路線の管理機関又は加茂警察署及び可茂消防に速やかに通報する。

#### 6 町本部における措置

道路施設の被害及び交通の混乱を発見し、あるいは通報を受けて承知したとき、町本部（産業建設部）は速やかに次により措置する。

##### (1) 関係機関への通知

規制の必要を認めるときは、規制実施者のいかににかかわらず県及び加茂警察署にその旨を通知する。なお、町において規制を行ったときは、関係機関への通知に当たっては、次の事項を明示する。

- ア 禁止、制限の種別と対象
- イ 規制する区間又は区域
- ウ 規制する期間
- エ 規制する理由
- オ う回路、幅員、橋梁等の状況等

##### (2) 規制の実施

町管理道路が被害を受けあるいは危険となったときは、町本部（産業建設部）は、道路法第46条により交通を禁止し、又は制限（重量制限を含む。）する。なお、県管理の道路施設についても、県に通知して規制するいとまのないときは、直ちに警察官に通報して道路交通法第4条から第6条による規制を実施し、又は町長が災害対策基本法第60条により避難の指示をし、又は同法第63条により警戒区域を設定し、立入を制限し、若しくは禁止し又は退去を命ずる等の方法によって応急的な規制を行うものとする。ただし、急を要し、町長が指示するいとまがないと認めるときは、消防吏員が行うものとする。この場合は、できる限り速やかに道路管理者又は加茂警察署に連絡して正規の規制によるものとする。

##### (3) う回路の指定

交通禁止等の規制に当たっては、できる限りう回路の指定を行うものとする。

##### (4) 規制の標識

町本部（産業建設部）において道路法（昭和27年法律第180号）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく規制を行ったときは「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第1条の2の定めにより、又は災害対策基本法によって規制したときは、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）に定めるところによって標識を設置し、特に危険を伴う場合等にあつては、必要に応じ遮断する措置等をとるものとする。なお、緊急のため規制の標識を設置することが困難又は不可能なときは、次の事項を明示

して必要な場所に標示する。

- ア 禁止、制限の対象
- イ 規制する区間又は区域
- ウ 規制する期間
- エ 規制する理由
- オ う回路の表示

規制を行ったときは、災害発生箇所、内容、通行規制状況、う回路等について、迅速かつ的確な情報を防災行政無線等で道路利用者に提供し、一般交通にできる限り支障のないよう努めるものとする。

(5) 応急措置（応急復旧）

町及び町長が管理する道路施設が被害を受けあるいは危険になったときは、できる限り速やかに被害の拡大を防止し、あるいは応急的な復旧を行うものとする。特に重要道路で代替道路のない路線については、速やかに措置し、交通を確保する。

## 7 措置命令等

(1) 警察官

ア 措置命令等

警察官は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行うものとする。

イ 放置車両の撤去等

警察官は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行うものとする。

(2) 自衛官又は消防吏員

警察官がない場合、自衛官又は消防吏員は、(1)と同様の措置命令、強制措置を行うことができる。

## 8 緊急通行車両の確認申請手続

(1) 緊急通行車両の確認

公安委員会が区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、災害対策基本法施行令第33条の規定に基づき知事又は県公安委員会が緊急通行車両の確認手続を実施する。

(2) 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会においては、災害発生時の確認手続きの効率化を図るため、緊急通行車両についてあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証を交付するので、当町においても庁用自動車については事前に公安委員会に確認申請を行い、交付を受けておくものとする。

(3) 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両は、次に掲げる業務に従事する車両とする。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に従事するもの
- イ 消防、水防その他の応急措置に従事するもの
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に従事するもの

- エ 災害を受けた児童生徒等の応急の教育に従事するもの
  - オ 施設及び設備の整備並びに点検に従事するもの
  - カ 清掃、防疫その他の保健衛生に従事するもの
  - キ 犯罪の予防、交通の規制あるいは社会秩序の維持に従事するもの
  - ク 緊急輸送の確保に従事するもの
  - ケ その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に従事するもの
- (4) 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付
- ア 確認の申出  
車両の使用者は、当該車両が緊急通行車両であることの確認を申し出るものとする。
  - イ 標章及び証明書の交付  
前項において確認したときは、知事又は公安委員会から申出者に対し、資料編に掲載の緊急通行車両の標章及び確認証明書が交付される。
- 資料編 (p. 資-22) ・緊急通行車両の標章及び確認証明書
- ウ 標章の掲示  
標章は、当該車両の見やすい箇所に掲示する。

## 第2項 輸 送

### 1 方針

大規模災害発生に伴い家屋の倒壊、火災等が広範囲で起こり、多くの被害、被災者が生じることが予測されるため、被災者及び災害応急対策要員の移送あるいは災害応急対策用物資、資材の輸送等（以下「災害輸送」という。）のための手段を確保する。

### 2 輸送種別

町本部が行う災害輸送は、道路交通が可能な限り自動車輸送によるものとするが、道路の遮断等で舟艇、人力等によることが適当なときはその方法によるものとする。なお、交通途絶時において長距離輸送を必要とし、他に適当な方法がない場合にあっては、県に自衛隊（ヘリコプター等）及び県防災ヘリコプターの派遣を要請し、空中輸送による等他機関の応援を得て行うものとする。

### 3 輸送の確保

災害輸送のため必要な車両、舟艇等の確保及びその使用に当たっての調整は、次によるものとする。

#### (1) 自動車等確保の要請

町本部各部は、災害輸送のため、車両等借上を要するときは、総務部に車両等確保の要請をする。要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- ア 輸送区間又は借上期間
- イ 輸送量又は車両（舟艇）の台数等
- ウ 車両等集合の場所及びその日時
- エ その他の条件

(注) 各部の所属車両をその目的業務に使用する場合は、必要としない。

(2) 輸送の調整等

車両確保等の要請を受けた総務部は、輸送の緊急度、輸送条件、町本部保有車両の活動状況等を総合的に掌握し、輸送の優先順位その他について調整を行うものとする。

(3) 輸送手段の確保

災害輸送確保のための自動車の借上等は、次の方法により行うものとする。

ア 自動車輸送

自動車等の確保・借上げは、次の順位による。

- (ア) 町本部所属の車両
- (イ) 農業協同組合等公共的団体所有の車両
- (ウ) 輸送業者の車両
- (エ) その他

車両の借上げに当たっては、当該車両の運転手付で借上げるものとする。

イ 舟艇の確保

舟艇の借上げは、直接総務部が行うものとする。

ウ 空中輸送

陸上交通途絶時等で、空中輸送によることが適当なときは、県に自衛隊のヘリコプター又は県防災ヘリコプターの空中輸送を要請する。

町があらかじめ指定するヘリコプター離着陸場等及び離着陸場等の標示等については、資料編に掲げるとおりである。

資料編 (p. 資-23)	・ 県所有のヘリコプター緊急離着陸場及び飛行場外離着陸場一覧
資料編 (p. 資-24)	・ ヘリコプター発着場選定基準及び離着陸場の標示等

エ 人力輸送

車両等による輸送が不可能なとき等にあつては、町本部職員（消防団員を含む。）、奉仕団員及び雇上賃金職員等の直接人力によって輸送するが、輸送要員の動員等は、それぞれの計画の定めるところによる。

4 応援の要請

町本部（総務部）は、自動車舟艇等が確保できず、あるいは空中輸送を必要とするときは、輸送条件を明示して次により県に応援を要請する。

- (1) 建設事業用車両 県支部可茂土木班
- (2) 衛生事業用車両 県支部中濃保健班
- (3) 自衛隊ヘリコプター又は県防災ヘリコプターその他輸送 県支部総務班

(注) 緊急を要する空中輸送については、直接県本部（防災班）に要請する。

5 輸送記録

災害輸送関係者は、次に掲げる車両使用その他輸送に関する記録を作成し、整備保管する。

(1) 車両使用書

車両を使用した者（使用責任者）は、使用后「車両使用書」（様式集・様式5-1号）を作成し、所属機関の長に提出する。

(2) 輸送記録簿

輸送等を行った機関は、「輸送記録簿」（様式集・様式5-2号）に備え付け車両の使用状況等を



記録し、整備保管する。

(3) 救助実施記録日計票

輸送担当責任者は、「救助実施記録日計票」(様式集・様式6号)を作成し、整備保管する。

(4) 救助の種目別物資受払状況

自動車用燃料その他消耗品について、「救助の種目別物資受払状況」(様式集・様式7号)を備え付け、その出納状況を記録し、整備保管する。

6 費用の基準及び支払

運送事業者による輸送あるいは車両等の借上げは、地域における慣行料金(国土交通省へ届け出し認可を受けている運賃料金)によるものとする。なお、自家用車等の借上げについては、借上謝金(運転手付等)とし、運送事業者に支払う料金の範囲内(おおむね8割程度以内)で各実施機関が所有者と協議して定めるものとする。ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費負担(運転手雇上げのときは賃金)程度の費用とする。輸送費あるいは借上料の請求に当たっては、債権者は輸送明細書(様式集・様式5-3号)を請求書に添付して提出する。

7 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、岐阜県災害救助法施行細則等による。

資料編 (p. 資-55) ・ 岐阜県災害救助法施行細則 (別表第1・第2)

8 緊急物資の地域内輸送拠点(支援物資の集積や仕分け、保管を行い、避難所のニーズに応じて物資の輸送を実施する拠点)の運用

被災地内の道路の交通混乱を避けるため、指定避難所等へのアクセス、道路の被害状況並びに必要とされる輸送物資の種類及び数量等を勘案し、被災地周辺の公的施設のうちから物資の地域内輸送拠点を確保し、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間設置する。当町では次の施設をあらかじめ指定している。

なお、第1次及び第2次緊急輸送道路が被災し、陸路による緊急輸送が不可能であると判断された場合には、ヘリコプターによる空輸を行うため、防災ヘリコプター緊急離着陸場を有する公的施設に物資を搬送し、一時集積配分拠点とする。

地域内輸送拠点施設

施設名	所在地	床面積	連絡先	他用途	施設管理団体名
スポーツドーム	坂祝町黒岩1260-1	1,647m <sup>2</sup>	0574-26-7151	屋根付きグラウンド	坂祝町教育委員会

(1) 取り扱い物資

- ア 町からの救援要請を受けて他地域から配送される救援物資(食料、飲料水及び生活用品等)
- イ 食料、生活必需品等の応急生活物資
- ウ 義援物資集積所から配送される義援物資
- エ 医薬品

(2) 地域内輸送拠点における業務

- ア 緊急物資、救援物資の一時集積及び分類
- イ 指定避難所等の物資需要情報の集約

ウ 配送先別の仕分け

エ 小型車両への積み替え、発送

(注) 大型車両による輸送は原則として一時集積配分拠点までとする。

※ウ、エについては、ボランティアを積極的に活用する。

(3) 指定避難所等への輸送

指定避難所等までの輸送は、原則として物資の供給を受ける町が実施する。

## 9 物資の引継ぎ等

災害輸送に当たって、総務部長は輸送責任者を定め、車両等に同乗させ、あるいは同行させる等の確かな輸送に努め、その引継ぎに当たっては、物資等の授受を明らかにしなければならない。なお、物資授受の記録は、「救助用物資引継書」(様式集・様式5-4号)によるものとする。

## 10 輸送等に当たっての留意事項

災害の輸送及び移送に当たっては、次の事項に留意し又は参考として行うものとする。

- (1) 自動車等の借りに当たっては、被災地に近い地域で確保することを原則とする。
- (2) 災害輸送に当たっては、輸送責任者を同乗させる等の確かな輸送に努めるものとする。
- (3) 災害輸送のうち、機関相互における物資の輸送に当たっては、「救助用物資引継書」を作成し、授受を明確に記録しておくものとする。
- (4) 自動車の確保に当たっては、できる限り当該車両の運転手を含めて借りに上げ(雇上げ)るものとする。また、舟艇についても、船頭を含めて確保するようにする。
- (5) 土木建設業者所有建設車両については、土木関係応急対策事業用に優先する等、その所属、車両の特殊性等を考慮して実際に即した作業のための確保について留意する。

# 第3項 災害通信

## 1 方針

災害時における被害状況その他の情報の報告等連絡を行い、迅速・適切な災害応急対策活動を講ずるため、災害発生後直ちに通信手段の確保を図る。

## 2 災害時における通信の方法

町本部(総務部)は、災害時における通信連絡を的確に伝達するため、必要な通信手段を確保するとともに、情報の内容に応じてそれらの通信手段の機能を生かした適切な利用方法で情報連絡を行う。

(1) 通信施設の現況

当町の通信施設としては、次の施設が整備されている。この中から状況に適した通信施設を用い、必要な情報や被害状況等を伝達又は報告する。

ア 県防災行政無線

県防災行政無線は、県と県内各市町村、消防本部、県主要機関とを有機的に結んでいる。

町本部は、県防災行政無線を活用して県と情報連絡を行うとともに、県主要機関や近隣市町等との連絡に活用する。

イ 町防災行政無線

町本部は、住民等への広報、町内各出先機関と災害現場及び自主防災組織等との通信連絡を

行うため、町防災行政無線を活用し通信の確保を図る。

ウ 一般加入電話（災害時優先電話、携帯電話を含む。）

配備要員への連絡手段とし、また出先機関や関係機関・団体等との連絡手段として、一般加入電話を活用する。

エ 衛星電話

オ 防災相互通信用無線

**資料編 (p. 資-14) ・町防災行政無線設置場所等一覧**

(2) 関係機関等への連絡方法

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、次の連絡方法により関係機関等に報告又は通報する。

町	↔	可茂消防	=	電話、県防災行政無線
町	↔	加茂警察署	=	電話
町	↔	消防団	=	電話、町防災行政無線（同報無線）
町	→	住民	=	電話、町防災行政無線（同報無線、個別受信機）
町	↔	自主防災組織	=	電話、町防災行政無線（同報無線）

**3 通信の確保**

(1) 情報通信手段の機能確保

ア 町本部及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障を生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

イ 町本部、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ及びKDDI株式会社等は、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

(2) 各種通信メディアの利用

ア 各種通信メディアの活用

町本部及び防災関係機関は、アマチュア無線、タクシー無線、インターネット、コミュニティ放送局等各種通信メディアを有効に活用し、緊急情報通信を行うものとする。

イ 非常通信の利用

町本部及び防災関係機関は、加入電話、防災行政無線及び他の機関の通信施設等が使用不能になったときは、東海地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その通信施設を利用する。

(ア) 非常通信により通信することのできる内容

- a 人命の救助に関するもの
- b 天災の予報及び天災その他の災害の状況に関するもの
- c 緊急を要する気象等の観測資料
- d 非常事態が発生した場合に総務大臣が命令して無線局に非常通信を行わせるための指令及びその他の指令
- e 非常事態に際して事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの

- f 暴動に関する情報連絡及び緊急措置に関するもの
  - g 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
  - h 避難者の救援に関するもの
  - i 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
  - j 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬要員の確保その他緊急措置に関するもの
  - k 中央防災会議、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救助その他緊急措置を要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
  - l 災害の救援に必要な関係を有し、住民の不安を解消するために必要な緊急を要するニュースを新聞社、通信社又は放送局が発受するもの
- (イ) 非常通信の依頼手続き
- a 電報発信紙又は適宜の用紙に片仮名で書く。
  - b 通報は何通でも依頼できるが、1通の通報文は本文200字以内とする。
  - c あて先は、受信人の住所、氏名及び分かれば電話番号をはっきり記載する。
  - d 可能な限り本文の末尾に発信人名を記載する。
  - e 用紙の余白に「非常」と記載するとともに、発信人の住所、氏名及び電話番号を記載する。
- (ウ) 非常通信の料金
- a 西日本電信電話株式会社以外の無線局に依頼する場合、原則として無料
  - b 西日本電信電話株式会社の無線局に依頼又は利用する場合（非常電報が伝送される途中において西日本電信電話株式会社の無線局を利用する場合も含む。）は、特別の場合を除き有料

#### 4 有線通信施設による通信

災害時、電話が輻輳<sup>ふくそう</sup>し、かかりにくい場合には、あらかじめ西日本電信電話株式会社に登録してある次の災害時優先電話を使用して、防災関係機関、指定避難所、公共施設等との通信を確保する。

なお、災害時優先電話は受信用には使用せず、発信専用として活用することを職員に徹底する。

##### 災害時優先電話登録回線

0574-26-7113
0574-26-7114
0574-26-7168

(注) これらの回線は停電時にも使用可能

#### 5 無線通信施設による通信

災害発生時における無線通信施設による通信は、次の方法によるものとする。

##### (1) 岐阜県防災行政無線による通信

災害時において、有線通信途絶時で緊急を要するときは、防災行政無線により県と連絡を行う。

(2) 町防災行政無線による通信

被災現地と町本部（総務部）及び各施設との通信、通報は、町防災行政無線により行うものとする。

(3) 防災相互通信用無線による通信

町本部（総務部）、県及び防災関係機関は、災害対策等について、他の防災関係機関と相互に連絡を取り合う必要のある場合は、防災相互通信用無線電話により通信を行うものとする。

(4) 非常通信による通信

町本部（総務部）及び防災関係機関は、一般加入電話及び自局の無線電話による通信が不可能な場合であって、緊急を要するときは、東海地方非常通信協議会構成員の協力を得て、非常通信の伝達を依頼する。

6 他の機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、警察事務、消防事務、鉄道事業、電力事業を行う機関等の専用の有線通信設備又は無線設備を利用して通信することができるので、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と十分協議を行い、利用の手続き、通信の内容等について具体的に協定を締結しておくものとする。

町域における他機関の通信施設は、次のとおりである。

警察無線	加茂警察署坂祝駐在所	坂祝町取組35-10
消防無線	可茂消防	美濃加茂市加茂川町3-7-7
鉄道無線	東海旅客鉄道(株)美濃太田駅	美濃加茂市太田町2484
電力会社無線	中部電力(株)加茂営業所	美濃加茂市中富町1-10-16
	関西電力(株)今渡電力システムセンター	可児市今渡1510-1

7 非常電報の利用

災害の予防若しくは災害応急措置等に必要事項を内容とした電報は、「非常電報」として取り扱われ、他の電報に優先して伝送及び配達される。この場合、西日本電信電話株式会社に「非常電報」であることを申し出るものとする。

8 インターネット等による通信

災害時には、インターネットにより、県から災害情報を取得することができる。当町もホームページを開設しているので、災害時には町の被害状況、指定緊急避難場所及び指定避難所の開設状況、ライフライン復旧状況等の災害情報等を速やかに掲載する。

またインターネットを利用して不特定多数の者に情報を提供するポータルサイトを運営する民間事業者等に対し、避難勧告・指示等に関する情報をサイトのトップページに掲載するなど情報提供の協力を求めるものとする。

9 急使による連絡

通信網が全滅したときは、自動車、オートバイ、自転車、徒歩等により急使を派遣して連絡しなければならないが、多くの場合、道路が不通となることを考慮し、これらの連絡方法を具体的に定め要員を確保しておくものとする。

## 第4節 情報対策

### 第1項 特別警報・警報・注意報・情報等の受理伝達

#### 1 方針

気象、水防、土砂災害及び火災に関する特別警報、警報、注意報、情報並びに災害に関する異常現象の通報、伝達等の取扱いは、次によるものとする。

#### 2 気象警報等の種別

##### (1) 気象警報の発令基準

気象警報等は、岐阜地方気象台で発表する特別警報、警報、注意報、情報をいうが、町地域の防災に関係ある種別、内容の概要は、次のとおりである。

##### ア 気象警報等の発表基準

種 類	発 表 基 準	
1 気象情報	岐阜県気象情報	24時間から2～3日先までを対象とする予告情報として注意を喚起する必要がある場合や、注意報・警報の補完情報として、気象現象の推移、観測成果等を具体的に解説し、周知する必要がある場合などに発表
	記 録 的 短 時 間 大 雨 情 報	1時間に100mm以上の激しい大雨を観測・解析した場合に発表
	岐阜県竜巻注意情報	雷注意報の発表中に、竜巻等による激しい突風のおそれが高まった場合に発表
2 気象 注 意 報	風 雪 注 意 報	次の条件に該当し、風雪によって被害が起こるおそれがあると予想される場合 ・降雪を伴い、平均風速12 m/s以上
	強 風 注 意 報	次の条件に該当し、強風によって被害が起こるおそれがあると予想される場合 ・平均風速12 m/s以上
	大 雨 注 意 報	次の条件に該当し、大雨によって被害が起こるおそれがあると予想される場合 ・(浸水害) 表面雨量指数基準：10 ・(土砂災害) 土壌雨量指数基準：113
	大 雪 注 意 報	次の条件に該当し、大雪によって被害が起こるおそれがあると予想される場合 ・12時間降雪の深さ(平地10cm、山地30cm)
	濃 霧 注 意 報	次の条件に該当し、濃霧のため交通機関に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合 ・視程100m以下
	雷 注 意 報	落雷等により被害が起こるおそれがあると予想される場合
	乾 燥 注 意 報	次の条件に該当し、空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 ・最小湿度25%以下で、実効湿度60%以下
	な だ れ 注 意 報	次の条件のいずれかに該当し、なだれによって被害が起こるおそれがあると予想される場合 ・24時間降雪の深さが30cm以上で積雪が70cm以上になる場合 ・積雪の深さが70cm以上あって、日平均気温が2℃以上の場合 ・積雪の深さが70cm以上あって、降雨が予想される場合
	着 氷 ( 雪 ) 注 意 報	着氷(雪)によって通信線や送電線等に被害が起こるおそれがあると予想される場合
	融 雪 注 意 報	融雪により災害が起こるおそれがあると予想される場合
霜 注 意 報	次の条件に該当し、早霜・晩霜によって農作物に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合 ・早霜・晩霜期に最低気温3℃以下	

	低 温 注 意 報	低温のため農作物に著しい被害が起こると予想される場合
3	洪 水 注 意 報	次の条件に該当し、洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 ・流域雨量基準：加茂川＝8.6、迫間川＝9.1 ・指定河川洪水予報による基準：木曾川中流[今渡]
4	浸 水 注 意 報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 気象注意報に含めて行い、浸水注意報の標題は用いない
5	地 面 現 象 注 意 報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合 気象注意報に含めて行い、浸水注意報の標題は用いない
6 気 象 警 報	暴 風 警 報	次の条件に該当し、暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 ・平均風速17 m/s以上
	暴 風 雪 警 報	次の条件に該当し、暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 ・雪を伴い、平均風速17 m/s以上
	大 雨 警 報	次の条件に該当し、大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 ・(浸 水 害) 表面雨量基準：23 ・(土砂災害) 土壌雨量指数基準：175
	大 雪 警 報	次の条件に該当し、大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 ・24時間降雪の深さ40cm
7	洪 水 警 報	次の条件に該当し、洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 ・雨量基準：流域雨量指数基準：加茂川＝6.3、迫間川＝6.4 ・指定河川洪水予報による基準：木曾川中流[今渡]
8	浸 水 警 報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 気象警報に含めて行い、浸水警報の標題は用いない
9	地 面 現 象 警 報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 気象警報に含めて行い、地面現象警報の標題は用いない。
10 特 別 警 報	暴 風 特 別 警 報	数十年に一度の強度の台風や温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
	暴 風 雪 特 別 警 報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大 雨 特 別 警 報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 ・(浸 水 害) 雨量基準：3時間雨量184mm ・(土砂災害) 土壌雨量指数基準：251
	大 雪 特 別 警 報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 ・12時間降雪の深さ10cm

注1 岐阜地方気象台が発表する注意報、警報時の内容説明に用いる地域区分は、「一次細分区域」、「二次細分区域」、「市町村等をまとめた地域」に分けられている。当町は、「一次細分区域」は『美濃地方』に、「二次細分区域」は『坂祝町』に、「市町村等をまとめた地域」は『中濃地域』にそれぞれ属している。特別警報については、県内のいずれかの地域で発表基準に該当する場合、県内のすべての地域で警報から特別警報に引き上げられる。

なお、『美濃地方』とは、高山市、飛騨市、下呂市、大野郡を除く岐阜県内の市郡をいい、『中濃地域』とは、美濃地方のうち美濃市、関市、美濃加茂市、可児市、郡上市、可児郡、加茂郡の地域をいう。

2 発表基準欄に記載した数値は、岐阜県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決

めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。

イ 警戒レベルを用いた避難勧告等の発令基準

警戒 レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報		
		避難情報等	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
			水位情報がある場合	水位情報がない場合	
警戒 レベル 5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報※1 ※1 可能な範囲で発令	氾濫発生情報	(大雨特別警報(浸水害))※3	(大雨特別警報(土砂災害))※3
警戒 レベル 4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	・避難勧告 ・避難指示(緊急)※2 ※2 緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令	氾濫危険情報	洪水警報の危険度分布(非常に危険)	・土砂災害経過情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険) 土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)※4
警戒 レベル 3	高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始	氾濫警戒情報	・洪水情報 ・洪水警報の危険度分布(警戒)	・大雨情報(土砂災害) ・土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)
警戒 レベル 2	避難に備え自ら避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	洪水警報の危険度分布(注意)	土砂災害に関するメッシュ情報(注意)
警戒 レベル 1	災害への心構えを高める。	早期注意情報			

※3 大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報[洪水]や警戒レベル5相当情報[土砂災害]として運用する。ただし、市町村長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。

※4 市町村が発令する避難勧告等は、市町村が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されてとしても、発令されないことがある。

土砂災害判定メッシュ情報(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)、都道府県が提供する土砂災害情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

(2) 水防警報

ア 国が行う水防警報

中部地方整備局は、水防法(昭和24年法律第193号)第16条第1項の規定により国土交通大臣が指定した河川について、水防警報を発表及び解除する。その種別、内容等は「岐阜県水防計画」の定めるところによる。

イ 都道府県が行う水防警報

県は、水防法第16条第1項の規定により都道府県知事が指定した河川について、水防警報を発表及び解除する。その種別、内容等は「岐阜県水防計画」の定めるところによる。

(3) 指定河川洪水予報等

ア 国の機関が行う洪水予報

木曾川上流河川事務所、木曾川下流河川事務所又は庄内川河川事務所と岐阜地方気象台又は名古屋地方気象台は、共同して水防法第10条第2項の規定により国土交通大臣が指定した河川(以下「国指定洪水予報河川」という。)について、それぞれの河川名を付したはん濫注意情



報、はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報を発表及び解除する。洪水予報の種類と基準等は、「岐阜県水防計画」の定めるところによる。

イ 県と気象台が共同で行う洪水予報

県と岐阜地方気象台は、共同して水防法第11条第1項の規定により県知事が指定した河川（以下「県指定洪水予報河川」という。）について、それぞれの河川名を付したはん濫注意情報、はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報を発表及び解除する。洪水予報の種類と基準等は、「岐阜県水防計画」の定めるところによる。

ウ 国が行う避難判断水位（特別警戒水位）到達情報

木曾川上流河川事務所、木曾川下流河川事務所又は庄内川河川事務所は、水防法第13条第1項の規定により国土交通大臣が指定した河川（以下「水位周知河川」という。）について、避難判断水位（特別警戒水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、はん濫警戒情報として水位又は流量を周知させるものとする。避難判断水位（特別警戒水位）到達情報の種類等は、「岐阜県水防計画」の定めるところによる。

エ 都道府県が行う避難判断水位（特別警戒水位）到達情報

県は、水防法第13条第2項の規定により県知事が指定した河川（以下「水位周知河川」という。）について、避難判断水位（特別警戒水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、はん濫警戒情報として水位又は流量を周知させる。避難判断水位（特別警戒水位）到達情報の種類等は、「岐阜県水防計画」の定めるところによる。

(4) 土砂災害警戒情報

岐阜地方気象台と県は、大雨警報（土砂災害）発表中において、土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、町長が避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断等に利用できるよう、共同して市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。

なお、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、次の点に留意する。

ア 個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではない。

イ 対象とする土砂災害は技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としない。

(5) 火災警報

ア 消防法第22条第3項の火災に関する警報は、火災予防上可茂消防が危険であると認め、かつ、気象の状況が次の各号のいずれかであるときに発令する。

(ア) 実効湿度が60パーセント以下で、最小湿度が30パーセント以下であるとき。

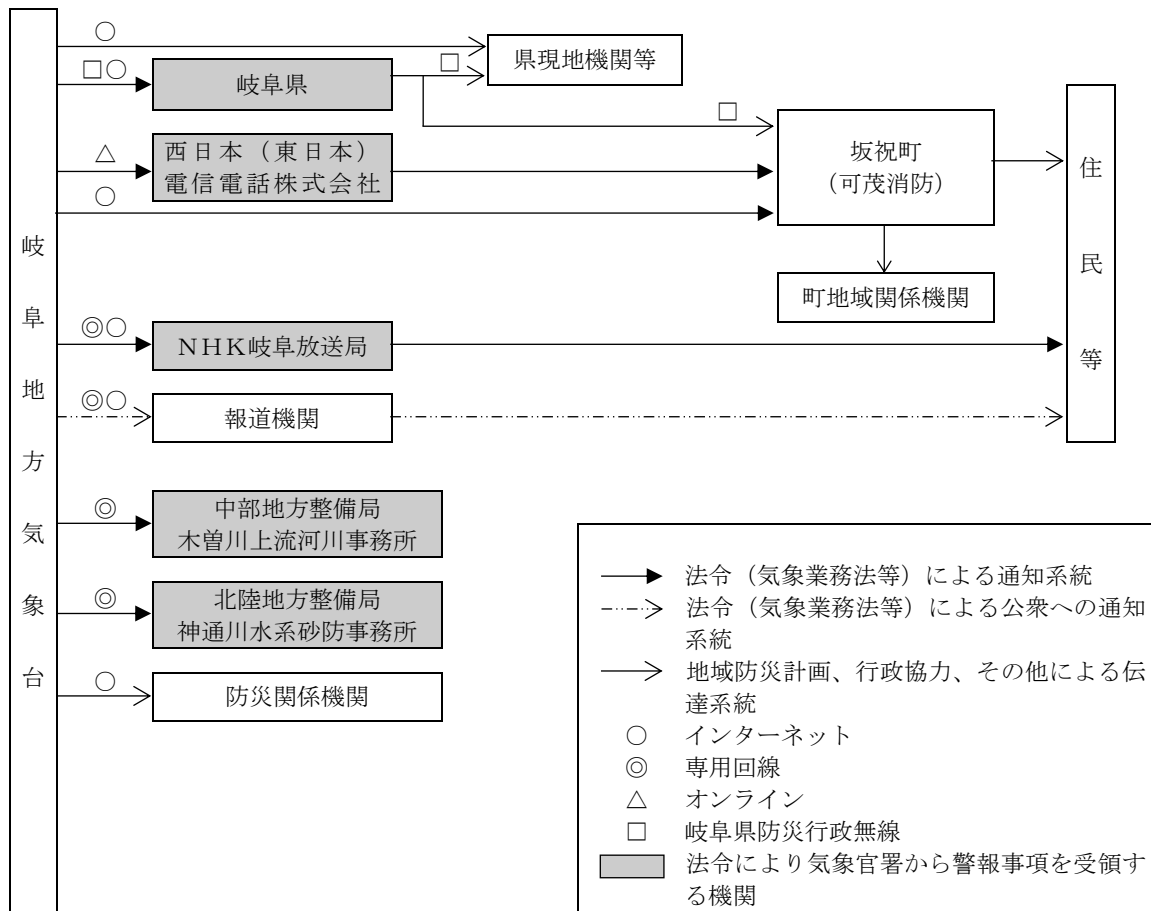
(イ) 実効湿度が65パーセント以下で、最小湿度が35パーセント以下であって、かつ、現に、風速7メートル以上であるとき又は風速7メートル以上になると予測されるとき。

(ウ) 現に、風速10メートル以上であるとき又は風速10メートル以上になると予測されるとき。

イ (ウ)の場合において、降雨若しくは降雪のとき又は実効湿度が70パーセント以上で最小湿度が50パーセント以上であるときは、同項の規定を適用しない。ただし、台風時はこの限りでない。

### 3 気象警報等の伝達

気象警報等は、次の系統図に示す経路によって伝達する。



(注) 岐阜地方気象台から西日本電信電話株式会社への通知は、警報のみ。

### 4 気象警報等の把握

町本部（総務部）（退庁時にあっては日直者）は、気象注意報等の発表されているときは、県等と連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ放送等に留意して町地域の的確な気象状況の把握に努めるものとする。

### 5 気象警報等の徹底

気象警報等を承知し、その伝達あるいは周知徹底の必要があるときは、次の区分により伝達徹底を図るものとする。

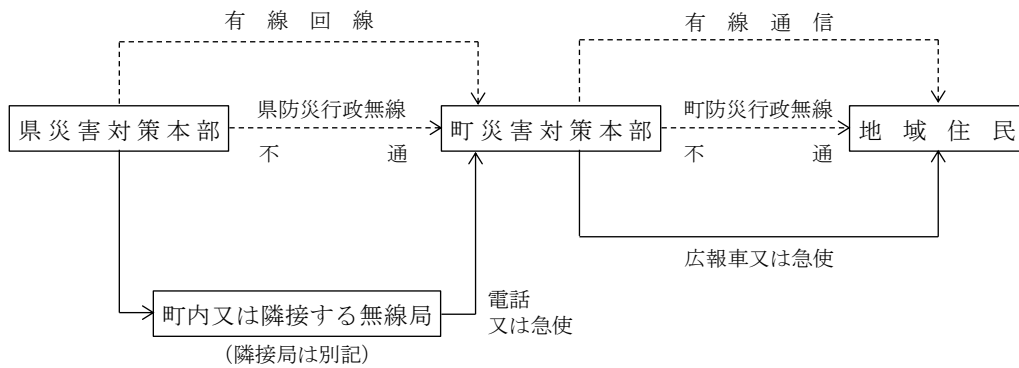
#### (1) 伝達の責任者

気象警報等の伝達及び地域住民に対する周知徹底は、総務部在庁時は総務部、不在時にあっては日直者が担当する。ただし、部門別実施を要する関係機関あるいは特殊対象者に対する伝達等は、それぞれの対策担当部において行うものとする。なお、他部（職員）において警報等の伝達を受けあるいは異常気象等を承知したときは、直ちにその内容を総務部又は日直者に通報する。

#### (2) 伝達の系統

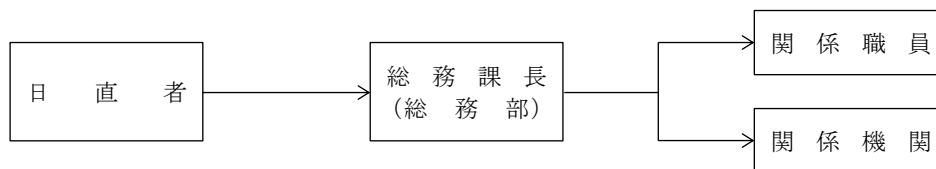
ア 各種警報等の伝達は、本項3の伝達系統によって行う。

イ 町防災行政無線（同報無線）及び県防災行政無線並びに有線通信回線の全部又は一部が不通となった場合の非常時の伝達は、次の区分系統によって行う。



(3) 退庁時における伝達

勤務時間外の関係職員不在時における伝達は、日直者から次の系統によって各関係職員に連絡する。連絡を受けた関係職員は、必要に応じ関係職員協議の上、必要と認めた場合、各関係機関に連絡する。



(4) 住民等に対する徹底

町本部（総務部）で掌握した気象警報のうち、町内の住民にその内容を徹底する必要のあるときは、町防災行政無線（同報無線）、行政情報メール、広報車により、その徹底を図るものとする。

6 異常現象発見時の対策

災害の発生、あるいは災害の発生するおそれがある異常現象を発見し、又は承知したときの措置は、次によるものとする。

(1) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、次の区分により関係の機関（職員）に通報しなければならない。

- ア 火災に関する現象 ⇨ 消防機関（消防職員、消防団員）
- イ 水災に関する現象 ⇨ 消防機関（消防職員、消防団員）、町本部（産業建設部）
- ウ その他に関する現象 ⇨ 町本部（総務部）、可茂消防又は加茂警察署

(2) 受報者の措置

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた関係職員は、速やかにその対策又は措置をとるとともに、町本部（総務部）に通報する。

(3) 関係機関への通報

町本部（総務部）は、通報のあった異常現象のうち次の現象については、関係機関に通報する。

- ア 岐阜地方気象台
  - 気象等に関する現象
- イ 県関係機関
  - 異常現象によって発生する災害と関係のある機関

ウ 隣接市

異常現象によって発生する災害と関係のある隣接市

7 町本部の措置

警報等の伝達、連絡を受け、あるいは異常現象の承知をしたときは、次の方法により管内の住民及び関係機関に対しその周知徹底と対策等を講ずるものとする。

- (1) 西日本電信電話株式会社又は東日本電信電話株式会社からの伝達は、警報の種類のみであるから、ラジオ、テレビ放送によりあるいは加茂警察署、最寄りの水防機関等の連絡を密にし、管内の的確な気象情報の把握に努めるものとする。
- (2) 異常現象を発見し又は通報を受けたときは、岐阜地方気象台に通報するとともに、県あるいはその現象によって発生する災害と関係のある隣接市の災害対策本部に連絡する。
- (3) 警報等を住民等に周知徹底するに当たっては、災害の応急対策に関する指示も併せて行うように努めるものとする。

なお、本項5(4)「住民等に対する徹底」によるほか、災害が発生する危険性のある地区等については、特に消防団員、自主防災組織等をもって周知を図り、避難の時機を失しないよう十分留意する。

- (4) 警報等の周知徹底を図るため、放送機関の協力を得て広報する必要がある場合は、原則として県本部を通じてこれを行うものとする。

## 第2項 災害情報等の収集・伝達

1 方針

災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うためには、防災関係機関との連絡や情報収集、さらには報道機関や県等を通じた正確な情報提供が不可欠であり、迅速に被害状況及び災害応急対策等の情報の調査、報告（即報）及び収集、伝達体制を確立する。

なお、災害が発生してから一定期間経過後等に行う詳細な調査については、それぞれ応急対策に関連する計画の定めるところによる。

2 被害状況の調査機関

被害状況その他災害に関する情報は、次の機関が直接又は協力して調査、収集し、あるいは報告する。

また、町本部は、被害の調査が、被害が甚大で町においては不可能なとき、あるいは調査に技術を要するため町単独ではできないときは、関係機関（県等）等に応援を求めて行うものとする。

なお、町本部は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報提供等の協力を求めるものとする。

被害区分	調査実施部	協力応援機関等
総合被害状況	総務部	
住宅等一般被害状況	税務部 総務部	自主防災組織 民生児童委員

社会福祉施設被害	福 祉 部 こ ど も 部	
医療衛生施設被害	福 祉 部	医師会
商業観光施設被害	総 務 部	商工会
工業施設被害	総 務 部	商工会
農業関係施設被害	産 業 建 設 部	農業委員会 農事改良組合 農業協同組合 農業共済事務組合 花き組合 農業集落排水施設 維持管理組合 土地改良区
土木施設被害	産 業 建 設 部	
教育・文化関係被害	教 育 部 こ ど も 部	
上・下水道施設被害	水 道 環 境 部	指定店組合
火災等の情報	総 務 部 消 防 部	自主防災組織
水防の情報	産 業 建 設 部 消 防 部	自主防災組織

### 3 情報の収集・連絡手段

#### (1) 情報の収集

町本部及び防災関係機関は、所握する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員の動員、小型無人機（ドローン）の活用又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報又は被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。

#### (2) 情報の連絡手段

町本部及び防災関係機関は、県被害情報集約システム、電話、ファクシミリ、防災行政無線、携帯電話等の通信手段の中から、状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡する。なお、システム異常等の支障がない限り、原則として県被害情報集約システムにより報告する。

### 4 被害状況等の調査・報告

#### (1) 被害状況等の報告方法

ア 町本部は、町内に災害が発生した場合は、災害対策基本法及び災害報告取扱要領及び即報要領に基づき、県にその状況等を報告するとともに、応急対策終了後15日以内に文書により県に確定報告を行う。

イ 町本部は、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、直接消防庁に報告し、連絡が取れ次第県にも報告する。

ウ 災害情報及び被害状況報告は、災害対策上極めて重要なものであるため、町は、あらかじめ報告の責任者を定めておき、数字等の調整について責任を持つものとする。

エ 被害の調査が、被害甚大で町においては不可能なとき、あるいは調査に技術を要するため町単独ではできないときは、関係機関（県振興局等）に応援を求めて行う。

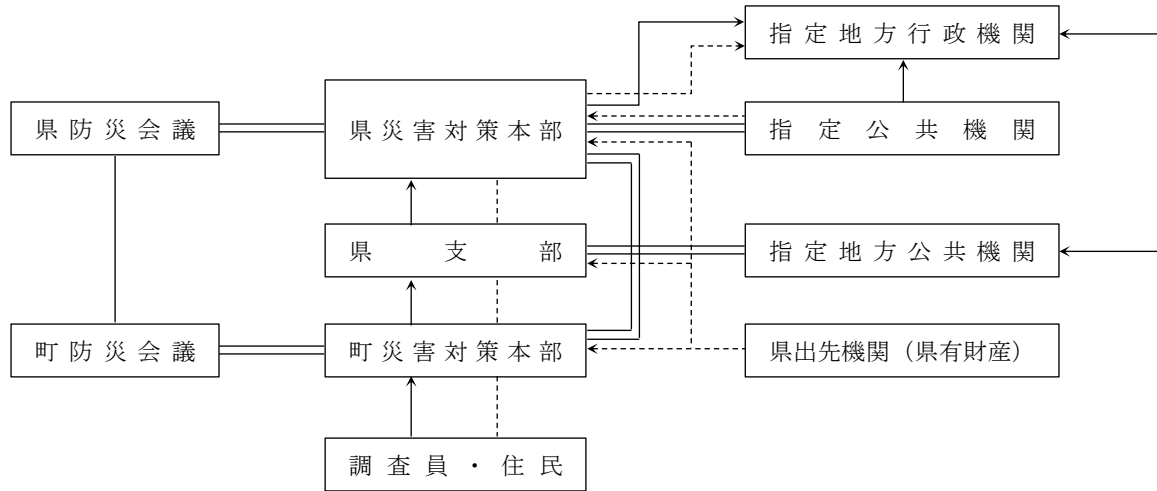
オ 町は通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合等、その応援、協力等の必要を認めるときは、県に職員の派遣を要請し被害状況の調査に応援、協力あるいは立会させ、被害情報等の把握に努める。

カ 県の区域内に災害が発生し県が報告を行うことができなくなった場合は、指定行政機関の長

は、所掌する事務に係る災害に関する情報の収集に努める。

(2) 一般的報告系統図

被害状況等の一般的な報告の系統は、次のとおりとする。



5 調査報告の種別

被害状況等の調査及び報告は、災害の種別その他の災害条件によって一定でないが、次表の区分によって調査、報告をする。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町本部は、住民登録の有無にかかわらず、町内で行方不明となった者について、加茂警察署の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者などは外務省）又は都道府県に連絡する。

種別区分	調査報告事項	報告時限
災害概況即報	災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、発生状況、被害概況、防護応急活動状況等を即時に報告する。	発生の都度即時
被害状況即報	災害により被害が発生したとき、直ちにその概況を調査し、報告する。	発生後毎日定時
中間調査報告	概況調査後被害が増大し、あるいは減少したとき、及び概況調査で省略した事項を調査し、報告する。	被害の状況がおおむね確定したとき。
確定(詳細)調査報告	災害が終了し、その被害が確定したときに全調査事項を詳細に調査し、報告する。	応急対策を終了した後20日以内

(注) 毎日定時に報告を必要とする場合は、総務部においてその時刻、回数、期間を検討のうえ指示する。

6 被害の調査報告の優先順位

被害状況等の調査報告の順序、時期は、災害の種別、規模等によって一定できないが、町本部においては、人的被害（行方不明者の数を含む。）と直接つながる被害、すなわち住家等一般被害状況の調査、報告を他の被害に優先して行うものとする。

7 調査報告を要する災害の規模

本計画に基づく調査報告は、次の各号の基準のいずれかに該当したときに被害のあった事項について行うものとする。

- (1) 本章第1節「町災害対策本部活動体制」により準備体制、警戒体制をとったとき。
- (2) 町が災害対策本部を設置したとき。
- (3) 町内において自然災害により住家の被害が発生したとき。
- (4) 災害の発生が県下広域に及び県地域に相当の被害が発生したと認められるとき。
- (5) 災害復旧費が国庫補助又は県費補助等の対象となる災害が発生したとき。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるとき。

## 8 火災・災害等即報

町本部は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官）の即報基準に該当する火災・災害等のうち、「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等を覚知した場合、第一報について県に報告するとともに、「災害概況即報」（様式集・様式8号）によって直接消防庁にも、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告すること。

なお、報告の際、可茂消防事務組合と協議し報告するものとする。

### 消防庁報告先

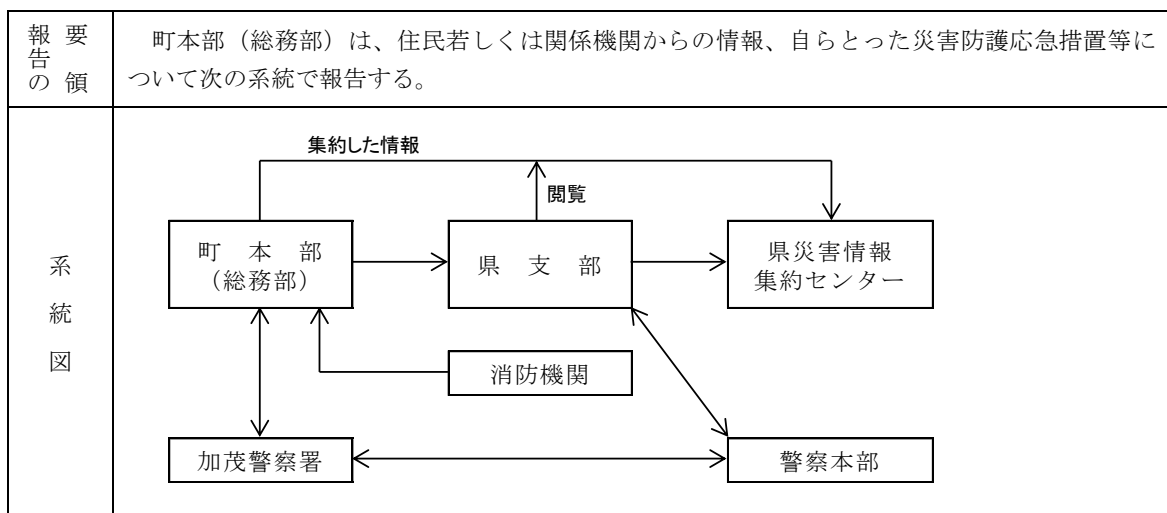
回線別		平日 (9:30~17:45) ※ 震災等応急室	左記以外 ※ 宿直室
N T T 回線	電話	03 - 5253 - 7527	03 - 5253 - 7777
	F A X	03 - 5253 - 7537	03 - 5253 - 7553
地域衛星通信 ネットワーク	電話	選択番号：048 - 500 - 7527	選択番号：048 - 500 - 7782
	F A X	選択番号：048 - 500 - 7537	選択番号：048 - 500 - 7789

資料編 (p. 資-62) ・火災・災害等即報要領（令和元年6月6日改正版）

## 9 部門別被害状況等の調査報告

各部門別の被害その他状況の調査、収集及び報告は、次に定める要領、様式により各々関係県支部へ速やかに報告するものとし、各種応急対策の資料及び情報は、次によるものとする。

### (1) 即時報告



報 告 項	様式集・様式9号「即時報告（災害即報）」に定める事項のほか、死傷者の発生した原因、救護応急活動状況、大規模な公共建造物の被害、自衛隊の災害派遣の要否等について、県被害情報集約システム、若しくはその他の通信手段により報告する。
-------------	--

(2) 住家等一般被害状況等の調査報告

報 告 の 領 域	人的被害及びこれにつながる被害状況を把握し、災害救助法その他による応急救助実施の基礎資料となるため、必要な事項を調査し、次の系統により報告する。なお、緊急を要する場合は、同時に県支部にも報告する。
系 統 図	<pre> graph LR     A[自治会長] -- (協力) --&gt; C[町本部(総務部)]     B[民生児童委員] -- (協力) --&gt; C     D[調査員] --&gt; E[町本部(税務部)]     E --&gt; C     C --&gt; F[県支部]     F --&gt; G[県災害情報集約センター]     G &lt;--&gt; H[県本部]     G -- 集約した情報 --&gt; C     C -- 閲覧 --&gt; F     </pre>
調 査 事 項	<p>様式集・様式10-1号「住家等一般被害状況等報告書」に定める各事項について調査報告する。</p> <p>詳細（確定）調査に当たっては、様式集・様式10-2号「住家等一般被害調査表」により世帯別に調査し、これを集計して確定被害とする。</p>



(被害状況判定の基準)

被害等区分	判定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、または遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの
行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの
重傷	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、1カ月以上の治療を要する見込みの者
軽傷	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、1カ月未満で治療できる見込みの者
住家全壊(全焼、全流失)	住家の損壊、消失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
住家半壊(半焼)	損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
床上浸水	床上に浸水した建物又は土石竹木等のたい積等により一時的に居住することができない建物
床下浸水	住家の浸水が床上に達しない建物
一部破損	建物の被害が半失には達しないが相当の復旧費を要する被害を受けた建物(窓硝子が数枚破損した程度の軽微な被害は含めない。)
住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない
非住家	住家以外の建物をいう。

- (注) (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定する。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生ずることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

○調査の方法等

被害状況の調査に当たっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成25年6月 内閣府)を基本とし次の事項に留意し、又は参考として行うものとする。

ア 概況調査のうち水害による浸水の調査等は、時間、交通等の関係から個々についての調査が不可能な場合が少なくない。その場合は、浸水地域(地区等)の世帯数、面積、水深の状態等を考慮のうえその地域の事情に詳しい関係者が被害を認定する等の方法により、また被災人員についてもその地域(地区)の平均世帯人員によって計上する等の方法もやむを得ない。

イ 詳細(確定)調査に当たっては、調査員が「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を準用し世帯別に調査し、これを集計して確定被害とする。なお、調査に当たっては、現地調査のみによることなく住民登録、食料配給事務等の諸記録とも照合し、的確に行うものとする。

ウ 災害により危険が急迫し、人命の保護その他災害の拡大防止等のため危険地域の居住者等に対し、知事、町長、水防管理者、警察官及び自衛官等により、避難の指示、勧告等を行った場合は、町本部等に通知することとされている(本章第6節第3項「避難対策」参照)ので、この情報を取りまとめ、報告する。

エ 調査報告事項については、災害救助法の適用の決定及び同法に基づく救助の実施を迅速、的

確に行うため、特に人的被害並びに住家被害の世帯数及び人員の把握に努めるものとする。

○報告の方法等

被害状況その他の報告に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

ア 本報告は、町本部（総務部）の責任において実施する。報告の遅延は、災害救助法適用の決定及び同法に基づく救助の遅延ともなるので、速やかに行うものとする。

イ 中間報告を要する災害にあつては、少なくとも毎日午前10時までに報告する。

ウ 総務部は、報告責任者を定めておくとともに毎年度4月30日までに、次の事項を県に報告する。なお、報告事項に異動が生じた場合には、その都度報告する。

(ア) 救助実施機関名及び所在地並びに電話番号

(イ) 報告責任者の所属、職名、氏名

(ウ) 報告副責任者の所属、職名、氏名

(3) 社会福祉施設の被害等

報告の領	社会福祉施設の被害に伴う収容者の保護と施設の応急対策の資料とするため、必要な事項を調査し、次の系統で報告を行う。
系統図	<p>(注) 緊急を要する場合、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告する。</p>
対象施設	保育園、児童館及び各社会福祉施設について行う
調査事項	様式集・様式11-1号「社会福祉施設等被害状況等報告書」に定める各事項について行う。保育園その他施設の管理者は、それぞれ各施設に被害があったときは、その概況を直ちに町本部に報告する。なお、被害が確定したときは、様式集・様式11-2号「社会福祉施設等被害調査表」によって調査表を作成し町本部に提出する。

(4) 医療衛生施設の被害等

報告の領	医療衛生施設の被害状況を掌握し、医療、衛生対策等の基礎資料とするための必要な事項を調査し、次の系統で報告を行う。
系統図	<p>(注) 緊急を要する内容の事項は、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告しておくこと。</p>
調査事項	様式集・様式12号「医療、衛生施設被害状況等報告書」に定める被害その他の事項について調査、報告する。 町本部（福祉部）の保健衛生施設の各管理人（責任者）は、管理する施設に被害があったときは、直ちにその概況を調査し各班に報告する。その他医療機関等に被害があったときは、福祉部は調査員を派遣し、医師会等の協力を得て調査する。

○その他留意事項

- ア 本調査は、公営、民間営すべてについて計上するが、国民健康保険施設については、「社会福祉施設等被害状況等報告書」（様式集・様式11-1号）により社会福祉施設に計上するので本報告は参考までに（ ）に内書し、累計に当たっては計上しないものとする。
- イ 被害状況のうち建物については、「住家等一般被害状況等報告書」（様式集・様式10-1号）と重複計上されるものである。ただし、建物が住宅と併用されているものの棟数は、施設数に計上せず、施設数と被害額のみを計上する。
- ウ 応急対策その他の状況の記載に当たっては、町内医療機関も含めたその地域における総合的な状況によるものとする。

(5) 商工業関係の被害等

報告の 要領	商工業関係の被害状況を掌握するとともに、応急対策等を実施するための基礎資料として必要な事項を収集し、次の系統で報告を行う。
系 統 図	<div style="text-align: center;"> <pre> graph LR     A[調査員] --&gt; B[町本部 (総務部)]     B --&gt; C[県支部]     C --&gt; D[県災害情報集約センター]     D -- 集約した情報 --&gt; B     D -- 閲覧 --&gt; C             </pre> </div> <p>(注) 緊急を要するときは、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告する。</p>
調 査 事 報 項	様式集・様式13号「商工業関係被害状況等報告書」に定める各事項について調査、報告する。なお、浸水による被害については、その浸水の程度を床上、床下に区分して調査、報告する。

○調査、計上に当たっての基準

- ア 建物の被害棟数は、一部破損以上の被害建物を計上する。なお、店舗、工場等の建物が住宅と併用されているいわゆる併用住宅については、本調査では棟数は計上せず件数と被害額のみを計上する。
- イ 建物施設と製品、商品、仕掛品、原材料の双方に被害を生じた場合の製品、商品、仕掛品、原材料の被害件数は（ ）外書として計上する。
- ウ 建物、施設の全失欄には、全壊、全流失、全埋没、全焼失その他これに類するものを計上する。
- エ 共同施設欄には、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、協業組合又は商工組合の共同施設のうち、倉庫、生産施設、加工施設、検査施設、共同作業場及び原材料置場についての物的被害を計上する。
- オ 間接被害額の「その他災害の発生により生じた損害額」欄には、季節的商品の出荷遅延による評価価値の減少額等を計上する。

○その他留意事項

- ア 本被害のうち建物被害については「住家等一般被害状況等報告書」（様式集・様式10-1号）の非住家と重複計上されるものである。
- イ 電報、電話に当たっての略記号の使用順位は、次による。
  - ① ア、イ、ウ……

② ア、イ、ウ……

ウ 町営施設等の調査に当たっては、「町営施設被害調査表」（「社会福祉施設等被害調査表」（様式集・様式11-2号）に準じて作成）によって行い、確定報告を文書によって行うときに添えて提出する。

エ 被害計上に当たっては、農林被害との関係に留意し重複、脱ろうの防止に努めること。  
（例、材木、農産加工製造品等）

(6) 観光施設の被害等

報告の領	観光施設の被害状況を掌握するとともに、応急対策を実施するための基礎資料として必要な事項を収集し、次の系統で報告を行う。
系統図	<pre> graph LR     A[調査員] --&gt; B[町本部(総務部)]     B --&gt; C[県支部]     C --&gt; D[県災害情報集約センター]     B -- 集約した情報 --&gt; E[集約した情報]     C -- 集約した情報 --&gt; E     E -- 閲覧 --&gt; C     </pre> <p>(注) 緊急を要するときは、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告する。</p>
調査、事 報 項	様式集・様式14号「観光施設被害状況等報告書」に定める事項について調査、報告する。

○調査、計上に当たっての基準

- ア 区分欄のうち、その他観光施設欄には、休憩舎、売店、公衆便所、駐車場等観光に関する施設及び施設に類するすべてについて記入する。
- イ 建物、施設欄のうち、建物の被害は、一部破損以上の被害建物を計上する。
- ウ 全失欄には、全壊、全流失、全埋没、全焼失その他これに類するものを計上する。
- エ 浸水による被害については、その浸水の程度を床上、床下に区分して調査する。

○その他留意事項

ア 本被害のうち建物被害については「住家等一般被害状況等報告書」（様式集・様式10-1号）と重複計上されるものである。

イ 電報、電話に当たっての略記号の使用順位は、次による。

① ア、イ、ウ……

② ア、イ、ウ……

ウ 町営施設等の調査に当たっては、「町営観光施設被害調査表」（「社会福祉施設等被害調査表」（様式集・様式11-2号）に準じて作成）によって行い、確定報告を文書によって行うときに添えて提出する。

(7) 農業関係の被害等

報告の要領	農業関係の被害状況を掌握するとともに、応急対策を実施するための基礎資料として必要な事項を調査、収集し、次の系統で報告を行う。
系統図	<pre> graph LR     A[調査員] --&gt; B[町本部 (産業建設部) (総務部)]     B --&gt; C[県支部]     C --&gt; D[県災害情報 集約センター]     D -- 集約した情報 --&gt; B     D -- 閲覧 --&gt; C     </pre> <p>(注) 緊急を要するときは、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告する。</p>
調査・事項報告	様式集・様式15-1号から様式集・様式15-8号までに定める事項について調査、報告する。

○調査方法

ア 農作物等

農作物、飼料作物の被害は、町本部（産業建設部）が各地区別に調査員を派遣し、被害の田畑等について直接に被害率の認定調査を行い、作付面積を乗じて被害数量及び被害額を算出する。調査に当たっては、農業協同組合職員（農事改良組合長）等の協力を得るとともに、県の立会いを求めて次の事項を調査する。

(ア) 農作物（含果樹）関係の被害

(イ) 飼料作物及び牧草被害

イ 農地等

農地（含牧草地）及び農業関係施設の被害については、町本部（産業建設部）が各地域別に調査員を派遣して、土地改良区、農事改良組合等の協力を得て、あるいは必要に応じ県職員の立会いを求めて調査する。

ウ その他農業被害

その他の農業関係の被害については、町本部（産業建設部）及び農業協同組合の職員、土地改良区及び農事改良組合の役員等の協力を得て、各地区別に班を設けて各農家（酪農、養蚕家を含む。）及び各施設について次の事項を調査する。

(ア) 共同利用施設の被害

(イ) 家畜等の被害

(ウ) 飼料、肥料、農作物の貯蔵品、加工品等の被害

○調査基準

ア 農地等の被害区分

流 失 その筆における耕地の厚さ1割以上が流失した状態のものをいう。

埋 没 土砂が耕地を被覆し、耕地として利用できなくなった状態のものをいう。

イ 農作物等作物被害は、その災害により収穫量の減収相当分を推定して計上する。

ウ 冠水

作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものをいう。

○電話等による報告

電話、電報等によって報告するときの略記号は、次の要領によるものとする。

- ① ア、イ、ウ……
- ② ア、イ、ウ……
- ③ ア、イ、ウ……

○報告書記載作成の方法

町営施設の被害については、「町有財産被害状況等報告書」（様式集・様式16号）によって町有財産として報告する。

(8) 林業関係の被害等

報告の領	林業関係の被害状況を掌握するとともに、県等関係機関への報告及び町内における応急対策を実施するための基礎資料として必要な事項を調査、収集し、次の系統で報告を行う。
系統図	<pre> graph LR     A[調査員] --&gt; B["町本部 (産業建設部) (総務部)"]     B --&gt; C[県支部]     C --&gt; D["県災害情報 集約センター"]     D -- 集約した情報 --&gt; B     C -- 閲覧 --&gt; C             </pre> <p>(注) 緊急を要するときは、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告する。</p>
調査、事 報 項	様式集・様式17-1号から様式集・様式17-7号までに定める事項について調査し、報告する。

○調査、報告の方針等

- ア 調査は、町本部（産業建設部）が調査員を現地に派遣し、森林所有者等の協力を得て、必要に応じて県その他の協力を得て、的確な被害の把握に努めるものとする。
- イ 立木被害については、利用伐期以上のものは林産物の木材関係欄に、その他の立木は造林地被害として扱う。

(9) 土木施設関係の被害等

報告の領	土木施設の被害状況を掌握するとともに、応急復旧等を実施するための基礎資料として必要な事項を収集し、次の系統で報告を行う。
系統図	<pre> graph LR     A[調査員] --&gt; B["町本部 (産業建設部) (総務部)"]     B --&gt; C[県支部]     C --&gt; D["県災害情報 集約センター"]     D -- 集約した情報 --&gt; B     C -- 閲覧 --&gt; C             </pre> <p>(注) 緊急を要するときは、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告する。</p>
調査、事 報 項	様式集・様式18号「土木施設被害状況報告書」に定める各事項について調査し、報告する。

○調査報告の方法

- ア 調査は、町本部（産業建設部）が被害区域に職員を派遣して行うものとするが、調査に当たっては、県の協力を得て行うものとする。
- イ 地域内の国直轄施設の被害については、参考的に調査し、報告に当たっては、該当欄に

( ) 外書する。

ウ 電報、電話に当たっての略記号は、次の要領による。

① ア、イ、ウ……

② ア、イ、ウ……

エ 雨量及び主な河川の水位の状況は、別に定める様式によって通報する。

閲覧

(10) 水道・下水道施設の被害状況等

報告の要領	水道・下水道施設の被害状況を掌握し、水道・下水道対策等の基礎資料とするための必要な事項を調査し、次の系統で報告を行う。
系統図	<p>(注) 緊急を要する内容の事項は、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告しておくこと。</p>
調査、事 報 項	別に定める様式に被害その他の事項について調査、報告する。

○ 調査報告の方法

調査は、町本部（水道環境部）が被害区域に職員を派遣して行うものとするが、調査に当たっては、県の協力を得て行うものとする。

(11) 教育・文化関係施設の被害等

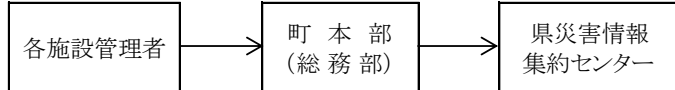
報告の要領	教育・文化関係施設等の被害を掌握するとともに県等関係機関への報告及び町内における応急対策を実施するための基礎資料として必要な事項を収集し、次の系統で報告を行う。
系統図	<p>(注) 緊急を要するときは、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告する。</p>
調査、事 報 項	様式集・様式19号「教育・文化関係被害状況等報告書」に定める各事項について調査し、報告する。

○調査、報告の方法

ア 調査、報告は、町立の教育施設及び町地域内に文化財について行う。

イ 学校の被害は、各学校の調査責任者が、文化財についてはその管理責任者が調査報告し、公民館については施設管理者（教育部）が直接調査し計上する。

(12) 町有財産の被害等

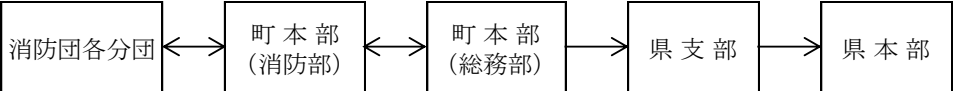
報告の領	町有財産の被害を掌握するとともに、応急復旧等実施のための基礎資料として必要な事項を調査し、次の系統で報告を行う。
系統図	 <pre> graph LR     A[各施設管理者] --&gt; B[町本部 (総務部)]     B --&gt; C[県災害情報集約センター]         </pre>
調査、事項	<p>様式集・様式16号「町有財産被害状況等報告書」に定める各事項について調査報告するほか、被害財産に収容者がある場合等にあつては、人的被害あるいは収容者の応急措置等も併せて調査報告する。</p> <p>また、調査に当たっては、「町有財産被害調査表」（「社会福祉施設等被害調査表」（様式集・様式11-2号）に準じて作成）により施設別に調査作成し、これを計上して報告する。</p>

○調査の範囲

次の被害については別途にそれぞれの施設管理機関において調査する。

- ア 公営住宅及び敷地
- イ 庁舎及び出先機関並びにその敷地
- ウ その他の財産、物品

(13) 消防団員の活動

報告の領	災害時における消防機関の活動状況等を掌握し、応急対策の基礎資料として必要な事項を収集し、次の系統で報告を行う。
系統図	 <pre> graph LR     A[消防団各分団] &lt;--&gt; B[町本部 (消防部)]     B &lt;--&gt; C[町本部 (総務部)]     C --&gt; D[県支部]     D --&gt; E[県本部]         </pre>
調査、事項	様式集・様式20号「消防職団員活動状況報告書（概況、中間、確定）」に定める様式事項について調査、報告する。

○調査、報告の方法

- ア 活動状況については出動月日につき1枚とする。
- イ 「消防団」であることを明記する（可茂消防と区別するため）。

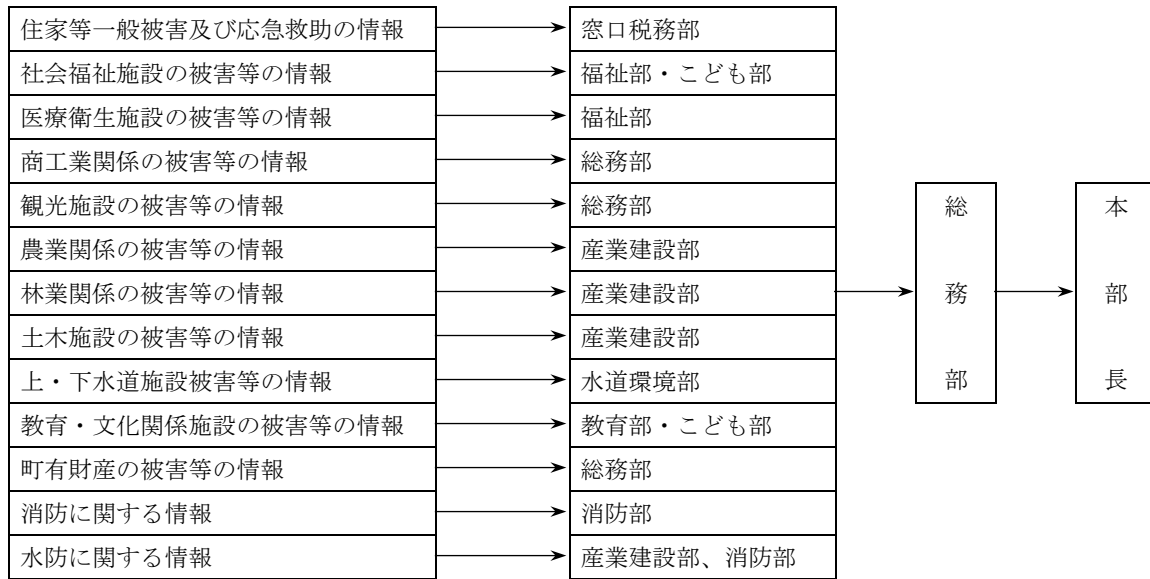
(13) 総合被害状況調

総合被害情報は、次の方法によって取りまとめ、町における災害応急対策の資料とするほか、関係の各機関及び住民に徹底する。



ア 情報収集の系統

災害状況等の収集（集計）は、次の系統によって行う。



イ 被害の集計

町本部における被害の集計は、「総合被害状況調」（様式集・様式21号）の各項目に分類して集計する。

ウ 被害の通報

「総合被害状況調」を取りまとめたときは、次の各機関に通報する。なお、住民等に対する広報は、本節第3項「災害広報」の定めるところによるものとする。

- (ア) 庁内各課
- (イ) 県
- (ウ) 報道機関

10 応急対策活動情報の連絡

町本部は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

11 情報の共有化

町本部及び県は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

## 第3項 災害広報

1 方針

住民の安全の確保、不安の解消及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、被災者へのきめ細やかな情報の提供に心掛けるとともに、デマや風評等の発生防止対策を講じ、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮して、被災者等への広報を行う。また、情報の混乱を避けるため、関係機関相互の情報の共有及び情報提供窓口の一元化を図る。

## 2 広報実施機関

町本部における被害状況その他の災害情報の収集及びその広報は、総務部において担当する。

## 3 災害情報の収集

- (1) 総務部は、写真担当者を指定し、現地に派遣して災害現場写真を撮影する。その際、デジタルカメラ及びスマートフォン等を積極的に活用する。
- (2) 関係機関その他住民等が撮影した写真の収集を図る。
- (3) その他現地における資料の収集を図る。

## 4 広報の手段

町防災行政無線、広報車、電話、行政情報メール、Lアラート（災害情報共有システム）、掲示板、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を通じて迅速に広報するとともに、被害の概要、応急対策の実施状況等については、広報紙「広報さかほぎ」の特集号等やチラシの配布、役場又は各地区の掲示板への掲示、記者会見の実施、その他広報手段を有効に活用するなど、伝達手段の多重化・多様化に配慮して広報に努めるものとする。

また、国道21号線、国道248号及び岐阜県道207号が通行に支障がある場合は、道路管理者と協力し交通に支障がないよう早期の広報に努める。

対 象 機 関	方 法
報 道 機 関	口頭、文書、電話、FAX、記者会見
各 防 災 関 係 機 関	電話、広報車、連絡員の派遣、県及び町防災行政無線、FAX
一 般 住 民 、 被 災 者	広報車、町防災行政無線（同報無線）、広報紙、インターネットホームページ、行政情報メール、緊急速報メール
庁 内 各 課	庁内放送、庁内電話、庁内LANによる電子掲示板、口頭
その他必要とするもの	掲示板、チラシ（新聞折込み）

## 5 広報の内容

住民の不安を解消するため、状況の推移等を勘案し、災害の発生状況、避難に関する情報、災害応急対策活動の状況、被災者生活支援に関する情報、その他住民の生活に関する事など、被災者のニーズに応じたきめ細やかな情報を具体的にわかりやすく提供する。その際、情報の混乱を避けるため、関係機関と十分に連携を保つものとする。

また、広報車を利用する際は、地区ごとに分担を定め、効果的な広報を行うとともに、地区ごとの被害状況や電気、水道等の復旧状況に応じた広報に留意する。

住民への広報内容の主なものは、次のとおりとする。

- (1) 「事前情報の広報」
  - ア 気象に関する情報
  - イ 河川の水位の情報
  - ウ 公共交通機関の情報
  - エ その他の情報
- (2) 「災害発生直後の広報」
  - ア 災害の発生状況

- イ 地域住民のとるべき措置
  - ウ 避難に関する情報（指定緊急避難場所又は指定避難所、避難勧告、指示等）
  - エ 医療・救護所の開設状況
  - オ 道路情報
  - カ その他必要情報
- (3) 「応急復旧時の広報」
- ア 公共交通機関の状況
  - イ ライフライン施設の状況
  - ウ 食料、水、その他生活必需品等の供給状況
  - エ 公共土木施設等の状況
  - オ ボランティアに関する状況
  - カ 義援金、救援物資の受入れに関する情報
  - キ 被災者生活支援の情報
  - ク 被災者相談窓口の開設状況
  - ケ その他必要事項

## 6 報道機関への対応

### (1) 「放送協定」に基づく放送依頼

緊急を要する場合及び広域的に広報を行う必要がある場合には、「災害時の放送に関する協定」に基づき県（災害対策本部の災害情報集約センター）を通じて報道機関に対して、テレビ・ラジオによる広報事項の放送を依頼する。

### (2) 報道機関への情報の発表

報道機関は、極めて広範囲に、かつ、迅速に伝達できるため、総務部は、災害、復旧に関する情報を迅速に報道機関に対して発表する。また、報道機関が独自に行う取材活動についても積極的に協力する。

## 7 デマや風評等の発生防止対策

町本部及び防災関係機関は、デマや風評等の発生を防止するため、報道機関の協力も得て、正確な情報を迅速に提供するとともに、デマや風評等の事実をキャッチしたときはその解消のため適切な措置をとるものとする。

## 8 被災者等への広報の配慮

町本部は、文字放送、ポルトガル語・英語による外国語放送等の様々な広報手段を活用し、要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達に努めるものとする。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した広報を行うものとする。

## 9 住民の安否情報

町本部は、住民の安否情報を収集し、一般住民等からの安否照会に対応する。電気通信事業者は、災害用伝言ダイヤル「171」、災害用ブロードバンド伝言板「web171」、携帯電話、スマートフォン及びPHS版災害用伝言板サービスを提供し、住民の安否確認と電話の輻輳緩和を図るものとする。

## 10 災害広聴

災害時における住民の所望を速やかに把握することに努め、陳情を受け、その速報の作成配布を図る。また、被災住民の災害復旧等に対する災害相談に応じ、また各部の対策等の広報に努めるものとする。

## 11 総合的な情報提供・相談窓口の設置

町本部は、住民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、総合対応窓口を設置する。

## 第5節 災害緊急活動対策

### 第1項 消防活動

#### 1 方針

火災その他災害に際しての消防機関の災害応急対策は、県計画一般対策計画第3章第11節「消防・救急・救助活動」に定めるもののほか本計画によるものとする。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

#### 2 火災気象等の取り扱い


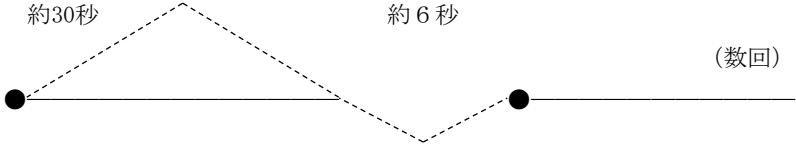
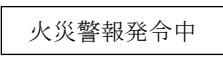
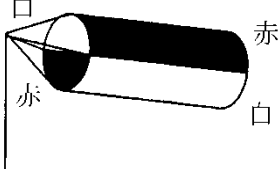
##### (1) 火災警報発令基準

本章第4節第1項「特別警報・警報・注意報・情報等の受理伝達」2(5)「火災警報」に定めるところによる。

##### (2) 火災警報発令及び解除信号

消防信号は、消防法施行規則第34条の規定により、次のとおりとする。

##### ア 火災警報発令信号

種類	火災警報発令信号
打鐘信号	(1点と4点との斑打) 
余韻防止付きサイレン信号	約30秒  約6秒 (数回)
その他	掲示板  赤地に白地 吹流し 

イ 火災警報解除信号

種 類	火 災 警 報 解 除 信 号
打 鐘 信 号	
余 韻 防 止 付 き サイレン信号	
そ の 他	口頭伝達、掲示板の撤去、吹き流し及び旗の降下

(3) 火災警報の伝達及び住民に対する周知徹底は、次の方法で行うものとする。

ア 火災警報発令のサイレン吹鳴（可茂消防、町防災行政無線（同報無線））

イ 関係機関に対する電話通報

ウ 消防車等による広報

3 出動計画

火災その他の非常災害が発生した場合は、可茂消防にあっては、別に定める規定によるものとし、消防団にあっては、可茂消防と緊密な連絡をとりつつ次のとおり行うものとする。

(1) 火災出動は、別に定めるところによるものとする。

(2) 火災以外の災害における出動は、消防団長の命令により出動する。

(3) 現地本部を設置したときは、出動分団ごとに伝令員を配備する。

(4) 鎮火後の警備は、その都度消防団長が指示する。

(5) 消防活動終了後、出動分団長は、活動内容、人員機械器具の異常の有無等を速やかに現地本部に報告する。

4 招集計画

火災その他非常災害の発生若しくは発生のおそれがある場合は、次により招集する。

(1) 消防職員にあっては、別に定める規定によるものとする。

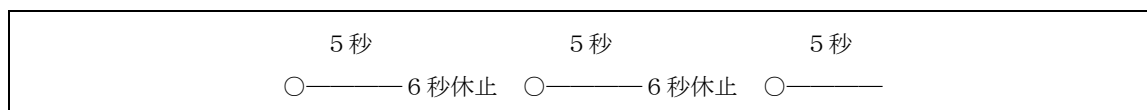
(2) 消防団員にあっては、次により招集する。

ア 団員の招集は、町防災行政無線（同報無線）によるサイレンの吹鳴、電話又は伝令員により行うものとする。

イ 集合場所は、特に指定するもののほか、各所属の消防詰所とする。

ウ 参集した団員は、所属班長に申告し、班長は分団長に報告する。分団長は、参集完了の旨を消防団長に報告し指示・命令を受けるものとする。

エ サイレンの吹鳴による招集（出場信号）は、次による。



資料編 (p. 資-10) ・消防団現勢

## 5 消防（防御）計画

各種防御に関する計画は、次の事項に基づいて順次整備する。

- (1) 特殊建築物消防計画
  - ア 木造建築物
  - イ 耐火、防火建築物
  - ウ 重要建築物
- (2) 特殊地域防災計画
  - ア 傾斜地域
  - イ 危険地域
  - ウ 危険物件密集地域
- (3) 異常時消防計画
  - ア 烈風時火災
  - イ 乾燥時火災
  - ウ 多発、続発火災
  - エ 地震火災
- (4) 特殊火災消防計画
  - ア 地下建築物及び無窓建築物火災
  - イ 油火災
  - ウ LPガス充てん所及び運搬車両火災
  - エ RI（ラジオアイソトープ）施設火災
- (5) その他火災消防計画
  - ア 山林火災
  - イ 車両火災

## 6 警戒計画

災害以外の警戒出動は、次のとおり行うものとする。

- (1) 可茂消防にあっては、別に定める規定によるものとする。
- (2) 消防団にあっては、特に計画するもののほか次のとおり行うものとする。
  - ア 火災警報下の警戒
    - (ア) 出動態勢の強化
    - (イ) 火災の早期発見、警報発令下の措置
  - イ 特別警戒
    - (ア) 花火大会
    - (イ) 年末特別警戒（12月26日～12月30日）
    - (ウ) その他異常気象時下の特別警戒

## 7 断減水時の計画

水道の断減水、自然水利の減水時の計画は、次によるものとする。

- (1) 自然水利等を巡回点検し、水利確保に努めるとともに、中継等による防衛又は水利の統制を行うものとする。
- (2) 消防車等により火災予防広報を実施する。

(3) 防御計画を協議して対策を講ずる。

資料編 (p. 資-10) ・消防水利の状況

## 8 相互応援計画

- (1) 大規模災害時における消防活動については、消防組織法第39条の規定に基づき締結された「岐阜県広域消防相互応援協定」又は可茂地区市町村間で締結した「可茂地区市町村消防団消防相互応援協定」により相互応援を行う。
- (2) (1)によっても対処できないと判断したときは、消防組織法第44条の規定に基づき知事に対し消防庁長官への緊急消防援助隊の出動要請依頼を行う。

資料編 (p. 資-42) ・可茂地区市町村消防団消防相互応援協定書  
 資料編 (p. 資-44) ・岐阜県広域消防相互応援協定書

## 9 応援部隊誘導計画

相互応援協定に基づく応援部隊を要請したときは、消防（職）団員のうちから誘導員を定め、応援部隊の誘導にあたらせ、消防活動の円滑を期すものとする。

## 10 その他

大災害が発生したときは、町防災行政無線（同報無線）、巡回広報車及び消防ポンプ車等を活用し、極力新しい情報の広報周知に努めるものとする。

# 第2項 水防活動

## 1 方針

洪水による水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するとともに、人命及び財産の保護を図る。

## 2 警報等の取扱い

町本部（産業建設部）は、町本部（総務部）から水防上の警報、注意報の伝達を受けたときは、速やかに産業建設部員の待機、消防団長等との協議、水防資機材の確保等必要な措置を講ずる。また、住民に周知徹底の必要があると認めるときは、本章第4節第1項「特別警報・警報・注意報・情報等の受理伝達」で定める方法等により周知徹底を図るものとする。

## 3 配備計画

水防に関する配備体制は、次の区分によるものとする。

配備区分	配備基準	体制をとる課等	配備場所
警戒配備	雨等に関する警報発令時、警戒水位に達したとき等	総務課、産業建設課	町内河川、危険地域等の巡視点検
巡視配備	出動水位に達したとき等	総務課、産業建設課 関係地域の消防団	町内河川、危険地域の巡視
非常配備	危険な状態になったとき	すべての課、消防団	水防管理者（町長）が指定する場所

## 4 出動要請



- (1) 町本部（産業建設部）は、河川等が出動水位に達したとき、又は気象注意報、洪水予報、水防警報等により消防団の出動が必要であると認めるときは、本部長に報告し、総務部を通じ消防団長に消防団の出動を要請する。
- (2) 要請を受けた消防団長は、各分団長に出動場所を指示し、出動を命ずるものとする。
- (3) 出動を命ぜられた各分団長は、消防団長の指示する箇所の警戒にあたるとともに、団員の出動状況（氏名、人員、装備等）を速やかに把握し、消防団長に報告する。
- (4) 団員の動員連絡は、本節第1項「消防活動」に定める消防団員の招集計画によるものとする。

## 5 非常警戒

消防団長は、出動命令により消防団員が出動したときは、水防区域内の監視及び警戒を厳にし、既往の被害箇所、水衝部その他特に重要な箇所を中心として堤防の表側、天端裏側等を巡回させるとともに、異常を発見したときは、町本部（産業建設部）等と協議してその対策を速やかに講じなければならない。

なお、巡回時において特に留意しなければならない点は、次のとおりである。

- (1) 裏法の漏水又は飽水による亀裂又は欠け崩れ
- (2) 裏法で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (3) 天端の亀裂又は波下
- (4) 堤防の溢水状況
- (5) 樋管の両袖又は底部よりの漏水と扉の締め具合
- (6) 橋りょうその他の構造物と堤防との取付け部分の異状

資料編 (p. 資-11) ・重要水防箇所（国直轄管理区間）

## 6 警戒区域の設定等

消防団長は、水防法第21条及び第24条による水防活動上必要であると認めるときは、警戒区域の設定、無用な者の立入禁止若しくは制限、その区域内の居住者又は水防現場にいる者を水防に従事させる等本部長に報告し、これを実施する。

## 7 水防信号

水防信号は、次のとおりとする。

方法 区分	警 鐘 信 号	サイレン信号
警戒水位到達信号	○ 休止      ○ 休止      ○ 休止	5秒    15秒    5秒    15秒    5秒 ○—    休止    ○—    休止    ○—
消防団員出動信号	○—○—○      ○—○—○      ○—○—○	5秒    6秒    5秒    6秒    5秒 ○—    休止    ○—    休止    ○—
区域内住民出動信号	○—○—○—○                      ○—○—○—○	10秒    5秒    10秒    5秒    10秒 ○—    休止    ○—    休止    ○—
避難立退信号	乱                                      打	1分    5秒    1分    5秒    1分 ○—    休止    ○—    休止    ○—
備 考	1 信号は、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。こと。 4 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。	

(注) 水防解除は、町防災行政無線（同報無線）、広報車、口頭等により伝達する。

## 8 水防資機材の確保

町本部（産業建設部）産業建設部は、消防団長と常に連絡を密にし、関係業者、関係団体と連絡をとり、水防資機材の確保に努めるとともに、その整備保全に努めなければならない。

なお、町が保有する水防施設、資機材の現状は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 (p. 資-12) ・水防施設資機材一覧
--------------------------

## 9 水防現場本部の設置

消防団長は、必要に応じて水防現場に水防現場本部を設置することができる。

水防現場本部には、責任者を置き、消防団長が責任者を決定する。なお、水防現場本部は、標識を掲げ、その所在を明確にするとともに、責任者は、町本部と密接な連絡をとり、水防作業の迅速、的確な命令、指示、伝達の徹底に努め、水防活動の効果を最大限に発揮できるよう努めなければならない。

## 10 決壊等の通報並びに処置

消防団長は、堤防その他の施設が決壊したときは、その旨を本部長に報告するとともに、氾濫する方向の隣接市に通報する。また、決壊箇所等については、できる限りは氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

## 11 避難

消防団長は、洪水等により住民の生命が危険であると認めるときは、本部長にその旨報告し、本部長が避難又はその準備の勧告が必要と認められる地域の住民に対し、避難情報について町防災行政無線（警鐘、サイレン）、広報車、行政情報メール等により行うものとする。

## 12 応援等の要請

消防団長は、地域内被害が激甚<sup>げきじん</sup>で水防活動要員が不足し、あるいは水防資機材等の確保ができない場合等町において水防活動が実施不能のときは、総務部と協議し県支部、隣接市に応援又はあつせん等の要請を行うものとする。

要請する場合は、次の点を明示する。

- (1) 人員数
- (2) 物資名、数量
- (3) 時期、場所
- (4) 携行品
- (5) その他必要事項

## 13 湛水排除

町本部は、河川の決壊等により湛水した場合は湛水排除を実施するほか、排水ポンプにより排水作業を実施し、下水道施設が損壊した場合は直ちにこれに応急措置を施すものとする。

# 第3項 県防災ヘリコプター応援要請

## 1 方針

町本部は、住民の生命、身体、財産を保護するため、緊急を要し、ヘリコプター以外に適切な手段がないときには、必要に応じ、防災ヘリコプターの応援を要請する。

## 2 応援要請の基準

次のいずれかに該当する災害が発生し、町長が航空機の活動を必要と判断する場合に、知事に対して行うものとする。

- (1) 災害の状況把握及び情報収集が必要な場合
- (2) 被災地等への救援物資等の輸送及び応援要員等の搬送が必要な場合
- (3) 住民への避難誘導及び警報等の伝達が必要な場合
- (4) その他特に防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が必要と認められる場合

### 3 要請方法

- (1) 消防組織法上の活動に係る応援要請

消防組織法上の災害に係る活動について、町長から知事に対する応援要請は、「岐阜県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところにより、可茂消防から岐阜県防災航空センターに電話及びファクシミリで行う。

- (2) 災害対策基本法第68条に基づく応援要請

町本部は、物資及び負傷者等の輸送、災害情報収集等のため、防災ヘリコプターの応援が必要な場合には、岐阜県防災航空隊に応援を要請する。

#### ア 要請時の明示事項

応援要請は、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (ア) 災害の種別
- (イ) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (ウ) 災害発生現場の気象状態
- (エ) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (オ) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び連絡手段
- (カ) その他必要な事項

#### イ 応援要請先

機 関 名	電 話 番 号	F A X 番 号
岐阜県防災航空センター第1事務所	0583-71-5192	0583-71-5194

### 4 受け入れ体制

町本部（総務部、消防部）は、防災航空隊と緊密な連絡を行うとともに、必要に応じ、次の受け入れ体制を整える。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等の搬送手配
- (3) 空中消火基地の確保
- (4) その他必要事項

資 料 編 (p. 資-23)	・ 県所有のヘリコプター緊急離着陸場及び飛行場外離着陸場一覧
資 料 編 (p. 資-24)	・ ヘリコプター発着場選定基準及び離着陸場の標示等

## 第6節 被災者対策

### 第1項 被災者の救助保護対策

#### 1 方針

災害時における被災者の救助及び健康の保持又は救助実施上の関連手続及び災害救助法による救助の基本等は、次によるものとする。

#### 2 り災者台帳の作成

町本部（福祉部）は被害状況の把握につき総務部との連絡を密にし、かつ、関係各部の協力を得て、各世帯別の被害状況が判明したときは、速やかに「り災者台帳」（様式集・様式22-1号）を作成する。

作成に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 「り災者台帳」は、できる限り速やかに作成すべきであるが、災害時の混乱等により作成が遅れるときは、「住家等一般被害調査表」（様式集・様式10-2号）又は「救助用物資割当台帳」（様式集・様式23号）を一時的に利用する。この場合にはできる限り早い時期に「り災者台帳」を作成する。
- (2) 「り災者台帳」の作成に当たっては、「住家等一般被害調査表」に基づくことはもちろんであるが、戸籍（住民登録）あるいは食料配給事務等の係と連絡し正確を期する。
- (3) 「り災者台帳」は、救助その他の基本となるものであり、また世帯別救助等の実施記録となるものであるから救助実施状況等をできる限り具体的に記載し、整備保管しておくものとする。

#### 3 被災に関する証明書の発行

##### (1) り災証明書

町本部（福祉部）は、被災世帯に対して「り災証明書」（様式集・様式22-2号）を交付する。ただし、災害時の混乱等により前様式による証明書の交付ができないときは、とりあえず「仮り災証明書」（様式集・様式22-4号）を作成交付し、後日速やかに「り災証明書」と取り替えるものとする。証明書の発行に当たっては、次の点に留意する。

ア 「り災証明書」は、災害救助はもちろんであるが、後日諸対策の基礎となるものであるから特に慎重に扱うこと。

イ 「り災証明書」は、り災者台帳（仮証明書のときは、「住家等一般被害調査表」又は「救助用物資割当台帳」）と照合し、発行に当たっては、契印を行う等発行の事実を判然とし、重複発行（仮証明書と本証明書の重複を含む。）を避けるように留意する。

ウ 本証明書は、救助用物資支給前に発行し、物資支給時には、「り災証明書」の掲示を求めるようにする。

##### (2) り災者旅行証明書

町本部（福祉部）は、住家に被害を受けたため、現在地に居住することができず、一時縁故先等に避難（旅行）する者から要請があったときには、「り災者旅行証明書」（様式集・様式22-3号）を作成し交付する。

## 第2項 災害救助法の適用

### 1 方針

災害が一定規模以上でかつ応急的な救助を必要とする場合は、災害救助法を適用し、災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図ることが必要であり、制度の内容、適用基準及び手続を関係機関が十分熟知し、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、災害発生時における迅速・的確な法の適用を図る。

### 2 制度の概要

災害が一定規模以上でかつ応急的な救助を必要とする場合は、災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図るために災害救助法が適用される。災害救助法による救助は、県知事が国の機関として応急救助を行うものであるが、救助の一部を町長が行うこととすることができる。

救助の種類、程度、方法及び期間については、知事が厚生労働大臣の承認を得て定めることとされており、県及び町が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、災害発生直後は、町は一時繰替支弁することがある。

### 3 被害状況の把握及び報告

町本部（総務部）は、被害を受けた場合、速やかに被害状況の把握を行い、県に報告する。被害が甚大で正確に把握できない場合は概数による緊急報告を行う。

また、県の機能等に甚大な被害が発生し、被害状況の報告が一時的に不可能な場合には、直接、厚生労働大臣に対して緊急報告を行う。

### 4 災害救助法適用基準

災害救助法適用基準は、次のとおりである。

#### (1) 適用被害基準

町地域内の被害が、次の各号の一以上に該当する災害で、県本部長が災害救助法による救助実施の必要があると認めたとき。

ア 住家の全失世帯が40世帯以上に達したとき。

イ 県地域の全失住宅被害の集計が2,000世帯以上に達し、かつ町地域内の被害が20世帯以上に達したとき。

ウ 被害が、ア、イに達しないが、県地域の全失住宅被害の集計が9,000世帯以上に達し、かつ、町地域内で救助を要する被害が発生したとき。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかったものの救助を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。

オ 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け又は受けるおそれが生じ、厚生労働省令で定める基準に該当したとき。

厚生労働省令で定める特別の事情

災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について、特殊の補給方法を必要とし、又は救出について特殊の技術を必要とすること。

厚生労働省令で定める基準

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に援助を必要とすること。
- 2 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(2) 被害計算の方法

適用基準である全失世帯の換算等の方法は、次によるものとする。

- ア 住家の半失（半壊、半焼）世帯は、全失世帯の2分の1、床上浸水又は土砂たい積等により、一時的に居住することができない状態になった世帯は3分の1として計算する。
- イ 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数とは関係なく、あくまで世帯数で計算する。したがって、例えば被害家屋は1戸であっても、3世帯が居住していれば、3世帯として計算する。
- ウ 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して、実情に即して決定する。
- エ 災害の種別については、限定はしない。したがって洪水等の自然災害であっても、火災等人的なものであっても差し支えない。

(3) 適用手続

- ア 災害に際し、町における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町本部は、直ちにその旨を知事に報告する。
- イ 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町本部は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告しその後の処置に関して知事の指揮を受ける。
- ウ 災害救助法に基づく救助の実施に当たっては、完了までの間救助実施状況を整理しておくとともに、知事に災害の状況を適宜報告する。

5 災害救助法による救助の種類と実施者

災害救助法による救助の種類とその実施者は、次のとおりである。

救助の種類	実施期間	実施者の区分
指定避難所の設置及び収容	7日以内	町本部
炊き出し及び食品の給与	7日以内	町本部
飲料水の供給	7日以内	町本部
被服、寝具及び生活必需品の給貸与	10日以内	確保、輸送＝県本部 調査、報告、割当て、配分＝町本部
医療救助	14日以内	医療班派遣＝県本部、日赤支部、町本部
助産救助	分べんの日から7日以内	その他＝町本部
学用品の給与	教科書1カ月以内 文房具及び通学用品15日以内	確保、輸送＝県本部 調査、報告、割当て、配分＝町本部
災害にかかった者の救出	3日以内	町本部
埋葬救助	10日以内	町本部
応急仮設住宅の建設	着工20日以内	町本部
住宅応急修理	1カ月以内	町本部
遺体の捜索	10日以内	町本部
遺体の処理	10日以内	町本部
障害物の除去	10日以内	町本部

- (注) 1 本実施区分は、計画上の基本実施者を示したもので、実際の実施に当たっては、県本部実施分を町本部が、町本部実施分を県支部等が実施することが適当と認められるときは、県本部長が実情に即して決定する。
- 2 救助の実施は、知事である県本部長が法的責任者であることはいうまでもないが、本計画により町本部が救助を実施する場合は、災害救助法第30条第1項の規定により知事はその権限に属する事務を町長が行うこととする通知をした場合による。
- 3 町本部は、救助を実施し又は実施しようとするときは、県に報告又は連絡する。ただし、実施に当たって連絡し、その指示を得るいとまのないときは、町本部で実施し、その結果を報告する。
- 4 実施期間は、災害発生の日から期限（仮設住宅の建設については着工期限）を示す。従ってこの期間内に救助を終了（着工）するようしなければならない。

## 6 町本部実施の応急救助と災害救助法との関係

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、町本部は、地域防災計画の定めるところにより、被災者の救出、指定避難所の開設及び炊き出しあるいは医療、助産等の応急救助を実施するとともに、その状況を速やかに県に報告する。実施した応急救助については、災害救助法が適用されたときは、災害救助法に基づく救助として取扱い、災害救助法が適用されない災害にあつては、町本部単独の救助として処理する。

### 参 考

応急救助の実施と災害救助法適用の時期は、災害の規模及び発生の地区等によって一定ではないが、原則としては、災害救助法の適用が先に決定されるべきである。しかし、現実においては、災害発生後災害救助法の適用を現地に指達するまでには、相当の長時間を要するときに多く、応急救助の実施を先に着手する場合が多い。すなわち、広範囲にわたる風水害等においては、災害が発生したときは直ちに災者の救出、指定避難所の開設、炊き出しの実施あるいは医療、助産等の応急救助の実施が必要となるが、災害救助法の適用指達には通信施設の被害等により相当長時間を要することは必至であるから、災害救助法適用指達の有無にかかわらず必要な応急救助の実施に着手しなければならない。なお、応急救助の実施は、災害が発生したからといって必要でない救助まで実施することなく、どうしても実施しなければならない場合に限り必要な救助を行うものとし、今直ちに救助を行う必要がない場合は、被害状況を報告し、その適用を待って県本部の指示に基づき実施すべきである。

## 7 救助実施状況の報告

町本部は、災害救助法に基づく救助を実施しようとし、又は実施したときには岐阜県災害救助法施行細則の規定に基づき、県知事に報告する。

なお、救助別の報告を要する事項及び内訳は、次表のとおりとする。

報告・記録事項		様 式		報 告	そ の 他	期 間 等
		様式名称	掲載箇所			
災 害 状 況	概況報告	災害状況報告書 住家等一般被害状況等報告書	様式集・様式24号 様式集・様式第10-1号	○		ただちに
	中間報告			○		ただちに
	確定報告			○		ただちに
物 資	物資の保管命令、 収用等	公用令書	様式集・様式第25-1号		○	
		公用変更令書	様式集・様式第25-2号		○	
		公用取消令書	様式集・様式第25-3号		○	
		強制物件台帳	様式集・様式第25-4号		○	
		受領調書	様式集・様式第25-5号		○	
		損失補償請求書	様式集・様式第25-6号		○	
従 事	救助従事命令	公用令書	様式集・様式第26-1号		○	
		公用取消令書	様式集・様式第26-2号		○	
		救助従事者台帳	様式集・様式第26-3号		○	
実 費	実費弁償	実費弁償請求書	様式集・様式第27-1号		○	
		証票	様式集・様式第27-2号		○	
扶 助	扶助金支給申請	扶助金支給申請書	様式集・様式第28号		○	
繰 替	繰替支弁	請求書	様式集・様式第29-1号		○	
		災害救助算出内訳書	様式集・様式第29-2号		○	

## 8 救助関係の様式

救助に関する様式は、各節に定めるもののほか、次によるものとする。

- (1) 救助実施記録日計票（様式集・様式6号）
- (2) 救助の種目別物資受払状況（様式集・様式7号）

資料編（p.資-55） ・ 岐阜県災害救助法施行細則（別表第1・第2）
-------------------------------------



## 第3項 避難対策

### 1 方針

災害発生により危険が急迫し、住民等の生命及び身体の安全の確保等が必要と認められるとき、町長を中心として防災関係者が相互に連携をとり地域住民に対し、避難のための立退きの勧告、指示等をして、安全な場所へ避難させる。あるいは、局地的な大雨や竜巻等の突風の発生等の異常気象に対して安全を確保するため、自宅等の屋内に留まること等（上階への移動を含む）の屋内における避難を勧告、指示する。

勧告、指示等に基づく避難に先行して、避難準備情報等を提供する際には、避難行動要支援者に対して確実に避難準備情報を含む災害に関する情報を伝達するとともに、時間的余裕をもって避難のための立退きを行うことができるよう、避難行動要支援者等に自主的な避難行動の開始を促す。

### 2 実施責任者

災害による避難のための立退きの勧告又は指示及び、指定緊急避難場所又は指定避難所の開設、収容保護は次の者が行う。

#### (1) 避難の勧告

災害種別	実施者	根拠法令
災害全般	町長	災害対策基本法第60条※

※町長がその事務の全部又は大部分を行うことができなくなると認めるときは、知事が代行

#### (2) 避難の指示

災害種別	実施者	根拠法令
災害全般	町長	災害対策基本法第60条※
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条
	自衛官（災害派遣）	自衛隊法第94条（その場に警察官がない場合に限る）
洪水	知事又はその命を受けた職員	水防法（昭和24年法律第193号）第29条
	水防管理者（町長）	水防法第29条
地すべり	知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条

※町長がその事務の全部又は大部分を行うことができなくなると認めるときは、知事が代行

#### (3) 指定緊急避難場所又は指定避難所の開設

実施者	根拠法令
町長	災害救助法第23条、第30条

避難の勧告又は指示（立退き準備の勧告を含む。以下同じ。）から指定緊急避難場所又は指定避難所への誘導までは、それぞれ避難の勧告又は指示者（以下「避難指示者」という。）が行う。

誘導に際して、被災者等の移送で救出作業の必要により実施する作業及び指定緊急避難場所又は指定避難所の開設、収容保護は、災害救助法を適用する災害にあつては、同法に基づき町長が実施し、災害救助法の適用を受けない災害にあつては町独自の応急対策として町長が実施する

が、関係機関と緊密な連絡を保って応急対策に当たるものとする。

### 3 避難の実施

避難に関する対策の実施は、次の区分によるそれぞれの機関が行う。

#### (1) 避難の勧告又は指示

災害から、住民等の生命、身体の保護又は被害の拡大防止のため特に必要があると認められるとき、町長等は、関係法令の規定、あらかじめ定めた計画、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等に基づき、地域住民等に対して避難のための立退きの勧告又は指示を行うものとする。

##### ア 本部長（町長）の措置

本部長（町長）は、住民等の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための立退きの勧告又は指示を行うものとする。（災害対策基本法第60条第1項）

ただし、避難のための立退きを行うことによりかえって住民等の生命、身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき町長は、安全を確保するのに必要と認める地域の住民等に対し、そのまま屋内での待避若しくは屋内での避難のための安全の確保について指示する。（災害対策基本法第60条第3項）

住民に対する避難のための避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告及び避難指示（緊急）夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努めるものとする。

避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

町長は、避難のための立退きを勧告・指示し、若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、速やかに知事に報告する。

##### イ 県知事の代行措置

県知事は、災害の発生により町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、町長に代わってその事務を行う。（災害対策基本法第60条第6項）

##### ウ 県知事等の措置

県知事等は、洪水あるいは地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、危険地域の住民に対し、避難のため立退くべきことを指示する。（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

##### エ 警察官の措置

警察官は、町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき、若しくは住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに危険地域の住民等に対し避難のための立退きの指示を行うものとする。（災害対策基本法第61条第1項、警察官職務執行法第4条第1項）

##### オ 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官が

その場にはいないときは、危険な場所にいる住民等に対し避難の指示を行うものとする。（自衛隊法第94条第1項）

(2) 避難指示等に当たっての助言

町長は、避難のための立退きを勧告・指示し若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとするときは、地域の実情に精通し専門的知見等を有している指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対して、勧告・指示しようとする事項について助言を求め、より的確な勧告・指示を行う。

(3) 関係機関への通知

町長、警察官及び自衛官が避難に関する措置を実施した場合は、それぞれ関係機関に通知する。

ア 町長の措置

町長→県知事（防災課）

イ 警察官の措置

（ア）災害対策基本法に基づく措置

警察官→警察署長→町長→知事（防災課）

（イ）職権に基づく措置

警察官→警察署長→警察本部長→知事（防災課）→町長

ウ 自衛官の措置

自衛官→町長→知事（防災課）

(4) 避難の周知徹底者

町本部における避難の周知徹底は、総務部（広報担当）が各避難指示者の通知に基づいて行う。ただし、現地において勧告又は指示を行ったときは、緊急に避難が必要な範囲に対する周知は、指示勧告者が直接行うものとする。

(5) 避難者の誘導

避難者の誘導は、町本部（消防部）が消防機関員、警察官と協力して行う。ただし、消防部員が予防活動等のため誘導できないときは、町本部職員等のうちから本部長が命じた者が当たるものとする。

(6) 指定緊急避難場所又は指定避難所の開設及び収容保護

指定緊急避難場所又は指定避難所の開設及び収容保護は、町本部（住民部、こども部及び教育部）が使用する施設の管理者その他関係者の協力を得て行うものとする。

(7) 特定施設（個人）の行う避難

特定の施設あるいは個人が単独で行う避難については、その施設の管理者あるいは各個人がそれぞれの判断によって行うものとするが、多人数を収容する施設等にあつては、平常時からその対策を確立しておくものとする。

#### 4 避難の勧告又は指示内容

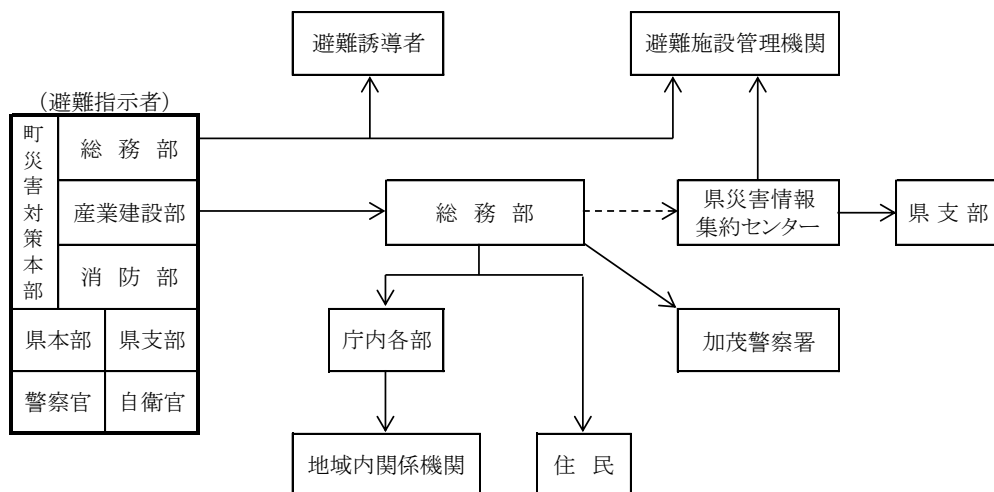
災害により危険が急迫し、人命保護その他災害の拡大防止等のため、特に避難の必要が認められるときは、避難指示者は避難のための立退きを勧告し、あるいは急を要するときは、その指示を行うものとする。なお、避難の勧告又は指示に当たっては、次の事項（以下本節において「指示・条件」という。）を明示する。

- (1) 避難の勧告又は指示を行う対象地域
- (2) 避難すべき時間等
- (3) 避難先及び避難経路
- (4) 誘導者名
- (5) 避難の勧告又は指示を行う理由
- (6) その他避難に当たっての必要事項又は参考事項

## 5 避難措置等の周知

### (1) 関係機関相互の通知及び連絡

避難指示者等は、避難のための立退きの勧告又は指示を行ったとき、若しくは指示等を承知したとき、直ちに町本部（総務部）に通知する。なお、関係機関に対する通知（連絡）は、次の系統によって行うが、通知にあたっては、できる限り指示条件あるいは災害の状況等を明示するように努めるものとする。



### (2) 住民等に対する周知

#### ア 事前措置

町長は、避難のための立退きの万全を図るため、指定緊急避難場所及び指定避難所、避難経路等をあらかじめ住民に周知しておくものとする。

当町における指定緊急避難場所及び指定避難所の指定状況は、次のとおりである。

**資料編 (p. 資-3) ・ 指定緊急避難場所、指定避難所一覧**

#### イ 指示等の周知徹底

町本部は、避難の勧告又は指示を行った場合あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、本章第4節第3項「災害広報」により、実情に即した方法で住民への周知を実施する。その際、避難行動要支援者等に配慮する。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

また、町は、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の緊急的な安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、安全確保措置を指示することができるものとする。

ウ 避難指示等の信号

災害により危険区域内の居住者に避難のため立ち退くべきときを知らせる信号は、次によるものとする。

警 鐘 信 号	乱 打			
サイレン信号	60秒 ○——	60秒 ○——	60秒 ○——	60秒 ○——
	5秒休止	5秒休止	5秒休止	

信号は、適当な時間継続するものとし、必要に応じて警鐘信号とサイレン信号を併用する。

6 指定避難所の開設

指定避難所の開設及び収容保護は、災害救助法が適用された場合は同法により、災害救助法が適用されない災害又は適用されるまでの間は、町独自の応急対策として実施する。

(1) 指定避難所の開設場所

町本部は、災害の態様に応じ安全適切な場所を選定して指定避難所を開設する。なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

また、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館等への移動を促すものとする。

町本部及び県は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等の利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

特に、異常かつ激甚な非常災害であって、指定避難所、応急仮設住宅が著しく不足し被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められる災害が発生した場合、この災害が政令で指定されることにより、町が建設する指定避難所、応急仮設住宅については、消防法第17条に規定する消防用設備等の設置義務について適用の除外となることから、可茂消防等の意見を十分に聞いたうえで適切に確保する。

(2) 指定避難所の周知

町本部は、指定避難所を開設したときは、速やかに住民に周知するとともに、加茂警察署、自衛隊等関係機関に連絡する。また、その後の収容状況を毎日、「救助日報」により記録する。

報告は、次の事項について県被害情報集約システム等によって行うものとする。

ア 開設状況報告

- ・ 指定避難所開設の日時
- ・ 指定避難所開設の場所及び施設名
- ・ 収容状況（うち、避難指示勧告による者）（施設別に）
- ・ 開設期間の見込

イ 収容状況報告

- ・ 収容人員（施設別に）
- ・ 開設期間の見込等

ウ 閉鎖報告

- ・ 閉鎖した日時（施設別に）

(3) 指定避難所における措置

指定避難所において町長が実施する救援措置は、次のとおりとする。

- ア 被災者の収容
- イ 被災者に対する給水、給食措置
- ウ 負傷者に対する医療救護措置
- エ 被災者に対する生活必需品の供給措置
- オ その他被災状況に応じた応援救援措置

(4) 指定避難所への収容者

指定避難所へは次の者を収容する。

- ア 避難指示者の指示に基づき、又は緊急避難の必要に迫られ住家を立退き避難した者
- イ 住家が災害により全焼、全壊、流失し、又は半焼、半壊し、若しくは床上浸水の被害を受け日常起居する場所を失った者

なお、上記の者であっても被災を免れた建物に居住し、あるいは親戚縁故者に避難する者はこの限りでない。

(5) 指定避難所への収容期間

災害救助法による指定避難所の開設、収容、保護の期間は災害発生の日から7日間とするが、それ以前に必要ななくなったものは順次退所させ、期間内に完了する。ただし、開設期間中に被災者が住居あるいは仮住居を見出すことができずそのまま継続するときは、その数が一部（少数）であれば以降の収容は、災害救助法によらず、町の独自の収容として行うものとし、また、8日目以降においても多数の収容者を続けて収容する必要があるときは、災害発生後5日以内に町本部は、県に開設期間の延長を要請する。その際は、次の事項を明示して行う。

- ア 延長を要する期間
- イ 期間の延長を要する地域
- ウ 期間の延長を要する理由
- エ 期間の延長を要する指定避難所名及び収容人員
- オ 延長を要する期間内の収容見込
- カ その他

(6) 指定避難所の開設及び収容費用の基準

災害救助法による指定避難所の開設及び収容のため支出する費用は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

資料編 (p. 資-55) ・ 岐阜県災害救助法施行細則 (別表第1・第2)
--

(7) 所要物資の確保

指定避難所開設及び収容保護のための所要物資は、町本部において確保する。ただし、現地において確保できないときは、町本部は、県に指定避難所用物資の確保及び輸送を要請する。

(8) 施設使用の強制

指定避難所の設置に当たり、その施設の所有者又は占有者の反対により、当該施設を使用することができず、かつ他に適当な施設がないときは、町本部は県に強制命令の執行を要請するものとし、県はこれにより調査・検討をし、その必要を認めるときは公用令書による強制命令を執行する。なお、本執行は、できる限りさげ得るよう、平常時より計画し、施設の所有者等と協議し

ておくものとする。

(9) 災害対策本部職員の駐在

指定避難所を開設したときは、町本部は、指定避難所ごとに町本部の職員を派遣駐在させ、インターネット端末、電話等を設置し、駐在員をして指定避難所の管理と収容者の保護、被災者情報、支援対策等の広報に当たらせるものとする。なお、駐在員は、次の各種記録を備付け、整備する。

- ア 救助実施記録日計票（様式集・様式6号）
- イ 指定避難所設置及び収容状況（避難者名簿）（様式集・様式30-1号）
- ウ 救助の種目別物資受払状況（様式集・様式7号）
- エ 指定避難所用施設及び器物借用整理簿（様式集・様式30-2号）

(10) 指定避難所の運営

町本部は以下の事項に留意し、適切な運営管理を行うものとする。

- ア 指定避難所の運営があらかじめ定めた指定避難所等運営マニュアル（在宅被災者への対応を含む。）に従って運営されるよう指導する。
- イ 長期の避難生活による精神的ストレス解消のため、被災者のこころのケアに努めるものとする。
- ウ 食事供与の状況、排水経路を含めたトイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。
- エ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- オ 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
- カ 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。
- キ 指定避難所ごとに、そこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国等への報告を行うものとする。
- ク 避難者の協力を得つつ、避難行動要支援者の所在の把握に努め、避難行動要支援者に対する健康状態の把握と、情報の提供について十分配慮する。
- ケ やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供やこれらの被災者の生活環境の整備に必要な支援を行う。

(11) 福祉避難所の開設

災害により、特に指定避難所において長期収容が必要な事態となった場合で、一般の避難者との共同生活が困難な介護を必要とする者に対して、町本部は、次の施設に福祉避難所を開設し、町社会福祉協議会、町赤十字奉仕団、ボランティア等の協力を得て避難行動要支援者を移送、収

容の上運営する。

#### 福祉避難所開設予定施設

施設名	所在地	電話番号
総合福祉会館サンライフさかほぎ	坂祝町黒岩153-1	(0574) 27-1222
坂祝幼稚園	坂祝町黒岩20-1	(0574) 26-7913

### 7 避難者の誘導及び移送

#### (1) 避難の誘導

ア 避難措置の実施者は、避難勧告等を発令するとともに、住民が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。避難誘導にあたっては、指定緊急避難場所又は指定避難所、避難道路、災害危険箇所等の所在、防災気象情報、災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

避難措置の実施者は、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

イ 避難措置の実施者は、危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

ウ 町本部は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、勧告等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等で行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。

#### (2) 避難の順序

避難立退きの誘導にあたっては、高齢者、妊婦、病人、障がい者等を優先して行う。

#### (3) 移送の方法

避難立退きに当たっての移送及び輸送は、避難者が各個に行うことを原則とする。ただし、避難者が自力による立退きが不可能な場合においては、町において、車両、舟艇等によって行うものとする。なお、事態が急迫し、救出作業としてその必要があり、災害救助法が適用されたときは、同法による作業として実施する。実施の方法、費用の基準等は本節第11項「救助活動」の定めるところによるものとする。

#### (4) 広域災害による大規模移送

被災地が広域で大規模な立退き移送を要し、町において処置できないときは、町本部は県に避難者移送の要請をする。なお、事態が急迫しているときは、町本部は、直接隣接市町、加茂警察署等と連絡して実施する。

#### (5) 避難時の携帯品

避難者は、平常時から各自で非常持ち出し袋に食料や水、毛布等を準備し避難時に持参する。

### 8 自主防災組織による避難活動

自主防災組織は、自ら又は町の指示、誘導により、次のとおり避難活動を実施する。

#### (1) 避難指示等の地域内居住者等への伝達の徹底



- (2) 避難時の携行品(食料、飲料水、貴重品等)の周知
- (3) 避難行動要支援者の介護及び搬送
- (4) 防火、防犯措置の徹底
- (5) 組織的な避難誘導、指定緊急避難場所又は指定避難所への収容
- (6) 地域内居住者の避難の把握

## 9 避難先の安全管理

町及び加茂警察署は、指定緊急避難場所又は指定避難所内における混乱の防止、秩序の保持等被災者の収容及び救援対策が安全に行われるよう措置する。

## 10 応急仮設住宅(みなし仮設を含む)の提供

町本部は、学校等が指定避難所として利用されている場合、学校教育の再開に支障となるため、迅速に応急仮設住宅を提供し、指定避難所の早期解消に努めるとともに、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるものとともに、孤独死、災害関連死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮する。

また、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

## 11 避難行動要支援者への配慮

町本部は、避難誘導、指定避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては、避難行動要支援者に十分配慮する。特に高齢者、身体障がい者の指定避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、身体障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

また、避難行動要支援者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

## 12 町域を越えた広域避難の支援要請

町本部は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、町外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて国の非常災害本部等を通じて、避難収容関係省庁(警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁)又は県に広域避難収容に関する支援を要請する。

## 13 広域一時滞在

### (1) 町の役割

町本部は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、町外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、県に調整を要請または当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該都道府県との協議を求めるものとする。

### (2) 県の役割

県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、町からの要求を待ついとまがないときは、町の要求を待たないで、広域一時滞在のための要求を町に代わって行うものとする。

## 第4項 食料供給活動

### 1 方針

災害により食料を確保することが困難になり、食事に支障が生じ又は支障が生じるおそれがある場合は、被災者等を保護するために、食料の応急供給を迅速かつ的確に行う。

### 2 町備蓄食料の確保

当町においては、防災備蓄倉庫内に食料の備蓄を行っており、災害初期には備蓄品の放出を行う。さらに、備蓄品で不足する場合は、町内販売業者等から購入する。ただし、災害の規模その他により町内において確保することができないときは、県あるいは隣接市に要請する。

### 3 炊き出し

炊き出しは、町本部が町赤十字奉仕団等の労力により給食施設等既存の施設を利用して行うものとする。災害救助法が適用されたときは、県知事の委任を受けて町長が実施する。

実施にあたっては、次の点に留意する。

- (1) 町本部において直接実施することが困難なときで、米飯業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊き出しの基準等を明示して業者から購入し配給する。この場合、炊き出しに必要な米穀は原則として町本部が確保する。
- (2) 献立は、被災状況に留意し、できる限り栄養価等を考慮する。
- (3) 炊き出し場所には町本部の職員等責任者が立ち会い、その実施に関して指揮するとともに関係事項を記録する。なお、炊き出しを指定避難所の設備において行うようなときは、指定避難所の駐在員が炊き出しの責任者を兼ねてあたるものとする。
- (4) 被災者へ食料等を供給する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努めるものとする。

当町における炊き出し可能施設は別表に掲げるとおりである。

### 4 主食料の一般的確保

被災者及び災害応急対策従事者に対する炊き出し及び食品の給与のために必要な米穀は、原則として町本部において、町内の米穀販売業者等から米穀を購入する。

### 5 主食料の緊急確保

町本部は、本項4の方法による米穀の確保が困難な場合は、県に供給要請を行い、県は炊き出し及び食品給与を行う必要があると認められる時は、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）、県民食料備蓄事業実施要綱及び災害時に対応する精米の供給等の協力に関する協定（以下「精米供給協定」という。）、災害時に対応する玄米の備蓄・供給に関する協定に基づき取扱うものとする。

### 6 応援の要請

当町において炊き出し等食品の供給ができないときは、県に次の事項を明示し、応援の要請をする。なお、緊急を要する場合にあっては、直接に近隣市町に応援の要請をする。

#### (1) 炊き出しの要請

炊き出し食数（人数）、炊き出し期間、炊き出し品送付先、その他必要な事項

#### (2) 物資の確保

所要物資の種別、数量、物資の送付先及び期日、その他必要な事項

## 7 食品衛生

町本部は、炊き出しにあたっては、常に食品の衛生に心掛け、特に次の点に留意する。

- (1) 炊き出し施設には飲料水を十分供給すること。
- (2) 供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し備え付けること。
- (3) 炊き出し場所には、手洗い設備及び器具類の消毒ができる設備を設けること。
- (4) 供給食品は、防ハエ、その他衛生害虫駆除等について十分留意すること。
- (5) 使用原材料は、衛生管理が十分行われている業者から仕入を行い、保管にも注意すること。
- (6) 炊き出し施設は、別表に定める施設を利用するほか、これらが得がたい場合は、湿地、排水の悪い場所、じんあい汚物処理場等から遠ざかった場所を選定して設けること。
- (7) 炊き出しに携わる者は、皮膚、手指に化膿創のある者、下痢をしている者等は避け、できる限り要員を固定化すること。また、炊き出しに携わった者を明確にしておくこと。
- (8) 腹痛、下痢、嘔吐、発熱等の発症者があった場合には、直ちに県に連絡するとともに、医師の手配を行うこと。
- (9) 食料品の救援物資を受けた場合は、その出所、日時を明確に把握するとともに食品の品質低下を避ける措置をとること。

## 8 災害救助法の適用等

災害救助法が適用された場合の炊き出し及び食品給与の対象者、期間、経費等については、岐阜県災害救助法施行細則等による。

資料編 (p. 資-55) ・ 岐阜県災害救助法施行細則 (別表第1・第2)

## 9 その他

町本部は、各炊き出し場所に責任者を配置し、その状況を毎日「救助日報」(様式集・様式31号)に整理するほか、次の諸記録を作成し、整備保管する。

- (1) 救助実施記録日計票 (様式集・様式6号)
- (2) 炊き出し給与状況 (様式集・様式32-1号)
- (3) 救助の種目別物資受払状況 (様式集・様式7号)
- (4) 炊き出し協力者、奉仕者名簿 (様式集・様式32-2号)

別表

炊き出し可能施設

施設名	所在地	炊き出し能力数(人)
役場庁舎	坂祝町取組46-18	300
学校給食センター	坂祝町酒倉1496	2,000
中央公民館	坂祝町黒岩1260-1	300
総合福祉会館サンライフさかほぎ	坂祝町黒岩153-1	300
東館	坂祝町酒倉770-8	300
西館	坂祝町深萱370-1	300
坂祝小学校	坂祝町取組35-2	250

坂 祝 中 学 校	坂祝町深萱146-1	250
-----------	------------	-----

## 第5項 給水活動

### 1 計画の方針

災害のため飲料水が枯渇し、あるいは汚染して飲料に適する水を得ることができない者に対する災害救助法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）その他による飲料水の供給は、本計画の定めるところによるものとする。

### 2 実施担当者

飲料水の供給は、町本部（水道環境部）が担当し、災害救助による給水は、町本部（福祉部）と町本部（水道環境部）が連絡を保って実施し、その他の場合の給水は、町本部（水道環境部）において直接実施する。ただし、町本部において実施できないときは、岐阜県水道災害相互応援協定等に基づき、県若しくは隣接市の災害対策本部が応援又は協力して実施する。

なお、災害救助法による給水については、県が実施する。

#### 応援要請に際し示すべき事項

- |   |
|---|
| ① 給水を必要とする人員<br>② 給水を必要とする期間及び給水量<br>③ 給水場所<br>④ 必要な給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別数量 |
|---|

資料編（p.資-40） ・ 岐阜県水道災害相互応援協定

### 3 給水の目安

- (1) 給水量：おおむね1人1日3リットル
- (2) 給水期間：飲料水の取得手段が平常状態に回復するまでの期間

### 4 給水の方法

(1) 飲料水の供給は、給水班を組織し、地上消火栓等適当な水源から町本部（水道環境部）所有のポリ容器、給水タンク車により輸送し配分する。

当町においては、1,500リットル1台、1,000リットル2台の給水タンクを保有しており、各指定避難所を給水場所として供給する。また、耐震性貯水槽についても活用する。

- (2) 水道水源が冠水等で汚染したと認められるときは、飲用に適することを確認の上供給する。
- (3) 家庭用井戸等を使用し、確保するようなどきにあっては、防疫その他衛生上浄水剤を投入し、あるいは交付して行い、飲用に適することを確認する。
- (4) 給水可能な配水管がある場合は、仮設配管を行い、臨時給水栓を設けて給水する。
- (5) 応急給水に当たっては、住民に対して給水場所、時間等を広報する。
- (6) プールや未使用の井戸水等には、可搬式緊急浄化装置を使用して生活用水として提供する。

資料編（p.資-7） ・ 給水用資機材等保有状況

## 5 給水順序

飲料水の供給に当たって、順位を設けて配分する必要があるときは、次の順序で行うものとする。

- (1) 指定避難所及び炊き出し場所
- (2) 診療所
- (3) 社会福祉施設
- (4) 断水地域の住民、施設

## 6 自衛隊の災害派遣による給水

町本部は、渇水又は災害等により飲料水の供給が不能となった場合に、他の施設からの応援によってもなお飲料水の確保ができないときは、本章第2節第4項「自衛隊災害派遣要請」に基づき自衛隊の災害派遣要請を県知事に要求する。

## 7 水道の対策

町本部（水道環境部）は、災害による水道事故に対処するため災害発生の危険性があるときは、水道技術管理者及び各要員を待機させるとともに資材の整備に努め、事故が発生したときは次の方法でその対策を講ずるものとする。

- (1) 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。
- (2) 施設の損壊、漏水等を発見したときは、応急措置を講ずる。
- (3) 塩素滅菌による遊離残留塩素を1リットル当たり0.2ミリグラム以上に保持する。

## 8 災害救助法の適用等

災害救助法が適用された場合の対象者、給水量、期間、経費等については、岐阜県災害救助法施行細則等による。

資料編 (p. 資-55) ・ 岐阜県災害救助法施行細則 (別表第1・第2)
--

## 9 その他

町本部は、各給水場所に責任者を配置し、その状況を毎日「救助日報」（様式集・様式31号）に整理するほか、次の諸記録を作成し、整備保管する。

- (1) 救助実施記録日計票（様式集・様式6号）
- (2) 救助の種目別物資受払状況（様式集・様式7号）

# 第6項 生活必需品供給活動

## 1 方針

災害により、日常生活に欠くことのできない燃料、被服、寝具その他生活必需品（以下「生活必需品」という。）を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対する燃料、被服、寝具等の給与又は貸与は次によるものとする。

## 2 給付品目

被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

- (1) 寝具（毛布、布団等）
- (2) 衣料品（作業衣、婦人服、子供服等）

- (3) 肌着（シャツ、ズボン下等）
- (4) 身の回り品（タオル、手拭、地下足袋、靴下、靴・サンダル等）
- (5) 炊事器具（鍋、炊飯器、包丁等）
- (6) 食器（茶わん、皿、はし等）
- (7) 日用雑貨（石けん、歯ブラシ、歯ミガキ粉等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ローソク、固型燃料、木炭等）
- (9) その他生活必需品

### 3 物資の確保

#### (1) 備蓄品の放出

当町においては、防災備蓄倉庫内に毛布等の備蓄を行っており、災害初期には備蓄品の放出を行う。備蓄の状況は資料編に掲げるとおりである。

資料編 (p. 資-5) ・ 防災用資機材、物資等備蓄状況
-------------------------------

#### (2) 町内業者等からの調達

町内の小売業者、商工会等に協力を依頼し、生活必需品等の供給を行うものとする。

#### (3) その他留意事項

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

### 4 物資の輸送

町本部は、生活必需品の調達及び輸送を行う。なお、町内において、対応が不能になったときは、県に協力を求めるものとする。また、災害救助法が適用された場合は、これらの物資の確保及び輸送は県が行う。

なお、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努めるものとする。

### 5 物資の割当

物資の割当は、町本部が次の方法で行う。

#### (1) 割当台帳の作成

「救助用物資割当台帳」（様式集・様式23号）により、全壊世帯と半壊世帯（床上浸水世帯を含む。）に区分して作成する。

#### (2) 注意事項

物資の割当は、次の事項に注意して行うものとする。

ア 世帯人員は、「り災者台帳」に記載された人員で、災害発生の日における構成人員によること。ただし、給貸与するまでにすでに死亡した者又は死亡したと推定される者はのぞかれること。

イ 世帯の全員が災害救助法適用外市町村に転出したときは、除かれること。

ウ 災害発生後出生した者がいるときは、県に連絡したうえで割り当てること。

エ 性別、年齢等により区分のある物資は実情に適して割り当てること。

## 6 物資の保管

町本部は物資の引継ぎを受けてから配分するまでの間は保管に留意し、保管場所の選定、加茂警察署に対する警備の要請等十分な配慮をする。なお、被災者に対して物資を支給した後の残余物資については（通常の場合、残余物資の生ずるように輸送される。）、町本部において厳重に保管し、県の指示によって処置（返還）する。

### (1) 地域内輸送拠点の設置

災害発生時に緊急物資を迅速に指定避難所まで届ける手段として、次の施設に地域内輸送拠点を設置する。地域内輸送拠点施設については、道路の混乱を避け、被災地内の指定避難所等へ緊急物資を配送するための中継拠点としての役割を果たし、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの期間に限定して活用する。また、取り扱い物資については、食料、医薬品、生活必需物資等の被災者支援のために緊急に必要とされる物資とする。

地域内輸送拠点施設

施設名	所在地	床面積	連絡先	他用途	施設管理団体名
スポーツドーム	坂祝町黒岩1260-1	1,647m <sup>2</sup>	0574-26-7151	屋根付きグラウンド	坂祝町教育委員会

### (2) 地域内輸送拠点の業務

- ア 一時集積及び分類
- イ 指定避難所等の物資需要情報の集約
- ウ 配送先別の仕分け
- エ 小型車両への積み替え、発送

## 7 災害救助法の適用等

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、岐阜県災害救助法施行細則等による。

資料編 (p.資-55) ・岐阜県災害救助法施行細則 (別表第1・第2)

## 8 その他

町本部は、物資支給についての責任者を配置し、物資の保管及び配分の状況を毎日「救助日報」（様式集・様式31号）に整理するほか、次の諸記録を作成し、整備保管する。

- (1) 救助実施記録日計票（様式集・様式6号）
- (2) 救助の種目別物資受払状況（様式集・様式7号）

## 9 生活保護法による被服等の支給

災害救助法が適用されない災害の被災者のうち生活保護世帯に対しては、中濃振興局長がその必要を認めた場合生活保護法により次の物資を支給する。

- (1) 被服及び寝具の支給
  - 基準の範囲内において支給する。
- (2) 家具、什器の支給
  - 基準の範囲内において炊事用具、食器等を支給する。

## 第7項 要配慮者・避難行動要支援者対策

### 1 方針

災害発生時、避難行動要支援者は身体面又は情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、その後の避難生活においても不自由を強いられることから、個別かつ専門的な救援体制を整備することが必要である。このため、避難行動要支援者に対しては、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等様々な場面においてきめ細やかな施策を行う。

### 2 在宅の避難行動要支援者対策

町本部（福祉部）は、避難行動要支援者の対策を発災直後より、時間経過に沿って各段階におけるニーズに合わせて、的確に対策を講じるものとする。

(1) 現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、町本部（福祉部）は、関係機関及び自主防災組織の協力を得て直ちに、避難行動要支援者名簿やマップ等を利用するなどして、居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見に努めるものとする。

また、避難行動要支援者名簿の提供について、本人の同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供し、避難等迅速な対応に努めるものとする。

(2) 避難行動要支援者を発見した場合は、①指定避難所への移動、②施設緊急入所等の緊急措置、③居宅での生活が可能な場合には在宅保健福祉サービスのニーズの把握等を実施する。

(3) 住民は、地域の避難行動要支援者の避難誘導について、自主防災組織の避難行動要支援者班を中心に地域ぐるみで協力支援する。

(4) 指定避難所に移動した避難行動要支援者については、発災直後においては、町本部は、県、国を通じた応援職員等の協力を得つつ、遅くとも発災1週間後を目途に組織的・継続的な避難行動要支援者特有の保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。このため、災害発生後2～3日目より、福祉避難所を中心とするすべての指定避難所を対象として、避難行動要支援者の把握調査を開始する。

### 3 要保護児童の措置

町本部（こども部）は、災害地域において保育に欠ける児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条でいう児童をいう。以下本節で同じ。）があるとき又は保護者を死亡等により失った児童があるときは、速やかに次により保護する。

(1) 保育に欠ける児童があるときは、保育園に入所させ保育する。ただし、保育園を設置しない地域にあっては、臨時保育園を開設して保育する。

(2) 保護者を失った児童があるときは、当該地域を所管するこども相談センターに連絡して収容施設に収容保護する。

### 4 社会福祉施設の対策

社会福祉施設の設置者、管理者においては、要配慮者を災害から守るため、次のような対策を講じる。

(1) 入所者の保護

ア 迅速な避難

あらかじめ定めた避難計画に従い、速やかに入所者の安全を確保する。避難にあたっては、



できる限り施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。

イ 臨時休園等の措置

(ア) 保育所にあつては、保育を継続することにより乳児、幼児の安全の確保が困難な場合は、臨時休園とし、乳児、幼児を直接保護者へ引渡す等必要な措置をとる。

(イ) 児童館、児童センター、知的障害者通所更生施設等の通所施設についても、保育所に準じた措置をとる。

(ウ) その他の社会福祉施設にあつては、入所者を一時安全な場所で保護し、実情に応じた措置をとる。

ウ 負傷者等の救出、応急手当等

入所者が被災した場合は、負傷者等の救出、応急手当等必要な措置をとるとともに、必要に応じ消防機関の応援を要請する。また、医療その他の救助を必要とする場合は、町、県に連絡又は要請する。

エ 施設及び設備の確保

被災した施設及び設備については、県、町等の協力を得つつ施設機能の回復を図り、また、入所可能な場所を応急に確保する。

オ 施設職員等の確保

災害により職員に事故があり、又は入所者数の増加によって職員等のマンパワーが不足するときは、不足の程度等を把握し、町、県に連絡しその応援を要請する。

カ 食料や生活必需物資の確保

入所施設においては、食料や生活必需物資に不足が生じた場合、買い出し等により速やかに確保し、入所者の日常生活の確保を図るものとする。確保できないときは、不足する物資の内容や程度について町、県に連絡しその支援を要請する。

キ 健康管理、メンタルケア

入所者をはじめ職員等の健康管理（特にメンタルケア）に、十分配慮する。

(2) 被災者の受入れ（二次指定避難所）

被災を免れた施設又は被災地に隣接する地域の指定避難所等においては、入所者の処遇を確保した後、余裕スペース等を活用して、一定程度の被災者の受入れを行う。

なお、余裕スペース等の活用による被災者の受入れについては、要介護者等援護の必要性の高い者を優先する。

5 外国人対策

(1) 通訳の実施

町本部は、坂祝町定住外国人自立支援センター職員によるポルトガル語の通訳を実施する。なお、その他の言語通訳等については、ボランティアセンターを通じて財団法人岐阜県国際交流センター等に通訳ボランティアの応援を依頼する。

(2) 町本部及び県は、テレビ・ラジオ等の外国語放送による正確な情報を伝達するなど、外国人に対し、指定避難所や物資支給等の必要な情報が欠如、混乱することがないように努めるものとする。

6 避難行動要支援者の安否確認の実施

町本部は、安否未確認の避難行動要支援者がいる場合に、避難行動要支援者名簿を活用し、在宅

避難者等の安否確認を進めるものとする。

## 第8項 帰宅困難者対策

### 1 方針

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で、多くの人々が長距離間を移動しており、大規模災害が発生した場合、自力で帰宅することが極めて困難となる人々が多数発生することが想定される。

このため、災害発生時の安否確認の支援、被害情報の伝達、指定避難所の提供、帰宅のための支援等帰宅困難者に対する支援体制を速やかに構築する。

### 2 住民、民間事業者等の啓発

町本部及び県は、公共交通機関が運行を停止、あるいは土砂災害等により道路が封鎖され、帰宅困難者が大量に発生する場合は、「むやみに移動を開始しない」とう基本原則の広報により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞り場所の確保などの帰宅困難者等への支援を行う。また、各種手段により、家族との連絡手段の確保、民間事業者等の責務等、必要な啓発に努めるものとする。

### 3 指定避難所対策、救援対策

町本部は、帰宅途中で救援が必要になった人、指定避難所への収容が必要になった人への救助対策、指定避難所対策を図るものとする。

### 4 徒歩帰宅困難者への情報提供

町本部及び県は、民間事業者等、放送事業者、防災関係機関等との情報収集により、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。

## 第9項 応急住宅対策

### 1 方針

災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、又は土石、竹木等の流入により住むことが不可能な場合、被災者を収容するために住宅を仮設し、また住宅のき損等に対し自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度の応急修繕又は障害物を除去するため、迅速に必要な措置を行う。

ただし、災害発生直後における住宅の対策については、本節第3項「避難対策」の定める指定避難所の開設によるものとする。

### 2 住宅確保等の種別

住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は次の種類及び順位によるものとする。

対 策 種 別		内 容	
住 宅 の 確 保	1 自 力 確 保	(1) 自費建設	被災世帯が自力（自費）で建設する。
		(2) 既存建物の改造	被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3) 借 用	親せきその他一般の借家、貸間、アパート等を借りる。
	2 施 設 入 所	(1) 公営住宅入居	既存公営住宅への特定入居、または目的外使用
		(2) 社会福祉施設への入所	老人ホーム、児童福祉施設等、県、町又は社会福祉法人の経営する施設への優先入所
	3 融 資	災害復興住宅建設補修資金	自費で建設するには資金が不足する者に対して独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
		一般個人住宅災害特別貸付	
		地すべり関連住宅貸付	
	4 住 宅 建 設	(1) 災害公営住宅の建設	大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。
		(2) 一般公営住宅の建設	一般の公営住宅を建設する。
5	災害救助法による仮設住宅の供与	生活能力が低い世帯のため町が仮設の住宅を建設する。	
住 宅 の 修 繕	1	自費修繕	被災者が自力（自費）で修繕をする。
	2 資 金 融 資	(1) 国庫資金融資	自費で修繕するには資金が不足する者に独立行政法人住宅金融支援機構が融資（災害復興住宅建設融資）して補修する。
		(2) その他公費融資	生活困窮世帯に対して社会福祉協議会及び県が融資して改築あるいは補修する。
	3	災害救助法による応急修理	生活能力の低い世帯のために町が応急的に修繕する。
	4	生活保護法による家屋修理	保護世帯に対し、生活保護法で修理する。
障 害 物 の 除 去 等	1	自費除去	被災者が自力（自費）で除去する。
	2	除去費等の融資	自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。
	3	災害救助法による除去	生活能力の低い世帯のために町が除去する。
	4	生活保護法による除去	保護世帯に対し、土砂等の除去又は屋根の雪下ろしを生活保護法で行う。

- (注) 1 対策順位は、その種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので適宜実情に即して順位を変更する必要がある。
- 2 住宅の確保のうち4及び5の建設は、住家の全焼、全流失及び全壊した世帯を対象としたものである。
- 3 障害物の除去等とは、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいうものである。

### 3 実施体制

- (1) 応急仮設住宅の供与、住宅の応急修繕及び障害物の除去等は、原則として町長が行う。災害救助法が適用された場合においても県知事から委任されたとき、又は県知事による救助のいとまがないときは、町長が行うものとする。
- (2) 町本部及び県は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修繕について、業界団体に協力を求めて実施する。応急仮設住宅を建設して確保することが困難な場合は、関係団体に協力を求め、民間賃貸住宅を借り上げて提供する。また、災害発生時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空家等の把握に努め、必要時に迅速にあっせんできるように準備する。
- (3) 町本部は、自ら応急仮設住宅の供与、住宅の応急修繕及び障害物の除去をすることが困難な場

合は、他市町村又は県の応援を得て実施する。

#### 4 住宅対策等の調査報告

町本部（産業建設部、福祉部）は、その他関係各部と協力して、次の方法により総合及び各種対策を確立する。

##### (1) 住宅復興方針の決定

住宅復興及び住宅に関する応急対策の基本方針は、総合的な災害復興計画の中で審議する必要があるため、町の本部員会議に諮って決定するものとする。

##### (2) 希望調査

被災者に対し住宅に関する諸制度及びその内容を徹底するため、町本部（産業建設部）は町本部（福祉部）と協力して住宅対策の種別及びその概略を伝える説明会を開催し、あるいは必要に応じて相談所を開設するとともに各制度別の希望世帯をとりまとめるものとする。

ア 公営住宅入居希望者

イ 住宅金融支援機構資金借入希望者

ウ 生活融資資金借入希望者

エ 母子福祉資金借入希望者

オ 寡婦福祉資金借入希望者

カ 社会福祉施設入居希望者

キ 仮設住居入居対象者

ク 住宅応急修理対象者

ケ 障害物除去対象者

##### (3) 調査の留意点

調査に当たっては、次の点に留意をして行うものとする。

ア 制度種別が極めて多くかつその内容がそれぞれ相当に異なるので、被災者に対して十分にその内容を徹底する必要があること。

イ 建設あるいは融資等の時期が異なるため、本調査後相当の変更希望が想定されるが、直ちに着手する災害救助法による制度については、特に正確を期するように努めること。

ウ 各制度別重複計上を避けることにこだわり、本人の第1希望のみによって計上することなく、その世帯条件等も十分考慮して適切な種別を希望できるよう指導すること。

エ 各制度種別のうち次の制度間については、重複して差し支えないこと。

(ア) 応急仮設住宅と各種公営住宅

(イ) 応急仮設住宅と各種資金融資

(ウ) 住宅の応急修理と各種資金融資

(エ) 障害物の除去と各種資金融資

(オ) 各制度別の調査方法は、本計画及び県計画一般対策計画第3章第24節「応急住宅対策」の定めるところによること。

##### (4) 仮設住宅建設予定世帯等の選定

町本部（福祉部）は、仮設住宅の建設及び住宅の応急修理並びに障害物の除去を希望する世帯をとりまとめ、該当地域の民生児童委員及び自治会長の意見を参考にして、その予定者を選定し順位を決めるものとする。

(5) 対策の決定

住宅対策のうち特に次の対策は、本部員会議に諮って決定するものとするが、災害復興住宅建設補修資金の債務保証については、町議会の議決を得るものとする。

- ア 総合住宅対策の確立
- イ 応急仮設住宅建設予定世帯の選定
- ウ 住宅応急修理予定世帯の選定
- エ 障害物除去予定世帯の選定
- オ 公営住宅及び仮設住宅建設予定地の選定
- カ 災害復興住宅建設補修資金の債務保証の可否

5 応急仮設住宅の建設及び入居

町本部は、災害のため、住家が滅失したり、被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図るものとする。応急仮設住宅の建設及び入居等については、岐阜県災害救助法施行細則等に定めるところによるほか、次の方法によるものとする。

(1) 実施者

応急仮設住宅の建設は、町本部が直接又は建設業者に請負わせて実施する。ただし、町本部において実施できないときは、次の方法により、県に仮設住宅建設の応援を要請する。

- ア 応急仮設住宅建設の予定場所を選定する。
- イ 敷地の選定に当たっては、災害に対する安全性に配慮しつつ、できる限り集団的に建築できる公共地等から優先して選ぶ。
- ウ 選定した敷地については、契約期間3箇月以上の土地貸借契約書又は貸与承諾書を作成又は徴して保管する。

(2) 対象者及び入居予定者の選定

町本部は、次の各条件に適合する対象者のうちから入居予定者を選定する。

- ア 住家が全失（全焼、全壊又は流失）した世帯であること。
- イ 居住する仮住宅がなく又は借家等の借上げもできない世帯であること。
- ウ 生活程度が低く、自己の資力では、住宅を確保することができない世帯であること。

選定に当たっては、民生児童委員その他関係者の意見を聴き生活能力が低く、かつ、住宅に必要度の高い世帯から順次建設戸数の範囲内において選定するものとし、高齢者、障がい者の優先的入居に配慮する。なお、必要に応じて適宜補欠も選定しておくものとする。

(3) 建設期間の延長

災害発生の日から20日以内に着工できないときは、県にその理由を付して厚生労働大臣あて着工期間延長の協議をし、その同意を得て必要最少限度の期間を延長する。申請に当たっては次の事項を明示して行うものとする。

- ア 延長を要する期間
- イ 期間の延長を要する地域
- ウ 期間の延長を要する理由
- エ 期間の延長を要する地域ごとの設置戸数
- オ その他

(4) 建設資材及び用地の確保

ア 建設資材

建設のための資材は、原則として請負業者が確保するが、災害時における混乱等により確保することができないときは、県が確保についてのあっせんを行い又は確保して資材を供給する。

イ 用地

町本部は、応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性を配慮しつつ、あらかじめ建設可能な用地を把握しておくものとする。

(5) 応急仮設住宅の管理

ア 家賃及び維持管理

(ア) 家賃は、無料とする。

(イ) 維持補修は、入居者において負担する。

(ウ) 地料を必要とするときは、入居者の負担とする。

(エ) 維持補修に当たって原形が変更される場合は、町に届出て実施する。町長は、承認に当たっては県の意見に従って承認する。

イ 入居台帳の作成

町本部は、入居予定者が仮設住宅に入居したときは「応急仮設住宅入居者台帳」（様式集・様式33-1号）を作成し、入居誓約書とともに整備保管しておくものとする。

ウ 供与期間その他

町本部は、被災者を仮設住宅へ入居させるに当たって、仮設住宅の趣旨をよく説明し、「災害救助法による応急仮設住宅入居誓約書」（様式集・様式33-2号）を徴する。

(6) その他

町本部は、応急仮設住宅の建設及び入居に関し、次の諸記録を作成し、警備を要する施設で保管する。

ア 応急仮設住宅入居者台帳（様式集・様式33-1号）及び災害救助法による応急仮設住宅入居誓約書（様式集・様式33-2号）

イ 入居該当者選考関係書類

ウ 建設請負契約関係書類及び敷地貸借契約関係書類

エ 救助実施記録日計票（様式集・様式6号）

オ 救助の種目別物資受払状況（様式集・様式7号）

資料編（p.資-55） ・ 岐阜県災害救助法施行細則（別表第1・第2）
-------------------------------------

6 応急仮設住宅（みなし仮設を含む）の運営管理

町本部は、各応急仮設住宅の適切な運営を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、孤独死、餓死等を防止するためのアフターケアのために入居者情報の目的外使用及び第三者提供について、事前に同意をとるなど、配慮する。

また、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるように配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

## 7 避難行動要支援者への配慮

町本部は、応急仮設住宅への入居については、避難行動要支援者に十分配慮した応急仮設住宅の設置等に努めるほか、優先的に実施するものとし、住宅建設に関する情報の提供についても十分配慮する。

## 8 住宅の応急修理

町本部は、災害のため住家が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、岐阜県災害救助法施行細則に定めるところによるほか、次の方法により住宅の応急修理を行うものとする。

### (1) 実施者

住宅の応急修理は、町本部（産業建設部）が行うものとする。

### (2) 修理対象世帯の選定

町本部は、次の各条件に適合する対象者のうちから修理予定者を選定する。

ア 住家が半失（半焼又は半壊又は半流失）し、そのままでは当面の日常生活を営むことのできない世帯であること。

イ 生活程度が低く自己の資力では、住宅の応急修理を行うことができない世帯であること。選定に当たっては、民生児童委員その他関係者の意見を聴き、生活機能が低く、かつ、住宅の必要度の高い世帯から順次修理戸数の範囲内において選定する。なお、必要に応じ適宜補欠世帯も選定しておくものとする。

(注) 住宅の修理については、借家は家主が、社宅、寮については会社が、公舎、公営住宅については設置主体が行うものとするが、借家等で家主に修理能力がなく、かつ、借家人にも修理能力がないような場合は本救助の対象とする。

### (3) 修理期間の延長

災害発生の日から1箇月以内に修理することができないと認められたときは、町本部は、県に期間延長を要請し、県は厚生労働大臣に期間延長の協議をし、その同意を得て必要最少限度の期間を延長する。期間延長の申請に当たっては、次の事項を明記して行うものとする。

ア 延長を要する期間

イ 期間の延長を要する地域

ウ 期間の延長を要する理由

エ 期間延長を要する地域の応急修理戸数

オ その他

### (4) 修理資材の確保

住宅修理のために必要な資材は、原則として修理を請け負った業者が確保するが、災害時における混乱等により業者において確保することができないときは、町本部は、県に要請し、県において、その確保についてのあっせんを行い又は確保して資材を供給する。

### (5) その他

住宅の応急修理に関し、次の帳簿類を作成し、整備保管しておくものとする。

ア 住宅応急修理該当世帯調（様式集・様式34-1号）

イ 住宅応急修理記録簿（様式集・様式34-2号）

ウ 修理請負契約関係書類

- エ 住宅応急修理該当者選考関係書類
- オ 救助実施記録日計票（様式集・様式6号）
- カ 救助の種目別物資受払状況（様式集・様式7号）

資料編（p.資-55） ・ 岐阜県災害救助法施行細則（別表第1・第2）

## 9 障害物の除去

町本部は、災害により住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を受けている世帯に対して、岐阜県災害救助法施行細則に定めるところによるほか、次の方法で障害物の除去を行うものとする。

### (1) 実施者

障害物の除去は、町本部が奉仕労力又は賃金職員等を雇い上げ、機械器具を借り上げて直接実施し又は土木業者に請け負わせて実施する。ただし、町本部において実施できないときは、次の方法により応援を得て実施する。

ア 町本部は、県に障害物除去の応援を要請する。ただし、緊急を要する場合等にあつては相互応援協定に基づき、隣接市の災害対策本部に直接応援の要請をする。

イ 県は、応援の要請を受けた場合、管内の隣接する市本部に応援の連絡調整をし、又は県において直接実施（業務請負を含む。）する。

ウ 応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- (ア) 応援を要する地域（作業場所）
- (イ) 障害物の除去を要する戸数及び状況
- (ウ) 応援を求める内訳（人員、機械、器具）
- (エ) 応援を求める期間
- (オ) その他

### (2) 除去対象世帯の選定

町本部は、次の各条件に適合する対象者のうちから除去予定世帯を選定する。

ア 住家が半壊又は床上浸水の被害を受け、土石、竹木等が住家又はその周辺に運ばれ日常生活に著しい障害を示している世帯であること。

イ 生活程度が低く自己の資力では、障害物を除去することのできない世帯であること。

ウ 老人世帯、母子世帯あるいは寡婦世帯等で自力で除去することができない世帯であること。

対象世帯の選定に当たっては、民生児童委員その他関係機関の意見を聴き、能力が低く、かつ、除去すべき障害物の条件の悪い世帯から順次除去対象数の範囲内において選定する。なお、必要に応じ、適宜補欠世帯も選定しておくものとする。

### (3) 除去する基準等

障害物の除去の実施は、居室、便所、炊事場等について、賃金職員等の雇い上げ、機械器具の借り上げ、除去のため輸送等被害の条件に適した方法によって行うものとするが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による清掃との関係を考慮し、本節第16項「清掃活動」に準じて実施する。

### (4) 除去する期間の延長

災害発生の日から10日以内に除去することができないと認められるときは、町本部は期間内に



県に期間延長を要請する。県は、要請を受けその必要を認めるときは厚生労働大臣に期間延長の申請をし、その承認を受けて必要最少限度の期間を延長する。期間延長の協議、同意に当たっては次の事項を明示して行うものとする。

- ア 延長を要する期間
- イ 期間の延長を要する地域
- ウ 期間の延長を要する理由
- エ 期間の延長を要する地域ごとの戸数
- オ その他

(5) その他

町本部は、障害物の除去を実施したときは、その状況を毎日「救助日報」（様式集・様式31号）に整理するほか、次の諸記録を作成し、整備保管しておくものとする。

- ア 障害物除去該当世帯調（様式集・様式35-1号）
- イ 障害物除去記録簿（様式集・様式35-2号）
- ウ 除去工事その他関係書類
- エ 障害物除去対象世帯選考関係書類
- オ 救助実施記録日計票（様式集・様式6号）
- カ 救助の種目別物資受払状況（様式集・様式7号）

資料編（p.資-55） ・ 岐阜県災害救助法施行細則（別表第1・第2）

## 10 低所得世帯に対する住宅融資

町及び県は、低所得世帯、母子世帯あるいは寡婦世帯で、災害により住宅を失い又は破損等のため居住することができなくなったもので、住宅を補修し又は被災を免れた非住家を改造する等のため、資金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資する。

- ア 生活福祉資金の災害援護資金
- イ 母子福祉資金の住宅資金
- ウ 寡婦福祉資金の住宅資金
- エ 災害援護資金の貸付

各資金の貸付条件等は、本編第3章第4節「被災者の生活確保」の定めるところによるものとする。

## 11 生活保護法による家屋修理

町及び県は、災害救助法が適用されない災害時で、生活保護世帯が被災した場合は、生活保護法により、次の方法で家屋の修理をする。

(1) 家屋修理費等

国が定める基準額の範囲内において必要最少限度の家屋の補修又は畳、建具、水道、配電設備その他現に居住する家屋の従属物の修理

(2) 土砂等の除去費

家屋修理費の一環として(1)による基準の範囲内において土砂、<sup>き</sup>毀物等の除去に要する器材の借料及び人夫賃等

## 12 社会福祉施設への入所

町本部は、災害により住宅を失い又は破損等により居住することのできなくなった者のうち、避難行動要支援者等で社会福祉施設に入所させることが適当な者については、必要性の高い者から入所させるものとする。また、被災者の避難状況等をかんがみ、他県等区域外の社会福祉施設への入所が必要であると判断した場合は、関係機関と連携して速やかに入所させるものとする。

## 第10項 医療・救護活動

### 1 方針

大規模な災害が発生すると、医療機関自身が被災し、医療活動能力を喪失する可能性があり、また、医療機関は被災しなかった場合でも、ライフライン（水道、電気、ガス等）が途絶すると、高度な医療行為の実施は難しくなり、その機能は麻痺してしまうおそれがある。

大規模な災害の発生により、数多くの負傷者、被災者等へ医療を提供するため、災害医療・救護体制を確立する。

### 2 医療救護活動

医療救護活動は、別図に掲げる体制をとり、次により実施する。

#### (1) 医療救護班の編成

町本部は、救護所を設置し、加茂医師会等の協力を得て医療救護班を編成し、災害の程度に即した救護活動を行う。

医療救護班の編成基準は、次のとおりである。

#### 医療救護班の編成基準

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・医師（1名）</li><li>・薬剤師（1名）</li><li>・看護師、助産師又は保健師（2名）</li><li>・事務職員（1名）</li></ul> <p>（注） 運転士については必要に応じ編成に加える。</p> |
|--|

#### (2) 医療救護対象者

医療救護活動は、次の者を対象者として実施する。

##### ア 医療救助

（ア） 医療を必要とする負傷又は疾病の状態にあるにもかかわらず災害のため医療の途を失った者

（イ） 災害時における異常なストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者については、医学的配慮のうえからこれを医療救護の対象とする。

##### イ 助産救助

災害発生時（災害発生前後7日以内）に分べんした者で災害のため助産の途を失った者（死産・流産を含むものとする。）

#### (3) 他関係機関への応援要請

ア 災害の程度により必要と認めるときは、県及びその他関係機関に協力を要請する。

イ 災害救助法が適用された後に医療救護の必要があると認めるときには、県に対し、迅速、的確な医療について要請を行う。

(4) 医療救護活動の原則

医療救護班による活動は、原則として救護所において行うものとし、救護活動を出動させる時間的余裕のない事情があるときは、病院又は診療所において実施できるものとする。

(5) 重傷者等の搬送方法

ア 重傷者等の後方医療機関への搬送は、可茂消防の協力を得て実施する。

ただし、可茂消防の救急車両が確保できない場合は、町及び医療救護班で確保した車両により搬送する。

イ 道路の損壊等の場合又は遠隔地への搬送については、県又は自衛隊のヘリコプターにより実施する。

(6) トリアージの実施

医療救護活動の実施にあたっては、必要に応じトリアージを実施し、効率的な活動に努めるものとする。

(7) 災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣要請

町本部は、必要に応じて医療関係機関又は国非常本部等に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請する。

(8) 後方医療活動の要請

ア 広域後方医療活動の要請

町本部は、必要に応じて広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構）に区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。

イ 広域搬送拠点の確保、運用

町及び県は、広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保、運営するとともに、町内の医療機関から広域搬送拠点までの重症者等の輸送を実施する。

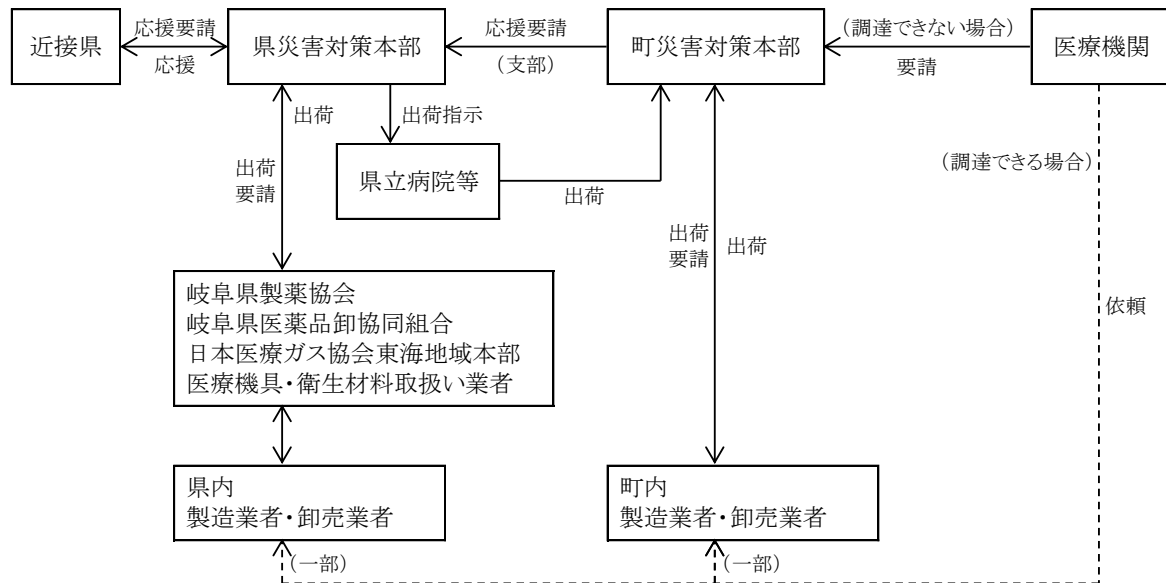
### 3 医薬品等の確保

(1) 町本部、県及び岐阜県赤十字血液センターは、関係機関との連携を図り、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料、医療機器及び血液の確保を図るものとする。

(2) 医薬品等の調達の要請を受けた場合は、病院、医薬品等卸売業者、医薬品等製造業者等と連絡をとり、医薬品等を確保する。

(3) 医薬品等の調達が困難なときには、「災害時における医療救護活動に必要な医薬品の供給等に関する協定書」に基づき県に調達を要請する。

医薬品等確保系統図



#### 4 災害救助法の適用等

災害救助法が適用された場合の医療・救護活動の実施の範囲については、岐阜県災害救助法施行細則等による。

#### 5 その他

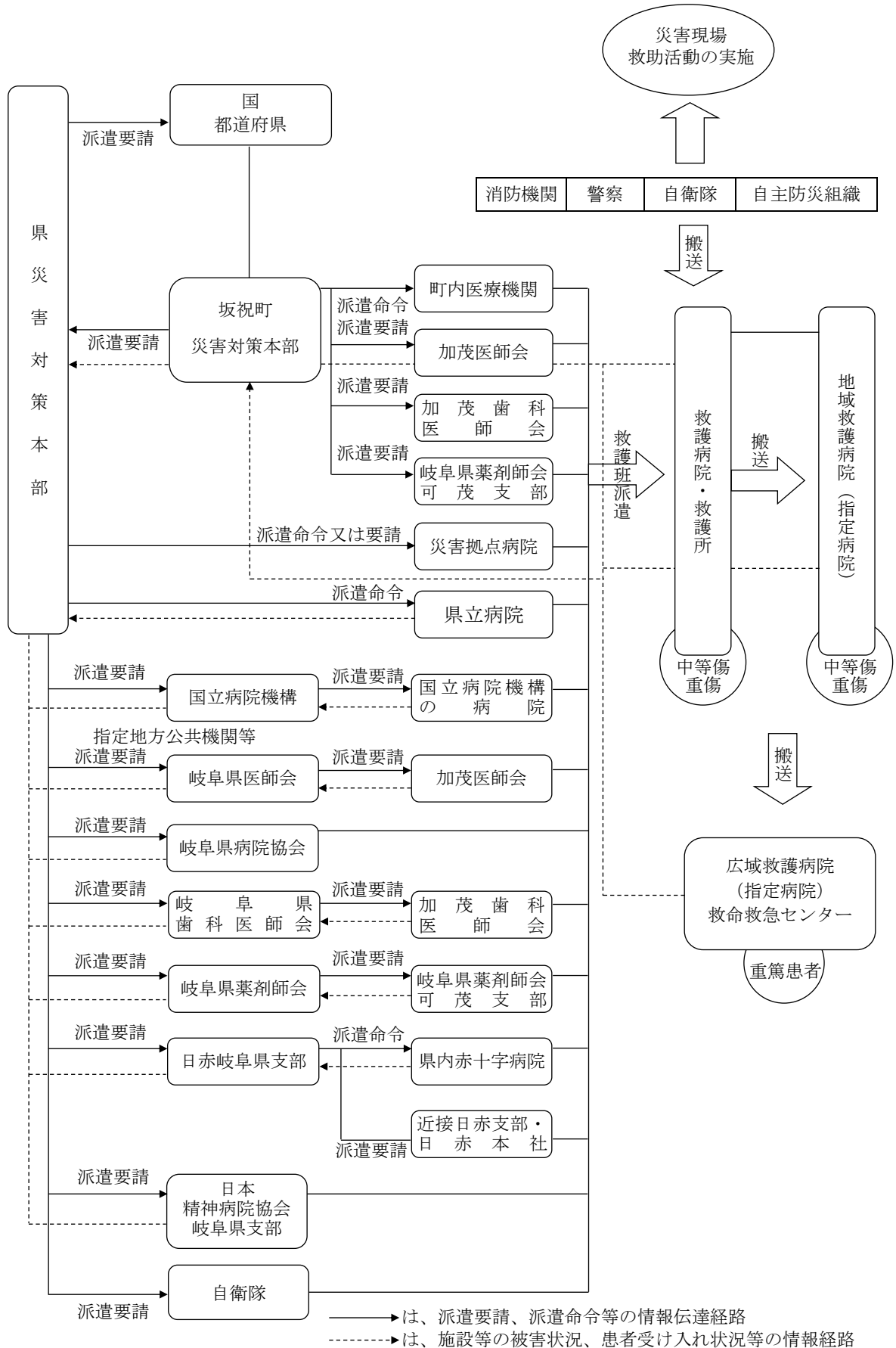
災害救助法による医療、助産救助を実施したときは次の諸記録を作成し、整備保管する。

- (1) 医療班出動編成表 (様式集・様式36-1号)
- (2) 医療救護活動報告書 (様式集・様式36-2号)
- (3) 医療班医薬品衛生材料使用記録 (様式集・様式36-3号)
- (4) 病院診療所医療実施状況 (様式集・様式37-1号)
- (5) 助産台帳 (様式集・様式37-2号)

資料編 (p. 資-55) ・岐阜県災害救助法施行細則 (別表第1・第2)

別図

医療救護活動体制図



## 第11項 救助活動

### 1 方針

町は、災害発生により生命、身体が危険な状態となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に収容するが、救助活動の実施が困難な場合、速やかに他機関に応援を要請する。

### 2 実施担当者

町における救出は、町本部（福祉部）が当たるものとするが、実施に当たっては総務部、産業建設部、可茂消防及び加茂警察署と連絡を密にし相互協力して行うものとする。ただし、町本部において実施できないときは、県若しくは隣接市の災害対策本部に応援を要請する。

### 3 救出の対象者

被災者の救出は、次の状態にある者に対して行う。なお、本救出は、災害にかかった原因の種別あるいは住家の被害とは関係なく必要に応じて実施する。

#### (1) 災害のため、次のような生命身体が危険な状態にある者

- ア 火災の際に火中に取り残されたような場合
- イ 水害の際に流出家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合
- ウ がけ崩れ等により生き埋めになったような場合

#### (2) 災害のため行方不明の状態にあり、かつ、諸般の情勢から生存していると推定され、又は生命があるかどうか明らかでない者

### 4 発見者の通報

救出を要する状態にある者を発見した者は、直ちに救出に当たるとともに独自で救出できない場合にあっては、町本部及び可茂消防又は加茂警察署に通報しなければならない。

### 5 救出の方法

#### (1) 町における救出作業は町本部（福祉部、消防部）及び可茂消防がその対策を立て、作業は消防部長（消防団長）又はその代理者が指揮する。

#### (2) 救出の具体的な方法は、災害条件によってそれぞれ異なるが、救出に必要な労力（活動組織）あるいは機械器具等の確保は、次によるものとする。

##### ア 活動組織等

救出作業は消防部員（消防職員及び消防団員）を動員して行うものとするが、不足するときはその場に居合わせる活動可能な者の協力を得るものとする。なお、さらに不足し、あるいは特殊技術を必要とする作業のため技術者を要する場合は、救出指揮者は町本部にその旨連絡し応援を得るものとする。連絡を受けた町本部は、職員あるいは奉仕団員を動員派遣し、若しくは技術者を動員（雇上げ）する。

##### イ 救出用資機材等

救出に必要な機械器具及び資材は、現地等において確保（借上げ）するが、確保できないときは、現地指揮者は町本部に連絡し総務部及び産業建設部と協議して確保する。

##### ウ 県防災ヘリコプターの要請

県防災ヘリコプターの要請は、本章第5節第3項「県防災ヘリコプター応援要請」による。

### 6 応援の要請

町本部（総務部）は、町において救出作業ができないとき、又は機械器具等の借入れができない

ときは、可茂消防に広域消防応援協定に基づく応援要請を依頼するか、県に内容を明示して応援等の要請をする。

## 7 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、岐阜県災害救助法施行細則等による。

## 8 その他

町本部は、救出に関し次の諸記録を作成し、整備保管する。

- (1) 救助実施記録日計票（様式集・様式6号）
- (2) り災者救出状況記録簿（様式集・様式38号）
- (3) 救助の種目別物資受払状況（様式集・様式7号）

資料編 (p.資-55) ・岐阜県災害救助法施行細則 (別表第1・第2)

# 第12項 遺体の搜索・取り扱い・埋葬

## 1 方針

災害時に死亡した者の遺体の搜索、見分、取り扱い、埋葬等を的確に実施するため、遺体搜索体制の確立、必要機器や遺体安置場の確保、他市町村、隣県等の協力による火葬の実施等迅速に必要な措置を行う。広域に被災した場合は、検視、検案体制を含め、広域調整を行う。

## 2 遺体の搜索

町本部は、加茂警察署、防災関係機関の協力を得て遺体の搜索を行い、発見したときは速やかに収容する。

### (1) 搜索の方法

- ア 町本部（福祉部）は遺体搜索の必要があるときは、消防部と協議してその対策を立て、その実施を消防部又は奉仕団に要請する。
- イ 搜索作業は、消防部長（消防団長）又はその代理者の指揮により実施する。なお、搜索作業の具体的な方法は災害条件等によってそれぞれに異なるが、本節第11項「救助活動」に定める方法によって行うものとする。

### (2) 応援の要請

- ア 町本部（福祉部）は災害条件あるいは遺体が他市町村へ流失したこと等により、町において遺体の搜索ができないときは、県に応援の要請をする。ただし、急を要する場合等で下流の市町に応援を求めることが適当なときは、直接市町に応援を要請する。
- イ 応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- (ア) 遺体が埋没し、あるいは漂着していると思われる場所
- (イ) 遺体数及び死亡者の氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、所持品等
- (ウ) 応援を求めたい人数、舟艇、器具等
- (エ) その他必要な事項

### (3) 災害救助法の適用等

災害救助法が適用された場合の遺体の搜索の基準は、岐阜県災害救助法施行細則等による。

(4) その他

町本部（福祉部）は、本救助を実施したときは、その状況を毎日「救助日報」（様式集・様式31号）に整理するほか、次の諸記録を作成し、整備保管しておくものとする。

- ア 遺体搜索状況記録簿（様式集・様式39-1号）
- イ 救助実施記録日計票（様式集・様式6号）
- ウ 救助の種目別物資受払状況（様式集・様式7号）
- エ 遺体搜索用機械器具修繕簿（様式集・様式39-2号）

### 3 遺体の取り扱い、収容等

(1) 遺体の取り扱い

町本部（福祉部）は、遺体を発見した場合は、速やかに加茂警察署長に連絡し、その見分、検視を待って、身元が判明している場合は、遺族等へ引き渡すものとする。

(2) 遺体の収容

町本部（福祉部）は、身元の判明していない遺体及び遺族等への引き渡しが困難な場合は、遺体の処理場所を借上げ（仮設）、次の措置をとるものとする。

- ア 遺体の識別のため、医療班により、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置をとり、必要に応じて撮影を行う。
- イ 寺院等の施設又は仮設安置所における遺体の一時安置を行う。
- ウ 町本部において実施できないときは、県に医療班の応援出動を求める等によって実施する。
- エ 町本部は、棺、骨つぼ、ドライアイス等の確保に努める。

(3) 遺体の検視、身元確認

町本部は、加茂警察署が実施する遺体の検視、身元確認等が効果的に行えるよう、県及び指定公共機関等と密接に連携する。

(4) 災害救助法の適用等

災害救助法が適用された場合の遺体処理の実施基準等は、岐阜県災害救助法施行細則等による。

(5) その他

町本部は、本救助を実施したときは、その状況を毎日「救助日報」（様式集・様式31号）に整理するほか、次の諸記録を作成し、整備保管しておくものとする。

- ア 遺体処理台帳（様式集・様式40号）
- イ 救助実施記録日計票（様式集・様式6号）
- ウ 救助の種目別物資受払状況（様式集・様式7号）

### 4 遺体の埋葬等

町本部（福祉部）は、災害の際死亡したもので町本部がその必要を認めた場合は、次の方法により応急的な埋葬（以下「埋葬」とは原則として火葬することをいう。）を行うものとする。

(1) 遺体の埋葬

町本部は、遺体を遺族へ引き渡し又は火葬に付し、骨つぼ若しくは骨箱を遺族に引き渡す。また、身元の判明しない遺体は、火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋収蔵する等必要な措置をとるものとする。

なお、埋葬の実施に当たっては、次の点に留意を要する。



- ア 事故死等による遺体については、加茂警察署から引継ぎを受けた後埋葬する。
- イ 身元不明の遺体については、加茂警察署その他関係機関に連絡しその調査に当たる。
- ウ 被災地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しないものの埋葬は、行旅死亡人としての取扱いによる。

(2) 広域調整

町本部及び県は、大規模な災害が発生し火葬場が破損し使用できない場合や、使用可能であっても火葬能力を大幅に上回る死亡者があった場合においては、岐阜県広域火葬計画に基づき、円滑な広域火葬を実施する。なお、この際の費用負担は、災害救助法の定めるところにより行う。

(3) 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合の遺体埋葬の実施基準等は、岐阜県災害救助法施行細則等による。

(4) その他

町本部（福祉部）は、埋葬救助を実施したときは、その状況を毎日「救助日報」（様式集・様式31号）に整理するほか、次の諸記録を作成し、整備保管しておくものとする。

- ア 埋葬台帳（様式集・様式41号）
- イ 救助実施記録日計票（様式集・様式6号）
- ウ 救助の種目別物資受払状況（様式集・様式7号）

資料編（p.資-55） ・ 岐阜県災害救助法施行細則（別表第1・第2）

5 遺体安置所の確保

町本部は、指定避難所として使用されている施設を除き、適当な場所に遺体安置所を設けるものとする。

6 応援協力

町本部は、自ら遺体の捜索、取り扱い、収容、埋葬の実施が困難な場合、他市町村又は県へ実施、若しくは実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。

## 第13項 防疫活動

1 方針

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により感染症等の疾病が発生しやすく、また蔓延する危険性も高いため、災害発生時における防疫措置は、臨時に多数の避難者を収容し衛生状態が悪化しやすい指定避難所をはじめとして、的確かつ迅速に実施することとする。

2 実施担当者

災害時における防疫の実施は、県が実施するもののほか、町本部（福祉部）が、県の指導、指示に基づき地域住民、可茂衛生施設利用組合等関係団体の協力を得て行うものとする。ただし、被害が甚大で町本部のみでは実施が不可能又は困難な場合は、県及び他市町村に応援の要請をする。

3 町の防疫活動

町本部（福祉部）は、次の防疫活動を行うものとする。

(1) 防疫用資機材の確保、便槽、家屋等の清潔及び消毒

防疫用資機材を確保し、便槽・家屋等の清潔方法及び消毒を行う。

〔清潔方法〕

- ・清潔方法の実施にあたっては、管内における道路溝きよ、公園等公共の場所を中心に行う。
- ・災害に伴う家屋並びにその周辺の清掃は、各個人が行うのを原則とし、災害地の状況に応じ、町長は、的確な指導及び指示を行う。
- ・収集したごみ、汚泥、その他の汚物を焼却埋没等、衛生的に適切な処分をする。この場合、できる限り尿浄化槽又は下水終末処理場の処理施設を利用する等の方法により、不衛生にならないようにする。

〔消毒方法〕

- ・消毒方法の実施にあたっては、法令の定めるところに従って行う。
- ・実施にあたっては、速やかに消毒薬剤等の手持量を確認の上、不足分を補い便宜の場所に配置する。

(2) ゴミ捨て場所への殺虫剤、殺そ剤の散布

感染症を媒介するねずみ、昆虫等を駆除するため、ごみ捨て場所に殺虫剤・殺そ剤を散布する。

(3) 指定避難所における避難者の健康状態の調査、防疫活動の実施

指定避難所においては、避難者の健康状態の調査を実施するとともに、指定避難所の自治組織等の協力を得て、防疫活動を実施する。特に簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。

(4) 感染症法第35条第1項の規定による職員の選任

知事の指示に従い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第35条第1項の規定による当該職員の選任を行う。

(5) 臨時予防接種又は予防内服薬の投与

知事の指示に従い、臨時予防接種又は予防内服薬の投与を実施する。

(6) 感染症の発生状況及び防疫活動等の広報活動の実施

感染症が発生した場合、県とともにその発生状況及びその防疫活動等につき、速やかに広報活動を実施する。

#### 4 防疫の実施組織

各種作業実施の直結組織として次の班等を編成しておくものとする。

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第35条第1項（第35条第4項準用）の規定による当該職員の選任

知事の指示に従って、上記職員を選任し、防疫活動に従事させる。

(2) 防疫班の編成

町本部（福祉部）は、防疫実施のため、防疫班を編成する。防疫班の編成は、防疫実施の範囲、程度、規模等に応じて編成するが、班の規模は、次のとおりとする。

班 長	1名
班 員（事務職員）	1名
作業員	3名

- 注 防疫班
- 1 班長は、町本部の衛生担当者をもって当てる。
  - 2 事務職員は、福祉部の職員をもって当てる。
  - 3 作業員若干名は、奉仕団の男性団員をもって当てる。

(3) 防疫用機器

当町の保有する防疫用機器は、次のとおりである。

区 分		台 数
動力噴霧（煙）器	背 負	3
手動噴霧（煙）器	背 負	2

### 5 防疫措置の指示命令等

感染症予防上必要がある場合は、県に災害の規模、態様などに応じその範囲と実施方法などの指導を受けるものとする。

### 6 防疫の種別及び方法

防疫作業の直接的な実施又は協力は、次の区分によってそれぞれの機関が協力して行う。

作 業 区 分	県 機 関	実 施 内 容	備 考
検 病 調 査	検 病 調 査 （ 県 支 部 ）	情 報 提 供 等 協 力	患者発生の届出（医師）
健 康 診 断	健 康 診 断 （ 県 支 部 ）	対 象 人 員 把 握 等 協 力	
臨 時 予 防 接 種	予 防 接 種 の 命 令 （ 県 本 部 ）	予 防 接 種 の 実 施	
清 潔 方 法	清 潔 方 法 の 指 示 （ 県 本 部 ） 清 潔 方 法 の 指 導 （ 県 支 部 ）	1 公 共 施 設 の 清 掃 2 ごみ、し尿等の収集、処分	
消 毒 方 法	消 毒 方 法 の 指 示 （ 県 本 部 保 健 医 療 班 ） 消 毒 方 法 の 指 導 （ 県 支 部 ）	内 容 下 記	
内	飲 料 水 の 消 毒	井 戸 水	井 戸 の 滅 菌
		水 道 水	水 道 水 の 滅 菌
		町 災 害 対 策 本 部 供 給 水	供 給 水 の 滅 菌
	家 屋 の 消 毒		家 屋 内 の 消 毒
	便 所 の 消 毒		便 所 の 消 毒
	芥 溜、溝 渠 等 の 消 毒		芥 溜、溝 渠、そ の 他 周 辺 の 消 毒
	患 者 運 搬 用 器 具 等 の 消 毒		患 者 運 搬 用 器 具 等 の 消 毒
	ね ず み 族 昆 虫 等 の 駆 除	ね ず み 族 昆 虫 等 の 駆 除 指 定 （ 県 本 部 ） ね ず み 族 昆 虫 等 駆 除 の 指 導 （ 県 支 部 ）	ね ず み 族、昆 虫 駆 除 等 の 実 施
生 活 用 水 の 供 給	生 活 用 水 供 給 の 指 示 （ 県 本 部 ） 生 活 用 水 供 給 の 指 導 （ 県 支 部 ）	生 活 用 水 の 供 給	
患 者 等 に 対 す る 措 置		収 容 、 診 療	感 染 症 患 者 又 は 無 症 状 病 原 体 保 有 者 の 隔 離 収 容
患 者 等 に 対 す る 医 療 及 び 看 護	医 療 看 護 の 応 援 （ 県 支 部 ） 県 支 部 不 能 時 の 応 援 （ 県 本 部 ）	医 療 、 看 護	感 染 症 患 者 又 は 無 症 状 病 原 体 保 有 者 の 医 療 及 び 看 護
避 難 所 の 防 疫 指 導 等	避 難 所 の 防 疫 の 指 導 （ 県 支 部 中 濃 保 健 班 ） （ 県 本 部 ）	避 難 所 の 防 疫	衛 生 に 関 す る 自 治 組 織 の 設 置

## 7 防疫活動上の留意事項

- (1) 多数の人々が利用する場所（指定避難所等）を優先して実施する。
- (2) 災害に伴う家屋並びにその周辺の清掃は、各個人が行うのを原則とし、災害の状況に応じ、住民部は、的確な指導及び指示を行う。
- (3) し尿処理は、できる限り可茂衛生施設利用組合の処理施設を利用する等の方法により、不衛生にならないようにする。
- (4) 食中毒症状を示す者が発生した場合、直ちに医師による診察を受けさせるとともに、保健所へ連絡する。

## 8 応援等の要請

町本部は、防疫を要する地域の規模等により、町本部のみでは防疫活動等の実施が不可能又は困難なときは、県に次の事項を明示して、応援、あっせん等の要請を行うものとする。

- (1) 要請する作業内容
- (2) 要請する防疫班数、物資名、数量
- (3) 日時、場所等
- (4) その他必要な事項

## 9 報告

災害時における防疫に関する報告は、次によるものとする。

### (1) 被害状況の報告

町本部は、防疫を必要とする災害が発生したときは、「医療、衛生施設被害状況等報告書」（様式集・様式12号）により、防疫に関する情報を県に毎日電話及び文書をもって報告する。

### (2) 災害防疫所要見込額の報告

町本部は、災害防疫に関する所要見込額を「災害防疫経費所要額調」（様式集・様式42-1号）により作成し、県に提出する。なお、その概要については、できる限り事前に電話をもって報告する。

### (3) 災害防疫完了報告

町本部は、災害防疫の完了したときは、完了の日から20日以内に「災害防疫業務完了報告書」（様式集・様式42-2号）を県に提出する。

## 10 記録の整備

町本部において、防疫に関し整備、保管すべき書類は、次のとおりである。

- (1) 災害状況及び災害防疫活動状況報告書（日報）
- (2) 防疫経費所要額調及び関係書類
- (3) 清潔方法及び消毒方法に関する書類
- (4) ねずみ族昆虫等の駆除に関する書類
- (5) 生活用水の供給に関する書類
- (6) 患者台帳
- (7) 防疫作業日誌

## 11 経費の清算

災害防疫に要した経費は、他の経費とは明確に区分し、災害防疫活動を終了した後できる限り速やかに清算する。

## 第14項 食品衛生活動

### 1 方針

災害発生時には、食品の調理、加工、販売等について、通常の衛生管理が困難となることが想定されることから、食中毒など食品に起因する危害発生の危険性が高くなる。このため、被災地における食品の安全性を確保するため、炊き出し施設、飲食店等の食品関連施設に対して監視指導を実施し、食中毒等の防止を図る。

### 2 食品関連施設に対する監視指導

町本部は、炊き出しを開始した場合、速やかに中濃保健所に連絡する。

### 3 食中毒発生時の対応

町本部は、食中毒症状を呈する者の発生を探知した場合、直ちに医師による診断を受けさせるとともに、その旨を保健所へ連絡する。

## 第15項 保健活動・精神保健

### 1 方針

災害時の生活環境の劣悪さや心身への負担の大きさは、心身双方の健康に変調を来す可能性が高く、被災者に対して公的な保健医療面での支援が不可欠であり、また精神障がい者の保護や災害によるショック、長期化する避難生活等による様々なストレスを抱え込む被災者の心のケア対策が必要となる。

そのため、災害により被害を受けている地域住民を対象に、関係機関と協力し、指定避難所の生活環境の整備や心身両面からの保健指導を実施するとともに、仮設住宅や一般家庭等住民全体に対しても、被災に伴う心身両面の健康状態の悪化を予防し、被災者自らが健康を回復、維持及び増進し、心身とも健康な生活が送れるよう支援する。

### 2 保健活動

#### (1) 体制

町本部は、保健活動方針を策定する。また、災害の程度により必要と認めたときは、県と連携を取り、保健活動チームを編成し、被災者の健康管理活動を行う。

#### 保健活動チーム編成

・指定避難所巡回保健チーム	(医師1、保健師2、薬剤師1)
・精神科チーム	(医師、精神科ソーシャルワーカー、保健師)
・歯科チーム	(歯科医師、歯科衛生士)
・リハビリチーム	(医師、理学・作業療法士、保健師、看護師)
・栄養チーム	(栄養士1～2)
・臨床心理チーム	(臨床心理士1～2)
・家庭訪問チーム	(保健師1～2)
・仮設住宅訪問チーム	(保健師1～2)
・指定避難所巡回検診チーム	(医師、保健師、栄養士、診療放射線技師、臨床衛生検査技師)

#### (2) 活動内容

具体的な保健活動については、岐阜県地震災害等医療救護計画に定められたものによる。

### 3 健康課題に応じた専門的な支援の実施

保健活動により把握した健康課題に応じて、こころのケア、歯科保健、避難行動要支援者の支援などの専門的な支援を実施する。なお、具体的な支援活動については、岐阜県地震災害等医療救護計画に定められたものによる。

## 第16項 清掃活動

### 1 方針

ごみ、し尿の処理事業は、可茂衛生施設利用組合により行っているが、災害時には、大量の廃棄物の発生等により、その処理に支障をきたすおそれがある。そのため、被災地における環境衛生の保全を図るため、排出されたごみ、し尿、がれき等の迅速な収集・処理体制を確保する。

なお、災害廃棄物の処理については、本計画のほか、坂祝町災害廃棄物処理計画（平成24年度）に定めるところによるものとする。

### 2 ごみ、し尿の処理活動

町本部（水道環境部）は、環境係を中心として収集班、処理班を組織し、迅速に廃棄物の適正かつ円滑な処理にあたるものとする。

#### (1) 役割・業務内容

##### ア 収集班

収集班はごみ収集担当とし尿収集担当で編成する。

##### (ア) ごみ収集担当

- a 指定避難所及び一般家庭等から排出されるごみの収集
- b 臨時ステーションの開設
- c ごみ収集運搬業務管理

##### (イ) し尿収集担当

- a 指定避難所及び一般家庭等から排出されるし尿の収集
- b し尿収集運搬業務管理

##### イ 処理班

処理班はごみ処理担当、し尿処理担当及びがれき類処理担当で編成する。

##### (ア) ごみ処理担当

- a 指定避難所及び一般家庭等から排出されるごみの処理
- b ごみ処分場の保守管理及び直接搬入の受付

##### (イ) し尿処理担当

指定避難所及び一般家庭等から排出されるし尿の処理

##### (ウ) がれき類処理担当

- a がれき類の処理の指導
- b がれき類仮置場の設置及び管理

#### (2) 支援の要請と受入

支援の要請及び受入は、環境係で総務担当を配置し行う。連絡担当は、支援の必要性を把握

し、要請内容を整理し各種協定書に基づき支援を要請する。複数の市町村に同時に要請を行う場合は県に要請依頼をしてから行い、個別に依頼する場合は県にその内容を報告する。

また、他の市町村からの支援の申し出は連絡担当が受け、支援内容の調整を行うとともにその状況を県に報告する。

#### 災害時協定の概要

災害時協定	概要	締結日
岐阜県及び市町村災害時相互応援協定	市町村において災害が発生し、市町村独自では応急・復旧対策が実施できない場合に相互の応援を円滑に実施するための事項を定めたもの	平成10年3月30日
岐阜県環境整備事業協同組合	災害時におけるし尿、浄化槽汚泥その他災害に伴い発生する一般廃棄物の収集運搬に関する無償による支援協力	平成15年6月11日
岐阜県清掃業協同組合	災害に伴って発生する一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）の収集運搬に関する無償による支援協力	平成15年12月19日
社団法人岐阜県産業環境保全	災害廃棄物の撤去、収集運搬、処理など支援協力	平成20年8月20日

### 3 がれきの処理

災害発生時には多量のがれき類が発生し、通常の処理では十分な対応が困難になることが考えられる。これらが道路や敷地に放置された場合、交通等生活の妨げとなり、地域の復旧・復興の妨げになることから、迅速かつ計画的な対応が必要となる。

#### (1) 収集・運搬

町所有の運搬車両や委託業者、許可業者の運搬車両の種類・台数を把握し、緊急時の収集・運搬体制を構築する。

#### (2) 処理・処分

がれき類は、仮置場において分別して保管する。民間施設においてもリサイクルを推進する。

### 4 流木等の処理

増水時に河川からの流木が越堤したり、大雨や風により倒木したり、土砂が多量に発生することがある。これらが道路や敷地に放置されると、交通等生活の妨げとなり、地域の復旧・復興の妨げになることから、迅速かつ計画的な対応が必要となる。

#### (1) 収集・運搬

緊急時の体制のほか、委託収集・運搬体制を構築し、受託収集運搬車両以外にも、利用できる車両を極力利用する。

#### (2) 処理・処分

仮置場において分別して保管する。また、民間施設において分別して保管する。

### 5 生活ごみ・粗大ごみの処理

災害発生時には、指定避難所から発生する生活ごみや、倒壊等により使用不能になった家財など一般家庭から排出される雑多な粗大ごみ、さらには被害にあわなかった他の家庭から排出される平常時のごみ等、様々なごみが排出されるため、迅速に処理する。

災害発生時の収集・運搬は、平常時の体制を基本として、委託業者が行う。事業系ごみは、許可業者による収集を原則とする。また、被害のない家庭からの粗大ごみの収集は一時的に停止することも検討する。

## 6 適正処理困難物の処理

災害発生時には、建物の解体及び一般家庭から適正処理困難な廃棄物が排出されることがある。平常時は、専門業者に直接排出・処理を行っているが、災害時には、安全確保優先のため、一般家庭から排出されるものは町が収集することも想定される。

### (1) 収集・運搬

破損及び緊急時の体制を構築し、委託収集運搬車両以外にも、利用できる車両を極力利用する。

### (2) 処理・処分

仮置場において分別し保管する。また民間施設においてリサイクルを推進する。

## 7 し尿等の処理

災害発生時には、水没及び破損した浄化槽等に残るし尿や浄化槽汚泥のほか、指定避難所に多数設置した仮設便所のし尿など、平時よりも多量発生する可能性があるし尿の収集や処理を迅速に行う。

### (1) 収集運搬

破損及び水没便槽や仮設便所からの収集を優先的に行う。その他は平常時の収集・運搬体制を基本として許可業者が収集・運搬を行う。

### (2) 処理・処分

平常時の処理・処分体制を基本とし、施設損壊や停電、断水等により施設が稼働不能の場合には、その損壊の程度と復旧の見通しを考慮して、他市町村の施設利用を検討する。

### (3) 応急トイレ対策

ア 町本部は、指定避難所等に仮設便所を設置する場合、原則として、し尿貯留槽が装備された便所（以下、「仮設トイレ」という。）を配備する。

イ やむを得ない場合には、立地条件を考慮し、漏<sup>ろう</sup>えい等により地下水が汚染しないような場を選定し、便器は避難人員50人に対して1基、避難が長期化する場合は20人に1基を設置する。なお閉鎖にあたっては、消毒後埋設する。

ウ 仮設トイレは、当初は、町備蓄のものを使用し、不足する場合には県又は関係機関に応援要請を行う。

エ 町本部は、民間での保有状況をあらかじめ把握しておくものとする。

資料編 (p. 資-5) ・防災用資機材、物資等備蓄状況
------------------------------

## 第17項 愛玩動物等の救援

### 1 方針

災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い指定緊急避難場所又は指定避難所に避難してくる。

このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。



## 2 被災地域における動物の保護

町本部は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。

## 3 動物の適正な飼養体制の確保

町本部は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を指定避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。

また、県及び関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。

## 4 特定動物の逸走対策

特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、町本部は、県、飼養者その他の関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。

# 第18項 災害義援金品募集配分

## 1 方針

県民及び他都道府県から被災者に委託された義援金品を、确实、迅速に被災者に配分するため、受入、引継ぎ、集積、配分、管理等必要な措置を実施する。

## 2 実施機関

災害義援金品の募集、輸送及び配分は、次の関係機関をもって協議会を構成し、各機関が共同し、あるいは協力して行うことを原則とするが、災害の規模、周囲の状況等により各機関が単独で行うことが適当な場合は、各機関限りで行う。

### (1) 県単位機関

県本部、日本赤十字社岐阜県支部（義援金に限定、物資は扱わない）、県共同募金会、日本放送協会、各新聞社社会事業団、県地域婦人団体連絡協議会、県市長会、県町村会、その他県単位の各種団体

### (2) 郡単位機関

県支部、郡町村会、その他郡単位の各種団体

### (3) 町単位機関

町本部、日本赤十字社岐阜県支部坂祝町分区、岐阜県共同募金会坂祝町共同募金委員会、民生児童委員協議会、町女性団体、小中学校生徒会、加茂警察署、自主防災組織、その他町単位の各種団体

（注） 郡単位機関と町単位機関で、同一県支部地域にあるものについては相互に連絡をとって実施する。

## 3 義援金品の募集

### (1) 義援金品の募集機関

県内又は他の都道府県において大規模災害が発生した場合には、義援金品の募集機関は、被災地のニーズ、状況等を十分考慮しながら対応する。義援金品の受入について一般への周知が必要と認められる場合は、国の非常災害対策本部等、報道機関等を通じて、次の事項を公表する。

なお、義援物資の梱包に際しては、品名を明示する等被災地における円滑かつ迅速な仕分け、配送に十分配慮した方法とするよう呼びかけるものとする。

ア 義援物資

(ア) 受入窓口

(イ) 受入を希望するもの及び受入を希望しない物資のリスト（被災地の需給状況を勘案し、同リストを順次改定する。）

(ウ) 受入窓口と集積場所の住所が異なるときは、その集積場所の住所等

イ 義援金

(ア) 受入窓口

(イ) 振込金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）

(2) 問い合わせ窓口等

町本部（被災地以外の場合）及び県は、必要に応じ義援金品に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。

4 義援物資の受入・配分等

募集機関は、次により義援物資の受入及び配分等を行う。

(1) 受入

ア 災害発生後速やかに受入窓口を開設し、義援物資の受入を行う。

イ 受入を希望する物資を明確にし、早期に公表を行う。

ウ 義援金品抛出者名簿を作成し、あるいは義援金品受領書を発行してそれぞれ整備保管する。

(2) 引継ぎ・集積

受入れた義援物資の引継ぎにあたっては、義援金品引継書を作成し、その授受の関係を明らかにしておく。

(3) 配分

ア 配分の基準

県、被災市町村、その他義援物資の募集機関等で構成する配分委員会組織が定める基準によって行う。被災世帯に対する配分の基準は、次によるものとする。

なお、特定物資及び配分先指定物資については、それぞれの目的に沿って効率的な配分を個々に検討して行う。

一般家庭用物資	全失世帯	1
	半失世帯	1 / 2
	床上浸水世帯	1 / 3
無指定金銭	死者（含行方不明で死亡と認められる者）	1
	重傷者	1 / 2
	全失世帯	1
	半失世帯	1 / 2
	床上覆水世帯	1 / 3

(注) 1 床上浸水10日以上の子帯にあつては、物資、金銭とも半失の基準によるものとする。

2 必要に応じ、金銭で物資を購入して配分することがあるものとする。

イ 配分の時期

配分はできる限り受入又は引継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援物資の量などを考慮し、適宜配分時期を調整する。ただし、腐敗、変質のおそれがある物資については、迅速かつ適切に取扱うように配慮する。

(4) 義援物資の管理

義援物資は、義援金品受払簿（様式集・様式43-5号）を備え付け、受入から引き継ぎ又は配分までの状況を記録する。

(5) 各種様式

義援物資の受入、引継ぎ、集積、配分、管理にあたり、作成、発行する各種様式は次のとおりである。

ア 義援金品拋出者名簿（様式集・様式43-1号）

イ 義援金品受領書（様式集・様式43-3号）

ウ 義援金品受払簿（様式集・様式43-5号）

(6) 費用

義援物資の募集又は配分に要する労力等は、できる限り無料奉仕とするが、輸送に要する経費等はそれぞれの実施機関において負担する。各実施機関は経費の証拠記録を整理保管しておく。

5 義援金の受入・配分等

募集機関は、次により義援金の受入及び配分等を行う。

(1) 受入

ア 災害発生後速やかに受入窓口を開設し、義援金の受入を行う。

イ 義援金品拋出者名簿を作成し、あるいは義援金品受領書を発行してそれぞれ整備保管する。

(2) 引継ぎ、集積

受入れた義援金の引継ぎにあたっては、町の銀行口座への振込みの方法による。

(3) 配分

配分委員会組織が定める基準によって行う。配分にあたっては、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

(4) 義援金の管理

義援金は、銀行預金等確実な方法で保管管理し、義援金品受払簿を備え付け、受入から引継ぎ又は配分までの状況を記録する。なお、預金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱う。

(5) 各種様式

義援金の受入、引継ぎ、集積、配分、管理にあたり、作成、発行する各種様式は次のとおりである。

ア 義援金品拋出者名簿（様式集・様式43-1号）

イ 義援金引継書（様式集・様式43-2号）

ウ 義援金品受領書（様式集・様式43-3号）

エ 現金出納簿（様式集・様式43-4号）

オ 義援金品受払簿（様式集・様式43-5号）

(6) 費用

義援金の募集又は配分に要する労力等は、できる限り無料奉仕とするが、送金、引継ぎに要する経費等はそれぞれの実施機関において負担する。各実施機関は経費の証拠記録を整理保管しておく。

## 第7節 産業応急対策

### 第1項 商工業の応急対策

#### 1 方針

災害時における商工業の応急対策は、本計画の定めるところによるものとする。

#### 2 被害状況の把握

大規模な災害が発生した場合は、町本部（総務部）は、坂祝町商工会等と連携して、商工業の被害状況の把握に努める。

把握した商工業の被害状況は、直ちに町本部に報告する。

#### 3 災害融資の周知

被災商工業者のうち事業資金の融資を希望する者のため、県は巡回窓口を開設し、次の方法により事業資金の融資についてあつせん、あるいは助成を行う。

町本部（総務部）は、被災商工業者に対して、町役場に臨時窓口を設置し、又は臨時広報紙の発行、掲示板への掲示等を行い、県が実施している当該事業の周知を図るものとする。

##### (1) 一般金融

緊急貸出についての貸付利率、貸付限度額、貸付期間、保証料等を決定して災害融資制度を創設し、早期貸付を行う。

##### (2) 県費預託

県は、県費を金融機関に預託し、各金融機関の自己資金とあわせて円滑な貸付を行う。

##### (3) 保証助成

融資希望者のうち、担保能力のない者、また低い者に対しては、県信用保証協会の保証によって信用保全をはかるとともに保証料の減免の措置を講ずる。

### 第2項 観光客等の応急対策

#### 1 方針

災害時における観光客の応急対策は、本計画の定めるところによるものとする。

#### 2 観光客の応急対策

観光地域内に所在する運動施設、公園等（以下この節において「観光施設」という。）の観光客等にかかる災害時の応急対策は、次によるものとする。

##### (1) 応急対策

各観光施設の経営者又は管理者（以下「管理者」という。）（特に運動施設）は、気象の状況その他災害条件を把握し、施設利用者にできる限り徹底しその対策に当たるものとする。なお、施設被害を想定し、緊急時における避難予定先、経路、誘導の方法を徹底しておくものとする。

##### (2) 応援の要請

管理者は、災害時における応急対策の実施ができないときは、速やかに町本部（消防団を含む。）又は加茂警察署に応援又は実施の要請をする。この場合に要する経費は、管理者の負担とする。

## 第3項 農作物の応急対策

### 1 方針

災害時における農作物に係る応急的な対策は、本計画に定めるところによるものとする。

### 2 代作用種子の確保

農業経営者は、災害時における代作用種子を災害に備えて平常時から備蓄しておくものとするが、なおかつ不足し確保できないときは、県へ確保あつせんの要請をする。

### 3 病虫害防除対策

災害時における病虫害の防除対策は、次によるものとする。

#### (1) 病虫害防除指導の徹底

町本部（産業建設部）は、災害により病虫害の発生が心配され、又は発生したときは、病虫害の発生予察情報に基づき、県、植物防疫協会、農業協同組合、農業共済組合等と協力して病虫害防除の指導徹底に当たるものとする。なお、病虫害発生予察情報は、県から町本部（産業建設部）に伝達される。

#### (2) 農薬の確保

農業協同組合及び農業経営者は、災害に備えて農薬を確保しておくものとするが、災害時に農薬が不足し確保できないときは、町本部（産業建設部）は、県に確保あつせんの要請をする。

#### (3) 防除器機具の整備

町本部（産業建設部）は、県と連携して、病虫害防除機具の整備に努めるものとする。なお、緊急防除に当たって器具が不足する場合は、町本部（産業建設部）は、県に応援の要請をする。

### 4 肥料等の確保

災害のため必要な肥料等が確保できないときは、町本部（産業建設部）は、県に確保あつせんの要請をする。

## 第4項 畜産の応急対策

### 1 方針

災害時における家畜その他畜産に係る応急的な対策は、本計画の定めるところによるものとする。

### 2 家畜の診療

災害のため平常時の方法により家畜の診療を受けることができないときは、町本部（産業建設部）において診療する。なお、町本部（産業建設部）において実施ができないときは、県に家畜の診療について要請する。

### 3 家畜の防疫

災害時において、家畜の防疫の実施が必要と認めた場合は、町本部（産業建設部）は、県に対して、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく、畜舎等の消毒、家畜伝染病予防上の緊急予防の注射、その他家畜の死亡、家畜伝染病のまん延防止等の措置の実施を要請する。

### 4 家畜の避難

水害による浸水等災害の発生が予測され、又は発生したときには、町本部（産業建設部）は、県

その他の協力機関と連絡を密にし、避難場所その他対策について指導に協力する。町本部（産業建設部）は、県から連絡を受け、あるいはその他により家畜を避難させる必要を認めたときは、家畜飼育者に家畜を避難させるよう指導する。

#### 5 飼料等の確保

避難家畜に対する飼料、<sup>わら</sup>藁等が現地において確保できないときは、町本部（産業建設部）は県に確保あっせんについての要請をする。

なお、要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- (1) 要請をする飼料の種類及び数量
- (2) 納品及び引き継ぐ場所及び時期
- (3) その他必要事項

#### 6 <sup>あおがり</sup>青刈飼料等の対策

町本部（産業建設部）は、飼料作物、牧草等が風水害により被害を受けたときは、次の応急措置を実施する。

- (1) 全壊又は回復の見込みが少ない場合は、速やかに再播措置について指導する。
- (2) 一部分の被害で回復の見込みのあるものは、速効性の肥料を施用し、生育の促進をするよう指導する。

なお、災害発生時において飼料作物、牧草等の種子及び肥料を確保することができないときは、町本部（産業建設部）は県に確保あっせんの要請をする。

#### 7 牛乳の集乳対策

町内において酪農家が生産した牛乳が災害に伴う交通途絶等により集乳搬送ができないときは、町本部（産業建設部）は、県に集乳搬送についての協力を要請する。

## 第5項 林地、林産物等の応急対策

### 1 方針

災害時における林地あるいは林産物、林産施設等の応急対策は、本計画の定めるところによるものとする。

### 2 林地の対策

町本部（産業建設部）は、災害により発生した林地被害の復旧工事について、特に先行して施行する必要のあるもの、又は公共の利益に密接な関係を有し、民生安定上放置し難いものである場合、県にその緊急復旧を要請する。

### 3 造林木の対策

風水害等により造林木が被害を受けたときの対策は、次によるものとする。

#### (1) 倒木対策

災害により倒木したもののうち倒木起こしにより成立可能なものについて、町本部（産業建設部）は、県と協力して、できる限り速やかに根踏み、倒木起こしを実施するよう指導に協力する。

#### (2) 資材等の調達

災害に備えて、災害多発地域にあつては、町本部（産業建設部）等において倒木復旧に必要な

木起こし機、縄等を常備しておくように努めるものとするが、災害発生時にそれら資機材が不足するときは、町本部（産業建設部）は、県に確保あっせんを要請する。

#### 4 復旧資金の融資

林産物に関係した災害対策のため必要な資金の融資は、本編第3章第6節「農林漁業関係者への融資」の定めるところによるものとする。

## 第6項 干害応急対策

### 1 方針

干害に伴う農地等の応急対策は、次によるものとする。

### 2 応急対策

町本部（産業建設部）は、干ばつ被害が予測されるときは、被害を防止するため、農業用水の無効放流と漏水の防止及び節水協力の要請等適切な対策を講ずるものとする。

### 3 応急対策用ポンプ

干ばつ地帯の干害応急対策用ポンプが不足するときは、県と協力して、東海農政局が保有する農業用応急ポンプの提供について要請を行い、その対策に当たるものとする。

## 第8節 公共的施設の応急対策

### 第1項 公共施設の応急対策

#### 1 方針

災害発生時、各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行う。

#### 2 応急対策実施責任者

災害時における公共施設の応急対策は、その施設の平常時における実質上の管理者が行うものとする。

#### 3 被害の防止

応急対策実施責任者は、災害が発生すると予測されるとき、又は災害が発生したときは、施設の被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため施設の巡視、補修、補強その他必要な措置をとるものとする。

#### 4 応急復旧（措置）

応急対策実施責任者は、災害により施設が被害を受け、施設設置の目的事業に重大な支障が生じ、又はそのまま放置することが被害を拡大させるおそれがある場合等にあつては、必要に応じて本格的な復旧に先立って必要限度の応急復旧等適宜の措置をとるものとする。

##### (1) 道路施設の応急対策

###### ア 応急対策

道路管理者（産業建設部）は、災害発生後速やかに、あらかじめ指定された緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、災害の発生地域や被害状況を勘案したうえで、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努めるものとする。

###### イ 応援要請

道路管理者（産業建設部）は、啓開作業を実施するにあたり、路上の障害物の除去が必要な場合には、加茂警察署、可茂消防、自衛隊及び建設業者等の協力を得て実施する。

##### (2) 河川施設の応急対策

町、県、その他の河川・ため池等の管理者は、災害発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努める。堤防施設等に被害を認めた場合は、その被害状況に応じた適切な応急対策に努めるものとする。

##### (3) 土砂災害防止施設の応急対策

###### ア 土砂災害危険箇所の点検、状況把握

町本部は、県と協力して、土砂災害危険箇所のパトロールを行い、がけ崩れ等の発生の有無、土砂災害防止施設の被害状況を把握する。また、町本部は、がけ崩れ等が発生した危険箇所の住民に対して、警戒避難体制をとるよう通知する。

###### イ 応急対策

町本部は、土砂災害防止施設が被災した場合に、被害が拡大しないようクラック、滑落のある箇所についてビニールシートで覆う等応急処置を行う。また、被害が拡大するおそれがある



箇所には、観測機器を設置し、異常が発生すれば避難勧告を行う体制の整備を図るよう努めるものとする。

#### (4) 公共建築物の応急対策

町本部は、町庁舎、学校施設その他の公共施設について、災害対策の指令基地や避難施設などの利用が想定されることから、次のとおり災害応急対策を実施し、できる限り応急復旧による機能確保に努めるものとする。

##### ア 建物の応急対策

被災建築物応急危険度判定士等による施設の緊急点検を実施し、被害状況を把握し、できる限り応急復旧による機能確保に努める。

##### イ 施設機能の応急対策

(ア) 停電した場合の自家発電装置の運転管理、被災装置の応急復旧及び可搬式発動発電機の配置並びに燃料確保

(イ) 無線通信機等通信機器の配置及び被災通信機器の応急復旧

(ウ) 緊急輸送車両その他車両の確保

(エ) 複写機の非常配備、被災電算機、複写機等の応急復旧

(オ) その他重要設備の点検及び応急復旧

(カ) 飲料水の確保

(キ) エレベーターに閉じ込められた者の救出

(ク) 火気点検及び出火防止措置

#### 5 対策実施上の留意点

応急対策実施責任者は、応急対策の実施に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 応急対策実施の状況を所管の長に報告するとともに、予算措置を要する対策にあつては、関係各部に連絡協議して行うこと。
- (2) 被災施設の応急復旧又は取除きに当たっては、その被害状況を撮影し、被災の状況記録（写真）として保存しておくこと。

#### 6 施設別実施要領の作成

応急対策実施責任者は、施設の被害防止等のため、施設ごとに応急対策に関する実施の要領を定めておくものとする。

実施要領の作成に当たっては、特に次の点を明示する。

- (1) 実施者又は実施の組織
- (2) 対策実施の方法
- (3) 被害防止上特に重点を置くべき箇所等
- (4) 応急措置用資機材等の整備点検
- (5) その他施設条件に伴う必要な事項

#### 7 町有財産の対策

各施設の応急対策の実施は、前記2から6までに定めるほか、次によるものとする。

##### (1) 応急対策の実施者

災害時における町有財産の管理及び応急対策は、その財産の実質上の使用管理する部が行うものとする。

(2) 災害時における対策

応急対策の実施者は、平常時から火災の予防及び財産の善良な維持管理に努めるとともに、台風発生時においては、適宜の補強その他の処置をし、関係職員を配置し、被害の予防に努めるものとする。

なお、物品についても保管（所属）物品の保全に努め、浸水のおそれがあるときは、高所へ移動させる等その対策に万全を期する。

(3) 応急復旧

応急対策実施者は、災害により財産が被害を受けそのまま放置することは、財産の維持管理上又は業務確保上支障があり、緊急に応急措置を要するものがあるときは、関係各部に連絡のうえ、本格的な復旧に先立って速やかに必要限度の応急復旧を行うものとする。なお、物品についても被災後直ちに修繕、手入れ等の処置を要するものがあるときは、実情に即して適宜の処置を行う。

## 第2項 ライフライン施設の応急対策

### 1 方針

電気、ガス、上下水道等のライフライン施設に被害が発生すると、被災住民の生活に大きな混乱を生じるだけでなく、その後の復旧活動や経済活動にも支障をきたす。また医療活動を実施するうえにおいては、これらの提供は不可欠であり優先的に供給する必要がある。

そのため、民間事業者間の広域的な支援体制の実施、復旧予定時期の明示による住民の不安の解消、防災関係機関や医療機関への優先的復旧などを図る。

### 2 水道施設

水道事業者（水道環境部）の応急復旧対策は、県営水道危機管理マニュアルに定めるところによるほか、次のとおりとする。

(1) 緊急要員の確保

緊急要員の確保と情報連絡体制を整備する。

(2) 被害状況調査及び復旧計画の策定

水道施設の被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送・配水系統を考慮した復旧計画を作成する。

(3) 復旧資機材業者及び工事業者への協力要請

復旧用資機材の確保、復旧工事の実施について、業者に協力を要請する。

(4) 応急復旧の目標期間の設定

応急復旧の目標期間は、次のとおりとする。

#### 目標期間

3日まで	給水拠点による給水（1人1日3リットル）
10日まで	幹線付近の仮設給水栓（1人1日20リットル）
21日まで	支線上の仮設給水栓（1人1日100リットル）
28日まで	仮配管による各戸給水や共用栓（1人1日250リットル）

(5) 県等への応援要請

町による応急復旧が困難な場合は、岐阜県水道災害相互応援協定に基づき県を通じて他の水道事業者に対し応援を要請する。

また、水道用水供給事業者は、必要に応じて東海四県水道災害相互応援に関する覚書に基づき応援を要請する。

(6) 重要施設への優先的復旧

防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。

3 下水道施設（農業集落排水を含む）

下水道管理者（水道環境部）の応急復旧対策は、次のとおりとする。

(1) 緊急要員の確保

緊急要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて他の下水道管理者に応援を要請する。

(2) 被害状況の把握及び応急対策

施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、下水管路、処理場、マンホールポンプ施設等について、次のとおり、被害の拡大及び二次災害の防止、暫定機能の確保等の災害応急対策を実施する。

ア 第一段階（主要目標：被害拡大、二次災害の防止）

下水管路	緊急調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害拡大、二次災害の防止のための調査（主に地表からの調査）</li> <li>管路の破損による道路等他施設への影響調査</li> <li>重要な区間の被害概要の把握</li> </ul>
	緊急措置	マンホールと道路の段差へ安全柵、陥没部への土砂投入、危険箇所への通行規制、可搬式ポンプによる排水、下水道施設の使用中止依頼
処理場、マンホールポンプ施設等	緊急点検（主要目的：二次災害の未然防止、予防）	人的被害につながる二次災害の未然防止、予防（有毒ガス、燃料の流出防止等のための元弁の完全閉止、機器の運転停止等）
	緊急調査	被害状況の概要把握、大きな機能障害につながる二次災害防止のための調査
	緊急措置	火気の使用禁止、立ち入りの禁止、漏えい箇所のシール

イ 第二段階（主要目標：暫定機能の確保）

下水管路	応急調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害拡大、二次災害防止のための調査（管内、マンホール内まで調査）</li> <li>下水道の機能的、構造的な被害程度の調査</li> </ul>
	応急復旧	管内、マンホール内の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の排除、仮管渠の設置
処理場、マンホールポンプ施設等	応急調査	処理場、マンホールポンプ施設の暫定機能確保のための調査
	応急復旧	コーキング、角落としによる水路仮締切、仮配管の布設、弁操作による配管のルート切り回し、可搬式ポンプによる揚水、固形塩素剤による消毒

#### 4 電気施設

町本部及び県の応急対策は、次のとおりとする。

##### (1) 連絡調整

災害発生時には中部電力株式会社加茂営業所から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努めるものとする。

##### (2) 応援要請

二次災害防止と応急復旧への協力を中部電力株式会社加茂営業所及び電気工事関連団体に要請するとともに、住民への広報に努めるものとする。

#### 5 鉄道施設

町本部及び県の応急対策は、次のとおりとする。

##### (1) 連絡調整

災害発生時には東海旅客鉄道株式会社から被害状況、列車等の運行状況及び関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な伝達に努めるものとする。

##### (2) 応援要請

二次災害防止と応急復旧への協力を東海旅客鉄道株式会社及び関連団体に要請するとともに、住民への広報に努める。また、バス代行輸送体制に関する現地情報を集約し、東海旅客鉄道株式会社及び道路管理者と連携し、生活交通を確保する。

#### 6 電話（通信）施設

町本部及び県の応急対策は、次のとおりとする。

##### (1) 連絡調整

災害発生時には西日本電信電話株式会社から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努めるものとする。

##### (2) 応援要請

二次災害防止と応急復旧への協力を西日本電信電話株式会社及び関連団体に要請するとともに、住民への広報に努めるものとする。

## 第9節 教育・文化財関係の災害対策

### 第1項 教育関係の対策

#### 1 方針

災害時における児童生徒等の生命の安全を確保するとともに、速やかに被災地の教育機能を回復し、学校教育に支障をきたさないように必要な措置を講ずる。

#### 2 気象予警報等の把握、伝達

各学校における災害に関する注意報、警報、情報等（以下「気象予警報等」という。）の把握及び伝達については、次により徹底を期し事故防止に努めるものとする。

##### (1) 町立学校、幼稚園等

町教育委員会及び各施設管理者は、小・中学校等学校施設における災害対策実施のため、気象予警報等の把握に努める。なお、気象予警報等は、本章第4節第1項「特別警報・警報・注意報・情報等の受理伝達」に基づき町に伝達されるため、町教育委員会は、必要な情報を各学校長等に対し伝達する。

##### (2) 私立学校、保育園等

各学校長は、関係機関と連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意して災害に関する気象予警報等の把握に努めるものとする。

#### 3 休校措置

大規模災害が発生し、又は発生が予測される気象条件となったとき、各学校は教育部長（教育課長）と協議し必要に応じて休校措置をとるものとする。なお、休校措置を決定したときは、各小・中学校は直ちに休校の旨を防災行政無線（学校メール）等によって各家庭まで徹底するが、防災行政無線が使用できないときは各学校の定める連絡系統によって徹底する。

#### 4 下校時の措置

児童生徒等の登校後に、休校を決定し帰宅させるときは、中学校においては下校に当たっての注意事項を十分に徹底し、また幼稚園児・小学校児童については地域別に教職員の引率によって、又は保護者の送迎を待って直接引き渡し、帰宅させるものとする。

#### 5 施設等の被害状況の把握

大規模災害が発生した場合は、町本部（教育部等）は、学校等と連携して、児童生徒等、教職員及び学校その他教育関係施設の被害状況の把握に努める。把握した被害状況は、直ちに町本部（総務部）に報告する。

(1) 学校別被害状況報告書（様式集・様式44-1号）

(2) 災害により被災した児童生徒数調（様式集・様式44-2号）

(3) 学校給食用物資被害状況報告書（様式集・様式44-3号）

(4) 児童生徒被災状況報告書（様式集・様式44-4号）

#### 6 教育施設の応急対策

学校等の教育施設の災害発生時における応急対策等は、次に定めるところによるものとする。

##### (1) 災害の防止対策

学校等は、災害の発生を承知し、あるいは災害が発生したときは、被害を未然に防止し、ある

いはその拡大を防止するための確な判断に基づいて直ちに補修、補強その他の対策をとるものとする。

(2) 応急復旧等の措置

町本部（教育部）は、教育施設等に被害を受け、業務の運営に支障を生じ、あるいはそのまま放置することが他に影響を及ぼし被害が拡大するような場合は、速やかに関係機関と連絡協議のうえ、本格的復旧に先立って必要限度の応急復旧を行うものとする。なお、処置（応急復旧）を行う場合は、被害の状況をできる限り詳細に記録しておくため写真の撮影保存に留意する。

(3) 清掃等の実施

学校等は、学校が浸水した場合等にあつては直ちに清掃を行い、衛生管理と施設の保全の万全を期する。

清掃に当たっては、次の点に留意する。

ア 浸水した校舎等はなるべく建具、床板等をとりはずし、日光の射入、空気の流通を図り、床下汚物、でい土を除去し、床下には湿潤の程度に応じて所要の石灰などを散布する。

イ でい水などで汚染された建具、床板、校具等は、よく清浄した後クレゾール水等の消毒薬を用いて拭浄する。

ウ 浸水した便所は、よく清浄した後石炭酸水（石炭酸3：水7の割合）、クレゾール水若しくはホルマリンをもって拭浄し、又はこれを散布し、便池には煨製石灰末、石灰乳又はクロール石灰水を注ぐ。

## 7 児童生徒等の安全確保

学校等は、本編第1章第21節「教育・文化財関係の対策」により災害発生に対してあらかじめ定められた計画に基づき、児童生徒等の保護に努めるものとする。

## 8 教育活動の早期再開

町本部（教育部）及び町教育委員会は、災害発生時において、教育活動の早期再開を期するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 応急教育の実施

教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(2) 教育施設の確保

教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

ア 応急的な修理で使用できる程度の場合

当該施設の応急処置をして使用する。

イ 学校の一部校舎が使用できない程度の場合

特別教室、屋内施設等を利用し、なお不足するときは二部授業等の方法による。

ウ 校舎の全部又は大部分が使用できない程度の場合

公民館等公共施設又は神社仏閣等を利用する。

エ 特定の地区が全体的に被害を受けた場合

住民避難先の最寄の学校、被災を免れた公民館等公共的施設を利用する。なお、利用すべき施設がないときはプレハブによる応急仮校舎を建設する。

前記施設の決定に当たっては、関係の機関が協議し、その決定事項の周知を教職員及び住民

に徹底する。

(3) 施設利用の応援要請

他市町村の公共的施設を利用して授業を行う場合には、県に対して施設利用の応援を要請する。

応援に当たっては、次の事項を明示して行う。

- ア 応援を求める学校名
- イ 予定施設名又は施設種別
- ウ 授業予定人員及び室数
- エ 予定期間
- オ その他の条件

なお、応援に当たっては、副本部長（教育長）は、本部長（町長）と協議して決定する。

(4) 応急教育についての広報

応急教育の開始に当たっては、開始時期、方法等について、児童生徒等や保護者等への周知を図る。

**9 教員の確保**

災害に伴い教職員に欠損が生じたときは、次の方法によって確保を図るものとする。

(1) 学校内操作

欠員が少数の場合には、学校内において操作する。

(2) 町内操作

学校内で解決できないときは、学校長は、町本部（教育部）に派遣の要請をする。教育部は、町内の学校間において操作する。

(3) 応援要請

町内において解決できないときは、町本部（教育部）は県に教職員派遣の応援要請をする。県は、要請を受けた場合、管内の適当な市町村災害対策本部に対して教職員派遣のあっせんをする。

教育職員派遣の応援要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- ア 応援を求める学校名
- イ 授業予定場所
- ウ 派遣要請をする人員（必要に応じその内訳）
- エ 派遣予定期間
- オ 派遣職員の宿舎その他の条件

なお、応援の要請に当たっては、副本部長（教育長）は、本部長（町長）と協議して決定する。

**10 応急教育実施上の留意事項**

災害に伴う被害程度によって授業が不可能なときは、臨時に授業を行わないものとする。ただし、正規の授業は困難であっても、できる限り速やかに応急授業の実施に努めるものとする。

応急教育の実施に当たっては、次の点に留意して行うものとする。

- (1) 災害時の授業に当たっては、教科書、学用品等の損失状況を考慮し、損失した児童生徒等が負担にならないように留意する。

- (2) 教育の場が公民館等学校以外の施設によるときは、授業の方法、児童生徒等の保健等に留意する。
- (3) 通学道路その他の被害状況に応じ、通学等に当たっての危険防止を指導し徹底する。
- (4) 学校が指定避難所に利用される場合には、収容者あるいは児童生徒等に対し、それぞれに支障とならないように充分配慮する。
- (5) 授業が不可能な事態が生じる可能性のあるときは、勉学の方法、量等を周知徹底する。
- (6) 授業の不可能が長期にわたるときは、学校と児童生徒等との連絡の方法、組織（子ども会等）の整備工夫をしておく。

#### 11 児童生徒等に対する援助

##### (1) 学用品の給与等

災害により教科書、文房具等の教材、学用品を失った児童生徒等に対する支給及びあっせんは、本節第2項「学用品等支給対策」の定めるところによるものとする。

##### (2) 就学援助

町本部及び県は、世帯が被災し、就学が困難となった児童生徒等に対し、就学奨励のための必要な援助を行うものとする。

##### (3) 転出、転入の手続

町教育委員会及び県教育委員会は、児童生徒等の転出、転入について、状況に応じ、速やかかつ弾力的な措置をとる。また、転入学に関する他県の対応等の情報及び手続等の広報に努めるとともに、窓口を設け、問い合わせに対応する。

#### 12 学校保健対策計画

災害時における学校給食及び児童生徒等の保健対策は、この計画によるものとする。

##### (1) 被害状況等の調査報告

給食関係の被害状況の掌握と災害に伴う準要保護児童、生徒給食補助の国庫負担のため次の事項を速やかに調査し、報告する。

###### ア 学校給食用物資の被害状況調

各学校は、学校給食用物資の被害を町本部（教育部）に報告する。

###### イ 児童生徒等被災状況調

各学校は、児童生徒等の属する世帯の被害状況を調査し、町本部（教育部）に報告する。

##### (2) 給食の実施

町本部は、災害により被害が発生しても授業を行うときは、学校給食の継続確保に努めるものとし、給食物資の確保について、必要な措置をとる。

災害発生時における給食の実施に当たっては、特に次の点に留意する。

###### ア 施設の管理

給食用施設、設備が浸水した場合等にあつては、汚染された台所、炊事場、炊事具及び食器、戸棚等を中心にクレゾール水などの消毒薬を用いて拭浄し、床下には湿潤の程度に応じて所要の石灰などを散布する等衛生管理に配慮する。

###### イ 従事者の保健

調理及び配分等給食従事者に対しては、必要に応じ臨時の健康診断を実施するとともに健康管理を行い、特に下痢状態にある者は、従業を禁止し、検便を行うものとする。



なお、従事者の身体、衣服の清潔保持に努めさせるとともに、特に調理者の手洗いを励行させるものとする。

ウ 飲料水の確保

災害時における学校の飲料水は、水道、井戸水いずれについても当分の間煮沸したものを使用する。なお、浸水した井戸については、井戸ごらいを行い、クロール、石灰等を用いて十分消毒を行うものとする。

エ 食品衛生

災害時における給食は、感染症、中毒等の発生防止のため調理の方法（献立）、使用原材料等に十分注意するとともに、食事前には必ず手洗いを励行させるものとする。

オ その他

(ア) 炊き出しとの調整

学校が指定避難所として使用される場合、給食施設は被災者用炊き出し施設に利用される 때가少なくないが、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意する。

(イ) 被害物資対策

町本部は、県から指示があるまでの間、被害を受けた給食用原材品を保管しておくものとする。

(3) 防疫措置

学校等は、洪水等の災害時にあっては児童生徒等の保健指導を強化し、感染症の発生のおそれのあるときは、臨時に児童生徒等の健康診断を行い、患者の早期発見と早期処置に努めるものとする。なお、児童生徒等に感染症が集団発生したときは、町本部、県、学校医等と緊密に連絡をとり、防疫措置に万全を期する。防疫の実施は、本章第6節第13項「防疫活動」の定めるところによるが、特に次の点に留意する。

ア 県あるいは学校医の意見を聴き、健康診断、臨時休校、消毒その他の事後措置の計画をたて、これに基づいてその実施の推進に当たる。

イ 保護者その他の関係方面に対して患者の発生状況を周知させ、協力を求める。

ウ 児童、生徒等の食生活について十分な注意と指導を行う。

エ 感染症の発生原因について関係機関の協力を求め、これを明らかにするとともにその原因の除去に努める。

(4) 心の健康管理

町教育委員会及び県教育委員会は、被災した児童生徒等及び救援活動に携わった教職員に対し、メンタルケアを必要とする場合、相談事業や研修会等を実施する。

## 第2項 学用品等支給対策

### 1 方針

災害により住家の被害を受け、学用品を滅失又はき損し、就学上支障のある児童生徒等に対し、被害の実情に応じ、教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を支給し、教育活動の確保に努めるものとする。

### 2 実施担当者

町本部における教材、学用品の調達、支給は、災害救助法適用時にあつては町本部（福祉部）の要請に基づいて次の区分で分担して実施する。なお、災害救助法が適用されない災害時の教科書のあつせんは、町本部（教育部）が実施する。

区 分	担 当 部	摘 要
被災児童、生徒の調査	教 育 部	取りまとめ及び県への報告は教育部
被災教科書の調査報告	〃	〃
教科書及び文房具の調達	〃	県（福祉部、教育部、産業労働部協議調達）。ただし、県が指示したときは、県又は町本部
調達物資の輸送	〃	県が町本部まで輸送
教科書及び文房具の配給	〃	

### 3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合の学用品等の給与についての対象者、期間、経費は、岐阜県災害救助法施行細則等による。

資 料 編 (p. 資-55) ・ 岐阜県災害救助法施行細則 (別表第1・第2)

### 4 災害救助法の適用外の場合

#### (1) 災害救助法適用災害時で住家が規定被害に達しなかった場合のあつせん

災害救助法は適用されたが、教科書等を失った児童生徒の属する世帯の被害が床上浸水又は半壊に達しない場合の経費は、本人の負担とする。調達については災害救助法適用分と併せて調達する。

#### (2) 近隣市町に災害救助法が適用された場合のあつせん

同一時の災害において近隣市町に災害救助法が適用されたが、町においては適用を受けなかった場合で、教科書をその災害のため失ったものがあり、支給の必要があるときは前項に準じ、一括あつせんする。

#### (3) その他の場合のあつせん

県内で災害救助法の適用を受ける市町村がなかった程度の災害時にあつては、平常時におけるあつせんの方法によるものとする。

### 5 被災児童、生徒及び教科書等被災状況の調査、報告

町本部（福祉部）は、災害が発生し、学用品等の支給の必要があると認めたときは、教育部等に調査、報告を要請する。調査、報告の方法等は、次のとおりである。

区 分	調 査、 報 告 の 方 法	各小・中学校 における期限	各小・中学校 等から教育部 への提出期限	教育部から県 支部への提出 期限
被災児童、生徒等の調査	災害終了後速やかに児童、生徒（又は保護者）について被災児童生徒名簿（様式集・様式45-1号）を作成する。なお、本名簿には、住家の被害がなくても教科書を失った者については、調査作成する。	2日以内	—	—
被災教科書等	被災児童生徒名簿により被災教科書等を調査	3日以内	—	—
調査集計	集計し、被災教科書一覧表を作成する。			
被災教科書等の報告	被災教科書報告書（様式集・様式45-2号）を作成し、提出する。	—	3日以内	5日以内 (3部)

- (注) 1 災害救助法が適用されない災害時にあつては、各小・中学校等において適宜に実施する。  
2 県支部に対する報告に当たっては、教育部は各小・中学校等校長と合議する。

## 6 教科書及び文房具の調達、輸送

教科書及び文房具の輸送は、県で行うが、災害救助法が適用されない場合及び災害救助法による学用品等の確保を県から指示されたときは、町本部（福祉部）は教育部と協議し、坂祝町地域又は近隣市町において確保する。なお、町本部において調達する場合の学用品等の種別は、県からの指示条件に従い、次のとおりとするが、各学校の意見を聴き、できる限り必要なものを調達する。

### (1) 教科書

被災教科書の報告数に基づき調達する。

### (2) 文房具（ノート、鉛筆、用紙、定規、消ゴム、クレヨン、絵具、画筆、下敷等（町教育委員会で承認した学用品を含む。））

災害救助法適用時のみ調達する。

### (3) 通学用品（雨具、カバン、履物等）

災害救助法適用時にのみ調達する。なお、物資輸送に当たっての授受は、「学用品引継書」（様式集・様式45-3号）によって記録を残すものとする。

(注) 教科書の輸送は、販売取扱店から直接町本部へ送付することがある。この場合は、納品書を県に提出する。

## 7 学用品の割当及び配分

県の指示により、町本部（教育部）において学用品の調達輸送を承知したときは、次の方法により児童、生徒別に割当てをし、支給する。

### (1) 割当て

町本部（教育部）、各小・中学校は、県からの学用品支給基準（1人当たりの量）の通知を受けたときは、速やかに各児童、生徒別に「学用品の給与状況」（様式集・様式45-4号）により割当てをする。

### (2) 支給

町本部（教育部）、各小・中学校長は、受領書と引換えに学用品を各児童、生徒に支給する。なお、被災児童、生徒が縁故地に避難していて支給できないときは、町本部（教育部）又は各小・中学校において保管し、本人の登校を待って支給する。

(3) 剰余物資の保管

学用品等を指示基準に従って配分した場合に剰余物資があったときは、県に対してその旨を報告するとともに、県からの指示があるまで厳重に保管しておくものとする。

**8 その他**

町本部（教育部）は、学用品の保管、配給の状況を毎日「救助日報」（様式集・様式31号）のほか、次の諸記録を作成し、整備保管しておくものとする。

- (1) 被災児童生徒名簿（様式集・様式45-1号）
- (2) 被災教科書報告書（様式集・様式45-2号）
- (3) 学用品引継書（様式集・様式45-3号）
- (4) 学用品の給与状況（様式集・様式45-4号）
- (5) 救助実施記録日計票（様式集・様式6号）
- (6) 救助の種目別物資受払状況（様式集・様式7号）

## 第3項 文化財その他施設等の対策

**1 方針**

災害発生時における文化財その他施設等の応急対策を行うため、必要な措置を講ずる。

**2 被害報告**

文化財、公民館その他社会教育施設等に被害が発生したときは、その管理者は、町本部に被害の状況を報告する。

町本部は、報告を受けあるいは承知したときは、県被害情報集約システムにより報告する。

**3 所有者又は管理者への指導**

町本部及び県は、被災文化財について、県文化財保護審議会委員等専門家の意見を参考にして、文化財的価値を可及的に維持するよう被害文化財個々についてその対策を所有者又は管理者に指示し、指導する。

資料編（p. 資-78） ・ 町内文化財一覧
------------------------

**4 公民館その他社会教育施設の対策**

町本部は、公民館その他社会教育施設等に災害が発生したときは、本項2により被害状況を報告するとともに、被災施設の応急対策等を行うものとする。なお、被災時においては、公民館その他社会教育施設等は、災害応急対策のため（特に指定避難所、災害対策本部等）に利用される場合も少なくないので、その管理者は、その受入れ等について積極的に協力する。

## 第10節 事故災害応急対策

### 第1項 航空災害応急対策

#### 1 方針

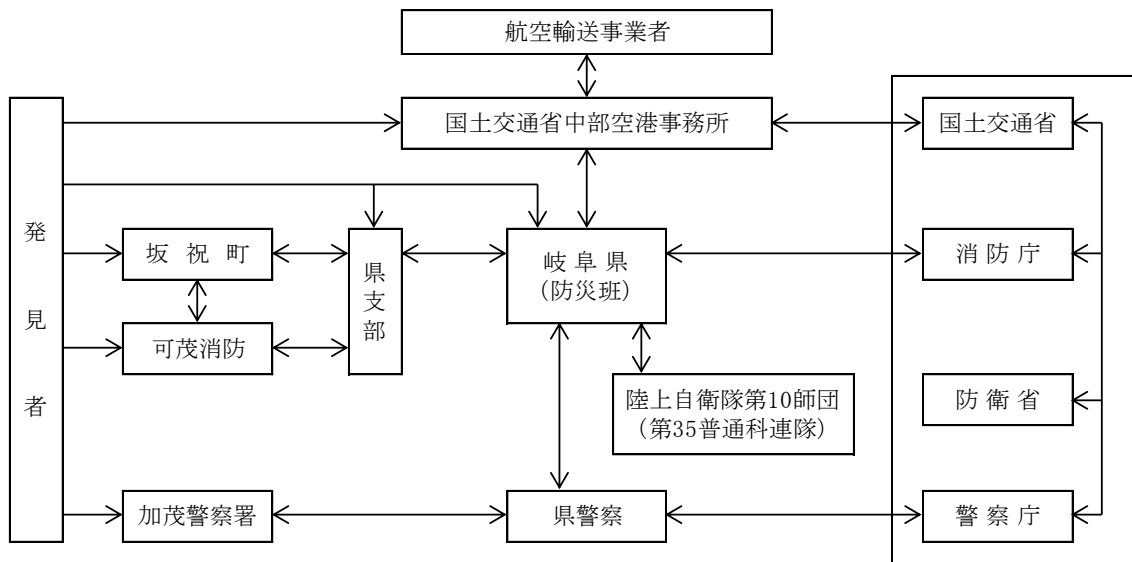
航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

#### 2 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

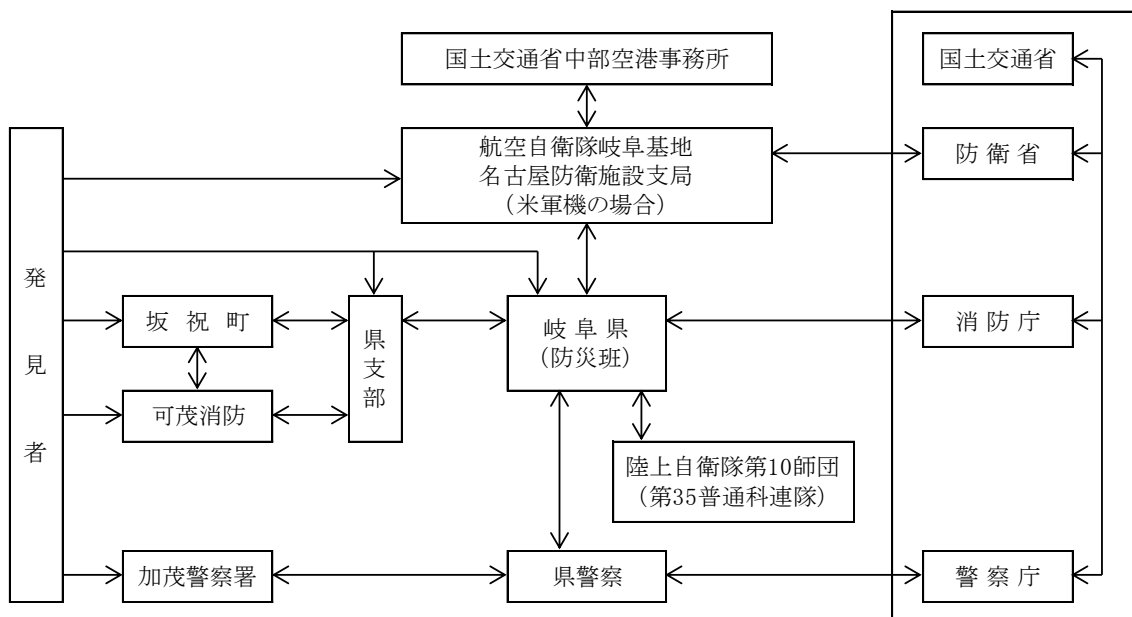
##### (1) 災害発生時の情報伝達系統

航空災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合の事故発生情報・被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。

##### ア 民間航空機の場合



##### イ 自衛隊機・米軍機の場合



(2) 応急活動情報の連絡

町本部は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、応急対策活動情報に関し、必要に応じて関係機関と緊密な情報交換を行うものとする。

(3) 通信手段の確保

ア 町本部及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 電気通信事業者は、災害時における防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

ウ 詳細については、本章第3節第3項「災害通信」によるものとする。

**3 活動体制の確立**

(1) 町の活動体制

町本部は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

(2) 広域的な応援体制

町独自では、十分な応急活動が実施できない場合は、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」により県に対し、他の市町村の応援のあつせんを要請するものとする。

資料編 (p. 資-34) ・岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書
-----------------------------------

(3) 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。なお、要請の手続きは、本章第2節第4項「自衛隊災害派遣要請」によるものとする。

**4 救助・救急、医療、消火活動等**

(1) 救助・救急活動

ア 町による救助・救急活動

町本部は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部等国の各機関、「災害応援に関する協定（中部9県1市応援協定）」及び「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」等により県を通じて他の都道府県等に応援を要請する。

イ 資機材等の調達等

町本部は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

(2) 医療活動

町本部は、公的医療機関・民間医療機関に対し、医療救護班の派遣を要請する。

(3) 消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

(4) 交通の確保

町本部及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧を行うものとする。なお、交通規制に当たっては、加茂

警察署と密接な連絡をとるものとする。

## 5 関係者等への情報伝達活動

- (1) 町本部は、航空運送事業者、県及びその他防災関係機関と連携して、被災者の家族等のニーズを充分把握し、航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。
- (2) 町本部は、航空運送事業者、県及びその他防災関係機関と、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。
- (3) 情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいという住民のニーズに応えるため、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

## 第2項 鉄道災害応急対策

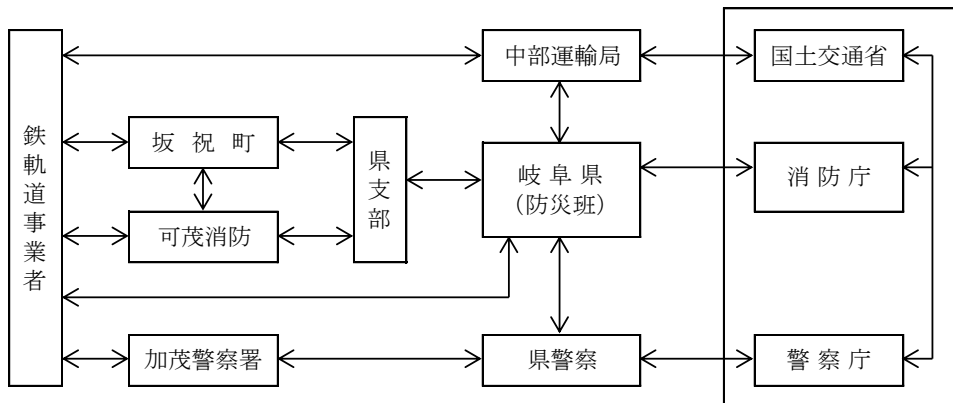
### 1 方針

鉄軌道における列車の衝突等の大規模な鉄道事故による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

### 2 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

#### (1) 災害発生時の情報伝達系統

鉄道災害が発生した場合の事故発生情報・被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。



#### (2) 応急対策活動情報の連絡

町本部は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。また、応急対策活動情報に関し、必要に応じて関係機関と緊密な情報交換を行うものとする。

#### (3) 通信手段の確保

ア 町本部及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 電気通信事業者は、災害時における防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

ウ 詳細については、本章第3節第3項「災害通信」によるものとする。

### 3 活動体制の確立

#### (1) 町の活動体制

町本部は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

#### (2) 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。また、関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

#### (3) 広域的な応援体制

町独自では、十分な応急活動が実施できない場合、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」により県に他の市町村の応援のあつせんを要請する。

資料編 (p. 資-34) ・岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書

#### (4) 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

### 4 救助・救急、医療、消火活動等

#### (1) 救助・救急活動

##### ア 町による救助・救急活動

町本部は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部等国の各機関、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」等により、県を通じて他の地方公共団体に応援を要請する。

##### イ 資機材等の調達等

町本部は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

資料編 (p. 資-27) ・相互応援協定締結状況一覧

資料編 (p. 資-34) ・岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書

#### (2) 医療活動

町本部は、公的医療機関・民間医療機関に対し、医療救護班の派遣を要請する。

#### (3) 消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

#### (4) 交通の確保

町本部及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧を行うものとする。なお、交通規制に当たっては、加茂警察署と密接な連絡をとるものとする。

### 5 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 町本部は、鉄軌道事業者及びその他防災関係機関と連携して、被災者等のニーズを十分把握し、鉄道災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。



(2) 町本部は、県、鉄軌道事業者及びその他防災関係機関と、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあうものとする。

### 第3項 道路災害応急対策

#### 1 方針

トンネル、橋梁等の道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

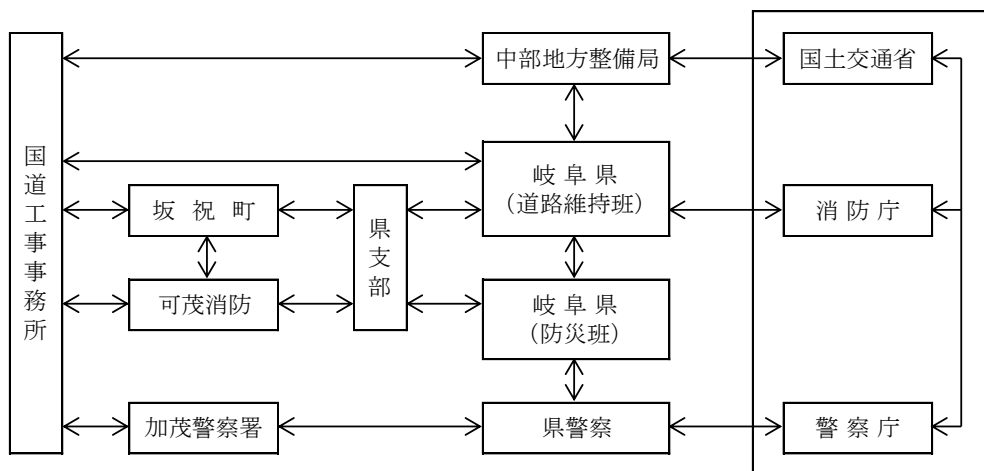
#### 2 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

##### (1) 災害発生時の情報伝達系統

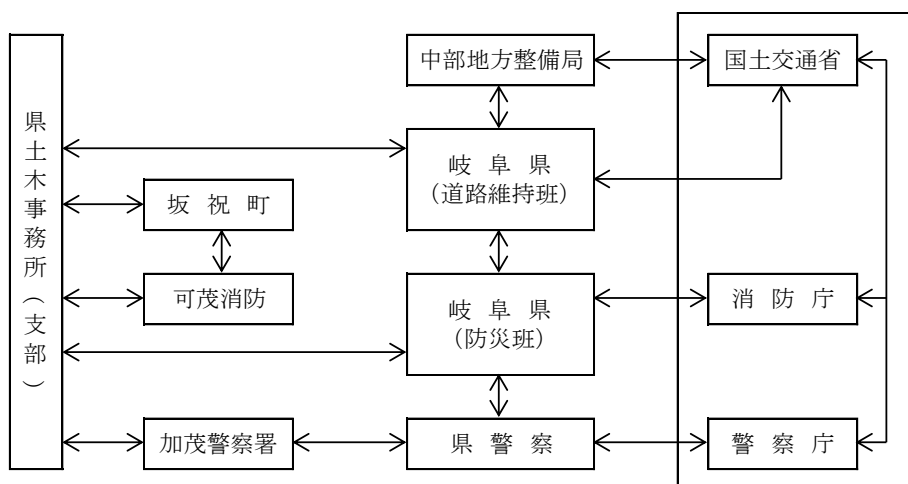
道路災害が発生した場合の事故発生情報・被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。

なお町本部は、情報収集をするに当たって、必要に応じ県及び加茂警察署に要請し、ヘリコプターによる目視、撮影等による被害情報の収集を行う等機動的な情報収集に努めるものとする。

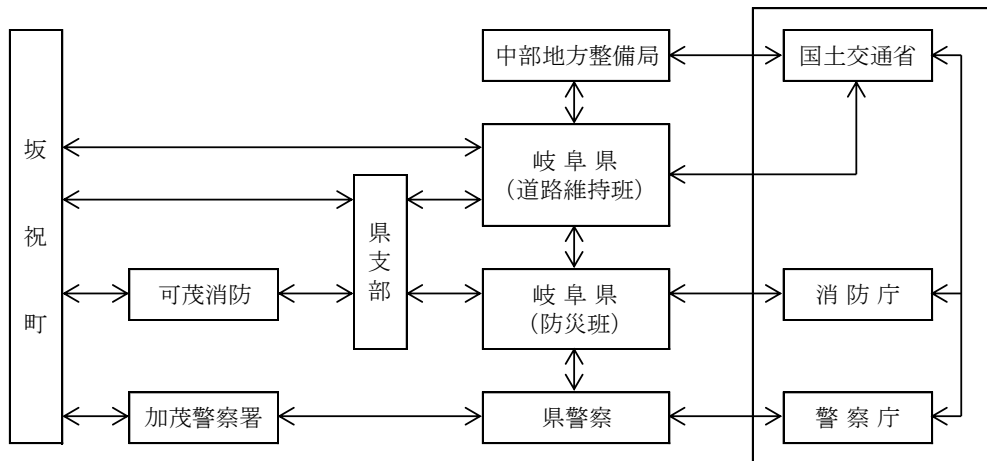
##### ア 国の管理する道路



##### イ 県の管理する道路



ウ 町の管理する道路



(2) 応急対策活動情報の連絡

町本部は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、応急対策活動情報に関し、必要に応じて関係機関と緊密な情報交換を行うものとする。

(3) 通信手段の確保

ア 町本部及び防災関係機関は、災害発生直後は直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 電気通信事業者は、災害時における防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

ウ 詳細については、本章第3節第3項「災害通信」によるものとする。

3 活動体制の確立

(1) 町の活動体制

町本部は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

(2) 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。また、関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

(3) 広域的な応援体制

町独自では、十分な応急活動が実施できない場合、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」により県に他の市町村の応援のあつせんを要請する。

資料編 (p. 資-34) ・岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書

(4) 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。なお、要請の手続きは、本章第2節第4項「自衛隊災害派遣要請」によるものとする。

#### 4 救助・救急、医療、消火活動等

##### (1) 救助・救急活動

###### ア 町による救助・救急活動

町本部は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部等国の各機関、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」等により県を通じて他の地方公共団体に応援を要請する。

###### イ 資機材等の調達等

町本部は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

資料編 (p. 資-34) ・岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書

##### (2) 医療活動

町本部は、公的医療機関・民間医療機関に対し、医療救護班の派遣を要請する。

##### (3) 消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

##### (4) 交通の確保

町本部及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧を行うものとする。なお、交通規制に当たっては、加茂警察署と密接な連絡をとるものとする。

##### (5) 危険物の流出に対する応急対策

町本部は、危険物の流出が認められたときには加茂警察署その他関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

##### (6) 道路施設、交通安全施設の応急復旧活動

ア 道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。

イ 道路管理者は、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

#### 5 被災者への的確な情報伝達活動

(1) 町本部は、県及びその他防災関係機関と連携して、被災者等のニーズを十分に把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

(2) 町本部は、県及びその他防災関係機関と、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

## 第4項 原子力災害緊急事態応急対策

### 1 方針

本項は、県から警戒事象及び特定事象の発生の連絡があった場合、及び原災法第15条に基づき緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものである。

なお、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本項に準じて対応する。

### 2 通報連絡、情報収集活動

町は、県から警戒事象、特定事象又は原子力緊急事態に関する通報・連絡があった場合、速やかに災害等の状況把握のため、情報収集伝達を行う。

#### (1) 警戒事象・特定事象発生情報等の通報

##### ア 警戒事象の通報があった場合

町は、県から連絡を受けた事項について、関係する地方指定公共機関及び防災業務関係者等へ連絡する。

##### イ 特定事象の通報があった場合

町は、県から連絡を受けた事項について、関係する地方指定公共機関及び防災業務関係者等へ連絡する。

#### (2) 応急対策活動情報の連絡

##### ア 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

町は、県等から通報、連絡を受けた事項及び自ら行う応急対策活動の状況等について、指定地方公共機関等と密接に連携を取るものとする。

##### イ 緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡及び調整等

町は、県等から通報、連絡を受けた事項及び自ら行う応急対策活動の状況等について、指定地方公共機関等と密接に連携を取るとともに、講ずべき措置について、県と調整を行うものとする。

### 3 活動体制の確立

町は、原子力災害に対応するため、町本部等を設置し、活動体制を確立する。なお、町本部等の組織・構成・事務分掌等は、本章第1節「町災害対策本部活動体制」による。

#### (1) 町の活動体制

##### ア 準備体制

町は、次の設置基準に該当する場合には、情報収集及び関係機関との連絡調整を行うとともに、事態の推移に応じて、警戒体制に移行できる体制をとる。

##### (ア) 設置基準

- a 県から、対象とする原子力事業所で警戒事象が発生した旨の連絡があったとき
- b 町内において核燃料物質等の事業所外運搬中の事故発生の通報があったとき
- c 町長が必要と認めたとき

##### (イ) 動員体制

総務課、産業建設課、関係各課

##### (ウ) 警戒準備体制の廃止

警戒準備体制の廃止は、以下の基準による。

- a 発電所の状況等から判断し、特定事象に至るおそれなくなり、国や原子力発電所所在県においても警戒体制を解除することとなったとき
- b 警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき

イ 警戒体制

町は、次の設置基準に該当する場合には、町長を本部長とする警戒本部を設置する。

(ア) 設置基準

- a 県から、対象とする原子力事業所で特定事象が発生した旨の連絡があったとき
- b 町内において、核燃料物質等の事業所外運搬における特定事象発生について連絡があったとき
- c 町長が必要と認めたとき

(イ) 動員体制

全ての課

(ウ) 警戒本部の廃止

警戒本部の廃止は、以下の基準による。

- a 警戒本部長が、原子力施設の事故が終結又は事故対策が完了、対策の必要がなくなったと認めるとき
- b 災害対策本部が設置されたとき

ウ 非常体制

町は、次の設置基準に該当する場合には、町長を本部長とする災害対策本部を設置する。

(ア) 設置基準

- a 町又は県の他の地域の一部が原災法第15条第2項に規定される原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき
- b 町又は県の他の地域の一部が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域とならない場合であっても、対象とする原子力事業所において原子力緊急事態（原災法第15条に規定される事態）が発生したとき
- c 町長が必要と認めたとき

(イ) 動員体制

全ての部

(ウ) 災害対策本部の廃止

町本部の廃止は、以下の基準による。

- a 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき
- b 本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき

(2) 応援要請及び職員の派遣要請等

ア 緊急消防援助隊の派遣要請

町は、必要に応じ、本編第1章第5節「広域応援体制の整備」により、県に対し緊急消防援助隊の出動要請依頼を行う。

イ 他の自治体の応援要請

町は、必要に応じ、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」等により、県及び他の市町村に応援を要請する。

(3) 自衛隊の派遣要請等

町長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を依頼する。自衛隊の派遣要請手続きは、本章第2節第4項「自衛隊災害派遣要請」による。

4 防災業務関係者の安全確保

町本部等は、緊急事態となった場合は、防災業務関係者の安全確保を図るため、県災害対策本部や現場指揮者等との連携を密にし、適切に対応するよう努める。

5 緊急時モニタリング活動

町本部等は、県、国、関係機関等が実施する緊急時モニタリングが円滑に行われるよう、必要な情報の提供、要員の移送手段の提供等、緊急時に協力できる体制を整備しておく。

6 屋内退避、避難等の防護活動

本町は、県が行った放射性物質拡散シミュレーションの結果によれば、外部被ばく実効線量が年間20mSv以上となる可能性は示されていないが、県に特定事象の通報があった場合、町本部等は、県の総合的な判断を踏まえ、段階に応じて予防的対応（屋内退避準備等）を行う。また、国と県が連携して実施する緊急時モニタリングの結果、町内に指針の指標を超え、又は超えるおそれがある地域があると認められる場合は、国の指示に基づく県からの伝達により、屋内退避又は避難のための立退きの勧告、又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。

また、住民避難の支援が必要な場合は、県に支援を要請する。

(1) 屋内退避・避難等に係る判断、指示

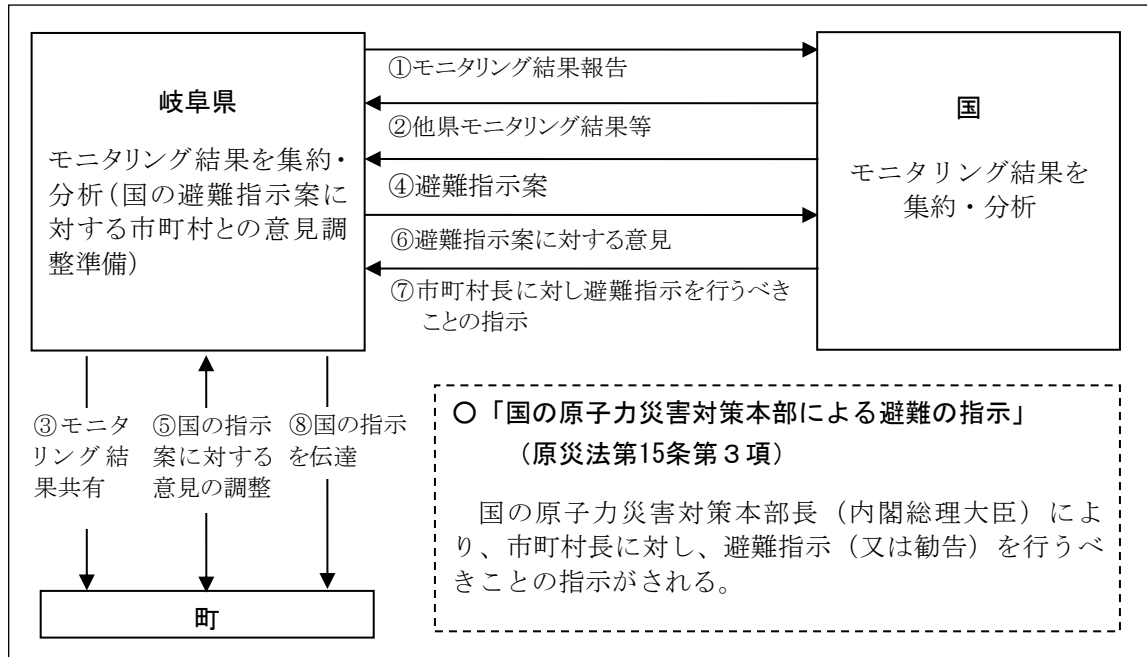
町本部は、県から国の避難等の指示案の伝達があった場合は、当該指示案に対する県の意見を踏まえ、避難指示等の判断を行う。

このように、国の判断に基づき対応することを基本とするが、県内におけるモニタリング結果等により、県災害対策本部が特に速やかな避難等の対応が必要と認めた場合は、県の意見を踏まえ、避難等を指示する。

【参考：指針の指標】 ※地上1 mで計測した場合の空間放射線量率

	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施	1日内を目途に区域を特定し、1週間程度内に避難（一時移転）を実施
計測可能な判断基準（O I L） （モニタリング実測値で判断）	毎時500 $\mu$ Sv （マイクロシーベルト）	毎時20 $\mu$ Sv （マイクロシーベルト）

【参考：国の原子力災害対策本部による避難の判断の流れ】



(2) 避難の実施

ア 避難先の決定

町本部等及び県は、避難マニュアル等に基づき、連携して受入市町村の候補を選定し、当該受入市町村と調整を図ったうえで避難先を決定する。

県外への避難が必要となった場合には、避難マニュアル等に基づき対応するとともに、県外都市との災害時相互応援協定等を活用する他、国・県等に対し支援を要請し、避難先を決定する。

イ 避難手段の確保

避難は、自家用車を所有している方は自家用車による避難を原則とし、徒歩等の場合は、町本部等及び県が準備する公共輸送機関による避難を行うものとする。

ウ 避難に資する情報の提供と避難誘導

町本部等は、県と協力し、住民に対し、避難先・避難経路を周知のうえ、避難誘導を実施する。

県は、スクリーニング場所の所在、災害の概要その他避難に資する情報の提供を行う。

エ 避難の実施における関係機関の連携

町本部等及び県は、避難の実施にあたり、関係機関と連携するとともに、関係機関は、支援・協力を努める。

(3) 避難者への対応

ア 避難者の生活環境への対応

町本部等及び県は、国と連携し、避難の長期化等を勘案し、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努める。

イ 避難者への心身のケア

町本部等は、県と連携し、被災者の健康状態を十分に把握し、心のケアを含めた対策を行

う。

ウ 安定ヨウ素剤の服用に係る説明及び準備

町本部等は、県と連携し、必要がある場合は、指針等を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁止事項等についての避難者への説明、安定ヨウ素剤の準備等に協力する。

**7 避難行動要支援者への配慮**

町本部等は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、指定避難所での生活に関して、避難行動要支援者に十分配慮する。特に、高齢者、障がい者、乳幼児、児童、妊婦の指定避難所での健康状態の把握等に努める。

なお、本項に定めのない事項については、本章第6節第7項「避難行動要支援者対策」を準用する。

**8 安定ヨウ素剤の配布、服用指示及びスクリーニング**

町本部等は、安定ヨウ素剤の配布、服用指示、スクリーニング等、避難先に併設される救護所で県が行う活動に協力する。

(1) 安定ヨウ素剤の配布、服用指示等

町本部等は、プルーム通過については屋内退避を基本とし、国の判断に基づく県の指示により、町内のコンクリート造りの公共施設等において、医療従事者の立会いのもと、住民等に対し、安定ヨウ素剤配布・服用を指示する。

安定ヨウ素剤の扱いについては、原子力災害対策指針、国が示すヨウ素剤解説書「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」、県が定める「安定ヨウ素剤取扱いマニュアル」等による。

(2) 住民に対するスクリーニング

町本部等は、救護所において県が実施するスクリーニングが円滑に行われるよう協力する。

**9 飲料水、飲食物の摂取制限、出荷制限**

町本部等は、国及び県から飲食物の摂取制限及び出荷制限等の指示等がなされた場合は、以下のとおり対応する。

(1) 飲料水、飲食物の摂取制限

町本部等は、指針の指標に基づくOILの値や食品衛生法上の基準等を踏まえた国及び県の指導・助言に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を講じる。

(2) 農林畜水産物等の採取及び出荷制限

町本部等は、県から、国の指針、指導及び助言等を踏まえた農林畜水産物等の採取及び出荷制限措置があった場合は、これに協力する。

また、町本部等は、実施する措置について、県とともにその内容について、生産者、地域住民等への周知徹底及び注意喚起に努める。

(3) 飲食物、生活必需品等の供給、分配及び調達

町本部等は、飲食物の摂取制限等の措置を指示したときは、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

町本部等は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、県等に対し、物資の調達



を要請する。

## 10 緊急輸送活動

原子力災害が発生した場合に、避難、専門家、モニタリング要員、スクリーニング要員の搬送、飲食物の搬送等を早急に実施するため、町本部等、国、県、加茂警察署、可茂消防及びその他防災関係機関は、緊急輸送並びにその支援活動を行う。

### (1) 緊急輸送活動

緊急輸送の対象は、以下のものとする。

- ア 避難者及び指定避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- イ モニタリング、スクリーニング、安定ヨウ素剤配布・服用指示に必要な人員及び資機材
- ウ 緊急事態応急対策要員及び必要な資機材
- エ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- オ その他緊急に輸送を必要とするもの

### (2) 緊急輸送の順位

緊急輸送の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、次の順位を原則として実施する。

- ①負傷者、疾病者、避難行動要支援者
- ②避難者、災害状況の把握、進展予測のための専門家・資機材等
- ③緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材
- ④住民の生活を確保するために必要な物資
- ⑤その他緊急事態応急対策のために必要となるもの

### (3) 緊急輸送体制の確立

町本部等は、県並びに関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送活動を実施する。

## 11 住民への的確な情報提供活動

町本部等、国及び県は、原子力災害に関する情報を、多様な手段により迅速かつ的確に、分かりやすく提供する。あわせて、町本部等は、住民の問い合わせに対応するため、相談窓口を設置する。

### (1) 住民への情報提供活動

#### ア 住民への広報

##### (ア) 情報提供手段

町本部等は、住民への情報提供を図るため、次の方法等あらゆる手段を用いて情報提供活動を実施する。

- a 広報車
- b 防災行政無線（同報無線）
- c 行政情報メール
- d 自主防災組織(自治会)、民生・児童委員との連携
- e その他実情に即した方法 等

##### (イ) 情報提供事項

町本部等は、以下の事項について情報提供活動を実施する。

- a 事故・災害等の概況（県や国等が実施するモニタリング結果を含む）
- b 緊急事態応急対策の実施状況（飲食物摂取制限等）
- c テレビ、ラジオの報道、防災行政無線等に注意するよう呼びかけ
- d 避難者を受け入れる場合、避難者の受入を行う旨及び車両の運転を控える等、避難を円滑に行うための協力呼びかけ
- e 不安解消のための市民に対する呼びかけ 等

#### イ 実施方法

住民への情報提供に当たっては、以下のことに配慮する。

- (ア) 情報提供に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ例文を準備し、専門用語やあいまい表現は避け、分かりやすく誤解を招かない表現を用いる。
- (イ) 住民が利用可能な媒体を活用し、繰り返し広報するなど、情報の空白時間が生じないよう定期的な情報提供に努める。
- (ウ) 速やかな情報提供に努めるとともに、情報提供に当たっては、得られている情報と得られていない情報を明確に区別して説明するよう努める。

#### ウ 広報内容及び避難行動要支援者への配慮

町本部等及び県は、住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（事故の状況、緊急時モニタリング結果、SPEED Iの予測結果等）、避難情報、緊急時における留意事項、安否情報、医療機関などの情報、町、国、県等が講じている対策に関する情報、交通規制など、住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。

その際、自主防災組織、民生・児童委員等を活用し、避難行動要支援者に配慮する。

#### (2) 住民からの問い合わせに対する対応

町本部等、国、県及び原子力事業者は、速やかに住民からの問い合わせに対応するため相談窓口の設置、人員の配置等体制を整備する。

### 12 教育対策

学校等は、原子力災害時における児童生徒等の安全を確保するため、学校の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が、必要な対策を講じるとともに、適切な学校運営を図る。

#### (1) 臨時休校等の措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、児童生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休校等の措置を行う。

#### (2) 登下校での措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、災害の状況に応じて、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

### 13 町内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する対策

#### (1) 輸送に係る事業者等

ア 輸送に係る事業者等は、核燃料物質等の運搬中の事故が発生した場合は、速やかに県に通報し、県は、その内容を町及び関係機関に通知する。

また、当該事故に伴い特定事象に該当するに至った場合には、輸送に係る事業者等の防災管理者は、特定事象発見後又は発見の通報を受けた後、直ちにその旨を国、県、事故発生場所を管轄する市町村、警察、消防機関など関係機関に文書により通報し、主要な機関に対してはそ

の着信を確認する。

イ 輸送に係る事業者等は、直ちに、携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ、他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行う。

(2) 町本部及び県

町本部等及び県は、相互に協力して事故の状況把握に努めるとともに、国の主体的な指導のもと、関係機関と連携して、事故現場周辺の住民の避難の指示等必要な措置を講じる。

(3) 警察

加茂警察署は、最寄りの警察機関として事故の通報を受けた場合、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、輸送に係る事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

(4) 消防機関

町消防は、最寄りの消防機関として事故の通報を受けた場合、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、その状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、輸送に係る事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

## 第5項 原子力災害中長期対策

### 1 方針

本項では、原災法第15条第4項の規定に基づき、原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を定めている。なお、これ以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本項に示した対策に準じて対応する。

### 2 緊急事態宣言解除後の対応

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、県と連携し、必要に応じて事後対策や被災者の生活支援等を行う。

### 3 県環境放射線モニタリングへの協力

県は、原子力緊急事態解除宣言後、復旧へ向けた避難区域の見直し等を行うため、国、隣接県、原子力事業者等と協力して環境モニタリングを行い、結果を公表する。

町は、これらの活動が円滑に進むよう、必要な情報の提供、要員の移送手段の提供等の協力を行う。

### 4 原子力災害中長期対策実施区域の設定

町は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害中長期対策を実施すべき区域を設定する。

### 5 各種制限措置の解除

町は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家の判断や国の指針、指導に基づき、応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等、各種制限措置の解除を行う。

また、解除の実施状況を確認するとともに、解除について住民へ周知を行う。

#### 6 放射性物質による環境汚染への対処

町は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関が行う放射性物質による環境汚染への対処に基づき必要な措置を行う。

#### 7 災害地域住民等に係る記録の作成

町は、避難及び屋内退避の措置をとった住民が災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、指定避難所等においてとった措置等を、あらかじめ町で定めた様式で記録する。

町は、国及び県と連携し、農林水産業、商工業等の受けた影響について調査するとともに、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

#### 8 被災者等の生活再建等の支援

町は、国及び県と連携し、被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたるきめ細かな支援に努める。

町は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、可能な限りワンストップで対応できる総合相談窓口を設置する。

町外に避難した被災者に対しても、町及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

#### 9 風評被害等による影響の軽減

町は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が国内外で確保されるよう、各種媒体を用いた広報活動を行う。

#### 10 被災中小企業等に対する支援

町は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

#### 11 心身の健康相談体制の整備

町は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、住民等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。

## 第6項 危険物等災害応急対策

### 1 方針

危険物、高圧ガス、毒物劇物及び火薬類（以下「危険物等」という。）の漏えい流出、火災、爆発等による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

### 2 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

#### (1) 災害情報の収集、連絡

ア 危険物等取扱事業者は、火災又は爆発等の発生状況、人的被害等の情報を直ちに町等へ連絡する。

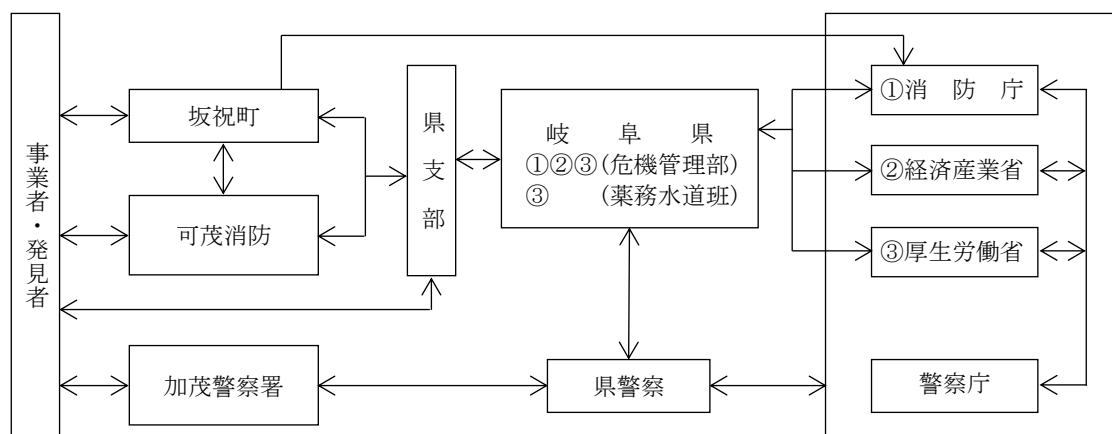
イ 町本部は、火災又は爆発等の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県等へ連絡する。

なお、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づく「直接即報基準」に該当する危険物等に係る事故の場合には、直接消防庁にも連絡する。

#### (2) 災害発生時の情報伝達系統

危険物災害が発生した場合の災害発生情報・被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。

#### ①②③において直接即報基準に該当するもの



①危険物、②火薬類、高圧ガス、③毒物劇物、  
②③の場合にも必要に応じ、消防庁へ連絡する。

#### (3) 応急対策活動情報の連絡

ア 危険物等取扱事業者は、町に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

イ 町本部は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

ウ 防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

#### (4) 通信手段の確保

ア 町本部は、県、危険物等取扱事業者及びその他防災関係機関と連携して、災害発生直後は直

ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 電気通信事業者は、災害時における防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

ウ 詳細については、本章第3節第3項「災害通信」によるものとする。

### 3 活動体制の確立

#### (1) 危険物等取扱事業者の活動体制

ア 危険物等取扱事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとるものとする。

イ 危険物等取扱事業者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるものとする。

ウ 危険物等取扱事業者は、消防機関等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

#### (2) 町の活動体制

町本部は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

#### (3) 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。また、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

#### (4) 広域的な応援体制

危険物等取扱事業者は、被害の規模に応じて、あらかじめ危険物等取扱事業者により締結された広域応援協定等に基づき、他の危険物等取扱事業者に応援を要請する。

#### (5) 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。なお、要請の手続きは、本章第2節第4項「自衛隊災害派遣要請」によるものとする。

#### (6) 防災業務関係者の安全確保

町本部は、県と連携して、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図るものとする。また、応急対策活動中の安全確保のため、相互に密接な情報交換を行うものとする。

### 4 災害の拡大防止活動

危険物等取扱事業者は、危険物等災害時に的確な応急点検及び応急措置等を講ずるものとする。

町本部は、県と連携して、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、危険物等取扱事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずるものとする。

### 5 救助・救急、医療、消火活動等

#### (1) 救助・救急活動

##### ア 危険物等取扱事業者による救助・救急活動

危険物等取扱事業者は、危険物等災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力する。

##### イ 町による救助・救急活動

町本部は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」等により県を通じて他の市町村等に応援を要請する。

#### ウ 資機材等の調達等

町本部は必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

#### (2) 医療活動

町本部は、公的医療機関・民間医療機関に対し、医療救護班の派遣を要請する。

#### (3) 消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

#### (4) 交通の確保

町本部及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧を行うものとする。なお、交通規制に当たっては、加茂警察署と密接な連絡をとるものとする。

### 6 危険物等の流出に対する応急対策

危険物等が河川等に流出した場合の応急対策は、次のとおりとする。

(1) 危険物等取扱事業者等は、直ちに予防措置を講ずるものとする。

(2) 消防機関は、危険物等が河川等に流出した場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

(3) 町本部及び県は、危険物等が河川等に流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。なお、その際、関係行政機関等からなる各水系の水質汚濁防止連絡協議会の活用など、既存の組織を有効に活用し迅速に対応する。

(4) 防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずるものとする。

### 7 避難収容活動

#### (1) 避難誘導の実施

ア 町本部は、危険物等災害により人に危害の及ぶおそれのある場合には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行うものとする。

イ 避難誘導に当たって、町本部は、指定避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

#### (2) 指定避難所の開設

町本部は、発災時に必要に応じ指定避難所を開設し、地域住民等に対し周知徹底を図るものとする。なお、詳細については、本章第6節第3項「避難対策」によるものとする。

### 8 施設・設備の応急復旧活動

町本部は、必要に応じて専門技術をもつ人材等の派遣を県に要請して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

### 9 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 町本部は、危険物等取扱事業者と連携して、被災者等のニーズを十分把握し、危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正

確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、避難行動要支援者に配慮した伝達を行うものとする。

- (2) 町本部、県及び危険物等取扱事業者は、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあうものとする。

## 第7項 林野火災応急対策

### 1 方針

火災による広範囲にわたる林野の焼失といった林野火災に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

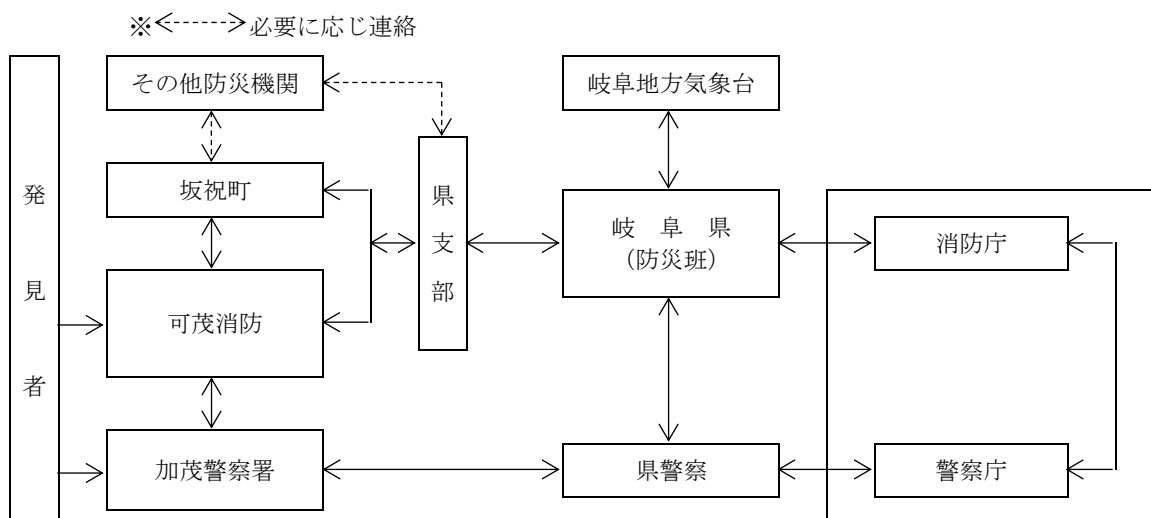
### 2 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

#### (1) 災害情報の収集、連絡

町本部は、火災の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県等へ連絡する。

#### (2) 災害発生時の情報伝達系統

林野火災が発生した場合の火災発生情報・被害情報等の情報伝達系統は次によるものとする。



#### (3) 応急対策活動情報の連絡

ア 町本部は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

イ 防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

#### (4) 通信手段の確保

ア 町本部は、県、民間事業者等及びその他防災関係機関と連携して、災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 電気通信事業者は、災害時における町の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

ウ 詳細については、本章第3節第3項「災害通信」によるものとする。

### 3 活動体制の確立



(1) 林業関係事業者の活動体制

林業関係事業者は、消防機関等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努めるものとする。

(2) 町の活動体制

町本部は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

(3) 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。また、関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

(4) 広域的な応援体制

町独自では十分な応急活動が実施できない場合は、「岐阜県広域消防相互応援協定」、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」により、県を通じて他の市町村に応援を要請する。

資料編 (p. 資-34)	・ 岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書
(p. 資-44)	・ 岐阜県広域消防相互応援協定書

(5) 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。なお、要請の手続きは、本章第2節第4項「自衛隊災害派遣要請」によるものとする。

4 救助・救急、医療、消火活動等

(1) 救助・救急活動

ア 町による救助・救急活動

町本部は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部等国の各機関、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」等により県を通じて他の地方公共団体に応援を要請する。

イ 資機材等の調達等

町本部は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

資料編 (p. 資-34)	・ 岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書
---------------	----------------------

(2) 医療活動

町本部は、公的医療機関・民間医療機関に対し、医療救護班の派遣を要請する。

(3) 消火活動

ア 消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。また、林野火災防御図の活用等を図りつつ、効果的な消火活動を実施するとともに、時期を失することなく、近隣市町村に応援要請を行うなど早期消火に努めるものとする。

イ 住民、自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

(4) 交通の確保

町本部及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧を行うものとする。なお、交通規制に当たっては、加茂警察署と密接な連絡をとるものとする。

## 7 避難収容活動

### (1) 避難誘導の実施

ア 町本部は、危険物等災害により人に危害の及ぶおそれのある場合には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行うものとする。

イ 避難誘導に当たって、町本部は、指定避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

### (2) 指定避難所の開設

町本部は、発災時に必要に応じ指定避難所を開設し、地域住民等に対し周知徹底を図るものとする。なお、詳細については、本章第6節第3項「避難対策」によるものとする。

## 6 施設・設備の応急復旧活動

町本部は、必要に応じて専門技術をもつ人材等の派遣を県に要請して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

## 7 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 町本部は、被災者等のニーズを十分把握し、林野火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、避難行動要支援者に配慮した伝達を行うものとする。

(2) 町本部及び県は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

## 8 二次災害の防止活動

(1) 町本部及び県は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努めるものとする。

(2) 町本部及び県は、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として、必要に応じて県に専門技術者の派遣を要請し、土砂災害等の危険箇所の点検等を行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的速やかに砂防施設、治山施設等の整備を行うものとする。

## 第8項 大規模な火事災害応急対策

### 1 方針

大規模な火事（林野火災を除く。）による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

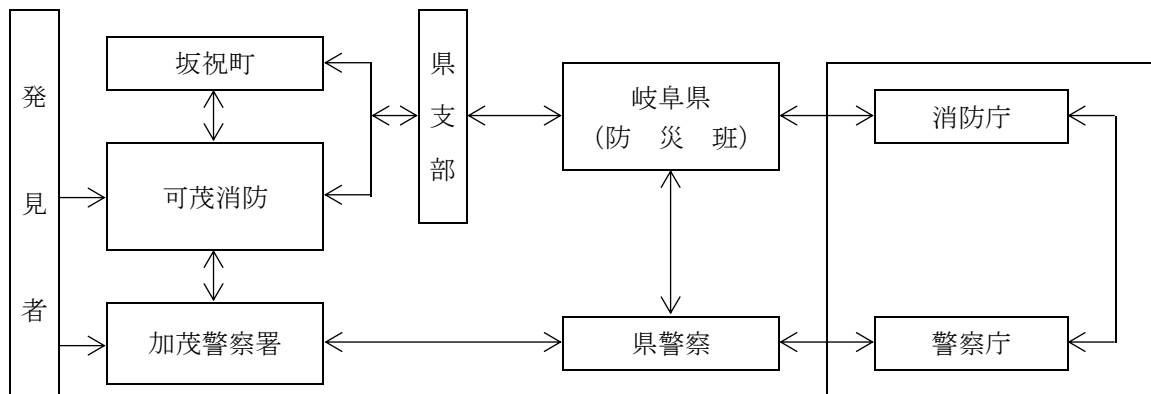
### 2 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

#### (1) 災害情報の収集、連絡

町本部は、火災の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県等へ連絡する。

#### (2) 災害発生時の情報伝達系統

大規模な火事災害が発生した場合の火災発生情報・被害情報等の情報伝達系統は次によるものとする。



#### (3) 応急対策活動情報の連絡

ア 町は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部の設置状況等を報告し、応援の必要性等を連絡する。

イ 防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

#### (4) 通信手段の確保

ア 町本部は、県、民間事業者等及びその他防災関係機関と連携して、災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する

イ 電気通信事業者は、災害時における町の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

ウ 詳細については、本章第3節第3項「災害通信」によるものとする。

### 3 活動体制の確立

#### (1) 町の活動体制

町本部は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

#### (2) 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。また、関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるも

のとする。

(3) 広域的な応援体制

町独自では、十分な応急活動が実施できない場合、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」により県に他の市町村の応援のあつせんを要請する。

資料編 (p. 資-34)	・ 岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書
(p. 資-44)	・ 岐阜県広域消防相互応援協定書

(4) 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。なお、要請の手続きは、本章第2節第4項「自衛隊災害派遣要請」によるものとする。

#### 4 救助・救急、医療、消火活動等

(1) 救助・救急活動

ア 町による救助・救急活動

町本部は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部等国の各機関、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」等により県を通じて他の地方公共団体に応援を要請する。

イ 資機材等の調達等

町本部は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

資料編 (p. 資-34)	・ 岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書
---------------	----------------------

(2) 医療活動

町本部は、公的医療機関・民間医療機関に対し、医療救護班の派遣を要請する。

(3) 消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

(4) 交通の確保

町本部及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧を行うものとする。なお、交通規制に当たっては、加茂警察署と密接な連絡をとるものとする。

#### 7 避難収容活動

(1) 避難誘導の実施

ア 町本部は、危険物等災害により人に危害の及ぶおそれのある場合には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行うものとする。

イ 避難誘導に当たって、町本部は、指定避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

(2) 指定避難所の開設

町本部は、発災時に必要に応じ指定避難所を開設し、地域住民等に対し周知徹底を図るものとする。なお、詳細については、本章第6節第3項「避難対策」によるものとする。

## 6 被災者等への的確な情報伝達活動

- (1) 町本部は、被災者等のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、避難行動要支援者に配慮した伝達を行うものとする。
- (2) 町本部及び県は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

## 第3章 復旧計画

### 第1節 復旧・復興体制の確保

#### 1 基本方針

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

その際、地域住民の意向等を反映するとともに、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。あわせて、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の参画を促進する。

#### 2 復旧・復興の基本方針の決定

##### (1) 基本方針の決定

特定大規模災害によって被災し、町が一定の要件に該当する地域に含まれる場合には、国の復興基本方針及び県復興方針に即して、町の復旧・復興に向けた具体的な指針、基本目標等を検討し速やかに復興計画を策定する。

##### (2) 復興計画の策定

復興に当たってのマスタープランとして、被災地域の実態に即した事業を一つの計画の下で展開し、地域全般の復興を円滑かつ迅速に進めるため、復興計画を策定する。

復興計画を策定しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映するとともに、復興計画及び実施に関して協議する復興協議会を組織することも検討する。

#### 3 人的資源等の確保

災害復旧・復興対策を実施するためには、通常業務に加え、長期間に渡る膨大な業務の執行が必要になることから、町は、不足する職員を補うため、必要に応じて、県、国、他の都道府県、他の市町村に職員の派遣その他協力を求めるものとする。

#### 4 その他

町及び県は、被災した学校施設の復興にあたり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。

## 第2節 公共施設災害復旧事業

### 1 方針

公共施設等の復旧は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努めるものとする。

なお、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案したうえで、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図るための計画についても検討する。

### 2 災害復旧事業の種類

災害復旧事業の種類は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
  - ア 河川災害復旧事業
  - イ 砂防設備災害復旧事業
  - ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
  - エ 地すべり防止施設災害復旧事業
  - オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
  - カ 道路災害復旧事業
  - キ 公園災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 水道災害復旧事業
- (5) 下水道災害復旧事業
- (6) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (8) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (9) 学校教育施設災害復旧事業
- (10) 社会教育施設災害復旧事業
- (11) その他の災害復旧事業

## 第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、 事業からの暴力団排除

### 1 方針

災害に伴う被害に対して早急な復旧を図るために、多方面に及ぶ国の支援は不可欠であり、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」に基づき援助される事業の早期指定を受けるため、町は、早期に被害情報の収集や国への働きかけを行う。また、復旧・復興事業にあたっては、暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

なお、被害状況調査の実施者等は、本編第2章第4節第2項「災害情報等の収集・伝達」の定めるところによるものとする。

### 2 法律等により一部負担又は補助するもの

法律等により一部を負担、又は補助するものは次のとおりである。

#### (1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ケ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- コ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

#### (2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費補助
- イ 都市災害復旧事業国庫補助
- ウ 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

### 3 激甚災害に係る財政援助措置

激甚災害に係る財政援助措置の対象は次のとおりである。

#### (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業



- ケ 知的障害者援護施設災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防施設事業
- ス 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- セ 湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
  - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
  - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
  - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
  - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
  - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
  - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
  - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
  - ク 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
  - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
  - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
  - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の特別の財政援助及び助成
  - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
  - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
  - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
  - エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
  - オ 水防資材費の補助の特例
  - カ リ災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
  - キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
  - ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

#### 4 暴力団の排除

町は、加茂警察署からの働きかけに応じるなど、県、他市町村、業界団体等と連携して、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

## 第4節 被災者の生活確保

### 1 方針

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずるものとする。

被災者のうち生活困窮者等に対する事業資金その他少額融資は、坂祝町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和59年条例第26号）及び坂祝町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和59年規則第10号）の規定によるほか、本計画の定めるところによるものとする。

### 2 生活相談

町は、被災者の生活確保のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施する。

また、町外に避難し、又は町外から避難した被災者に対しても、町、県及び避難先あるいは従前の居住地の市町村、都道府県が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

### 3 資金の種別

災害により被害を受けた生活困窮世帯等に対する資金の種別は、次のとおりである。

- (1) 災害援護資金
- (2) 生活福祉資金の災害援護資金
- (3) 母子福祉資金
- (4) 寡婦福祉資金
- (5) その他一般資金

災害の規模その他により、被災者用として前記資金の融資を受けられないとき、又は前記以外の一般融資を希望する世帯に対して、次の一般資金を融資する。

- ア 特別給付金国庫債券担保貸付金
- イ 恩給担保貸付金
- ウ 特別弔慰金国庫債券担保貸付金

### 4 個人被災者への資金援助等

- (1) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

#### ア 災害弔慰金

町は、坂祝町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和59年条例第26号）の定めるところにより、災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

#### イ 災害障がい見舞金

坂祝町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和59年条例第26号）の定めるところにより、災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対し災害障がい見舞金を支給する。

#### ウ 災害援護資金の貸付

町は、条例の定めるところにより、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立ち直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

#### (ア) 貸付機関

町本部とする。

(イ) 貸付対象世帯

町の区域内において、災害救助法による救助が行われる災害その他政令で定める災害により、災害援護資金の貸付け事由たる被害を受けた世帯で、その世帯に属する者の所得の合計額が政令で定める額に満たないものの世帯主

(ウ) 資金の内容

特別に資金種別の制限はなく、生活の立て直しに必要な経費として貸し付ける。

(エ) 貸付条件

本資金の貸付条件は、4「貸付条件等の概略」に示すほか、次のとおりである。

a 保証人 1人

b 違約金 延滞元利金額につき年5パーセント

(オ) 提出書類 災害援護資金借入申込書（用紙は町備付）

(2) 被災者生活再建支援金の支給に係る事務

自然災害により、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）による被災者生活再建支援金の支給の必要が生じたときは、町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図ることとする。

町は、住宅被害の認定を行い、被災者への被災者生活再建支援金の支給申請に必要な災証明書等必要書類の発行、制度の説明、被災者からの申請書等の受付、県への書類送付等を行う。

(3) 岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金の交付

町は、被災者の生活・住宅再建支援のために、岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金交付要綱に基づく自然災害による補助金の支給制度を積極的に活用することとする。

町は、住家被害の認定、被災者への支援金の申請に必要な災証明書等必要書類の発行、制度の説明、被災者からの申請書の受付、支援金の支払い、県への補助金の申請等を行うものとする。

(4) 生活福祉資金の貸付

県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、災害により被害を受けた低所得者等に対して、速やかに自立更生させるため、災害援護資金の貸付けを行う。ただし、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付の対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付は行わないものとする。

(5) 災害生業資金

県社会福祉協議会は、町に災害救助法が適用された場合に、同法に基づき、零細な資本によって生業を営んでいる者が、災害のため住家を全壊、全焼又は流出した場合に、その自立更生をさせるため、災害生業資金の貸付けを行うものとする。

(6) 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付

被災母子世帯及び被災寡婦世帯に対する母子福祉資金及び寡婦福祉資金の融資は、次の方法によるものとする。

ア 貸付機関

県本部児童家庭班が県貸付委員会の意見に基づいて貸し付けるものとする。なお、申込その他に当たっては、町本部及び県支部中濃救助班（母子相談員）及び民生児童委員並びに母子協

助員が協力する。

イ 貸付対象世帯

災害により住家又は事業場若しくは家財、商品等が被害を受けた配偶者のいない女性であつて、現に児童（20歳未満）を扶養している者及び寡婦等に対して融資する。

ウ 資金の種別

本資金の融資は、次のものとする。

- (ア) 事業開始資金及び事業継続資金
- (イ) 住宅資金

エ 貸付条件

本資金の貸付条件は、4「貸付条件等の概略」に示すほかは、次の条件のとおりである。

- (ア) 保証人 1名以上
- (イ) 違約金 延滞元利金につき年10.75パーセント

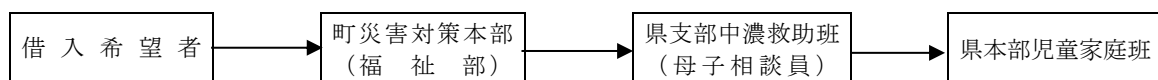
オ 提出書類

借入希望者は、次の書類を作成して、借入希望者の居住地域を担当する福祉事務所に提出する。

- (ア) 貸付申請書
- (イ) 戸籍謄本
- (ウ) り災証明書
- (エ) 税額及び資産等証明書
- (オ) 事業計画書（事業開始・事業継続資金について）
- (カ) 補修計画書（住宅資金について）

カ 申込書等の提出経由機関等

申込書等は、次の系統で提出する。



(7) 知事見舞金の支給

災害により多数のものが被害を受けたときは、次により知事見舞金を被災者に支給する。

(8) り災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度を認定し、被災者に「り災証明書」を交付する。なお、「り災証明書」の様式等については、本編第2章第6節第1項「被災者の救助保護対策」によるものとする。

5 融資希望世帯の調査

福祉部は、民生児童委員等の協力を得て各制度の条件を被災者に説明し、その徹底を図るとともに融資希望者の相談に応じ適当な資金の選択について指導を行い、災害発生後5日以内に資金別融資希望のとりまとめを行うものとする。ただし、災害救助法による援護資金は、他の援助と異なり、県支部中濃救助班から指示があったときに限りその希望をとりまとめるものとする。

6 対象者の選考

災害救助法による援護資金の希望をとりまとめたとき、福祉部は、災害発生後7日以内に選考順

位を決定する。なお、決定に当たっては、社会福祉協議会及び自治会長の意見を聴く等慎重を期する。

#### 7 融資希望世帯の報告

福祉部は、融資希望のとりまとめ及び援護資金についての選考順位を決定したときは、県支部中濃救助班に災害発生後10日以内に報告する。

#### 8 被災者生活への再建支援の説明

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

#### 9 租税の徴収猶予及び減免

町は、被災者に対する町税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定する。

#### 10 働く場の確保

町は、被災者の雇用に関する相談について、県に対する要望措置等の必要な計画を策定しておくものとする。

また、町及び県は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる実施する。

#### 11 生活保護制度の活用

町及び県は、生活に困窮し、生活保護を必要とする世帯に対し、民生児童委員等と連絡を密にし、速やかに生活保護法（昭和25年法律第144号）を適用する。

#### 12 生活必需物資、復旧資材等の供給確保

町、県及び関係機関は、被災地域において住民の不安と動揺を沈静化し生活秩序の回復と復興を着実にしていくためにも、生活必需物資、復旧用建築資材等の供給の確保を図るとともに、物資の需給・価格動向を調査監視し、物価の安定を確保していくものとする。

#### 13 原子力災害中長期対策

本編第2章第10節第5項「原子力災害中長期対策」によるものとする。

## 第5節 被災中小企業の振興

### 1 方針

被災中小企業の自立を支援し、財政支援により早急な再建への道を開くことが必要であり、被災中小企業の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずるものとする。

また、町及び県は、被災中小企業に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

### 2 自立の支援

町、県及び防災関係機関は、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行い、被災中小企業の自立を支援する。

### 3 各種対策

被災中小企業の自立を支援するための援助、助成措置は、次のとおりである。

- (1) 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等の貸付条件の緩和措置
- (2) 再建資金の借入れによる債務の保証に係る中小企業信用保険について別枠の担保限度の設定、てん保率の引上げ及び保険率の引き下げ
- (3) 災害を受ける以前に貸付を受けたものについての償還期間の延長等の措置
- (4) 事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業に要する費用についての補助
- (5) 貸付事務等の簡易迅速化
- (6) 被災関係手形の期間経過後の交換持出し、不渡処分等の猶予等の特別措置
- (7) 租税の徴収猶予及び減免
- (8) 労働保険料等の納付の猶予等の措置
- (9) その他各種資金の貸付け等必要な措置

## 第6節 農林漁業関係者への融資

### 1 方針

被災農林漁業者の施設の災害復旧及び経営の安定を図ることが必要であり、被災農林漁業者の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずるものとする。

### 2 株式会社日本政策金融公庫による融資

町、県及び防災関係機関は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、株式会社日本政策金融公庫から貸付けの円滑な融通、必要枠の確保、早期貸付け等につき適切な措置を講じ、又は指導を行うものとする。

### 3 各種対策

被災農林漁業者の再建に必要な資金の融資等の対策は、次のとおりである。

- (1) 天災融資法による資金
- (2) 農業災害緊急支援資金
- (3) 農業災害緊急支援特別資金
- (4) 農林漁業セーフティネット資金
- (5) 農業経営基盤強化資金
- (6) 農業基盤整備資金
- (7) 農林漁業施設資金
- (8) 林業基盤整備資金